

平成 2 1 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 1 年 6 月 4 日
至 平成 2 1 年 6 月 2 3 日

佐 伯 市 議 会

平成 2 1 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号	6 月 4 日
第 2 号	6 月 1 0 日
第 3 号	6 月 1 1 日
第 4 号	6 月 1 2 日
第 5 号	6 月 1 5 日
第 6 号	6 月 2 3 日

平成21年第4回佐伯市議会定例会会議録目次

平成21年6月4日(木曜日)(第1号)

開会.....	13
1 日程第1 会期の決定.....	13
1 日程第2 議案の上程.....	13
1 上程議案等一覧表.....	15
1 日程第3 提案理由の説明.....	15
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	15
散会.....	21

平成21年6月10日(水曜日)(第2号)

開議.....	24
1 日程第1 一般質問.....	24
1 10番(上田徹)の質問.....	24
1 21番(渡邊一晴)の質問.....	34
1 1番(後藤幸吉)の質問.....	26
1 15番(河原修仁)の質問.....	47
1 16番(三浦涉)の質問.....	58
1 23番(芦刈紀生)の質問.....	68
散会.....	74

平成21年6月11日(木曜日)(第3号)

開議.....	77
1 日程第1 一般質問.....	77
1 25番(浅利美知子)の質問.....	77
1 12番(清家儀太郎)の質問.....	84
1 3番(高司政文)の質問.....	95
1 6番(井野上準)の質問.....	107
1 26番(後藤勇人)の質問.....	117
散会.....	126

平成21年6月12日(金曜日)(第4号)

開議.....	129
1 日程第1 一般質問.....	129
1 4番(吉良栄三)の質問.....	129
1 8番(佐藤元)の質問.....	138
1 11番(御手洗秀光)の質問.....	148
1 2番(矢野精幸)の質問.....	155

1	7番(井上清三)の質問	167
1	5番(清田哲也)の質問	176
	散会	181

平成21年6月15日(月曜日)(第5号)

	開議	184
1	日程第1 一般質問	184
1	28番(高橋香一郎)の質問	184
1	30番(榊田穂積)の質問	192
1	9番(和久博至)の質問	199
1	日程第2 議案の上程	213
1	市長(西嶋泰義)の説明	213
1	追加上程議案一覧表	213
1	日程第3 議案質疑	213
1	日程第4 議案の委員会付託	214
1	議案付託表	214
1	日程第5 佐伯市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	215
	散会	216

平成21年6月23日(火曜日)(第6号)

	開議	219
1	日程第1 委員長報告(質疑)	219
1	総務常任委員長(後藤幸吉)の報告	219
1	建設常任委員長(三浦渉)の報告	221
1	教育民生常任委員長(高司政文)の報告	222
1	経済産業常任委員長(吉良栄三)の報告	225
1	日程第2 討論、採決	227
1	1番(後藤幸吉)の反対討論(議案第83号)	227
1	9番(和久博至)の反対討論(議案第83号)	227
1	3番(高司政文)の反対討論(議案第95号)	230
1	審議結果	232
1	日程第3 議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決)	233
1	市長(西嶋泰義)の説明	233
1	21番(渡邊一晴)の説明(意見書案第1号・第2号)	233
1	追加上程議案等一覧表	235
1	審議結果	238
1	日程第4 所管事務調査の閉会中継続調査について	238
1	日程第5 会議録署名議員の指名	238
1	副市長(塩月厚信)のあいさつ	239
	閉会	239

一般質問一覧表

(質問者順)

平成21年6月 10日(水) 11日(木)

12日(金) 15日(月)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	<p>1. 国道217号線(西上浦から八幡交差点の間)の整備について</p> <p>ア. 過去三年間の事故等の状況について</p> <p>イ. 国道整備促進期成会の中の現状について</p> <p>ウ. 今後の要請行動について</p> <p>2. 環境と観光との連携について</p> <p>ア. 佐伯インター利用車両数と観光客の動向について</p> <p>イ. 「さいき903エコプラン」の具体的な実施状況について</p> <p>ウ. これからの環境と観光との連携について</p>	<p>市長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>市民生活部長</p> <p>建設部長</p>	上田 徹	24
2	<p>1. 地方自治の原点に立った地域(まち)づくりについて</p>	市長	渡邊 一晴	34
3	<p>1. まちづくりについて</p> <p>2. 公僕としての職員について</p> <p>ア. 職員組合の選挙運動等について</p> <p>イ. 職員組合の庁舎利用と職員給与について</p> <p>3. 将来の行政サービスについて</p>	<p>市長</p> <p>塩月 副市長</p> <p>総務部長</p> <p>財務部長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>教育次長</p>	後藤 幸吉	36
4	<p>1. 住みよいまちづくりについて</p> <p>ア. 企業誘致の具体策について</p> <p>イ. 高校改革推進計画について</p> <p>ウ. 交流人口の増加による施策について</p>	<p>市長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>農林水産部長</p> <p>教育次長</p>	河原 修仁	47

5	<p>1．県道色宮港木立線第2浦代トンネル道路改良の早期完成について</p> <p>2．佐伯市が指名を行う業者の選定はどのようになっているか。</p> <p>ア．指名基準等について</p> <p>イ．大分県及び地場産業育成との整合性について</p>	<p>市長 塩月副市長 財務部長 建設部長 工事検査課長</p>	<p>三浦 渉</p>	<p>58</p>
6	<p>1．有害鳥獣対策について</p> <p>ア．被害の状況について</p> <p>イ．捕獲に対する補助金の増額について</p> <p>ウ．対策会議の立ち上げについて</p> <p>2．学校支援地域本部事業について</p> <p>ア．昨年実施した成果は</p> <p>イ．残りの校区の実施はどうするのか</p> <p>3．県道赤木吹原佐伯線の整備について</p> <p>ア．1.5車線改良工事について</p> <p>イ．佐伯轟吹原間の整備について</p> <p>4．山間部の観光客の誘致について</p>	<p>市長 建設部長 農林水産部長 教育次長</p>	<p>芦刈紀生</p>	<p>68</p>
7	<p>1．若者定住対策について</p> <p>ア．職のあっせんについて</p> <p>イ．企業誘致について</p> <p>ウ．工場用地について</p>		<p>兒玉輝彦</p>	
8	<p>1．がん対策について</p> <p>ア．がん対策の取組について</p> <p>イ．乳がん、子宮がんについて</p> <p>2．教育施設の環境について</p> <p>ア．教室の暑さ対策について</p> <p>イ．トイレ改修について</p> <p>3．高齢者向け健康遊具の設置について</p>	<p>市長 福祉保健部長 教育次長</p>	<p>浅利美知子</p>	<p>77</p>

9	<p>1．農林水産業への支援について</p> <p>2．道の駅等の運営について</p> <p>ア．市との関係について</p> <p>イ．農林水産物の売上等について</p> <p>ウ．経営状況及び今後の方針について</p> <p>3．市場の合併はあるのか</p> <p>ア．青果市場について</p> <p>イ．魚市場について</p> <p>ウ．合併の時期について</p>	<p>市長 塩月副市長 企画商工観光部長 農林水産部長</p>	清家儀太郎	84
10	<p>1．大分バス路線廃止について</p> <p>2．国保税の減免制度について</p> <p>ア．条例による独自減免の拡充について</p> <p>イ．一部負担金減免制度について</p> <p>3．新型インフルエンザについて</p> <p>ア．今回の豚インフルエンザに対する市の対応</p> <p>イ．小中学生及び高校生へのインフルエンザ予防接種への公的補助について</p>	<p>財務部長 企画商工観光部長 福祉保健部長 教育次長</p>	高司政文	95
11	<p>1．職員の人事管理について</p> <p>ア．勤務評定について</p> <p>イ．職員の昇任資格試験制度について</p> <p>ウ．各課での朝礼開催について</p> <p>エ．市長を囲んでのカレーミーティングの開催について</p> <p>オ．専門職員の育成について</p> <p>カ．職員採用募集について</p> <p>2．佐伯スポーツ夢大使について</p>	<p>市長 塩月副市長 総務部長 教育次長</p>	井野上準	107
12	<p>1．「ゆうゆうサポーター」の充実について（集落支援員制度）</p> <p>ア．現在の状況について</p> <p>イ．今後の展開について</p> <p>2．入れ歯回収ボックス及び携帯電話収用ボックス設置について</p> <p>3．自動車低公害化推進事業について</p>	<p>市長 企画商工観光部長 市民生活部長</p>	後藤勇人	117

13	<p>1．副市長二人制について ア．これまでの評価について イ．今後について</p> <p>2．市民にわかりやすい市政の実現について ア．これまでの評価について イ．県内各自治体の情報公開度ランキングについて</p>	<p>市長 総務部長</p>	<p>吉良栄三</p>	<p>129</p>
14	<p>1．防災対策について ア．市の認識について イ．津波発生時の対策について ウ．万全の防災対策がとれているか</p> <p>2．佐伯市の焼却炉建設後の周辺地域への対応について</p> <p>3．西嶋市政4年間の公共工事に対する発注から検査までを問う。 ア．工程管理の不徹底について イ．損害金の請求について ウ．責任の所在について エ．設計図書のあるり方について オ．産業廃棄物の処理工程について カ．地域別の設計単価について キ．入札の公平性について</p>	<p>市長 総務部長 財務部長 市民生活部長 建設部長 農林水産部長 上下水道部長</p>	<p>佐藤元</p>	<p>138</p>
15	<p>1．視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）について</p> <p>2．一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について ア．市民への周知方法について イ．ごみ処理手数料について</p>	<p>市長 市民生活部長 建設部長</p>	<p>御手洗秀光</p>	<p>148</p>

16	<p>1．公共施設の指定管理又は売却・無償譲渡した施設の管理運営状況について</p> <p>ア．調理場を備えた施設について</p> <p>イ．業務委託した施設の原材料の仕入れについて</p> <p>ウ．市の経費削減額及びその影響について</p> <p>2．定額給付金について</p> <p>ア．定額給付金の現状について</p> <p>イ．プレミアム付地域商品券について</p> <p>3．高速道路開通に伴う経済効果について</p> <p>ア．交通量の変化について</p> <p>イ．道の駅等の客数変化について</p> <p>ウ．開通後の施策について</p> <p>4．佐伯以南の高速道について</p> <p>ア．進ちょく状況等について</p> <p>イ．高速道開通に伴う対策について</p>	<p>総 務 部 長 企画商工観光部長 福 祉 保 健 部 長 建 設 部 長</p>	<p>矢野 精 幸</p>	<p>141</p>
17	<p>1．起業・雇用支援とにぎわい創出を</p> <p>ア．公共工事の今後の見通しについて</p> <p>イ．漁業者への支援について</p> <p>ウ．中小企業への支援について</p> <p>エ．若者への雇用支援について</p>	<p>市 長 企画商工観光部長 農 林 水 産 部 長</p>	<p>井上 清 三</p>	<p>153</p>
18	<p>1．学校給食について</p> <p>ア．給食費の未納問題について</p> <p>イ．給食センターの業務委託について</p> <p>2．鶴岡地区の諸問題について</p> <p>ア．鶴岡小学校のグラウンド改修について</p> <p>イ．豊南高校の跡地利用について</p>	<p>市 長 教 育 次 長</p>	<p>清田 哲 也</p>	<p>162</p>

19	<p>1．新型インフルエンザの感染が拡大された場合の対応について</p> <p>ア．佐伯市の新型インフルエンザ対応計画について</p> <p>イ．市民への情報発信について</p> <p>ウ．新型インフルエンザの発生に備えと効果的予防法についての対策は</p> <p>エ．新型インフルエンザが佐伯市に発生した場合の市の対応について</p>	<p>市 長 福 祉 保 健 部 長 教 育 次 長</p>	<p>高橋香一郎</p>	<p>169</p>
20	<p>1．漁業関係について</p> <p>ア．漁業融資・保証対策について</p> <p>イ．漁業共済制度について</p> <p>ウ．学校給食へ魚を</p> <p>エ．地先漁業の管理生産について</p> <p>2．獣害対策について</p>	<p>市 長 農 林 水 産 部 長</p>	<p>梶田穂積</p>	<p>177</p>
21	<p>1．歴史資料館建設について</p> <p>ア．土地について</p> <p>イ．建物等について</p> <p>ウ．全体について</p> <p>2．国直轄事業について</p> <p>ア．高速道路について</p> <p>イ．マイナス14メートル岸壁について</p>	<p>財 務 部 長 企 画 商 工 観 光 部 長 建 設 部 長 教 育 次 長</p>	<p>和久博至</p>	<p>185</p>

平成 2 1 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号 6 月 4 日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成21年6月4日（木曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	吉 良 栄 三
5 番	清 田 哲 也	6 番	井野上 準
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	小 野 宗 司	14 番	兒 玉 輝 彦
15 番	河 原 修 仁	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	清 家 好 文	20 番	江 藤 茂
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	矢 野 哲 丸
23 番	芦 刈 紀 生	24 番	下 川 芳 夫
25 番	浅 利 美知子	26 番	後 藤 勇 人
27 番	日 高 嘉 己	28 番	高 橋 香 一 郎
29 番	玉 田 茂	30 番	梶 田 穂 積

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長	西 嶋 泰 義	教 育 次 長	江 藤 幸 一
市 務 部 長	塩 川 厚 弘	消 防 長	伊 東 宇 三
財 務 部 長	川 原 弘 嗣	総務部次長兼上浦振興局長	石 田 初 喜
企 画 商 工 観 光 部 長	三 原 信 行	総務部次長兼弥生振興局長	染 矢 隆 則
市 民 生 活 部 長	魚 住 慎 治	総務部次長兼本匠振興局長	汐 月 良 喜
福 祉 保 健 部 長	白 田 茂 達	総務部次長兼宇目振興局長	小 野 雄 司
建 設 部 長	戸 坂 富 士 男	総務部次長兼直川振興局長	松 下 雅 史
農 林 水 産 部 長	酒 井 実	総務部次長兼鶴見振興局長	内 田 昇 二
上 下 水 道 部 長	高 橋 満 弥	総務部次長兼米水津振興局長	福 泉 慶 一 郎
	甲 斐 満 義	総務部次長兼蒲江振興局長	高 瀬 精 市

議事日程第1号

平成21年6月4日(木曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 議案の上程
 - 第3 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 議案の上程
 - 日程第3 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(小野宗司) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成21年第4回佐伯市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして、この際御報告申し上げます。

去る5月27日、東京日比谷公会堂で開催されました第85回全国市議会議長会定期総会において、永年勤続者の表彰が行われ、高橋香一郎議員が10年以上勤続表彰を受けられましたので、御報告申し上げます。

高橋議員には心からお祝いを申し上げますとともに、多年にわたり市政の振興に尽くされました御功績に対し、深く敬意を表します。

おめでとうございます。

(拍手)

議長(小野宗司) これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(小野宗司) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から23日までの20日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

日程第2 議案の上程

議長(小野宗司) 日程第2、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第83号から第99号まで、及び諮問第4号、計18件でございます。

平成21年第4回佐伯市議会定例会上程議案等一覧表

議 案

番 号	件 名
第83号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算(第1号)
第84号	平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
第85号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第86号	佐伯市固定資産評価員の選任について(候補者児玉修一)
第87号	佐伯都市計画事業脇津留土地区画整理事業施行条例の一部改正について
第88号	佐伯市手数料条例の一部改正について
第89号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字海崎)
第90号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字片神浦、大字塩内浦)
第91号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(蒲江大字竹野浦河内)
第92号	佐伯市土地開発公社の定款の変更について
第93号	訴えの提起について
第94号	佐伯市火葬場条例の一部改正について
第95号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
第96号	佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の制定について
第97号	佐伯市国民健康保険条例の一部改正について
第98号	佐伯市バイオマス利活用推進協議会条例の制定について
第99号	字の区域の変更について(県営中山間地域総合整備事業蒲江地区第2花き団地工区)

諮 問

番 号	件 名
第4号	人権擁護委員候補者の推薦について(候補者坪矢妙子)

報告事項

番 号	件 名
第7号	繰越明許費繰越計算書について(平成20年度佐伯市一般会計予算)
第8号	繰越明許費繰越計算書について(平成20年度佐伯市後期高齢者医療特別会計予算)
第9号	繰越明許費繰越計算書について(平成20年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算)
第10号	繰越明許費繰越計算書について(平成20年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算)
第11号	繰越明許費繰越計算書について(平成20年度佐伯市大島航路事業特別会計予算)
第12号	繰越明許費繰越計算書について(平成20年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算)

第 13 号	繰越明許費繰越計算書について（平成20年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算）
第 14 号	繰越明許費繰越計算書について（平成20年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算）
第 15 号	佐伯市土地開発公社の経営状況について

日程第 3 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 3、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） おはようございます。まず冒頭に、木許政信副市長の退任について御報告申し上げます。

木許政信副市長の退任について

木許氏につきましては、行財政改革担当部長、総務部長として、また、平成19年7月から約2年間は副市長として、特に本市行財政改革の推進に尽力していただきました。

木許氏の市政全般にわたる知識や行政手腕を考えますと、本市の行財政改革推進のためには今後も不可欠の人材であるため、最後まで慰留に努めましたが、本人の意志が固く平成21年5月31日をもって退任されました。

後任の副市長につきましては白紙の状態ですが、副市長2人体制は今後も維持していきたいと考えております。

それでは平成21年第4回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 佐伯市職員の交通違反に対する懲戒処分について

去る5月16日に発生しました、本市消防署の消防士による酒気帯び運転による事故の懲戒処分につきましては、本市懲戒審査会の審査結果を受け、5月25日付けで免職処分とすることを決定いたしました。

社会的に酒気帯び運転等の危険性が大きな問題となっているなかで起きた昨年3月の本市職員による酒気帯び運転による事故を教訓にその撲滅に向けて厳しく取り組んでまいりましたが、今回、またこのような事態を引き起こしたことは、市政に対する信頼を裏切る行為であり、心からおわび申し上げます。

本件の処分内容は他の職員にも周知し、酒気帯び運転の危険性を再認識させるとともに、今後は、このようなことが二度とないよう、全職員で再発防止に取り組んでいく所存です。

2 過疎対策及び旧町村への支援等について

過疎・高齢化の進む周辺地域の維持・活性化に向けた取組として、住民の日常生活における不便さの解消を目的に、去る4月1日、地域支援員「ゆうゆうサポーター」を本匠振興局及び宇目振興局へ各2人配置いたしました。ゆうゆうサポーターは、地域の皆さんが安全・安心に生活できるよう、二人一組で地域内の各種作業を手伝うほか、地域を巡回し

て集落の抱える問題点や課題を把握し、解決策を検討・提案する業務を行います。

配置後2か月が経過いたしました。この間、区長や民生・児童委員、佐伯市社会福祉協議会や佐伯市番匠商工会等の関係機関の方々と連携を深めつつ、地域内の巡回訪問と状況把握を行ってまいりました。地域にもなじみつつあり、地域の皆さんの評判も良いことから、期待に添う活躍ができていますものと思っております。

また、4月1日から、弥生地域、本匠地域及び大入島地域において交通不便地域の解消を目的に、だれでも乗れる佐伯市営コミュニティバスの実証運行を開始いたしました。

このコミュニティバスは、弥生地域は4路線、本匠地域は5路線、大入島地域は1路線で運行しており、料金は一律100円で、幼稚園児以下は無料となっております。

4月中の利用者数は、弥生地域が601人、本匠地域が163人、大入島地域が162人となっております。一定の成果を上げているものと思っております。

これらの取組につきましては、今後も利用者を始め関係者皆様の御意見・御要望を参考にサービスの充実・拡大に努めたいと考えております。

3 新型インフルエンザ対策について

去る4月25日、メキシコで豚インフルエンザが発生したとの第一報を県から受け、4月27日に第1回佐伯市感染症対策会議を開催し、情報の共有と対策組織の確認を行いました。

また、4月28日に大分県新型インフルエンザ対策本部の現地対策本部が南部保健所に設置されたことを受け、同日、佐伯市新型インフルエンザ対応計画に基づき、健康増進課に佐伯市新型インフルエンザ対策本部を設置し、第1回対策本部会議を開催し、その後5月1日に第2回、5月18日に第3回会議を開催いたしました。

現在は、大阪府、兵庫県等で感染が確認されておりますので、国や県の動向を見ながら、県内発生時の対応の準備等を緊急に行っております。

また、市における相談窓口を開設するとともに、市報やケーブルテレビ、チラシでの啓発のほか、佐伯市のホームページでも最新情報の提供を行っております。

今後も、県や南部保健所等関係機関と連携をとり、市民の皆様の安全と安心に努めてまいりたいと思っております。

4 5月人事異動について

5月1日付けで、本市職員の人事異動を実施いたしました。

昨年度は、東九州自動車道の開通、国体開催、釣りバカ日誌、定額給付金と臨時的なイベントや業務が相次ぎましたが、今回は、平常時の体制での異動を行いました。

平成21年度は、本市の第1次行革プランの最終年に当たるとともに第2次行革プランの策定年度となっており、行財政改革の節目を迎えます。そのため、更なる行政の効率化はもとより、全市の一体的な振興対策について、明確な方向づけを行う必要があると考えており、引き続き、組織体制の見直しも行っております。

具体的には、本年度を将来に向けての総合窓口化、電子決裁化、文書管理の電子化を目指した組織体制への移行のための準備年と位置づけ、総括的に検討できる組織体制を整えるため、部に属していない振興局を総務部に属するものとし、振興局長を総務部次長としたところであります。

そのほか、危機管理体制の強化を図るため、防災課を防災危機管理課と改め、1人増員し、また、税の収納率向上対策として税務課収納係を2人増員するなど、組織強化や業務

量の増加により12ポストを増やしたのに対し、し尿処理施設や給食センターの民間委託、保育所の民営化や組織の統合などにより44ポストを削減し、差し引き、32ポストを削減いたしましたので、5月1日現在の職員数は、1,072人となり、前年度と比較し32人の減となりました。

なお、4月1日付けで緊急に配置した定額給付金対策係は、定額給付金の申請が山場を越したと判断したため、担当を総務課庶務係に移し、4月30日をもって廃止することいたしました。

以上により、異動者数は、次長を含む部長級が19人、参事を含む課長級が41人、課長補佐を含む係長級が52人、その他105人の計217人と、比較的小規模の異動となりました。

5 女島菜の花プロジェクトのその後について

本事業は、女島地区を遊休農地解消のモデル地区と位置づけ、荒廃遊休地を利用可能な農用地として再生し、農業の復興を図るとともに、地域の一体的な取組のもと地域の活性化を目的としています。

平成20年度は、13ヘクタールの耕作放棄地に菜の花を植え付け、農用地としての再生に取り組みました。

5月下旬に収穫した菜種は、搾油し女島地区の特産品として5合ビン詰めで販売いたします。

畑に戻した農地を保全するための今後の対策といたしましては、ソバ、菜の花、牧草の栽培を主軸に考えており、8月にはソバを、11月には菜種の植付けを予定しております。ソバにつきましても、収穫後は地区の特産品として販売するなど、活性化を図ってまいります。

6 定額給付金事業について

私は、この定額給付金事業を地域住民の生活支援、また、地域経済の活性化のための一大事業として位置づけ、振興局を含めた全庁体制により受付窓口の充実を図るなど積極的に事業に取り組んでまいりました。

早期給付を目指して、昨年12月には2人の担当職員を配置し準備作業に取り掛かり、県内の市の中で唯一年度内給付開始を実現いたしました。5月25日時点で、給付件数にして3万1,851件、給付率95.5%、給付金額にして12億3,734万円、給付率97.1%の給付を行っております。

こうした取組が、当初の目的である景気後退における市民への生活対策及び地域経済浮揚の一助となっているものと確信しております。

7 ゴールデンウィークの観光客の流入数について

東九州自動車道佐伯インターチェンジが開通して初めて迎えた5月のゴールデンウィークでは、本市を訪れた観光客が昨年に比べ大幅に増加いたしました。大分県マリノカルチャーセンターには昨年より40%も多い約2万4,000人が訪れたほか、市内の各「道の駅」などでも客数が伸びており、連休中、佐伯インターチェンジの1日の交通量は通常時の倍近い1万台に達しております。

この入り込み客の増加については、期間中、比較的好天に恵まれたことや高速道路のETC割引などが要因として挙げられますが、何といたっても、食観光を始めとしたこれまでの取組が実を結びつつあると強く感じております。

観光客の増加を一過性のものとせず、真に魅力ある観光地としていくために、今後も関係者や市民の皆様方の力をお借りしながら積極的に取り組んでまいります。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案2件、予算外議案15件及び諮問1件であります。以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

議案第83号「平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ16億7,454万8,000円を追加計上いたしております。

今回の補正は、本年度の当初予算を經常経費や国庫補助事業等により行う普通建設事業等を中心とした骨格予算として編成したことから、主に当初予算から除外の対象としていた県費単独補助事業を含んだ普通建設単独事業等に係る経費について計上しております。そのほか衆議院議員総選挙に伴う選挙執行経費や消防法の改正により義務化された認知症高齢者グループホーム施設のスプリンクラー設置費に対する補助金等、急施を要する経費について計上するとともに、今回、新たに本市の小学校1年生から3年生までの児童の医療費を助成するための経費やこれまで旧町村部を対象に行ってきた「各自治会に対する敬老会補助金制度」について本市全域に拡大するための経費についても計上いたしております。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、1億972万4,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、平成21年9月10日に衆議院議員の任期が満了することから、そのための選挙執行経費や情報システム再構築業務における既存システムから新システムへのデータ移行業務に要する経費等について計上いたしたものであります。

民生費につきましては、2,883万5,000円を追加計上いたしております。

これにつきましては、敬老会事業を実施する自治会等に対する補助金の交付対象を旧町村部から佐伯市全域に拡大するための経費について計上いたしたものであります。この事業につきましては、新たに今年度から実施しようとするものであります。このほか、消防法の改正に伴い、「認知症高齢者グループホーム」にスプリンクラーの設置義務が生じたことから、当該設置経費に対して補助金を交付するための経費について計上いたしております。

衛生費につきましては、2,857万7,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、市内の小学校1年生から3年生までの児童を対象に医療機関等を利用した際に支払う保険適用医療費の全額について助成するための経費について計上いたしたものであります。この事業につきましても、今年度から新たに実施しようとするものであります。このほか、市道石丸小崎線のバイパス道路の開設に要する経費についても計上いたしております。

農林水産業費につきましては、6億9,675万1,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、野生鳥獣による農産物の被害を防ぐため、その駆除に要する経費やトマト・ハウスミカン・菊等の戦略品目等の栽培を行うためのハウス建設等の経費に対する補助金及び大分県漁業協同組合が行う魚しめ機、漁船保全修理施設、畜養施設等の整備に対し補助金を交付するための経費について計上いたしたものであります。このほか県の単

独補助により整備を進める林道開設や舗装事業等に要する経費についても計上いたしております。

商工費につきましては、4,272万8,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、現在、国土交通省が本匠・宮ノ越地区において護岸整備を行っており、これとタイアップし、清流番匠川での遊泳等川遊びに親しめるよう、川と隣接する土地に駐車場を整備するための経費や佐伯市観光協会が行う佐伯市の観光資源や体験活動を紹介するためのDVD作成経費に対し、補助金を交付するための経費について計上いたしたものであります。

土木費につきましては、4億5,470万4,000円を追加計上いたしております。

これにつきましては、現在、国土交通省により東九州自動車道の建設が進められておりますが、その追加インターチェンジを設置するための経費及び道路・橋梁・河川・雑排水の維持補修等の経費について計上いたしております。そのほか道路の新設改良単独事業費についても所要額を計上いたしております。

消防費につきましては、8,101万8,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、毎年度、計画的に実施している各消防団配備の小型動力ポンプ付積載車の更新に要する経費や急傾斜地の崩壊対策に要する経費について計上いたしたものであります。

教育費につきましては、3,658万4,000円を追加計上いたしております。

その主なものは、歴史資料館の建設に係る基本構想や基本計画を策定するため所要の経費について計上いたしたものであります。そのほか、小・中学校や幼稚園の施設整備に要する経費や児童・生徒の学力の向上を図るための経費についても計上いたしております。

災害復旧費につきましては、1億9,562万7,000円を追加計上いたしております。

これにつきましては、農地・農業用施設、林道・林業用施設、漁港施設、道路・橋梁及び河川等に災害が発生した場合にその復旧に要する経費について計上いたしたものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、その財源といたしましては、国・県支出金及び市債を充てるほか財政調整基金からの繰入金により調整することといたしております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、422億8,254万8,000円となります。

このほか地方債についても所要の補正をいたしております。

次に、特別会計補正予算といたしまして、土地区画整理事業特別会計について提案いたしておりますが、説明については省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付しておりますので、そのすべてについての説明は省略させていただきます。主なものについて申し上げます。

議案第85号「黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更」につきましては、黒沢辺地における万治橋の整備に係る事業費を増額するため、既存の黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとするものであります。

議案第86号「佐伯市固定資産評価員の選任」につきましては、人事異動により汐月良喜氏が退任したことに伴い、新たに児玉修一氏を佐伯市固定資産評価員として選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第87号「佐伯都市計画事業脇津留土地地区画整理事業施行条例の一部改正」につきましては、脇津留土地地区画整理事業に係る清算金について、分割徴収又は分割交付を完了すべき期限、分割徴収する場合の利子の率その他所要の改正をしようとするものであります。

議案第88号「佐伯市手数料条例の一部改正」につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、当該法律の規定に基づく申請に係る審査手数料を新たに定めようとするものであります。

議案第93号「訴えの提起」につきましては、市営住宅の家賃等を長期にわたって滞納し、再三にわたる催告等に応じない入居者に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求めるため、訴えを提起しようとするものであります。

議案第95号「佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正」につきましては、敬老年金の給付制度を廃止するため、佐伯市敬老年金条例を廃止しようとするものであります。

議案第96号「佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の制定」につきましては、小学校1年生から3年生までの児童の保護者に対し、当該児童に要する医療費を助成することに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第97号「佐伯市国民健康保険条例の一部改正」につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に限り、同期間内に出産したときに支給する出産育児一時金の額を4万円増額しようとするものであります。

議案第98号「佐伯市バイオマス利活用推進協議会条例の制定」につきましては、佐伯市バイオマスタウン構想に基づき、本市におけるバイオマスの利活用の推進に関し必要な事項を審議するため、佐伯市バイオマス利活用推進協議会を新たに設置しようとするものであります。

3 諮問について

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、小鉢眞列氏の任期が平成21年9月30日で満了するため、新たに坪矢妙子氏を人権擁護委員候補者として推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 引き続き、報告事項第7号から第15号まで、以上9件について、執行部の概要説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、
10日は午前10時から本会議を開きたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分 散会

平成 2 1 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 2 号 6 月 1 0 日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成21年6月10日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	吉 良 栄 三
5 番	清 田 哲 也	6 番	井野上 準
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	小 野 宗 司	15 番	河 原 修 仁
16 番	三 浦 涉	17 番	宮 脇 保 芳
18 番	河 野 豊	19 番	清 家 好 文
20 番	江 藤 茂	21 番	清 渡 邊 一 晴
22 番	矢 野 哲 丸	23 番	芦 刈 紀 生
24 番	下 川 芳 夫	25 番	浅 利 美 知子
26 番	後 藤 勇 人	27 番	日 高 嘉 己
28 番	高 橋 香 一 郎	29 番	玉 田 茂
30 番	梶 田 穂 積		

欠席議員の氏名

14 番 兒 玉 輝 彦

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西 嶋 泰 義	消 防 長	伊 東 宇 佐 実
副 市 長	長	塩 川 三 魚	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	井 上 藤 伸 吾
総 務 部 長	長	川 原 住 慎 治	工 事 検 査 課 長	竹 中
財 務 部 長	長	白 田 茂 達	文 化 振 興 課 長	
企 画 商 工 観 光 部 長	長	戸 坂 富 士 男		
市 民 生 活 部 長	長	酒 井 満 弥		
福 祉 保 健 部 長	長	高 橋 斐 滿 義		
建 設 部 長	長	甲 斐 藤 幸 一		
農 林 水 産 部 長	長			
上 下 水 道 部 長	長			
教 育 次 長	長			

議事日程第2号

平成21年6月10日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第4回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の発言に際し申し上げます。

議場においては、慎重な発言に徹し、品位及び規律の確保に努めていただくよう、特に議長からお願いを申し上げます。

あわせて、執行部の出席について申し上げます。

この度の組織体制見直しにより、各振興局長を総務部に配属し、総務部次長としたことに伴い、本会議への常時出席は要請しないこととし、一般質問及び議案質疑に対する執行部の出席については、部長級に加え、必要に応じて関係部署の課長等が出席することで、市長と協議が整いましたので、あらかじめ申し添えます。

それでは、通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、上田徹君、2番、渡邊一晴君、3番、後藤幸吉君、4番、河原修仁君、5番、三浦涉君、6番、芦刈紀生君、7番、兒玉輝彦君、8番、浅利美知子さん、9番、清家儀太郎君、10番、高司政文君、11番、井野上準君、12番、後藤勇人君、13番、吉良栄三君、14番、佐藤元君、15番、御手洗秀光君、16番、矢野精幸君、17番、井上清三君、18番、清田哲也君、19番、高橋香一郎君、20番、榎田穂積君、21番、和久博至君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は7番までといたします。

10番、上田徹君。

10番(上田徹) 皆さん、改めましておはようございます。10番議員、新人の上田徹、54歳です。去る4月12日の市議会議員選挙におきまして、市民の皆様方から御支援をいただきまして議席をいただくようになりました。この2か月間、緊張の連続の中での毎日を過ごしてきました。そして、今回この一般質問にあたり先輩議員の皆さん方の質問を見聞きしながら、そして御指導いただきながら自分のスタイルで質問をしていこう。そういうふうに思っていたのですが、運がいいのか悪いのかしりませんが、1番くじを引いてしまいました。大変緊張の中での質問になると思いますけど、是非先輩議員の皆さん方も温かい目で見たい

なあというふうに思います。また、執行部の皆さん方にも分かりづらい質問になるかもしれませんが、この佐伯が大好きで、この佐伯を何としても良くしていこう。そういう思いでの質問というふうに受け止めていただいて、是非分かりやすい前向きな答弁をしていただきたいなど。そういうふうをお願いをして一般質問を始めていきたい。そういうふうに思います。

今回は大きく2点について質問を一問一答という方式でしていきたいというふうに思います。1点は、国道217号の整備について、特に西上浦から八幡交差点のこの非常に道路環境の悪いこの部分について中心に質問をいたしたいというふうに思います。また、2点については、環境と観光の連携ということで質問をいたします。よろしくをお願いをしたいというふうに思います。まず初めに、217号線の整備についてということで、この過去4年間の西上浦風無トンネルから戸穴の八幡公民館の間のこの区間での交通事故の状況、そしてその内容について、特にトンネル内の件数等がありましたら、教えをいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いをいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） おはようございます。それでは上田議員の国道217号の整備に関する御質問のうち、まず風無トンネルから大字戸穴の八幡公民館までの間、今御質問では4年間というふうにおっしゃられましたんですが、通告は3年間ということの通告でございましたので、過去3年間の交通事故の状況はどうであったかというふうにお答えをしたいと思います。このことにつきましては、佐伯警察署に問い合わせをいたしました。事故件数のみの回答を得ましたので、お答えをさせていただこうと思います。平成18年度が4件、平成19年度が2件、平成20年度が5件で、3か年で11件。年平均いたしますと3.7件の交通事故が発生したというふうに回答をいただいております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 今、答弁の中で3年間の過去3年間の件数、事故件数だけということでお答えをいただきました。具体的には、特に私自身が一番危くしているのがトンネル内での件数。そして死亡事故等がこれまでどうだったのかという部分があります。非常にこのトンネル内の通行については、通学の途中の子どもたち、そして高齢者が買物等に行くときにも大変苦慮しているという現実があります。ですから、ただ今の11件という、合計で11件、年間四、五件ということですから、これが件数的に多い、少ないという問題ではないだろうというふうに思ってます。これまでこの問題についてたくさん市議会の中でも議論をされてきただろうというふうに思いますし、いろんな行動も取ってきたんだろうなというふうには聞いております。部長の方に改めて質問をいたしますけど、この件数をみた、そしてこの件数からこの区間の道路についての危険性についてどのように認識しているのか。その部分について1点お答えをいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。この間の道路をどういうふうに認識今しているかということですが、もうずっと以前からこの戸穴トンネルにつきましては非常に今議員がおっしゃられるとおり非常に幅員が狭い。しかもちょうど出入り口がカーブであるとか、あるいは中が非常に見にくいとか、しかも通学路であるといったようなことから、以前からずっとこの道路改良についての要望は私ども受けておりまして、道路管理者である大分県に

対して要望をしております。あとから御質問をいただくんだと思うんですが、この期成会のですね、要望団体の期成会を通じて例年強い要望活動を行っております。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） アの現状について少しお聞きをしましたが、危険性についてもう当然のことながら認識をしているというふうにお答えいただけるというふうに思っていました。そういう中だからこそこれまで要望をずっと続けてきてる。そういうふうに認識してます。アについては、終わりたいというふうに思います。そしてこの続いてイの、先ほど少し答弁の中にもありましたけど、促進期成会の部分なんですけど、この部分についてのこれまでのまず初めに構成とか開催状況。そして県・国等機関に対する要請の回数だとか、そういう部分がありましたらお答えをいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。国道217号等整備促進期成会の現状についての御質問でございますが、まず本期成会の構成についてですが、会長は市長、それから副会長には市議会議長と八幡、西上浦、上浦の各自治委員会長の4名としておりまして、会員にはこの3地区の各自治委員さんがそれぞれ名を連ねております。そのほかに佐伯市選出の県議3名と地域選出の市議5名に顧問として参加をお願いしております。さらに期成会の円滑な運営を図るために建設総務課長、建設課長、上浦の地域振興・教育課長で幹事会を構成をしております。ほかに会計の監査員が2名おります。事務局は建設総務課に置き、事務局長に建設部長、事務局次長に上浦振興局長を配しております。この期成会は、国道217号や県道床木海崎停車場線の整備促進を図る目的のため、平成10年6月に設立し、その年の7月に彦陽中学校体育館に約500名の住民を集めて総決起大会を開催しております。定期総会は年1回開催し、期成会の事業計画や予算等の審議のほか、県から土木事務所長等の幹部の出席を求め、道路の整備状況の報告や今後の整備計画等について説明を受けております。次に、県や国等関係機関に対する要請の状況については、平成10年度から平成20年度までに合計23回の要望活動を行っております。特に平成18年4月には、八幡、西上浦、上浦3地区で署名活動を行いまして、5,465名の連署を持って知事に要望をしております。本年度も定期総会を来たる7月6日開催を予定しておりまして、その決議を持って今年度も大分県に対する要望行動を行うこととしております。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） ありがとうございます。この217号の特にこの区間の問題については今年3月の議会でも取り上げられています。そして、議会議事録を見るところによりますと、もう長い間この部分というのは取り上げ続けられています。それほど地域住民にとっては非常に大きな問題であり、幸いにもトンネル内を含めて死亡事故が発生してないということの中で、私はこのまま推移してきたのかなというふうに思っています。実際そういう私もこの八幡に住む人間の一人として、7年ぐらい前だったと思いますけど、大分県の土木部長と直接お話をさせていただくことができました。この問題の提起をいたしました。もちろん、当時は議員ということではありませんでしたけど、労働組合の佐伯の代表をしておりましたから、連合大分の役員ということで、そういう場面に出ることができまして、この問題の提起をしました。その時の答弁もなかなか厳しい状況である。そういう言葉しかありませんでした。そして、この佐伯に戻って、そして佐伯土木事務所に直接お話に行ってくださいという話を受けました

から伺いました。そして図面も見せていただきました。しかしながら、図面が俗に言う地図に点線が少し入ったような程度で、実際にこれが現実的にきちっとした平面図になるのですかと。そういう話をしたところ、非常に厳しい状況であるというような、当時、佐伯の土木事務所ですらそういう所長から話を受けたことがあります。せっかくそういう機会を与えていただきましたから、であるならば少し緊急の措置としてトンネルの入口・出口の所に少し標識を付けるべきではないか。そして危険性を訴える。そして雑草が生い茂ってますから、そういう部分でも整備して少しでも事故の危険性を低くするように、トンネル内に色を塗るなり、いろんな整備ができるはずじゃないですか。そういう話をして、その後そういう整備をしていただくことができました。私はこの大きな地域の課題というものはずっとこれまで八幡、西上浦、上浦で懸案事項ということになってきているというふうに認識してますけど、現実にはこれは臼杵・津久見、そして豊後大野、そして隣の延岡までつなぐやっぱりそういう基幹の道路、国道ですからこの中心の道路であります地域をつなぐ、ましてやそこに一方では地域の方たちがここを利用するわけですから、そういう地域的な道路でもあるわけです。どうもこれまでの長い期成会の中での動きやいろんな議会の答弁を読んで見るところによると、どうしても危険性についての認識は持っているけどなかなか単独の市一つでどうのこうのということにならない。そういうふうにあるという現実があるというふうに聞いてます。ただこれは何としても改善をしないとイケない。そういうふうに考えてます。で、この期成会の取組について少し部長の方にお聞きをしたいというふうに思います。この期成会で平成10年ですから約10年、それぞれの年度ごとにいろんな取組をされてるようにはありますが、これに対する県・国の対応について、この10年間で変化があったのか、相変わらず結成当時の状況なのか、その辺についてお答えを願いたいというふうに思います。よろしく願いします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。今、上田議員さんの現況のトンネルの出入り口に標識を付けたらいいんじゃないかと、あるいは出入り口に草がしこってあって見通しが悪いと。このことにつきましては管理者に早速ですね申し入れをしてみたいと思います。それから10年間のこの期成会の行動について県はどういうふうに変わってきたのかという御質問ですが、これまで繰り返す期成会の要望に対して、一貫して県のお答えというのは、現在実施している国道217号佐伯弥生バイパス、これの進ちょく状況を見ながら戸穴バイパスについては検討すると。こういう答弁でありました。この答弁はずっと数年間、ずっとずっと続いておるわけですが、しかし、佐伯弥生バイパスもほぼもう視界に入ってきたかなあというふうに私は思ってます。例えば、佐伯弥生バイパスのうち、第1工区につきましては来年度、来年供用ができる見込みです。それから第2工区、いわゆる番匠から脇津留にかけても平成20年代の半ばという言い方をしておりますが、数年うちには供用ができるというふうに考えてます。つまり、この佐伯弥生バイパスもある程度視界に入ってまいりましたので、先ほど申しましたように県の答弁というのは、この佐伯弥生バイパスの進ちょくを見ながら戸穴バイパスにというふうに説明を受けておりますので、この佐伯弥生バイパスの供用が視界に入ったのではないかとというふうに私はとらえております。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） ありがとうございます。今の部長の答弁の中で、若干ではあるが周りの整備

がされつつあるので、そのうちにはこの区間の整備についての明かりが少しずつ見えてくるんではというふうに思っているということでしょうけど、現実はそのようなことなんだろうなというふうには私は思います。で、そこでア、イについては終わりたいというふうには思いますけど、最後に市長の方に答弁をお願いをしたいというふうに思います。市長御自身も西上浦出身ですから、この国道の劣悪な状況というのは十分御承知のことだというふうに思っています。またPTAの方からもこの要望については毎年上げてきています。子どもたちが事故に巻き込まれないように、そういう思いの中で地域挙げて、この要望を上げてるわけなんですけど、そういう中で18年の6月の上浦地区でのタウンミーティング、これを実施されてますが、同様の質問があったと思います。その時に、執行部の方からは県には要望している。百枝と田の浦の八坂トンネルの完成に10年掛かった。県は国体までに217号線を整備しようとしているので、その要望活動を今後も行っていく。そういうふうに回答をしています。国体は終わりました。そして百枝・田の浦間の八坂トンネルの完成もされました。大変高校等に通うのにも安全な道路ができあがってます。そして先ほど部長の方からもありましたように、佐伯弥生間の区間もかなりめどがたってきた。そういう状況にあります。だからこそこの主要の道路である217号線の残る西上浦から八幡の区間のこの整備については、今ここで何か行動を起こさないと、また次の何か出てきて、またそれができるまでは、そういうふうなことになるんだろうというふうに思います。で、先ほど申しましたように、上浦から八幡の問題だけではなくて、この県南3市、そして延岡、こういう地域をつなぐ経済道路でもあるわけですから国道で、何としても県・国にこの道路の状況を認識していただいて一刻も早く明るい展望が開けるようなそういう段階に入っていただきたい。そういうふうに思います。そこで登場するのが私は市長だろうというふうに思います。佐伯市のかじ取り役である市長がここでそのリーダーシップを発揮して、私たち佐伯市民が1票を投じる国会議員もいらっしゃいます。そして県議員もいらっしゃいます。そして私たち市議員、そしてそれぞれ関係する地域の皆様方の代表者もいらっしゃいます。そういうところからの強い要請行動、これをしていく、これまで以上の更に強い要請行動をしていく。ここに佐伯市のかじ取り役でもある西嶋市長の出番だというふうに思っています。ですから、何としてもこれまでの決起集会も一度、署名行動も一度、そして10年、年に1回の会合じゃあなくて、みんなで県に行きましょう。国に行きましょう。そういう思いをもって市長の行動をお願いをしたいというふうに思いますし、その点について市長の考え方、そしてもしできれば決意を述べていただきたい。そういうふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。一問一答でございますので、総括であれば私も最初から答弁できたわけですが、こうした一問一答の場合は現状を聞くという形で部長答弁をさせていただいております。今言われました行動、要請行動についてということでございます。これについては今まで全くしてないのではなくて、今までいろんな形でやっております。先ほど市といたしまして217号線の戸穴バイパスの早期事業化を昨年度から重点事業という形で位置づけを格上げした形でやっております。昨年の7月にも県の土木建設部長への要望を行いました。議員が今御質問なさいましたように、もうこれは全体的に特に八幡トンネルの所については大きな問題が生じております。それ以外にもこの間の歩道の問題、それから床木海崎停車場線の問題、こうした形でこの私たちの要望行動が入っております。特に

私は県に行って一番言われるのは佐伯市で事業を行おうとしてもなかなか事業が消化できないと。先ほど言いました217号線、現在2か所工事が止まっております。国体まで開通するというのですが、地域住民の理解が得られないと。そうした一つの事業を推進するためには多くの地権者の御理解も賜っていかねばならないと思っております。それから先般、ここの歩道の件も非常に県の方からも要請を受け、また関連する議員さん、いろんな方々のなかで何とか歩道の整備も今着手していると。いろんな行動をするわけですけど、県の方から、じゃあ佐伯市として問題解決がスムーズに、予算を付けても工事ができるんかと言われるところが一番頭が痛いわけですけど、それをめげずに私は行動を起こしていきたいと思っております。また、県にも一つの中の言い方では、津久見と上浦振興局区間、これについてのトンネルもできておりますので、217の全体としての予算ももう少し振り分けがきくんじゃないかということも会うたびに言わせていただいております。また、先ほど申し上げましたように、7月にはこうした関係でまた私ども総会をいたしますので、議員さん、関係者の皆さん方については御出席をいただき、先ほど議員さんが言われました行動計画、そうした中でも御審議いただきたいと思っております。私どもこれについて、佐伯市にある県道、国道に関する重点事項っていうのは現在21項目挙がっておりますので、それだけの項目をどう早く完成するかということに念願に置いておりますので、今後とも皆さん方の御協力、また1路線ということではなくて、全体を見ながらバランスのとれた体制でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） ありがとうございます。恐らくやっぱり事業をするときにはどうしても地域の100%の協力ということが出てくるだろうというふうに思いますし、そこにやはりなかなかその100%地権者の問題で100%をやっていくというのは非常に難しい問題だというふうに思います。そこをやっぱりリーダーである市長を中心にして、きっちり住民の方々に説明をして御理解をいただく中で、何としてもこの217号線の整備を一步動かしていただきたい。そういうふうにお願いをしておきたいというふうに思います。それでこの大項目1の質問を終わりたいというふうに思います。

続きまして大きな項目の2点目として、環境と観光ということの連携について質問をいたします。昨年6月に念願の東九州自動車道の佐伯インターが開通しました。その後、市内を観光バスが走る姿や多くのお客さんが来て下さっている。そういう姿を見て、うん、さすがに高速道路は力があるなというふうに思ってます。そしてまた、土・日に1,000円で乗り放題、そういうインパクトのあるお陰でこのゴールデンウィーク中には大変な状況になったというふうに聞いてます。私もたまたまラジオをつけている時に、佐伯インターが渋滞、そういうような放送を聞いて、これまで聞いたことのない言葉でびっくりしながら、一方では喜びました。そこで企画商工観光部長にお尋ねをいたします。ゴールデンウィーク中の佐伯インターの利用台数とそして観光客の動向をお聞きしたいというふうに思います。まだそれこそ先月のことですから集約が難しいという状況であれば大まかな数字でもよろしいですし、部長のこれまでの見た中での感覚の数字でもよろしいですから、答弁の方をお願いをしたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず今年のゴールデンウィーク、これは4月の29日から5月の

6日までの8日間、これを取り上げますと佐伯インター利用車両数がですね、ネクスコの速報値によりますと合計で6万8,000台となっております。1日当たりでは、これはピークは5月の3日だったんですけれども1万1,600台、これはインターからですね一般道路に出るまでに30分以上掛かってしまったというふうなことがありました。この8日間の平均では約8,500台の利用です。昨年開通いたしました今年4月の末までの1日当たりの平均的な利用車両数はですね、5,600台ですから、ゴールデンウィーク中はおよそこの1.5倍の利用があったということになります。観光施設のデータを見ますと、これは昨年に比べまして来客数はかなり増加いたしました。主な観光施設では、大分県マリンカルチャーセンターが昨年の4割増の2万4,000人ということは報道等で御存じだと思います。そのほか市内3か所の道の駅の合計来客数、これはレジを通過した数でカウントしておりますけれども、合わせて3万6,000件となっております。これは昨年より4,000件増えております。旧市内の地域ではですね、国木田独歩館の入館者も昨年の1.8倍となっております。高速道路が1,000円という効果もあってか市内のガソリンスタンドでも県外ナンバーの車の給油が目立って増えたという声もありました。また、寿司店などでは満席でお客様をお断りしたということもあったようです。食観光などを含めましてかなりの広がりをもった経済効果があったというふうに認識しております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） 丁寧な答弁本当にありがとうございました。やはり想像以上の数字ということで驚いています。インター2キロ渋滞ということで、かなりの状況なんだろうなというふうに思いました。当日私も5月3日でしたか、蒲江から米水津、鶴見というふうに海岸線を走りました。そういう中で今回このように多くの方がこの佐伯の豊かな自然、そして海の幸・山の幸いっぱい、この佐伯を楽しんでいただけたんだろうなというふうに思います。米水津・鶴見に行くとき海の中を泳ぐ魚よりも釣り客の方が多いいんじゃないかというぐらい至る所に釣り客がいました。それぐらいこの佐伯にはすばらしい財産があるというふうに改めて認識をしました。観光客のニーズというのはものすごく多様化しているというふうに聞いてます。いろんな大型施設やイベント等を望む方たちもいます。一方、自然でものすごくきれいなまち、そしてそういう場所で食事をする。そういうことを望む、そういう観光客のニーズもあります。以前は大型バスでいろんな大型施設の所に行って、みんなで楽しんで帰る。そういうのが観光のメインでしたけど、今はこのように自然を楽しんで、そして、その自然の中から生まれたおいしい食事を楽しむ、そういうような観光の仕方っていうのが私は徐々に増えてきてるというふうに思います。そういう中で、この佐伯に訪れた皆さん方が佐伯のおいしい魚を食べたり、ごまだしうどんを食べたり、本匠の雪ん子寿司を食べたり、いろんなことをして楽しんでいただけたんだろうなというふうに思いました、この方たちにリピーターになってもらう、こういうことが大事だというふうに思います。私は今回この環境と観光ということで質問させてもらっていますが、今度は環境を守るということで市民生活部長に質問をいたしたいというふうに思います。企画商工観光部長ありがとうございました。昨年3月に、さいき903エコプランの俗にいう環境基本計画が策定されています。計画の中での基本方針としては、市民、事業者、行政の3者の協働の力で環境を守っていく。そういうふうにしてます。その通りだというふうに私も思います。その基本計画は実行されてこそ生きてくるものであって、どう実行していくのが勝負だというふうに思ってます。基本計画ができ上

がりました。そして1年が経過しました。この1年がどういうものであったのか、そして今後この佐伯のすばらしい環境を守っていく、そういう意味での取組等が計画されているのかどうか。その点をお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 上田議員の質問にお答えします。さいき903エコプランの具体的な実施状況についてということですが、さいき903エコプランは九州一広い市となった佐伯市の特性を持つ自然を守る重要性、また地球温暖化問題等をかんがみ、中・長期的な視点から環境に配慮していくための指針として、さいき903エコプランを平成19年度に策定しております。さいき903エコプランでは、基本目標を「人と環境が共生し豊かな自然を未来に引き継ぐまち・佐伯」としており、自然環境・生活環境・快適環境・地球環境に環境施策推進体制の構築を加えた五つのカテゴリーに大別し、それぞれに基本目標を掲げ、その分野別に合わせて111の施策を定めています。中でも市民による自然環境調査や3Rの協働による推進、健全なまちづくりに向けた取組の3点につきましては、特に重点的に取り組むべき施策として位置づけております。そこで実施の状況についてであります。この計画を着実に具体的に展開を図るため、昨年12月に基本計画に掲げた各施策に対する関係各課の事務事業を整理した実行計画を策定したところであります。この実行計画は五つの分野、277事業を定めており、現在平成20年度における各事業に関する実績の検証を行うための把握、調査を行っているところであります。具体的な事業ということですが、現在の環境は広範囲であり、事業そのものが市の全部署にまたがっております。市民生活部の取組としては、ペットボトルの分別回収とマテリアルリサイクル事業、3R普及啓発事業、レジ袋削減の取組とマイバックの普及事業、佐伯市の全域にわたる自然環境調査、ケーブルテレビなどを活用したエコページなどの環境情報発信事業、また全市一斉清掃の事業として、さいき903クリーンアップ大作戦を展開しております。とりわけ、さいき903クリーンアップ大作戦は、佐伯市の総合計画のまちづくりの将来像として示しております口八スの思想を具現化する第一歩として、市民・事業者・行政の3者協働の取組として、8月2日に市内全域で全市民を対象とした一斉清掃活動に取り組むものであります。また各部署の環境保全の取組として、地域の歴史的資源の保存と観光振興事業、漁村農村での小学生の長期宿泊体験活動において、環境資源の活用と人材育成を目的とした、子ども農村・漁村プロジェクト、水路ほ場等の整備事業の実施に伴う農村景観や地域の景観に配慮した工法や対策を目的とした農地・水・環境保全向上対策の事業の推進を図っているところでございます。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） ありがとうございます。策定から1年ということですから、市民の皆さん方にこれをやったよ、これをしたよというような具体的な取組状況を報告するというにはなかなかまだならないんだろうなということは理解できます。この基本計画については生活環境部で策定したわけなんですけど、この実際の取組は庁内の各部・各課、これが全てがかかわってくる、それぞれがかかわってくる、そういう基本計画であり、実施計画だろうというふうに思います。庁内全庁挙げての取り組み、そういう部分が絶対に必要になってくるだろうというふうに思っています。で、今お答えの中で1点だけ御質問というか、少し説明をお願いをしたいというのが、903クリーンアップ大作戦というふうに言われてました8月に計画されてるんですが、この部分についてあと約2か月後ぐらいですから、せっかくこういう取

組を何かやろうとしているわけですから、これが全市を挙げての取組になるように、そして住民の皆さん方にもよく理解していただきながらこれに参加できるように、もちろんその中心になるのが行政であり、全職員がこれに参加できるように、やはりそのためにも是非もう一度903クリーンアップ大作戦という部分について、日程等を含めて若干の御説明をお願いしたいというふうに思います。若干時間の方がなくなりつつありますので、短目の答弁で結構ですからよろしく願いいたします。それと申し訳ございません。903という言葉がたくさん出てきますから、この903の意味も含めてお願いをいたします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） さいき903クリーンアップ大作戦の説明をとということでございますが、事業名を見ていただければお分かりのように、903のネーミングそのものが事業の意味を示しております。まず、903ですけれども佐伯市が合併し903平方キロという九州一広い面積を有する都市になりました。この903の903平方キロの佐伯市全域において佐伯の合併した九つの地域、903の9ですけれども、それが輪になって903の0、市民・事業者・行政の3者が一体となってこれが903の3です。を豊かで美しい佐伯市の環境の保全と創造に取り組んでいこうという思いを込めてネーミングをしております。その903の思いを事業として、また組織として具体化したのが、市民・事業者・行政の主だった団体、事業所から会員になっていただき、組織したさいき903エコ推進会議でございます。さいき903クリーンアップ大作戦はこのさいき903エコ推進会議と佐伯市が主催となって行うものでございます。またこのさいき903クリーンアップ大作戦は市民・事業者・行政が一体となって環境美化意識、海・山・川の連携した環境意識、また佐伯市の環境保全への奉仕の心と、つまりおもてなしの心を浸透していくことを目的としております。小学生からお年寄りまで、佐伯市民すべての人に行動の参加をお願いし、8月2日に全市一斉で清掃活動を行おうとするものでございます。市民一人一人が環境保全意識、環境美化意識を持つことにより、佐伯市総合計画で示しておりますロハスの心、またさいき903エコプランの望ましい環境像として掲げる佐伯市の海・山・川の豊かで美しい自然を未来につなげることができるのではないかと考えております。当日は是非市民の方々、事業所の方にも一人でも多く参加していただき、また議員さん方にも地元での参加をしていただければと思っております。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） ありがとうございます。私の方も8月2日に地域の中で一緒に参加をさせていただきたいというふうに思いますし、是非全市民挙げての取組になればいいというふうに思いますし、そのためにもやっぱり広報等も必要だろうと思っておりますから、積極的な広報をしながら参加を募っていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。最後に、時間が迫りましたが、市長にお尋ねをしたいというふうに思います。それぞれの部長にそれぞれの分野で質問をして答弁をいただきました。観光と環境、これの連携なんですけど、要はまちをきれいにしよう。そしてこのきれいになったまちには人が来る。これを言いたいわけなんです。人を呼ぶのに大きな施設を造るとか、大きなお金を掛けて何かをやるというのは市の財政状況からみてなかなか難しいというのは市長自身が一番分かっていることだというふうに思います。そしてまた、そのような手法が一過性のものだということが全国各地の中で、自治体の中で証明をされています。佐伯には大きなお金を掛けなくてもすばらしい自然と、そしてその中で生まれた豊かな食材があります。田舎だから人が来ないん

じゃなくて、田舎だから来るんです。そして来た人たちが、こんなきれいな田舎だったらまた来たい。こんなきれいなまちだったら、こんなおいしいものができるんだと、そういうふう感じてくれるんです。だから次の年もまた来てくれるんです。私はそういうふうに思っています。そしていろんな食材を育てるためにも漁業・農業・林業いろんな方たちの一次産業に雇用が生まれてきます。ですから、自然を守って、そして一次産業を育てていく。そういう考え方にもつながっていくだろうというふうに思いますし、私はこの佐伯をこの日本一きれいなまちにして田舎の佐伯、きれいな佐伯、これで勝負をしていただきたいというふうに思います。今いろんな食材のPRも市長自らいろんなところでされてます。大変いいことだというふうに思いますが、その土台にあるこの佐伯の環境を守る。この部分の取組について市長自らの考え、そして決意をお答え願いたいというふうに思います。もちろん協働の力、みんなの知恵と行動を集める。そういうステージを作るのも行政の役目だというふうに思いますから、そういうことを踏まえて市長の考え方をお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 上田議員さんから環境と観光の連携についてということで、これからの環境と観光ということは、これは非常に大事なことだと私も思っています。特に最近では、自然や歴史・文化といった地域固有の資源を生かしたエコーツーリズムという観光スタイルが人気を集めております。立派な観光施設はなくても地域の個性そのものを観光の魅力として感じるような観光客の趣向が変化し、多様化しつつあると思っております。これは一つには地域の魅力に最も詳しい地元の発想で観光ツアーを作る。いわゆる着地型観光といわれる手法が広がりを見せていることや、人々の環境意識の高まりなどが背景にあると思っております。私どもの総合計画、議員も配布があったと思っておりますが、この中に、私は特にまちの将来像の中で、九州一の広大なやさしさの中で大きく出しているのが、健康と観光を思考するライフスタイルであるという形の中で口ハスという言葉を入れております。これを先ほど市民生活部長が答弁いたしましたように、それを一つの佐伯市のまちづくりの一環とし、また観光とも結びつけていかなければならないと思っております。それほど佐伯市は豊かな自然や食、歴史、人々の人情など、人々がこころ豊かに暮らしていくための基礎条件がそろっていると思っております。これが議員が言われる一つの観光資源だと思っております。そのためには環境と観光の連携という視点は重要だと思っております。また先ほどありました、さいき903エコプランの中に「優れた自然を守り、育み、活かすまち」という形をとっておりますし、また「歴史文化を大切にし、きれいで住みやよいまちづくり」といった基本項目もその中で上げられております。こうした形の中で実践するためには本市の観光としての真の魅力を磨き上げていくことも必要だと思っておりますし、また先日ある新聞の中では、環境の景観地域として全国に100選として大越地区が選ばれております。そうした地域地域のことを市内外に知らせることも必要だと思っておりますし、こうしたいやしの地であるという佐伯市を売り出していくことが私は必要だと思っております。議員の言われる、これからの環境と観光ということは切っても切れないものだと認識をしております。以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

10番（上田徹） ありがとうございます。これで緊張の中での一般質問を終わりたいというふうに思いますけど、最後に是非、まずこの環境を守るための最初の取組である8月のクリー

ンアップ大作戦にやっぱりどれだけ多くの方たちが参加するかどうかというふうに思います。いきなり100%を求めるのではない。そういうふうに思いますけど、少しでも多くの方たちが参加できて、そしてきれいなまちで、豊かな自然で多くの人たちを迎えられる。そういうまちづくりに取り組んでいただきたいというふうに思います。そういう願いをしながら何とか時間内に終わることができました。緊張の一般質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

次に21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） おはようございます。21番議員、新風会所属の渡邊一晴でございます。新人で初めての定例会、そして初めての一般質問でありますので、総括的に質問をさせていただきます。質問の前に、ミニ地方選と言われた去る4月の選挙において西嶋市長が再選されました。市民の一人として心から敬意を表し、お喜びを申し上げます。再選は多くの市民の信頼の証でもあります。この信頼のないところに立派な政治は成り立ちません。市長におかれましては民主的で公正・公平な政治、そしてあなたの情熱と勇気と英知を存分に発揮し、更に更に市民の信頼を得、市政進展のために精進されるようお願いをしておきたいと思っております。

さて通告に基づいて一般質問を行います。戦後の新しい地方自治制度が発足してから今日まで既に64年が経過したわけでありまして。その期間の経過の中で、我が国の地方自治は着実な成長を遂げ、既に制度として定着するに至っております。しかしながら、我が国はこれまで東京だけが頭脳があるという発想で経済大国になったといわれております。これからは経済的にも社会的にも文化的にも、そしてまた情動的な施策を講ずるにあたっては、地方優先で行う必要があると考えるものであります。いわゆる東京一極集中から多極分散型の国土を形成し国際化、情報化、少子高齢化社会に対応する新しいライフスタイルを確立するなど、国民生活の全般にわたって転換する必要がある、これを実現するためには、これまでのような中央主導型で中央の機関車が引っ張る古い型をやめ、地方がそれぞれの特殊性、多様性を競いながら地方自治の原点に立った地域づくりの必要性が今日地方分権時代を迎え盛んに強調されています。過去地方団体は力を付けながらも中央の主導型に圧倒され、陳情・要望合戦を繰り返してきました。これは金だけではなく、知力においても劣るものと自認してきた感があります。しかし、時代の流れが変わり地方から中央へ、今や地方団体間では政策競争の時代と知恵とアイデアを競う時代へと構造が変革してきています。これまでの市町村は政策立案は中央官庁が行い、自分たちはそれに従い実施する事業庁、いわゆる下請負機関だと考えてきた傾向があります。中央政府の示す政策メニューに飛びつき、これに交付される補助金と優遇措置をもったいろんな指定地域を受けることが近道だと争い、これがさも地方自治の現実、原点であるかのように錯覚して行動してきたように思われます。これからは自治体の新しい企画、アイデア、政策に国・県が補助金を付けると下から上を押し上げる政策形成の意識、政策主体の団体にならなければならないのではないかと。その考え方を変える姿勢が大切であると思うがいかがでしょうか。戦後この方、市町村は地域住民の生活環境を整備し、その行政水準を上げようと文字どおり先進諸国に追いつき追い越せと旗を振ってきた時代には中央の主導型が必要で、それを当然のことと考えてきました。しかし現在では一定の社会資本、行政水準を確保し、これからの市町村の行政は住民の意識の多様化に伴ってこれ

までのハードな行政からソフトの行政に転換しつつあります。そこには新しい考え方、きめ細かな対応が必要であって、国の法令、指導要綱による画一的な処理だけでは対応できない時代になりつつあります。近年では縦割りの補助金行政に新しい知恵は少なくなって行き詰まり、反面では市町村の行政能力が高まり、今日の情報化社会にあって地方団体の行政処理にあたっては国の指導を受けることの意義が薄れ、住民本位の地方主導型に変わりつつあると指摘されるまでとなっております。また、今日地方分権の流れの中で国においては地方分権改革推進会議や地方財政審議会、地方制度調査会等々あらゆる機関で地方税財政の改革議論が迷走していますが、台所事情はなお一層厳しさを増すであろうと思われます。これからは従来のように国の指導で事業を進める手法は通用しないのではないかと。当該団体が持っている潜在的な力を積極的に引き出せるか否かが問題であります。ある意味で今の市町村は民間企業が自由経済の下で厳しい競争合戦を繰り返しているように、市町村はアイデアの競争時代といってもよいでしょう。地方分権の基本理念である自主性、自立性を高め個性豊かな地域社会の実現を図るためには市長を始め管理職の意識改革、一步前進のためのやる気が要求されます。やがてやる気のある団体と旧態依然と古い殻に包まれた団体にその規模の大小に関わりなく格差が付くことになりましょう。合併によってできた新佐伯市が基礎的的地方公共団体としての機能を十分に発揮して住民の福祉を増進できるように、その自治能力を充実させなければならない。新佐伯市が目指す潤いと活力に満ちたふれあいのまち像をどう実現し、どう振興発展させていくのか、そこに自治団体の存在価値が問われ自ら考え、自ら行う地方自治の原点に立って特色ある本市まちづくりに一石をとすべきであるが、市長のその決意のほどを伺い私の一般質問といたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 渡邊議員さんの地方自治の原点に立ったまちづくりということの中で、新市が発足後4年が経過した新たな自治体として、自治体の原点に立って自ら考え、自ら行う特色のあるまちづくりを望むが、どのように考えているかということでございます。私もこうした中で議員が今の分権論を言われたわけですが、現在私たちもそうした分権論の中で九州市長会の中で、九州府という一つの考え方を国に提言し、経済団体とともに九州府の実現に向けて現在行動し、そうした提言をまとめております。その中で多くの問題が発生しているのは、そうしたときに財政がどのように付いてくるのかと、地方自治が地方自治としてのあり方をどうした形でやっていくのかと。また、都市機能においてもそれぞれの格差がたくさんあります。現在、当市においては財政力指数が非常に弱いという形で国から入ってくる交付税を補完しなければ地方自治体としてやっていかれません。いわゆる都市自治体の実勢を高めるためにはいろんな形の中でまだまだ国に対して要望をしていかなければならないと思っております。また特に、当市は1市5町3村という九州一広い面積を自治体として形成しております。そうした中で合併支援に対する支援策というのが十分でなかった。国は合併をすることによって国の責任がある程度放棄される部分があるのではないかと考えておりますが、そうした地方に対する押しつけもあるのではないかとという形で、こうしたものについても不足の部分についても九州市長会等でも論議をさせていただいております。そうした中で、佐伯市として現在行えるのはどういうことだろうかということで、佐伯市としての考え方といたしましては、昨年私どもは総合計画を策定させていただきました。その中で上げた基本理念は、市民主体のまちづくりだということです。この計画の中に、基本理念について

次のような二つの文章で表わしております。まず一つ目は、市民一人一人が責任を持って自ら考え、自ら行動すること。二つ目は、市民自ら率先して自助努力をし、共に助け合う市民主体のまちづくりです。この二つをこれからの佐伯市における地域づくりの柱に据え施策を講じようとしております。さて、このまちづくり理念の実現に向けては市民と行政が地域づくりの両輪となり、相互の理解や協力関係を築きながら進めていく必要があります。例えば、ごみやリサイクルなどの環境問題のほか、食育の活動や地産地消の取組、防犯活動や災害時の初期対策など、幅の広い分野における市民の積極的な参加と行動があって初めて地域の実情に応じた特色豊かなまちづくりが実現します。また、まちづくりを進めるうえで積極的な議論と意見の収集、集約が欠かせないものと考えております。市民の代表である市議会を始め、地域コミュニティの中核である各自治会、旧市町村ごとに設けている地域審議会等とより連携を密にした関係を構築していくことはもとより、パブリックコメント制度やタウンミーティングなどを通じ、多様な市民の声や地域ニーズの把握と集約に努めていく必要があります。また、それらの貴重な暮らしの声を礎として事業構築や政策の立案に結びつけていくというような政策形成の位置づけを行政の中に醸成していくことが必要だと考えております。さらに、そうした地域と行政が総合計画の基本理念である自助・共助・公助の考え方の下、お互いの垣根を超えた政策形成の意識づけを図ることで佐伯市が持つ地域力やポテンシャルを最大限に引き出していくことにつながり、住民主体の地域社会が築かれるとともに、市全体の自治能力が高まることと考えております。次に、まちづくりとソフト事業についてですが、社会資本の整備が進む中、施策の重点は公共事業の施設から市民の活動を支え、地域の潜在能力を生かし、高めていくソフト事業の充実とシフトしつつあります。そうした中、まちづくりや地域おこしに直結したソフト事業のメニューが増加し、取組の質や活動の精度にレベルの高さが求められます。地方財政は依然として厳しい状況が続くと予測されますが、貴重な財源を無駄なく最大限に有効活用できるよう、精度の高い事業構築をこれまでに以上に心掛け、地域の特色を生かした政策に結びつけていきたいと考えております。以上、特色のあるまちづくりについて所信とのことですので、思いの一端を述べさせていただきました。

議長（小野宗司） 渡邊議員。

21番（渡邊一晴） 再質問ではございませんが、私は合併後、これまでの4年間は九つの市町村が一つに移行するための一つのいわゆる過渡期であったというように思うわけであります。そういった思いの中でおりますと、これからの佐伯市が新佐伯市として大きく飛躍することを期待するものであります。今後市長を始め執行部の皆さん方の市政運営を期待をして私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、渡邊議員の一般質問を終わります。

次に1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） おはようございます。1番議員の後藤幸吉であります。私は2番議員の矢野精幸議員とともに中心市街地の活性化に少しでもお役に立てるように志政会という会派をつくっております。

今日は大きく三つの質問をいたしますが、まず1番目から、まちづくりについてお尋ねします。去年の12月、池彦周辺の建物を買うことについては議会は20対19ということで否決しております。それが5月の25日、執行部の説明によりますと財産取得でなくて補償費などの

名目で購入するということであります。報道などによりますと、こそくな手段を使ったものだ、やり方としては。また市民の間からは、私どもにこれは佐伯市議会というのは要らないのではないかと、そういう御意見も伺っております。市長はどのような状況の変化があったのでこういう手法を取られたのか、それをまず説明いただきます。それと歴史資料館、議会の中では必要性については討論されたことはありません。市民もそれほど私の周りの人間は今の財政状況の中で必要ではないのではないかと人たちが多いのでありますが、この説明は必要性の説明は市長が自ら新聞などで発表しておりますので結構であります。次に、旧壽屋の跡地、駐車場、その利用方法がどのように現在になっているのか、それをお尋ねします。これは市の現在市が持っている市の所有地、それと周辺を含みます。三つ目、私は12月議会、3月議会で中心市街地をしゃんとつくるためには公共の建物が位置、規模が大事であろうと質問しておりましたが、事業も確定していないのではっきりしたことは言えないという返事でありました。しかし先日、庁舎建設審議会ですか、そこが私が通告書を出したあとです。昨日、市役所は現在の土地に造り替えるべきだという答申を出す段階までいったように聞いております。審議会の答申というのをどのように考えておられるのか。そのところをお尋ねしたい。それと文化会館は24年の3月まで毛利家との借地契約ですか、あるように聞いております。今のうちに前回は質問したけど、まだひとつも予定を考えていないようにありましたが、24年までの3月までが契約の期間であれば今のうちに大ホールが必要なのか必要でないのか。そしてどの場所に造るのかということは考えておかねばならないと思いますが、あれからお考えになったのかどうかお尋ねします。それから歴史資料館の場所を先行取得したあと、計画書によれば現在の三余館と一緒に使うような基本構想になっております。計画になっております。そうすれば当然三余館、現在の三余館の中の機能はなくなるわけでありまして。これはどのように考えているのでしょうか。三余館的なものを大手前の駐車場の所にコンベンションホールというような名前で、例えば五、六百席の座席のあるような建物を造るといふ説明が地域にあったように聞いておりますが、そうするとまちづくりにも影響しますので、前回は質問しましたが、どのような計画になっているのかをお尋ねします。それとこの駐車場の使用計画と関連すると思いますが、警察署は去年の11月に副市長のところへまずお訪ねしちよと。そして12月には佐伯署長が今の手前の駐車場の所を警察の用地として譲ってくれんかというような話があったように聞いておりますが、ここを市長が断るのは当然だと思います。そこは中心市街地のまちづくりに必要な土地ですから、警察に売らんのが悪かったとは申しません。ただ、今年の3月になって東校区の区長会などに警察が初めて移転ちいうことを説明しております。やはり警察は市の建物ではありませんが、警察のような大事な行政の建物が、佐伯市民の私たちも知らん間にそういう計画が立ってということは非常に残念であります。もちろん、署名運動を仮にしたところで中心市街地に適正な土地があるからとは思われませんが、何かこう公開ちいいいますか、そういう市民に知らせる。いろんな情報を知らせるあれが佐伯市は少ないようにあります。それで中心市街地から消防署、警察署がのくわけですが、どのように考えておられるのかお尋ねします。それと東校区の公民館の件であります。これはもう前回はお尋ねしております。造ってはいただけるそうでありまして、例えば警察署がなくなれば有人の交番を造ってもらうとか、消防機能を備えた分署なりを置いてもらうとか、そういうことも必要であると思っておりますので、前回同様重ねてお尋ねします。はやく言えば、防災機能を備えたような公民館を考えているのかということであ

ります。それとまちづくり会社の進ちょく状況をお尋ねします。なかなか進んでいないよう
にあります。これができんと基本計画というものが国に出せませんので、現在までの状況
をお尋ねします。以上であります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の御質問の中で、まちづくりについてという形で詳細項目を挙げて
いただいております。その中で、まず私から大まかな答弁を申し上げまして、詳細は担当よ
り答弁させていただきます。まず歴史資料館につきましては、先般の全協等でもお話をさせ
ていただいておりますが、これについては旧池彦跡地は佐伯市の歴史、文化が集約された土
地であるという形、また相手との関係、またいろんな中で佐伯市のこうした歴史を語るう
えでもふさわしい場所だということ。昨年も高速道路が佐伯まで開通いたしまして観光客も
増加した。新たな観光施策ということ。また、社会教育上歴史資料館が必要だという形で
12月議会でもお話を述べさせていただきました。そしてまあ取得方法という形で
12月議会では議会に公開して話をするべきという形の中で、建物の補償という形で上げて
いたわけですけど、やはりこれはいったん建物を買取った形で上げなければ議会に上げて
いかれませんし、そうした中で所有者という形での話をさせていただきました。そうした中
で私どもも全体をするべきという形で用地の必要性、そしてその不要な建物は地権者から壊
していただくと。そうすると必然的に議会での建物に対する購入が議決事項でなくなるという。
そうしたことでありますので、全員協議会等でその点の説明をさせていただきました。そう
した中で補償費と建物の固定資産の評価、解体額を補償費として所有者に支払い、所有者で
解体をしてもらって更地で市が買い取るということでございます。毛利家との約束ですが、
特に毛利家について私どもも資料の仮寄託をおよんでおりまして、これは平成10年に結んで
おりますので、そうしたことと文化会館についての約束もあります。これは敷地の問題等に
ありますので、こうした問題も考えていかなければならないと思っております。文化会館につ
いてですが、これについては昭和46年に完成して38年経過しておりますが、毛利家との借地問
題もあると。そうした中で、もうここに建てるんだということで借地契約をするべきか、や
はり借地契約はピシャツとしてですね、その建設をどうはっきりするのかという。これは手
法の方も思うんです。あくまでも現在は借地上に文化会館が建っているということ
を認識していただきたいと思っております。次に、市役所の新庁舎について、新庁舎につ
いては現在佐伯市庁舎検討委員会及びこれは市の職員とやっとするわけですけど、一般の市民皆
さんの方々に入っていただいております佐伯市庁舎建設審議会において現在審議を行って
おります。審議内容については、現庁舎の老朽化及び耐震強度の問題から、その必要性につ
いて意見は一致しておりますが、特に財政状態が非常にこれは左右するもので、そうした
ものを勘案しながら財政シミュレーションも行い、また審議会、議会の皆さんにもこのシ
ミュレーションについては報告をさせていただきます。そうした中で建設規模、建設時期につ
いて慎重に審議を重ねていただいております。今後、審議結果という形で私の方に報告が
来ておりませんが、昨日審議会が開かれたということで、正式報告を受けておりません
ので、この場での答弁は私の方からは差し控えさせていただきます。他については担当部長より御答弁を
させていただきます。以上です。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 教育次長の江藤でございます。今回初めて議会で答弁ということで、初

デビューということでございます。現在、教育長不在で教育長代行という役職もいただいておりますが、教育行政に穴を開けないように職員共々丸となって教育行政にまい進をしておるところでございます。どうぞ今後ともよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは後藤議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。市長の方から については答弁がありましたので、その中 の中で規模という部分を後藤議員さんが通告でおっしゃられておりますので、その部分をちょっと御説明をいたしたいと思っております。歴史資料館の規模についてでございますけども、先日の全員協議会の時に資料を配付いたしまして、概要という部分で御説明させていただいております。教育委員会の原案では、外向けには皆さんにいろいろ協議を諮ったわけではないんですけども、教育委員会原案としては、新築する新館が約1,200平米程度、それから三余館が現在1,353平米ありますけども、この部分を取り込んで延べ床面積が2,500平米程度の建物にしようという計画を考えております。そういうことで、次に でございますが、文化会館用地の借地契約とか管理料、規模、建設時期等についてお答えをいたしたいと思っております。文化会館につきましては、ホールの席数や規模などは今後建設についてまだ全然できてないんですけども、今後は構想委員会や基本計画等を作成しながら立ち上げて決定していきたいというふうに思っております。文化会館がある三の丸の借地契約についてでございますけども、これにつきましては議員おっしゃられましたとおり、昭和45年から60年契約を賃貸契約を行っておりましたが、昭和57年に30年契約として新たに契約をしました。そして先ほど言われましたように、平成24年3月末で一応契約は終了するというようになっております。今年からですね3年間は毎年1,168万9,067円の使用料を払っておるということでございます。それから管理費についてのお尋ねでございますけども、平成21年度予算で佐伯文化会館の一般維持費といたしまして約4,546万3,000円、これは用地の先ほどの借地料を含んでおりますけども、4,500万程度を計上いたしております。内訳につきましては、囑託・臨時の報酬・賃金が300万程度、それから電気、上下水道、暖房用の灯油代などとして1,200万円、それから電話代とか建物・自動車の保険料等を合わせまして107万程度、それから舞台関係とか清掃関係などの委託業務につきまして1,600万程度、それから負担金とか交付金につきましては54万4,000円ということでございます。あと修繕等の整備事業として当初予算では250万円を組んでおります。文化会館の収入といたしましては、使用料が1,488万3,000円を見込んでおります。それから の歴史資料館の建設に伴う三余館の計画についてでございますが、三余館につきましては以前にも説明したと思っておりますが、教育委員会で考えてる原案は三余館を研修室と資料整理室という部分で教育・研究・管理部門で使用するように現在では考えております。それから教育委員会に関連します の東校区の公民館の件でございますが、東校区地区の公民館につきましては、現在は設置されておりませんが、設置されれば他の公民館と同様に実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、それから健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する社会教育としての役割はもちろんでございますけども、地域交流の場として利用していただければいいかなというふうに考えております。具体的な施設の規模、設置場所につきましては今年度調査費等を計上して地域を含めた建設検討委員会等を立ち上げて研究をしていきたいというふうに思っております。それと他の施設を併合するという問題でございますけども、教育委員会としては公民館機能だけを現在では考えておりますが、これが他の機能ということになれば今後も検討委員会の中で協議をして必要があればそういうことで実施をしたいなと

いうふうに考えております。以上でございます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まちづくりについての御質問のうち、旧壽屋跡地の利用計画、それから消防署と警察署がなくなったあとの対応について。それからまちづくり会社の進ちょく状況。この三つについてお答えいたします。まず、最初の旧壽屋跡地の利用計画を含めた大手前一带の開発計画についてですけれども、これは昨年12月にお配りしました構想案を基に機能面ですとか、実現性などについて更に検討を行っているところです。この状況につきましては今議会中の全員協議会で現状について御説明する予定にしております。今後商工会議所主催の中心市街地活性化協議会準備会ですとか、地元の大手前開発権利者会との協議を重ねまして、まちづくり協議会なども開催しながら早急に基本構想を確定していきたいと考えております。それから、消防署と警察署がなくなったあとの対応ですけれども、これは安全・安心なまちを目指し、行政だけではなく、地域の皆さん一人一人が日ごろから起こりえる様々な災害に備えるということも十分考慮しておかなければなりませんけれども、そこで自主防災組織の推進を図り、災害時を想定した避難訓練等を実施することにより防災意識を高め、自分の身は自分で守る自助、隣近所が助け合って地域を守る共助、そして行政が地域の取組を支援する公助、この連携が重要であると考えます。正直なところを申しますと、警察署の移転についてはですね、私ども企画がつかんだのは2月の頭でした。大変お恥ずかしい次第なんですけれども、その後いろんな動きはしてみましたけれども、これは県の方ですね、国の二次補正を受けて急展開をしたというような背景があったようで、中心市街地から出るということについて思いとどまっていたことができませんでした。地元から交番等の設置についても要望が出ております。今後県との協議を行っていきたいと考えております。最後に、まちづくり会社の進ちょく状況についてですけれども、これは現在商工会議所主催の中心市街地活性化協議会準備会、この中のまちづくり会社設立作業部会で立ち上げの準備を行っているところです。進ちょく状況は今年3月開催の準備会でタウンマネージャーの人选を承認し、今年9月までの会社成立を目指して取り組んでいるところです。詳細な状況につきましては、今月の18日に商工会議所で主催され協議会等で報告されるという予定になっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 順番がちょっと違うかも分かりませんが警察署の件から、結局副市長に話があったのは11月ですわな。これは警察に行って確認しちよるから間違いない。日にちも確か11月何日か、そのあと市長に話があっちょん。そういう動きが一切部内の中心市街地で今から頑張らないけん部長が2月になって把握するというのは庁舎の中でおかしいんじゃないか。市民も知らん、内部のもんも知らん、2月になって署名、何を騒いだところで役にたつか。やはりその連絡というのは、例えば大手前に警察署をとすることは私も無理やと思うから、そのことは構わん。ただ話があった時点を内部のもんが把握しとらんということは非常におかしいと私は思う。これが一つ。質問しあげてから言うてくれ。それと歴史資料館の購入方法、当然のように市長がお答えになったけども、私ども議員としてはそりゃチェック歴史資料館を造るまでにチェックする時期はあるわけです。ところが買い込んだ品物を土地を塩漬けにするわけにはいかないということで、前に前に進んでいく。例えばこりゃ市長が相当造りたいらしいけども、総務部長が教育次長の時に尋ねたことがある。中に入れる毛利

家の品物、メインになってると思うが、これはまだ相手から借りるのか、将来買い取らないけんのか、どうなってるんかという質問をした。そしたらまず造ってくれえと言いよるという。そして今回も親せき筋、伏見さんですかの方が池彦の所が適地であると、そういうことを言われても、ちょっとこちらの計画とは違うんじゃないだろうか。例えば私どもは旧佐伯信用金庫を買う時に賛成しました積極的に。そうすれば1階を利用すれば佐伯の美術品であろうと、歴史資料であろうと半年に一遍ずつ入れ替えれば品物はもう全部市民の目に見せることができます。市民が見ることができます。そして高速道路ができた、やはり評判がいいから県外から来る人たちに見ていただくと言うて計画性をつくって造るものならいいけども、市民の大多数の市民が中身も知らんもんをただ大きな広さのもんを、今度のような計画なら山中邸で狭いんが当然です。そういう大きなものを造りたがる。12月に武田元教育長が、こういうことを言うとります。私の質問に対してです。教育施設というものは利益を求めものではありませんと。学校の先生あがりの方は経済的なことは考えられんらしい。少し調べましたが、中津市にある福沢諭吉館、ここは全部大人料金で入場してもろうたところで1,300万しかあがりよりません。国木田独歩館、先ほど1.何倍の入場者があったと。やわらぎ、あそこと合わせて佐伯市は1,300万円ぐらいの赤字を打ってます現在。ある施設ですからそりゃ構わん。ところが、この経済状況の厳しい時に歴史資料館を造る造る造る造る言いよるけども、そういうことは考えとるんじゃないだろうか。私の周りの人たちが歴史資料館はいらんて言いよるのは、その人たちが教養がないわけじゃないと、興味がないわけじゃない。今までとにかく佐伯市は金がない金がないと言いながらですね、そう言ってたからいらんと言いよるわけです。今回歴史資料館をどうも造る計画のごとありますが、前回私が言ったことがあります。歴史資料館を造ったあとで、市役所も造りてえと申しだしかねんからと、去年12月言うとりんですが、今回審議会がそう建て替えるという結論をだした。その中の全員一致、その中の主な理由が合併特例債がきいとる間に造らないけんちいうんが主な理由です。答申でそれは必ず出てくると思います。そうするとその順序を逆逆にしていくと必ず9月議会ぐらいには議会には話を持ってこんと間に合わん。合併特例債を使うということになれば、そのこのところはどうなってますか。市役所も造りますか、そして歴史資料館も造りますか。それと市役所を造る場合、去年の12月には56億という数字を出してます。56億、庁舎に500人の職員を入れるから56億掛かると、だから金が掛かるから先延ばしをしようとります。それ以前は内部検討委員会が41億6,000万円と言っております。そういう意味で市役所は造るようになるのか、そして造るようになるときには41億6,000万円の数字の方ですか、56億ですか、それをまずお答え願いたい。それと歴史資料館の先行取得の中で補償費で金を払うというが、事業が確定しとらんものに補償料ちいうのを払ってもいいものでしょうか。道路を造る、確定しちよるそこに地上に建物がある。補償料を払う、それは構わんと。ところがまだ歴史資料館は造るとは市長が言いよるだけで、議会はまだ判断をしておりません。そういうものに対して補償料というのはいいいものでしょうか、お尋ねします。もう一つ、これからも今度のような議会を必要としないような方法を使うのかどうか。それもお尋ねしたい。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 警察署の移転の件ですが、いらしたのはですね、いつか覚えてませんが副署長さんと総務課長さんがいらっしゃいました。それはですね、どういうことかという、

警察署の建て替えの予定というものを考えとるんだと。また今の所じゃ駄目なんですかと言うたらですね、やはり地域の防災面、特に東南海地震等を考えた場合には、非常に県庁の方がオーケーと言わないんだということでもあります。それで急ぐんですかと聞いたら、急いでないんだと、ただ財政が厳しくて署としては今すぐ欲しいんだけども財政が非常に厳しくてですね、しかも今の場所では100%出してもらえない。そういう状況の中、佐伯市にそういう土地を持ってないかどうかということ聞きに来ました。じゃあ私が把握していない場合があって悪いんで、財政の管財にですね指示して、管財の方から警察署の方に答弁をさせております、場所がないということで。それ以降は何もなかったわけです。急にきたわけですよこの魚住部長みたいに。それなんでかと言いますとですね、生活支援地域活性化臨時交付金の1億2,500万佐伯にきましたけれども、その中の大分県にきた分、多分五十四、五億だと思えます。その五十四、五億でゴーサインが出てですね急ぎょ今の鶴岡地区に決定がきたという一緒に我々聞いたわけです。別に私が聞いてですね、そういうことが分かって黙っておったと、横のつながりがなかったということではございませんので、あくまでも急にですね臨時交付金等々のことで大分県が決めたということではございます。それに対して宇都、当時の署長さんも非常に私ども申し訳ないということで部長ともども市長とも抗議したんですけども慰留には至らなかったということではございます。

議長（小野宗司） 歴史資料館と市役所庁舎、財政状況が厳しい中造るのかという質問がございました。これに対して答弁をお願いします。

三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは市役所、庁舎の関係についてお答えをしたいと思います。先ほど事業費の関係で56億という数字が出ましたけれども、これは審議の過程の中で検討委員会あるいは審議会等を開催しておりますけれども、その中で財政的なものはどうなっているのかということの中で、財政シミュレーションをやりました。その時にある程度の規模というものを事業費を設定しなければその数字は出てこないということの中で、日田市を参考にしながらその56億というのが出たわけでありまして、今後建設する際にあって、その56億ということにはなりませんので、基本構想、基本設計の中で数字はまた固まってくるんではなからうかというふうに思っております。それと考え方については先ほど市長が申し上げましたけれども、これまで内部の職員で検討しております、まず課長級は内部検討委員会、それから部長級で検討委員会というものをやっております、その中でも随分財政的な部分は心配になるんだというようなお話もございました。会議を開催する度にその中で問題点や課題を整理をしながら今日に至っております。そうした状況の中で昨日第4回の審議会を開催いたしまして、先ほど後藤議員がおっしゃられたような結論をいただいたところであります。最終的に市長の方に答申をいたしておりませんので、後ほど今議会中に23日ですか全協を予定をしてるということでございますので、その中で詳しく経過を含めて説明していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） もう1点、歴史資料館建設の事業は確定をしてないのに補償料を払うのかという質問がございました。これに対して答弁をお願いします。

江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 先ほどの補償料の関係でございますが、昨年12月議会で否決された時に、議員さんからいろんな提言をいただきました。まず、事業計画や建物の規模等が確定し

てないじゃないとか、建物を購入してもらわない建物を解体するんだから公有財産として購入するのはおかしいとか、補償費で購入するべきではないかというような御提言をいただきました。そういう状況の中でいろいろ検討をいたしまして、今回は補償費でというのが正しいだろうということで補償費に変更して取得するという方法に変えました。その中で補償料で、事業確定してないのに使っているのかということでございますけども、事業は一応やるということで先行取得をします。それは土地開発基金の方で行いますんで、基金でそういう補償料を支払うということについては、これは違法ではないというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） なんぼ私が法律に詳しくうねえで言ったって、市長たちが違法なものを提案してくるなんて思うておりません。ただやり方が、今回30人の議員になって新人議員も9人おられます。そういう結局は歴史資料館を造る目的で買収する土地が、前は議会に掛けておきながら、これはちょっと難しいということで、議会に掛ければ危ないというので、議員に討論させることもなしにこういうことをやるのがあまりいい方法じゃあないと思うんじゃが今後もやられますかて聞いたら、それは教育次長が答える問題じゃあない。市長が答える。議会軽視も甚だしいという声もあるわけです。そして歴史資料館を造るて言いよるけども、まだそういう、私どもが議員になってから庁舎じゃ文化会館の話もあったけども、去年の2月ごろまでは歴史資料館のれもねかった。それなのにこういう話になった。そしたら今市役所も今回、今答えんじゃったけども、両方とも造るんかという質問には答えんじゃったけども、市役所を造るように審議会を市長はどのように思うとるんじやろうか。審議会から答申というものが正式に出たら、昨日の時点で私が聞いてるのは答申で出しますよと。これは本人が受け取っとろうが受け取っとりめえが、答申が正式に出たときには、それなら23日まで待たんで、答申が出たら市長はそれを尊重して庁舎を造るんですかという。それとも一つの意見じゃから、聞いておきますというふうにするのか。そこのところをお尋ねしたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） ちょっと条例の何条ということとは言えませんが、今回歴史資料館を議員の皆さんから解体するものを買う必要はない。そうした中であの当時どれを残すかということも決めておりませんでしたので、その中で区別してこの部分とこの部分がいらんだろうということで更地にさせていただくということが条件でありました。そうするとどうしても議会に議決を要する項目から外れます。それはいわゆる議員も御存じのとおり、建物が2,000万以上、面積が5,000平米以上、これをクリアしなければ議会の議決を要さないということですので、そういうことがありますので、今回はそういうことを整理したときにこの条項に当てはまらないと。そういうことがあったということで議会の議決を要さないのでも上げられなかったと。今後もということですが、この条件をクリアしないと議会議決を要しないということになります。同じような物件等が出てきましたら、そういうことが今後もするのかじゃなくて、この条件をどうするかということ、この条件は議会議決を要するという項目ですので、これをクリアしない部分について、またクリアする分を無理にそれを持っていく必要もないと思っております。また、審議会意見ですか、やはりまたこれは議会の意見も聞き、そして私は判断させてもらわなければ、先ほど言いましたように大きな箱物であります。こうした箱物を造るということは将来負担、いろんなこともありますが、現在合併をしたときに合併特例

債というのは、あとは日程的に限られてます。これ以降にどうした形で運用するかという論議も入ってこないといけないと思ってます。現在、長期総合で私どもも大体投資的経費年間80億を策定しながら、そうした中でクリアがどうできるのか、これについては議会等も充分そうした資料も出しながら論議をいただくと。そして審議会は審議会としての答申も十分私も聞きながら、そしてそれを十分検討させていただきたいと思っておりますので、議会側の意見もそうした中で出していただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私が言いたいのは、あくまで計画的に事業を進めていっていただきたいということでありまして。合併特例債、これを有効に使わないけんということと、必ずしも私は市役所を造れ何を造れと言ひよるわけではないんですが、歴史資料館を造るようになれば、当然三余館を利用する。そうすると三余館の現在の機能の部分をもたどこかに造らないけんごととなります。箱物がまた一つ要るごととなります。そしてまた市役所も合併特例債の間には造ろうと思えばかなり忙しくなります。そして文化会館にしても執行部の方が一部豊南高校の用地も考えてるというような意見を言う方もおられるようにありますので、計画性を持ちながらまちづくりを作っていただきたいということでありまして。時間がありませんので、まちづくりについてはこれで終わります。

それから、公僕としての職員についての質問をいたします。3月議会で同僚議員から組合活動について質問がっております。私にもその当時同じ材料は入っておりますが、選挙の時期に言うのはいかがなものかと。2人の組合が推薦する人が当事者でありますので、それと市長の推薦問題などもあったようにありますので、その3月議会に言うのはどうかと控えておりましたが、前回同僚議員の質問の中に対して、木許副市長は調査をしてみるということ。議事録を見ていただければ分かりますが、調査をしてみるということだと答えております。そして市長は事実であれば審査会、それから懲罰委員会も内部で立ち上げると言っておられました。そのところを確認ができたのか、そして確認ができなかったのか。確認ができたから懲罰委員会なりを開いたのかどうか。それをお尋ねしたい。それと市長は、出納市長の時代から着任交渉というのをやられるそうですが、今回私ども市民は分らんのです。佐伯市は公開なんか度というのがまるっきり大分県じゃ一番悪いらしいですから、それを今日は結構です。市報なりでちゃんと組合との約束がどうなっているかを公表する用意があるかどうか。それをお尋ねしたい。それと一人前回の質問の中で、組合ヤミ専従という話がありましたが、執行部の方はあの人には共済会の仕事をしてもらっているんだという表現がありました。共済会の仕事なら立派な仕事であります。それなら庁舎の総務課の中に机を置いてほとんどの時間そこにおるべきで、組合の事務所にそげえいつもかつも朝から入りべたる必要はないのであります。私どもが考えたときに、さあ共済会の仕事をどんだけして、組合の仕事は何もしらんのかどうかを上司は確認をしているのかどうか。年休を取って、そういう方が年休を取っておられるのは構わんですが、年休を取っておられるのかどうか。例えば、先般1月や2月に20何人ずつ組合事務所でも会議があったというぐらひがありました。その席にその書記長さんも出席しておられたのを確認しておられます。出席しておらんじゃったですか。出席しとったのであれば共済会の仕事とは違いますから、年休なりを取っているとします。それと組合事務所の中で行われたときに、組合活動は大いに結構ですが、市の職員としての公僕としての仕事はその時間してないのですから、だれだれが何時から何時

までは届けを出して、その時間帯は休んどるということは総務部長把握しておりますか。それを把握しちよかとちょっと話はややこしくなると思うんですが。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 後藤議員の公僕としての職員についてのアの部分にお答えします。まず、

の3月議会での河野豊議員の質問に対しての回答を問うというところ。3月定例会の議員の一般質問以降の対応につきましては、総務常任委員会の所管事務調査において職員組合に対して、組合活動が政治的行為の制限に抵触しないよう、特に勤務中の活動や市民から誤解を受けるような行為は厳に慎むよう文書及び口頭で申し入れを行っております。それから翌11日に対して聞き取り調査を行っております。その結果、特に懲罰に該当する事項はないと判断しております。なお、引き続き総務常任委員会での指摘事項も踏まえて職員の服務規律の確保に努めていく所存であります。これ3月の総務常任委員長報告ということで一回議会には報告してると思います。それから続きまして、の市長再選後の組合との着任交渉についてということで、これは行っておりません。なぜかという、いわゆる最初に市長になったときに着任交渉するんであって、今回は2回目になりますので行っておりません。それと

番目の共済会の事務担当職員は組合活動との時間をとということであります。共済会の担当職員、基本的には職員共済会、職員の福利厚生及び労働安全衛生に関することについて事務を行っており。共済会と組合というのは一応基本的には共済会は共済会という組織があります。そして組合はこれはまた別のものであります。そして今やってるのは共済会の担当職員、これはもう当然地方公共団体に厚生制度という責務があります。それについて共済会の仕事をやっておるとということでありまして、基本的にはそこを理解していただいて、それから答弁に移ります。共済会担当職員は基本的には、職員共済会、職員の福利厚生に今言いました及び労働安全衛生に関することについて事務を行っております。組合活動のうち、交渉や意思集約会議等については条例及び申し合わせ事項によって勤務中に行うことが認められております。それから、その他の組合活動を勤務中に行う場合は年次有給休暇によって対応しておるとということであります。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） ということは、先ほどはお答えいただかんじゃったが、組合の事務所に20何人が集まった。そういう時に書記長なる人がそこにおったかどうかは確認しちよらんですな。確認しちよらんですな。それと例えば、小学校・中学校の先生たちが組合作ってますわね。その人たちは役員になったら休暇を取って、県からは要するに税金は受け取っておりません。組合の方の活動に専念していると思います。その教育次長じゃったんだからそれは分かるでしょ総務部長。それは分かるじゃろな、そうした場合、300何十人の先生がおられて組合員の組織率はなんぼか知らんけども、佐伯市の市職の組合員の方が多いんですよ。それなのに組合の専従の職員というのはおらんですか。共済会の仕事をしもって組合の仕事をしよるんじゃないんですか。そのところの区分けをあなたが把握しているかどうかをお尋ねします。ちょっと通りにくいよ。800何十人の組合員がおるところに臨時の組合の女の子がおるにしても、組合員のちゃんとした職員が組合の活動をしよるちゅうことでないと、共済会の仕事をしもって組合の仕事は全然しよらん、年休も取りよらん。それ確認してますか、そこをお尋ねします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。教職員組合がってというのはちょっと私も分かりません。多分それはそうしとる場合やったら専従としてやってるんじゃないかというふうに思っております。それから共済会の仕事というのが、先ほど言いましたけど、いわゆる地方公共団体のこれはもう責務ということでありますんで、たまたま今共済会の仕事をしておるといのは総務課職員係におります組合の書記長を兼ねてる人が現在やっておるといことでもあります。それと共済会につきましては、その職員係における書記長とそれと臨時職員が一人おって行っております。それから組合活動については、組合の中で何名かですね、一応雇って組合の中でやっております。ただ組合活動についてはうちの当局の方とは全くこれは関係ありませんので、その内容は分かっておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 共済会のことを一言も言いよるんじゃないんじやな。私はさっき総務常任委員会の話があったけど、一応総務常任委員よ今回はな、福利厚生じゃあなんじやのことをけちをつけるつもりはないの、税金が大事に使われておりさえすれば文句は言わない。組合員が組合活動をするのも結構じゃけどな、仕事と組合活動を分けてくれて言いよるだけの話じゃな。だから3月議会で言うように、ヤミ専従であれば給料を返せちいう話もあったでしょな。さあだからさっきから言うように書記長が組合の仕事をしよるかしよらんかあなた確認してないでしょな。確認しちょかな、それか先ほどのように、小学校・中学校の組合の仕事をする人は外れて組合費の中から経費を出すようにするんが当然でしょ。それとね共済会も費用なんかでもこれはいいにこしたことはねえんじやけど、1,300万ほど佐伯市は払ってる。ところが日田とか中津あたりになると、例えば500万とか、市民一人頭の負担にしても職員一人頭のための福利厚生費にしても金額が太いよ佐伯市は、だから太いからその分を活用して職員のためにはどんどんやりなさいよ。ただし、その人たちが組合の時間帯に組合の仕事をしよるちいうことはこれは違反よ。それを部長は把握をしとかんといけんと思います。そういう意味では、前回懲罰委員会うんぬんというのは選挙活動だけでなしにな、普通ちゃんと把握はしとってもらわんと、市民の方が言いよるのは、やはり組合専従じゃあないかというて言いよるんじやから、そしてそういう人たちが職員の中におらんちいうことはだれかがしよるわけじゃ、OBかだれかがしよるんならいいよ。市の税金をもらいよる人がそういうことをしちゃあいけんでしょうがって言うんが私の主旨です。それは確認するようにしますか。それともう時間がありませんので、三つ目の少しは将来の行政サービスについてなどいい提案をするつもりでしたが、これはまた改めてやります。総務部長になられとるんじやから一人一人のとは言わん、職員のこととは言わん、けども主だった人たちがどの時間帯にどのことをしよるといいうぐらいんことは把握しよってもらわんと、日曜日に仕事をしよるな職員が、ほたらボランティアでしよるんか、給料をもらいもってやりよるんか区別もつかんのじやから、だからヤミ専従でないように、そこんところを把握しよってください。要望で終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時15分から会議を開きます。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に15番、河原修仁君。

15番（河原修仁） 15番、伯進会、河原修仁でございます。まず、先の4月の選挙におきまして、大多数の支持を受けまして当選いたしました西嶋市長に心からお喜びを申し上げます。おめでとうございます。そして私事でございますけれどもこの場を借りまして、市民の皆さんに再選をいただきましたことを厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

さて私は、選挙戦を通じまして903平方キロを回しまして、かつてきらきらと輝いておりました町村が大変寂しい状況になっていることを目の当たり見まして、大変心から責任を感じてる一人でも実はございます。漁村に行っても農村に行っても、じいちゃんとかあちゃんがいらっしやるだけ、若者がほとんど見えない状態、選挙でまいりまして、大変すまんことを言うけれども、選挙どころではないんだと、明日の生活が困ってるんだという人もございましたし、また生活保護の申請をしなくてはいけないという方々も実はございました。再選をいただいた議員といたしまして、使命と役割をきっちり果たしてまいらねばならないというふうに痛感をしている今日このごろでございます。それもそのはずでございます。市町村合併当初は人口が8万4,000人で現在は約8万人、4,000人ほどが減少をしております。このことは何を意味しているのか、出生や死亡による自然動態、転出や編入による社会動態、いずれもが減少をしております。その要因は結婚適齢期の若者が結婚をしない。しようにも家庭を支えるだけの収入を得る仕事、職場がない。2番目として、子育てをしやすい環境にない。3番目として、出会いの機会がない。などが考えられるが、市としてはこの現状をどう把握し、どう認識をしているんだろうか。人口の減少が地域の活性化に大きな影響を与えるということはだれもが認めるところであります。このままで推移すれば10年後は7万人、20年後は6万人と推計されます。そこで人口を増大させるための方策として若者の定住策、すなわち雇用を確保するための企業誘致は佐伯市にとって最重要課題の一つではなかるうか。そこで企業誘致のこれまでの進ちょく状況と今後の具体的な取組についてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員さんに御答弁申し上げたいと思います。議員の御指摘の企業誘致の具体策という形でございますが、これもちょうど前、皆さん方からいろんな形で御質問受けておりますが、企業誘致の進ちょく状況と今後の具体的な取組についてお答えをしたいと思います。企業誘致につきましては、昨年度に大分県を通じて企業進出の話が2件ありました。コールセンターともう一つは、一つのコールセンターにつきましては現在、銀行や保険会社に対する営業をされてるんですけど、受注されたら佐伯市でコールセンターを開設していただけるということで期待をしておりますが、コールセンターそのものがまだ仕事がそうした状況にないということで、まだ開設に至ってないのが現状です。もう1件の液晶関連企業につきましては急激な需要の減少のために予定していた設備投資について慎重な姿勢になっているということでちょっとこう見ているというような状況です。こうした中では昨年急激な景気の後退により企業立地は非常に難しい環境になっております。この2社に対しましては大分県企業立地推進課と連絡を取りながら定期的に訪問するなどアプローチを続けていきたいと考えておりますが、こうしたことでやっておりますけど、なかなかまだいい話が出てきておりません。そうした中で私どもが取組といたしまして、昨年度から御答弁申し上げて

おりますが、企業誘致のためにまず工業用地の確保が必要だということで考えております。10ヘクタール程度の工業用地の確保に向けて作業を進めておるところでございます。そうした中、当たっているいろいろやるんですけど、まとまった用地も民間地では非常に難しいという状況も出てきております。面積が広大な面積ですので、そして地域の中でこれだけの高速道路体系が出てきておりますので、逆にこれを生かせる方法をとという形で輸送体系の整備を図るために今、東九州自動車道に南インターチェンジをですね開通を目指したいと思っております。これは一つは平成25年にですね、佐伯港の女島ふ頭の水深マイナス14メートルの護岸が完成すると、そうした予定の中には佐伯港を利用する臨海型の企業の誘致をやっぴりやっぴいかなければならないと。山の方、海の方、いろんな中でとにかく佐伯の企業立地を進めるための整備をしていくことが必要ではないかと思っております。また、企業誘致じゃなくて企業留地という形もやっぴいかなければと。同じように私も特に議員も御存じのとおり、バイオマスタウンという形の指定を今年受けました。こうしたバイオマス型タウンのいろんな中の事業構想も出てきておりますので、こうした環境ビジネスについても企業誘致も図っていききたいと思っております。先般、佐伯市の森林組合があれだけの製材工場を造って、宇目地区にとりましては大きな産業となりつつあります。いろんな中で地域における産業形成もしなければと考える次第でございます。なかなか先般も関東佐伯会にいきまして皆さんとお会いしながら企業の誘致も話をさせていただいておりますけど、まだまだ全体的には景気に対する状況が厳しいという状況でありますので、地味ですがやっぴいっていくべきことはやっぴいって、あとはインフラ整備等の体制をやっぴいきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） 今答弁をいただきましたけれども、ちょうど私が1年3か月前に市長に質問をいたしました。その中から新年度は企業訪問などを通じて企業誘致に向けて働きを強化してまいりたいという答弁と、他の自治体の状況などを参考にしながら検討して考えてまいりたいと。または、新たな大規模工業団地の確保に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうな実は答弁をいただきまして1年と3か月が実は経過をいたしました。企業誘致に際しましては、4年間にわたりまして全議員が一般質問を大変いたした実は質問内容でございます。その中で私は昨年の中で専門部署を新設するなど再構築をし、庁内横断的な職員で構成する企業誘致推進内部検討会や市民を巻き込んだ企業誘致推進委員会などを組織して考えたかどうか。あるいは工場用地の適地等の調査検討委員会などを早急に設置して用地の確保に全力を挙げてみてはどうかという実は質問をいたしました。これに際しまして、そういった部署の設置をなさったのか、あるいはそういう検討会等を設けられたのかを再度お聞きをいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 企画商工観光部の中にですね、商工課の中に企業立地支援係を設置しておりまして、そこで専門的に取組はしております。それと時期はですね昨年来からのですね非常に景気の停滞の中にありまして、もちろんその中でも元気のいい企業はあるわけなんですけれども、佐伯市が今予定しておりますところは、予定しておりますといいますが、話があるところはですね、なかなか不況業種といいますが、景気の後退の中では計画について今のところストップしているという状態になっております。それから用地についてですけれども、これは昨年御説明しまして以来、10ヘクタールの用地取得に向けて一生

懸命やっているとところなんですけども、実はこの中に国有地が3ヘクタールほど入っております、この取得が先であるということで、その国有地の取得にですね全力を挙げたいと思っておりますところなんですけれども、今景気がこういう状況の中ですので、早急にその土地を取得するという需要度といいますか、そここのところは、それほど緊急ではないなというふうには考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） 魚住部長が緊急の課題ではないようなお話しをされましたけど、これは緊急の課題でございますよ。働き場がない、働き場がないということで先ほど申しましたように所得もない、住めない状況、生活もままならない状況、これが緊急の課題でなくて何の課題だとあなたは思うんですか。後ほどまた質問をいたしますけども。市長に実は質問いたします。広瀬知事もですね、今度は県南に光をと言っておられますが、県との連携はスムーズにいらっしゃるのでしょうか。あるいはその要望や要請は積極的に行っているのでしょうか。関東や関西の最前線で企業誘致に奔走している県の東京事務所や大阪事務所の反応はいかがでしょう。あるいは2点目として、市民の声として、港湾整備の遅れや大入島問題が企業誘致に支障を来しているのではないかとされておりまして、企業側の反応はどうなんだろうか。三つ目として、現在市が保有している工業用地に対して、地場企業を含めた問い合わせ状況はいかがか。門前、下堅田、門田、水口、最近は何か本匠地区の三股の大良地区にも工場の下見に行かれたそうですが、そういった企業があるそうですが、その辺りはどうなっておられるのだろうか質問いたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員に御答弁申し上げます。私どもは詳細にわたる部分については部長答弁させていただいております。先ほど総括で答弁させていただきましたが、県知事との関係ということですけど、私は行くたびに会いながらやっておりますが、昨年のリーマンの関係以前はとにかく佐伯をという言葉をも盛んに言っていただきました。ところがあの事件以来、いろんな形があった。また、キヤノンの問題もいろいろあったと。県南地域に対するいろんなバッシングもちょっとあってですね、なかなか県も私どもの力というよりも全体、県自身、また全国的にいろんな形の中で厳しい状況に今なっております。だから県内においても企業誘致が非常にあれから減ってきております。逆に派遣切りとか失業対策の方に日出とか杵築、そうした対策に入ってきたということで雇用よりも雇用されている人をどうするかという形の確保策がですね多かった事件だと思っております。そうした中で私は昨年的一般質問の中で、とにかく団地の確保という形で先ほどうちの魚住部長が言いましたが、国有地について緊急性じゃあなくて、完全にその企業誘致がくれば話に乗ると、市の方で開発公社が買うと塩漬けの問題がでるんじゃないかとかですね、いろんな形があるので、あるところの目星はつけとるわけですけど、それを今度工業団地として、また一部の民間の方も固有の所を工業団地としてどうですかという提言もいただいております。そうした全体を見ながらやっておるんですけど、どうしても大型企業にすれば面積的に狭いと、小さな団体ということになるとどうしても企業誘致ではなくて企業になる。佐伯市内にある企業ですね。先ほど言いました本匠の件も佐伯市内にある企業がむしろそちらに行ってやっていこうかというような話にもなっております。そして、下堅田工業団地については、これは県の福祉施設の方がここを是非とも欲しいということで、工業団地にそれを福祉施設の方が行きたいとい

う形で先般開発公社で販売を決めたわけです。私どもも団地を造りたい。なかなかそうした時に国有地にしても目的以外で、目的がはっきりしないのでただ団地で買うことについては十分に庁内協議をしなければと、そういう形の中の申し入れをしておりますけど、そうした部分というのがあったと思います。それから大入島問題という形ですが、これについては議員も御存じのとおり、今回のマイナス14メートル、これが開始するという事で今県の方も工事の再開に向けてやらせていただいております。先ほど申し上げました南インターチェンジ、新たにマイナス14メートル、道路を見ていただければですね、直線をつないだインターチェンジになっていくと思います。県もこうした部分について、海路と陸路を使った交通の要所の中での位置づけとして南インターの使い方、マイナス14メートルの使い方、そうした背後地の整備等についても交渉しながらやっておる。特に工業団地、いろんな中でも受けるということができる体制でないので、受ける体制をしようということをやっているんですけど、民間地については先ほど申し上げましたように、多数の地主さんがおりますので、それをまとめるのが難しいということで今のところ1か所、そういうところを交渉しておりますので、これも今度国の方に行きまして、そのことを国がある程度全面的に工業団地の一部として将来買うと約束があれば工業用地の団地として、のせていいだろうかという交渉に入りたいと思います。先ほど私どもの企業誘致係というのを昨年の4月から作りまして、そこに職員を今まで企業誘致係というのが私どもなかったものですから、そうしたことに強化しながら今年度もやっておるわけですけど、いろんな仕事がありまして、専任を今度どうするかということも今やっておるわけです。そうした専任係をつくりながらやって、またいろんな中でこの企業誘致として動く人間、そして東京事務所も先般行きまして、またお願いしておりますけど、ちょっと東京もちょっと停滞している部分があります。そうした中でも情報を集めながら今後ともやっていきたいと思っております。それから、先ほども今言われました3点については、そのように答弁させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 大分県の東京事務所とそれから大阪事務所のアプローチ等についての質問がございました。執行部御答弁を、魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほどちょっと言葉足らずです。誤解を与えたかも知れませんが、私が喫緊にということをお申ししたのは、土地の取得をですね市の所有に急いでではなくてはいけないという状況ではない。そうした話が進んできましたらできるだけ短い期間で工業用地として提供できるような段階にするという準備段階ができればいいというふうに申しておりますので、たちまちですね市の所有にする必要といたしますか、そこまでは急いでおらないということをおっしゃった次第です。それからもう一つ、地場の企業についてなんですけども、実は地場企業が拡大を目指しましてですね、二、三工業用地についてのですね打診はあっております。ただ、これにつきましてはですね、この経済状況を背景にしてこれも実は止っている状況であります。ここでお知らせできる内容まで今詰まっているわけではありません。それからもう一つ、実は先週の土曜日にも東京の県人会に行きまして、県の事務所長ともお会いしてお話をいたしました。日常的にもですねファクス、メール、そういったものでですね頻りにやり取りはしております。ただ、工場の誘致につきましては、なかなか厳しいという状況ではあります。こうした中でも好調な業種というものもないわけではありますので、できるだけアンテナは広く張って情報はつかんでいきたいと思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） 私が声を実は大にして働き場、あるいは企業誘致を質問に上げてるのはですね、もう4月末の有効求人倍率が管内が0.54なんです。平均が0.9この一昨年、一昨年までは1ちょっと超しとったんです。もう有効求人倍率が0.54と2人に1人が働き場がない状況に今なっているんです。これはやっぱり何とかやはり行政の力でですね、支援をしていかなきゃ市民がそこに住もう、豊かな暮らしをしたいとか、安心とか安全とかいってる状況じゃあない状況をやっぱり踏まえていただきたいというふうに思っております。それから先ほど市長の答弁の中にコールセンターの話が出ましたけど、これは実は15年前に私が平松知事にこの県南開発会議でお願いをしたコールセンターでございます。当時沖縄が非常に盛んでございました。その15年たった今もまだコールセンターの問題でまだそれが立地ができないと、非常にこの残念でございます。次に、市長に再度質問をいたします。あのですね、10ヘクタールがなかなか管内では難しいんだと。そういう土地が少ないんだというふうになればですね、前議員でございました小平議員さんがですね、立地構想の中から臼杵市の企業進出の予定が6ヘクタールと83ヘクタールを実は確保しているそうでございます。これに豊後大野市、それから津久見市と私ども佐伯市というふうな形ですね、交通体系を見ましても佐伯から実は20分程度、豊後大野市からも20分程度、竹田からは30分程度じゃあなかろうかというふうにも思いますし、津久見から10分程度でいいというふうな中九州横断道路、東九州自動車道、国道10号線辺りを使えばそういった交通体系になります。こういうふうにもう立地が非常に可能な用地がなければ、そういった所をやっぱり一緒に供用というか、協定を組みながらやっていく方策も一つではなかろうかと思っておりますけれども西嶋市長はその点についてどういうふうにお考えになっておりますか、お聞きをしたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員の御質問ですが、コールセンターの話というのはですね、これはこの二、三年前から急きょ出てきた話で、昔でいう沖縄に15年前、その当時のコールセンターというのはNTTを中心としたですね、受付で各地区でやったけど、沖縄が県策として各民間企業をコールセンターとするために、通話料の関係をですね相当県がもったわけですね。そういう県の独自施策でやって沖縄県が非常にコールセンターの立候補地になったと。いろんな県との施策の状態が大分県と違っている部分があると思っております。それから有効求人倍率については後ほど部長が答弁するかな、佐伯市と県内のあれは逆転をしております。今大分県内は佐伯市よりも悪い状況です。佐伯市は相変わらず横ばいの状態、大分県内は1から今0.5以下に確か下がっているようにあるんですけど、そうしたいいわゆる進出企業、自動車産業とがIT産業にあった所というのは県でいえば非常に厳しい状態になっているのが現状だと思っております。そしてもう一つは企業誘致に対する連合的な形は取れないかと。それも一つの一案だと思っておりますが、私どもがよく行くのがやはりインターチェンジから10分ないし15分の所で10ヘクタールぐらいが非常に多いということで、それに対応をやはりするべきじゃあないかと。当市にとりましても合併をいたしましてこれだけ広い面積です。ある意味では小平議員さんが言われているのは、臼杵、豊後大野ということになれば宇目地区にですね、そうすることは可能かも分かりません。それも一つの一案だと思っております。先ほど申し上げました森林組合が日本一の製材所を造ったのもそれを関連した中で木材に係る産業を入れたり、バイオをですねやっぱりする企業をそういうところに引っ張り込むのもいいだろうし、私も先

ほど言いましたマイナス14メートルを使った海の関係のいろんな企業と高速を使った企業で、だから市としてもやっぱり山と海という立地条件と企業体はまた違ってくると思うんです。そうした部分をもってやっていかなければということで、道路網の整備も必要だと思ってます。そうしたインフラを整えていきながら用地の確保にも当たっていきたいと思っておりません。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 事前の質問内容にありませんでしたので、詳細な資料を実は持ち合わせておりません。今、手持ちの資料で分かる範囲でお答えしたいと思うんですけれども、有効求人倍率は今年の4月です。佐伯が0.54です。大分県の平均が0.49、全国平均では0.46というふうになっております。県下でもですね県北の方が大変落ち込みが激しくて、まだ佐伯は高い方になっていると思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） 今魚住部長と市長から答弁をいただきましたけれども、有効求人倍率が0.54とそれから大分県が0.4幾ら6かでしよったからまだ低い方じゃあないと。そういう私はものの考え方、そういう姿勢がですね企業誘致にしても結果が出てこないんじゃないかというふうには実は思います。そういう点をですねやっぱり姿勢をですねやっぱり変えていただきたいなというふうに思っております。努力をされていることは大変私も市長にしる魚住部長にしる、そういうことは分かっております。しかし、これは結果が出てこなくては何もなりません。やっぱり行政でも何でも結果を出さなくちゃ、3年で出すものなら3年、5年で出すものなら5年、出ない限りはやっぱり結果が出ないことにはこれはいかにプロセスをどうされてもやっぱりそこは私はやっぱり皆さんが認めないし、そしてまた市民との信頼関係は長くは続かないというふうに思っております。私はですね、やっぱり攻めの行政がやっぱり今後必要ではないんだろうかと。守りのやはり行政よりも積極的なやっぱりこの企業誘致にしても市政の転換をやっぱり図っていくべきではないんだろうかというふうに思ってます。やはり官民を挙げてですね、私たち議会もそうでございますけれども、企業誘致の推進とやっぱり地場企業ですね育成に向けてやっぱ一歩でも二歩でも、やっぱりこの新佐伯市民のために踏み出す行動を起こすときではないだろうかというふうに思っております。その点を市長に再度質問しまして、この企業誘致に関しましては質問を終わりたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員の質問ですが、私も先ほど積極的にやっていきたいということで御答弁したと思ってます。それから有効求人倍率を部長がああいう具合に言いましたが、佐伯市は相変わらずだと、全国的にはほかは厳しくなってますよということで、佐伯市がいいということじゃなくて、ほかがそういう中で厳しいと、でも佐伯市としてもやはりこれは努力していかなければならないと。なかなか企業誘致、この何年間で県南、先ほど臼杵も相当用地を持ってんですけど、ほとんど企業誘致がありません。臼杵の南日本造船は大分に逆に進出したとかですね。そういうようなことがありますので、私どももこうした昨年に企業誘致係をつくりましたので、これを拡大するか、またこうしたもう少し積極的な運用を考えながらやっていかなければと、非常に厳しい中ですけど真剣に努力してまいりたいと思います。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） 次に質問を移りたいというふうに思います。次にイとしまして、高校改革の推進計画についてですね。その推進計画と今後の具体的な取組をお伺いをしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 河原議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思います。大分県教育委員会が行っております高等学校の再編整備計画につきましては、まずは生徒減少が著しい地域から再編に取り組むとの立場から、平成17年の年度から平成21年度までを前期計画、そして平成22年度から平成27年度までを後期計画として位置づけて推進をしております。現在は前期計画の最終年度にあたりまして、着実に再編が実施されているというふうに聞いております。県南地区の佐伯市を始め、津久見市、臼杵市の県立高校は後期計画、つまり平成22年度から平成27年度までの再編整備計画の対象となっております。新聞等の報道で既に御案内のように、大分県教育委員会が昨年8月27日に発表した高校改革推進計画の後期再編整備計画によりますと、佐伯市内の佐伯豊南高校と佐伯鶴岡高校が統合し、今ある鶴岡高校の敷地内に新しい総合選択制の高校が新設をされる予定となっております。開校年度は平成26年4月1日ということで、1学年が農業系の学科1学級、工業系の学級が1学級、それから福祉系の学科が1学級、総合学科が3学級の計4学科6学級程度になる予定であると聞いております。福祉系学科の特色としましては、介護福祉士の国家試験の受験資格が取得できる学科になるというふうに聞いております。佐伯市内の県立高校の再編にあたりましては、佐伯市PTA連合会が中心となって高校改革プロジェクト会議を立ち上げておまして、子どもたちを始め保護者や市民の声を把握しながら市民のニーズにあった再編の内容や方向性について議論を深めて、市議会では後期高校再編整備に関する意見書を大分県教育委員会に提出いたしておまして、佐伯市民の総意として重ねて意見等の要望を強く訴えてきた経緯がございます。こういった経緯を踏まえまして教育委員会といたしましても、こうした市民運動の結果が再編計画に反映されているものと理解しております。そういうことから、平成26年4月に開校する新設高校の準備が着実に推進されるよう、県立高校の設置者である大分県教育委員会の取組に十分に協力をしたいと思っておりますし、学校や保護者等に広くこの内容について周知をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） 江藤次長の答弁をいただきまして、私はこの質問をなぜしたかと言うと、平成20年の第3回の定例議会に広瀬前議員さんが後期県立高校の再編問題についての一般質問をなさっておられます。この中で武田教育長がこの質問に答えておまして、県教育委員会に要望をしておられる進学系の普通高校と福祉系、商業系、工業系、農業系の学科を持つ総合選択制の高校設置につきましても、おおむね実現をされる計画となっておりますというような御答弁をいただいております。その確認と申しますか、でございますけれども、今江藤次長の中で、私がちょっと聞き漏らしたんで商業系と産業系は入っておりましたですかね。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御指摘の商業系ともう一つは産業系、この二つの学科については入っておらないようです。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私が本来出るのはどうかと思いましたが、江藤次長もこちらに来たばっか

しですけど、商業系というのはいわゆる総合学科の中に商業系が含まれますので、そうした中で、もう一つ先ほどの答弁で開校、平成26年4月1日だと、総合選択制の高校が新設されると。今ある鶴岡高校の敷地内に開校年度は平成26年4月1日で1学年が農業系学科1学級、工業系学科1学級をいわゆる産業系ですね、福祉系学科1学級、そして総合学科の3学級、総合学科の中には普通科と商業系が豊南がもってるものが入ってますので、そうした部分が入ってくるのではないかと考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） 答弁で分かりました。江藤次長も教育長代理だということで大変な重責でございまして、ちょっとやっぱり言い漏らすこともやっぱりあるんじゃないかなというふうに思っております。私もなぜこの質問をしたかということになると、やっぱり企業誘致と人材育成をやっぱりセットにして私の持論でございまして。地学・地就をやっぱりキーワードに、その地域で学んだやっぱり技術を、その地域の企業にやっぱり就業といいますか、勤めまして、生かせる環境を整えることがやっぱり大切じゃあなかろうかとなというふうな、私の持論の中から今日は質問させていただきました。どうもありがとうございました。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） それでは次にウに質問を移りたいと思います。交流人口の増加による施策についてということで、これは1番と2番が全くもう同じような質問でございますから、1、2番を一緒にまいますけども、1番として、交流人口の増加による第一次産業の振興をどのように図っていくのか。2番目といたしまして、豊かな自然を生かした新しい観光資源を模索する考えはないか。この1点と2点目を一緒にお聞きします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今日初めてここでお答えをするようになりました農林水産部の高橋と申します。今後ともよろしく願いをいたします。

それでは先ほどの河原議員の交流人口の増加による施策についての質問にお答えをいたします。現在、道の駅、また各直売所、それとスーパー内の直販で数多くの農林水産物が販売をされておられます。また、高速道路の開通により入り込み客の増加が増え、特に道の駅等の集客が増加しております。このような人の交流人口により、第一次産業の振興を図るには各地域でとれる産物であり、また食であると思っております。そのようなことの中で、やっぱりより一層の地域農林水産物の販売強化の促進に力を入れていきたいというふうに考えております。また、今年3月に新たな食のまちづくり条例が制定されたことに合わせまして、現在観光課とそれと農林水産部が取り組んでおられます都市農山村漁村交流グリーンツーリズム等などの事業を今まで以上に緊密に連携を図りながら、より一層の第一次産業の振興に努めて、また併せて地域の特性を生かした活動の取組ができればというふうに考えております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 豊かな自然を生かした新しい観光資源を模索する考えはないかという御質問ですけれども、これにお答えいたします。佐伯市のこれまでの観光振興は、佐伯市観光協会が取り組んでいます食観光を中心にした海岸部、いわゆる浦地域の集客力に力を傾注してきたという経緯があります。これは今後も継続し、定着を図っていく必要があると考えております。その一方で、豊かな自然を生かした新しい観光行政の模索としては、特

に山間部の観光客の誘致につきまして、昨年度から農林水産省、文部科学省、総務省が連携して推進しています農山漁村での民泊、宿泊体験活動を目的とした、子ども農山漁村交流プロジェクト事業に取り組んでおります。去る5月26日にはその受け皿となる、さいきグリーンツーリズム研究会の設立総会が行われました。グリーンツーリズムの推進に関する講演会の開催ですとか、農家民泊の実践についての講習会を実施したところです。この会は、農林漁家民泊開業者のレベルアップですとか、体験活動インストラクターの育成、さらには新規の農林漁家の民泊・体験実践者の育成、そういったことを目的に設立されておりまして、今後はその目的達成のために山間部を中心とした農家民泊や体験学習の実践者の掘り起こしを行っていきます。そして、その活動が山間部、いわゆる里地域の観光客の誘致につながっていくことになると考えております。さらに海岸部である浦地区と山間部である里地区がともに豊かな自然を生かし、地域特性を發揮しながら佐伯市地域全体の周遊観光の取組を検討する中で、観光施設の年間を通しての利用率の向上を図っていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） どうもありがとうございました。それじゃあ農林水産部長の高橋部長にですね、農林水産業の生産高をひとつ、農業の生産高、林業の生産高、それから水産業の生産高の現在の生産高をお尋ねを申します。それからもう1点、佐伯市のですね、いわゆる国の施策に加われない小規模農家や高齢就農者や担い手のない実は今農家が増えつつあります。耕作放棄地の対応策についてのお願いの2点をひとつお尋ねを申し上げます。それから、魚住部長にはですね、先ほど上田議員の質問にゴールデンウィークのですね6万8,000台とか、いわゆる約20万人来られたんじゃないかなというふうに推計をいたしますけれども、年間のですね、観光客数がどれだけ実はあるのかということをお尋ね申し上げたいというふうに思います。それからですね、これからのやっぱり観光の名所や中心としたやっぱり点的な観光から、やっぱり街並みや、やっぱり暮らしぶりというか、地域の住民との交流などの面的な広がりを持つ観光交流に、実は転換されつつあるのではなからうかなというふうに思っております。その一つは、今言われるグリーンツーリズムとかあるいはリバーツーリズムとかブルーツーリズムが、その一つの一環ではなからうかなというふうに思います。の中でですね、やはり新しいやっぱり観光資源を私も模索するというふうな先ほど出しております。この点について再度また、その2点についてまず質問させていただきます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほどの第一次産業の生産額についてお答えをいたします。農業生産額におかれましては総額62億2,000万円で、主な品目といたしまして、畜産関係が18億4,000万、野菜類が11億6,000万、米が10億7,000万、果樹につきましては9億3,000万、花きが8億9,000万円、その他3億3,000万円となっております。また、林業生産額におかれましては総額が16億7,000万円で林野副産物が3億3,000万円と素材生産額が13億4,000万円となっております。水産業の生産額におかれましては総額178億3,000万円、漁業形態の形態別で言いますと、漁船漁業の生産額が47億5,000万円、それと養殖漁業の生産額が130億8,000万円となっております。それともう一つの佐伯での小規模農家の育成と遊休農地の取組という形の中でお答えをいたします。今全国的にも農業を取りまく情勢の中で今過疎化、また高齢化等により農地は遊休地から不耕作地といった形に広がっております。これも一層拍車がかかっているのではないかとというふうに考えておりますが、19年度には国の担い手対策により支援制度

が改正され、集落営農組織又は認定農業者に面積要件等があり、一定の規模を要した者に限定されているため、市にとっても地域全般における幅広い農業者への支援にはなっていないものが現状であると認識をしております。このような中で管内では耕地面積の狭いため施設園芸が盛んに行われております。その中でもキク、イチゴ、ニラ、アスパラ、ミカン、また路地におかれましてはナス等のそれぞれが佐伯市を代表する作物となっております。また、一方で高齢者また女性や兼業農家の家庭菜園や遊休農地を利用した小物野菜を栽培し、またそれを道の駅、また直売所、グリーンポケット等で販売をしておりますが、地産地消の推進といったことの中で大変消費が拡大し生産不足といっているようなものが今の現状となっております。そのような中で、今後は生産者の確保やまた生産規模の拡大を推進し、末端の広い農業者への農業収入が得られるような体系づくりを強化していきたいと考えています。また、併せて早急に遊休農地、耕作放棄地の解消に向けた営農の確立を図るための体制づくりを早急に行わなければならないというふうと考えているところです。以上です。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 実はですね、観光の総体を示すような資料というのがですね、実はあんまり整備されておられません。唯一ありますのがですね、観光実態の調査というのがあるんですけども、これがですね実態を正確に反映しているかどうかということについては私自信がありません。一応ですねまとめた結果が出ておりますが、最新が平成19年のものになっております。高速の開通前ですけども、これによりますと日帰りがですね佐伯で346万人になっております。その中で、それとは別にですね宿泊が13万8,000人、総数が360万人という数値が上がっております。これは各自治体等でですね集計の方法が様々でして、推計や概数といったようなもので出しておりますので、なかなか正確な数字とはいえないと思います。そんな中で1人当りの観光消費額といいますが、それは佐伯では1,313円ということになっております。お隣の臼杵市がですね3,930円ですから消費額としては非常に少ない。日帰りが多いというのがここでは伺えるかと思えます。観光庁が昨年できまして、この中でですね観光統計を整備しようという動きがっておりますので、今年度から集計方法が少し変わります。多分この数字よりもですねかなり下がるだろうとは思いますが、より実数に近い数値がですね、これから先は出ていくような形になるんじゃないかと思っております。まだその統計の方法論については観光庁の方でも決まっておられません。それから先ほどの点から面へという観光の施策転換といいますが、これは十分検討していきたいと思っております。今のところ、こういう例えが適正であるかどうかというのはわからないんですけども、観光に間口と奥行きというのがあるとしますと、今のところ間口ですね魅力ある海と食で売っている。佐伯は903平方キロありますから、いろんな魅力がありますよ。それは奥行きでこれから示していきたい。その開拓をどんどんしていきたいというふうには思っております。上田議員の御質問にもお答えしましたが、名称旧跡ですとか、巨大なレジャー施設、そういったものを巡る旅というのはこれからは下火になっていくかなあと、もう少し感動する旅といいますが、そういったものが主体になっていくんじゃないかと思っております。そういう土俵であれば佐伯市も十分勝負ができるなというふうには思っているところです。そうした意味では昨年結成されましたガイドの会、これが大変好評でして、実はこの1年弱の間にですね約7,000人の方を案内しております。ガイドの方のパーソナリティですとか、そういったものに感動して帰っていただく方、佐伯は良かったと言ってくれる方、そういった方が

増えてきておりますので、そうした心の交流がある観光というものについてですね、これから軸足を移していくべきかなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 河原議員。

15番（河原修仁） 高橋部長から農林水産の実は農業生産高と林業・水産業の合計が256億というふうな実は今答弁をいただきました。これが実はかつてはですね323億円、私が調べてるのですね、178億円もですねもう実は下がって、これはやっぱり漁業の不振、木材の低迷等々、農産物の自由化の問題等々がこれはあるんじゃないかなんかというって、これはやっぱり早急にやっぱり何とかですね復活ちいうか、再生に向けてですね御努力を賜りたいというふうに思っております。同時にこの市独自の農業振興策でございますけれどもやはり先ほどやっぱりこれから委員会を立ち上げて、それに向けての支援をしていくということでございますけれども、何とか豊後佐伯型の農業のやっぱり確立を目指してですね、さらにひとつ部長を中心にしてですね、ひとつ職員で頑張っていたきたいというふうに思います。それから魚住部長から実は観光客数が360万人というふうな実は答弁をいただきましたけれども、私はまだ200万人そこそこかなと思っとたら大変な観光客が入られておるということでございますけれども、これはやっぱり、そこに今度金を落としてくれるような、いわゆる施策を考えていただきたい。それはやっぱり1.5次産業、6次産業等々のやっぱりところに考えていくなり、あるいは先ほど私大変感銘を受けましたのは、感動のある旅というふうなことをいただきました。2点ほど、実は一つはやっぱり私はこの観光をですね、これにやっぱり果樹的なですね団地をして体験型な観光をやっぱり子どもたちにもしていただきたいし、思うし、観光農業のまちへの取組はやっぱり考えられないんだらうかというふうに実は思っております。自然的な環境と文化と地域資源はやっぱり十分に生かしたですね、これからの観光に向けてというふうに思っております。同時にやっぱりこれから、私が今日こういう質問をしたのはやはり農林水産部とやはり企画商工観光部はやっぱりひとつ連携を保ちながらですね、やっぱりやっていかなくちゃ、これからの農林水産業、あるいは観光という形がやはりこれからの一番やっぱりこれだけいわゆる景気が低迷すると、やっぱり農林水産業の復活、一次産業のやっぱり再生なくしてですね、この市の先ほど企業誘致に対しましても市長もあまり歯切れのいい答弁ではございません。それにつけてもですね、やはり一次産業についてのですね、やはりウエイトを置いていただいて、お二人とも連携を保ちながら、これからそれに向けて頑張っていたきたいというふうに思います。以上で、ありがとうございます。それでは最後にですね、私の一般質問の実は最後といたしまして、やはりですね、言うまでもないというふうに思いますけれども、行財政改革は大変やっぱり厳しいものがあります。これまでと同様な経費の削減等の引き続き行財政改革を進めていく必要があると思いますけれどもですね、やはり市民の皆さん、とりわけやっぱり子どもたちに夢と希望の持てる施策をやっぱり打ち出していたきたいというふうに思います。夢のあるまちづくりをしていかなければ、夢のある子どもたちは育たないというふうに私は思います。そういうところで今後行う地域振興策では、やっぱり地域の特性を生かしていただいて、地域と連携を図ることのできるソフト事業への充実へと移行しなければならないやっぱり時期に立たされているんじゃないかなというふうに思います。そういう観点からもやっぱり視点をやっぱり市長、地域住民の立場におき、住民がやっぱり何を求め、今何をやらなければいけないかということをやっば行政における地域への役割をもう一度再確認をして更に頑張っていたきたいという

ふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

次に16番、三浦渉君。

16番（三浦渉） 16番、政友会、三浦渉でございます。選挙当選後初めての定例会で大変緊張しております。それでは通告に基づき一般質問を行います。県道色宮港木立線第2浦代トンネルを含む道路改良工事についてお尋ねいたします。県道色宮港木立線は、私が言うまでもなく米水津から旧佐伯市内中心部に通ずる唯一の幹線道路であり、米水津地区民のみならず、鶴見地区民にとっても経済流通のために重要な路線となっております。また、大型車の離合もできず、通勤・通学を始め物資の輸送にも大きな支障ができ、地域の経済産業の振興に大きな障害となっております。この米水津地区は丸干し生産日本一を誇る水産加工があることも市長は忘れてはなりません。また米水津地区の話聞いてみるときに、用地の交渉もお手伝いしましょう。トンネル工事で残土が出れば、その残土の行く先まで確保しているとのことであり、これは私に言わせてもらえば市長、地域の自治体の長としての政治の力しかほかになんかと思いますが、いかがでしょうか。それでは通告の中身に入りますが、度重なる第2浦代トンネルの要望・陳情をどのように受け止めているのか。また、どのように受け取って処理しているのか。二つ目に、佐伯市はこの路線の交通量や通勤・通学等の本当に米水津地区や鶴見地区の地区民の切実な思いの調査を行ったのですか、行っていないのですか。三つ目に、本路線は狭いだけでなく、暗くて老朽化しており、歩道もなく大変危険なトンネルでありながら、米水津地区の主要産業である水産業を中心とした地域産業、地域生活、観光の重要路線という認識はあるのか、認識があるとすればどのような認識があるのかお示してください。以上で1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんの県道色宮港木立線第2浦代トンネルにつきまして御答弁を申し上げます。第2浦代トンネルの建設に向けた要望活動は、旧米水津村時代から関係機関に積極的に行ってきたと聞いております。また、第2浦代トンネル建設促進期成会は、市町村合併の調印が行われました平成15年に結成されたと、それ以来絶えず要望がなされておると聞いております。合併後の市に対してもそうした中で強い要望を繰り返して受けておりました。市といたしましてもこの路線が、議員がおっしゃるとおり、米水津地区から佐伯市の中心部に通じる唯一の幹線道路であり、米水津地区ならず鶴見地区も含めて経済・流通に欠くことのできない路線であるとの認識から、県に対して要望はしております。しかし、地域から第2浦代トンネルについては完成には時間が掛かるということで、地域からは現トンネルの道路、要するに出口の現トンネルの取付区間の急カーブを幅員が狭いので、これをまず早急に改良をしてくださいという要望を受けました。これは木立側の改良を進めることで県に要望を申し入れておりましたが、この地区はいわゆる字図混乱という形で分筆等の登記業務ができないという形で県の方から、この字図混乱を整理しなければ工事に掛かれないと。そのようなことが発生いたしましたので、私の方も第2トンネルについては時間が掛かるがそのトンネルについてもそのような狭あいの出入口があるのでと、トンネルの外でも離合ができないということがある。それについて急きょ市の方で県に対しましても国土調査に対して補助を要望し、平成19年度からこの調査を始めさせていただきました。この国土調査も今年度に終了させる予定であります。来年度からこの事業の再開に向けて県に強い要

望をし、引き続き第2浦代トンネルの事業化に向けて要望してまいりたいと思っております。詳細等については部長より答弁させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 三浦議員さんの県道色宮港木立線道路改良に対する御質問にお答えをいたします。市長答弁と重複する部分がございますが、お許しをいただきたいと思います。県道色宮港木立線第2浦代トンネル建設に向けた要望活動は、市長もお答えいたしましたように、旧米水津時代から関係機関に積極的に行ってきたと聞いております。また、第2浦代トンネル建設促進期成会は、市町村合併の調印が行われた平成15年に結成をされて以来、絶えず要望がなされておりまして、新市になりましても繰り返し要望を受け、道路管理者に対し佐伯市からも要望を行っているところです。市といたしましては、現トンネルは大型車の離合もままならず、暗く、通勤通学や物流、さらに観光面でも多大の支障を来していることも十分承知しており、期成会の要望を深く受け止めております。現在、県においてはトンネル前後の道路改良を実施しており、米水津側はもう既に完成をしております。佐伯側の道路改良につきましても国土調査が終了し、境界が確定し次第、着手すると聞いております。この道路改良によりトンネル前後の急カーブが解消され、随分に通行が改善されるものと期待をしており、早期供用を強く要望していきたいと思っております。しかし、議員御指摘のとおり現トンネルの幅員が狭く徒歩や二輪車の通行は危険を伴う状況に変わりなく、今後も県に対して期成会の皆さん方と協力しながら第2トンネルの早期建設、早期の事業化に向けて要望を行ってまいりたいというふうに考えております。議員におかれましても今まで以上の御協力を御願いしたいというふうに思っております。また、交通量の調査を市が行ったのかという御質問でございますが、この路線は県の管理道路でございまして、市が直接交通量の調査は行っておりませんが、県が行った結果については、その交通量等の報告は受けております。以上でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長、14年度から本格的に米水津は陳情を展開しております。その中で4回は市長あなたが陳情を受け取っております。その陳情が米水津じゃなくて各地区から出ると思っておりますが、その陳情・要望に対する御答弁というものはどうなっておるのか。陳情書というのはただ受け取るだけなのか、毎年毎年どういうふうにして処理しておるのか。もうできない持ってくるなど。毎年毎年受け取って調査費の10円もよう付けんようなことじゃあどうにもならんでしょ市長。危険ということは承知しておると、危ないということは承知しておる。暗いということは承知しておる。歩道のないということも承知しておる。どうしてこれを早く手を付けないんですか。色宮港木立線というのは、トンネルの上り口までを言うんじゃないんでしょ。色宮港木立線というのは米水津の色宮港から木立までのことを言うんでしょ。この事業開始の認定というのは国土交通大臣から下りたときに、トンネルは駄目ですよという認定であったのか、事業認定が下りたから手前まで道路改良をやってきたわけでしょうが。その中にトンネルは駄目ですよと書いておるわけですか。そこらが政治の力がないうって私はさっきから言いよるわけです。事業認定は色宮港から木立までの間を事業認定道路改良をするということで下りておるわけでしょうが、何で手前で止まって1円も調査費は付かない、トンネルができないのか。そこらを聞きたいわけなんです。蒲江には2本も3本も県道のトンネルを抜くね。今度床木海崎線も抜く、弥生から古市も抜いて大方工事費

も付いた、鶴岡トンネルもついた。鶴見町では市の市道でありながら二又トンネルを10億掛ける。米水津だけがどうしてそこから詰まってしまうのですか市長。米水津だけが認定が下りないんですか。この件についてどこに陳情しとるんですか、県にしとるんですか、国にしとるんですか。丸干し生産日本一という認識が市長あるんですか。日本一というものが大分県下の市町村に何か産物で日本一を持っておる所があるんですか。臼杵、津久見、豊後大野とかいろんな近隣の町村にありますか、市町村に。米水津は日本一という名前をいただいております。丸干しの生産は日本一だよということをお墨付きでしようが、道路も日本一悪い。生産高は日本一。この辺について市長どのように事業認定のことと、丸干し日本一ということをお墨付きでおるのかと。危ないということをお墨付きでおるのかと。この3点をちょっと答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員から米水津の件を言っていただきました。大変ありがとうございます。私も先ほどの答弁の中に、このトンネルは非常に時間が掛かるので木立側についての拡幅をということで地区の要望者に対して返事しております。平成14年から平成17年になるまでは新市としての対応はしていません。また、日本一ということの名前をよく言われるわけですけど、私も日本一というのはいろんな形があると思っております。こうやって佐伯市の市民手帳がございますので、この中に日本一の名前を言えば、一例とすれば、蒲江のヒラメが日本一の養殖ということもあっております。特にこの私もですね、この県道色宮港木立線の第2浦代トンネル、新市になった場合、これを最初に見たときに、議員の資料では大分県単独市町村合併支援事業という形で、県道色宮港木立線米水津村浦代浦という形で浦代から宮野浦についての事業が合併支援事業として上がっており、この第2浦代トンネルについては合併の中では支援事業として上がってきてないんですね。そうした中で私の方もいろんな中でこれについての県への要望という形で、県への要望を今上げております。なかなか厳しいんですけど、やはりこれは地域の要望という形で是非ともやっていただきたい。そうした中で先ほど申し上げましたように、このトンネルの新規着工については時間が掛かるだろうという形の中で、私の方は木立側における離合できるトンネルの入口までが非常に狭いという形で、平成19年度からこの4年間毎年あと3,000万ずつ掛けての木立地区における国土調査を投入し、それが今年度完成の方向に進んでおるといことになっております。地域地域における支援道の話、全部はできておりません。議員のおられる本匠地区にしてもそれぞれの地区地区の中での指定地区というか校区区間を設定しての支援道であります。こうした全体の要望の中で国・県について要望を上げている次第でございます。以上です。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 今回県が行っております県道色宮港木立線の道路改良の事業区間の御質問ですが、先ほど申しましたように既に浦代側はもう完了しております。いわゆる字図が混乱しているということで今事業を中断しておるわけですが、今回の事業の区間としてはですね、トンネルの木立側の坑口から約850メートル、ちょうど木立の峠の登り口付近から坑口までの間850メートルの間を改良しようという計画でございます。おっしゃるとおり今のトンネルそのものを今回この事業の中で改良するという計画は含まれておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 部長、事業認定というのは色宮港木立線ということで事業認定が下りてるんじ

やないんですか。鶴見から出たあの三差路の交差点までということを書いておりますか、事業認定はどうなっておりますか。事業認定が下りたから国の補助金が付いて道路改良をしたんでしょうが。事業認定というのは色宮港から木立線と言えば木立までのことをいうんじゃないんですか。それは後でお願いし、市長、合併の支援事業に載ってないというけど、私が資料を配付した新市の一体性を指すという資料が配付されておると思いますが、色宮港木立線というものが入っておりますよ。そしてですね、こういうのを市長、これは先ほど私が言うた政治力ということ言うたのが、この資料の一番下についておる、取り組む内容と重点方針と書いておるのが、生活幹線道路の移動支障区間、5,000区間、1万3,000キロに対し集中的に対策を実施と、狭い所や急こう配の所は国が優先的にやるという。市町村合併前の旧市町村間の連絡を含むというようなものが国土交通省が、19年の11月に国土交通省がこの素案を出しておるじゃないですか。どうしてこういうものを国の方にね陳情しながら、県に陳情して、こういう制度を国が出しちよるんじゃないから、こういうものは活用できないんですか。この第2浦代トンネルはこういう資料では該当しないのですか。全くこういう資料を今見たんが初めてですか、これに基づいて各部署に、建設部なら建設部に検討しなさいという指示は出してないんですか。19年の11月に国土交通省が出しちよるじゃないですか。これがぴったり当たるんじゃないんですかその第2浦代トンネルに、この内容を見たときに当たらないんですか。よく私も分からないけど、聞きよるんですけど。これは当たらないんですか。部長これ当たりますか、あなたは専門家ですが、こういうものをどうして陳情に行ってこれでやってくれということではできんですか。区長が持ってきた陳情書をただ知事にやったり、土木部長にやったりするだけですか。先ほど市長、上田議員の答弁にただ予算をとっても消費ができないね、用地があっちこっち行き詰まるというようなことを答弁で言いよったけど。米水津の代表の方から出ておる陳情書の中には、残土処理の用地交渉は終わっておると、残土処理は既にできると。20年の7月29日に市長ももらっておると思いますが。この中には残土処理の行き場まで書いておる。調査費と工事費しかほかはない。いうことは市長の政治力じゃあないですか。お金を取ってくるしかほかはないんだということまで陳情書に書かれちよるじゃあないですか。ここまで書かれて市長、気合いが入らんちいうとおかしいですねちょっと。残土処理もしましょと、用地の交渉もしましょ。すべてお膳立てできましたと、後はあなたがお金をとってくるだけですよということを陳情書に書きよるじゃあないですか。これで一寸も前にずらんですか。何でこの米水津だけがずらないんですか、近隣町村がみんな県道であって工事をやってるおるじゃあないですか。鶴見なんか単費で単独で市の市道で二又トンネルを10億掛けるんですよ。市でやるんです市道で、幾ら合併支援事業に入るとはいえね、米水津の方もそういうことを言っておる方が大半おります。何で米水津の陳情だけが全くずらないん。市長は米水津に何回行くんですか。大型トラックは待っとかんと出らんじゃないですか。そこにカラー写真を出しておりますけど、歩道もない、大型トラックが上がって行ったら向うから電気を付けた車が来たら待っとかんと離合できない。信号もない、そんな所が大分県下にあるんですか。大分県下にありますか。こんな危険な状態です、安心・安全なまちづくりって4年も8年も市長言うとならりゃどうしようもならんですよ。どうい酒井部長これ答弁してくださいよ、さっきの。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。まず事業の区間の御質問でございますが、この県道

のですね木立側の集落と集落地区内、あるいは浦代の地区内の道路改良も既に終わっておるというふうに認識しております。今回、今事業をやるうとしておりますのは、いわゆるトンネルの上り口から向うのあるいは鶴見に抜けるトンネルの入口との交差点付近までの間、いわゆる未改良区間についてやるうという区間設定をした事業というふうに考えております。その中で先ほど申しましたように、今のトンネルを直接改良するという計画は当面上げていないんだけど、前後の未改良区間についてカーブがきつい部分、あるいは完全に2車線取れていない部分、これについて改良しようというのが今行っておる県道の事業というふうに考えています。それからいろんな手法、例えば先ほど見せていただきましたああいう手法をもってですね、こういう手法があるんだからこういう手法を使って是非やってくれというのを何で言わないのかということですが、これはいずれにしても道路というのは明確に道路の管理者というのが決められておりますし、権限と責任を持たされております。県道でありますと当然その管理責任、あるいはその改良するそういった責任っていうのは県でございます。私どもも要望はですねもちろん先ほどから申し上げてますとおり、数多くやっておりますが、その路線もですね21路線ぐらい要望をしております。例えば、三浦議員からお世話をいただいております三重弥生線もそうです。それから例えばですね、宇目日之影線、あるいは佐伯蒲江線、床木海崎停車場線というあらゆる県道について要望を行っております。この色宮港木立線のこのトンネルの改良もですね、こういう手法をもって是非やってほしいと、これをピンポイントでお願いするということの要望というのは行っておりません。ただ、私どもは地域からも強い要望を受けます。当然私たちもそういう認識がございますので、昨年もですね7月の29日に土木建築部長に対し、当時はですね、この時はこの期成会の金碓会長にも御同行をいただきましてですね、県庁の要望活動に行っております。また、8月の27日にはですね期成会が佐伯土木事務所長に要望しております。これにも私どもも同行して強く要望を行っております。ただこれ以上の回答はですね、土木事務所からいただいた回答は先ほどから申し上げているとおりでございます、なかなか私どもの答弁にも限界があるのもちょっと御理解いただきたいなと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦涉） 市長、要するに予算がないということですよ。予算が付かないということですかね。陳情してあるけどできないということは予算が付かないという。自民党本部からですね、地域活性化自民党保守系議員の主導でと、臨時交付金積極的な活用、2兆4,000億の臨時交付金があるんだと。こういう資料がねファクスで入っております。もう陣取り合戦を市町村長は始めておるんじゃないんですか。あなたもやっておるんですか。2兆4,000億、この中で幾らぐらい佐伯市はもらうような段取りになるんですか。こういうものは活用できないんですか。30億ぐらいあればこのトンネルはできるということですから、米水津だけでなく鶴見のね、水産加工のトラックも通るということであるわけですけど、どうしてこれを真剣取り組まんのですか。何かあるんですか米水津に対して、どうして取り組まんのですかこれを。下の改良をね今、下の改良を部長はやりよるということですが、改良をやるのであれば何で1本線を入れてトンネルもやるよということにね、改良をやった後はどうなるんですかということになるわけですから。改良をやるのであれば改良の終点から1本線を入れてどこに1キロ、あるいは1キロ200のトンネルを抜きますよということ、何か米水津にあるからこれせんのです。4年間陳情書を受け取ったばかりじゃないです市長、100万の調査費ぐら

い付ける自信はないんですかこれに。再度お願いします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。三浦議員さんが今お示しいただきましたその地域活性化臨時交付金といいますのは、国の経済危機対策のですね、多分平成20年度の補正予算の分であろうと思います。これは佐伯市に11億程度の配分がございましたので、これは当然満額ですね10分の10の交付金でございますので有効に活用させていただくということで全部予定をしております。主にはいわゆる起債だとか補助だとかそういうものの予算措置のない、いわゆる純粋な単独でしかやれないようなものをですね、まんべんなく多くの小規模の要望等に当てるようにですね、それはもう手配をして、これは3月の補正予算で予算化していただいたものだと思います。さらに、平成21年度もですね総額14兆円の国の補正予算が今議論をされておまして、それにもですね地方公共団体の支援という形で財政危機対策臨時交付税の配分がされる見込みです。これも今全庁的にその配分を調整をしているところです。今御指摘の色宮港木立線にじゃあというお話でございますが、それも一つの方法かとは思いますが、今は県道でございます、県道をですね市が代わってそれを事業化するかという場合にですね、全市的にそういうコンセンサスが得られるかなあということもひとつあるんです。あくまでも県が責任をもって整備する路線であるというのが一義的なものであろうというふうに思ってます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員には再々申し上げておりますが、この第2トンネルについてはそうした要望の中で木立の間の道路改良をするということを約束でやっております、木立の第2トンネルについてはそれが地区の話で、それを私は了承していただいております。また、米水津地区について県道、先ほど部長が言いましたように、県道をですね市がそうした費用であたるということは、果たしてということになります。県道全部をじゃあ市がそれをすればいいかというのはやっぱ県としてのことはお願いしないと。県が予算を付けてくれないのでというのが、市長がなんぼ言っても県が付けてくれないという、非常に全体的に県の工事額が減っておりますので予算取りには苦勞しております。それから米水津には何もしてないという具合に御質問いただきましたが、現在市道改良として、小竹線をですね結構非常に大きな金額を掛けて整備しております。地域における市道というのは市の責任ですが、そうした中で事業費と、またこの米水津の浦代地区の支援道路については合併からそれ以降、平成17年、18年については浦代までの道路のですね海岸線の整備は県としてもやっていただいておりますし、市としてもその負担金を出しておるということで、そうした事業費については、米水津にそうしたことがあるんじゃないかと、やれるべきことはやらせていただいております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 市長なんか気分が悪いような感じですが、それでいいんですけどね。改良工事をやった後にトンネルを抜くんだと、地域と話し合いができておるということでもいいんですかね。じゃあできておるんなら、トンネルに1本どこを通るという線ぐらいいね、あなたが入れなさいよ。線を入れるのは金は要らんのかな。ここを通るんだという線ぐらいいね、すぐ入れなさいよ、この定例会中に入れなさいよ。入れて米水津の人たちに、地区民にやはり3年改良が掛ければ4年目にはかかりますよと、私の最後の1年でトンネル

に着手しますよというぐらいのことは言いなさいよ。やるのであれば線を入れなさいよ、金掛からんのやから、図面に線引がいいんですからね。それだけあんた気分悪うして言うんじゃないらそのぐらいのことはちゃんと引きなさいよ。ここにねえ18年の12月、公明党新聞、吹灘トンネル、公明党さんがやったんだと、予算付けたんだというような記事、ちょっと読みますが、同市に合併した鶴見町の地域で同トンネルは地区住民の強い要望を受け、旧鶴見町議会公明党の永田、ちょっと字がコピーで消えておりますが、元町議と弘友和夫参議院議員らの連携プレーで実現したものであると。こういうふうに大々的に記事が公明党新聞に載っている。自民党の先生ができればほかの党の先生に頼んでね、やることもいいわけですから、何でもかんでも自民党でなければできやせんということはない。市長ね、このトンネルねえ、もしですよ、国会議員のある党の中で無駄な公共工事はするなっていう党がある。必要に応じた公共工事だったら幾らでも金掛けなさいという党があるじゃあないですか。そういう党の方が調査に来て、これは絶対やらなあいかんという認識の下で調査に来るならば市長として、地元の市長として陳情しますか。ちょっと教えてください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） いろんな政党絡みの発言ではなく、私は各政党にこれはいろんな形の事業ができることはお願いしたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。第2浦代トンネルはこれで終わりたいと思います。次に行きます。

佐伯市が指名を行う業者の選定はどのようになっておられるのかお尋ねします。まずは、一般の建設業者で本社が豊後大野市にありながら佐伯市の指名に参加している。どのようなことか。佐伯市の工事発注からすべての大事なことは大分県に準ずると。このようになっておるが、大分県の佐伯土木事務所は一切こういう業者、一般の建設業者は佐伯土木事務所では本社がない限りは指名をしていない。佐伯市だけがただ1社指名をし続けてきておるのはどうということかお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。まず、1点目の一般建設業の中で本社が佐伯市になくても指名対象になるのかという御質問でございます。佐伯市では業者の資格の認定及び等級の格付けは佐伯市建設工事競争入札参加資格審査要綱に基づき、当分の間、大分県の認定した資格及び格付けをした等級によるものとしております。また、資格の有効期間も大分県の認定した資格の有効期間によるものとして規定をしております。この基準を基に佐伯市に競争入札参加資格申請を行った業者の中から指名を行っておりますので、佐伯市以外に本店がある業者の指名も行っている状況でございます。次に、佐伯市の指名基準の点についてでございますが、指名基準については不誠実な行為の有無、経営状況、工事成績の状況、施工能力の有無、技術的適正、安全管理の状況及び労働福祉の状況など、業者が公共工事を行うに当たり基準を定めているものでありまして、これには住所要件の規定はございません。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 質問以外のことは言うたため。こっちが聞きよることを言ってもらおう答弁ですからね。そうでしょ。ちゃんと通告しておるんじゃないから。本店がないね、本店のない業者、

豊後大野市から1社だけが一般土木の指名に入っていると。これはどういうことかということです。佐伯土木事務所ではそういう業者は一切入れてない。この入札参加資格要領の中には検査からいろんなことについては大分県のこういった検査要領に準ずるとなっているのに、大分県は入れてないのに佐伯市だけが入れておるといことはどういうことか。それもただ1社だけ、それを聞きよるわけ。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。まずその件につきましては、佐伯市では建設業法第11条の規定により変更届出書を大分県に提出し、営業所の登録を済ませた業者については指名を行っております。以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 営業所とか支店とかの登録を済ませた業者は指名をします。じゃあそういうことを次々にやってくれば全部指名するんですか。ちょっともう一度。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 一応、建設業法の11条ではそういう規定になっておりますので、現在のところ、その規定に基づいて指名を行っているということしか現時点ではお答えできません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 支店登記とか営業所の登記ができた方については11条の書類がそろえば全部指名に入れるんですかということ。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 新指名委員長でございまして、6月1日より指名委員長になりまして先般初めて指名委員会に参加させていただきまして、議員さんおっしゃるようになりますね、たくさんきております。ただし入れておりません。指名委員会等はですね来れば入札に、議員さんがおっしゃるような業者をですね、入れてるという行為はすべて行っておりません。ですから例外もあるということの御質問じゃあないかと思えます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 指名委員長さん今度なったんですね6月1日から、しっかりやってください。ここにですね、豊後大野市からB級の業者、豊後大野市からB級の業者、ただ1社だけどうして入るか、100社の業者がみんな頭を傾けちゃう。2006年の4月1日から2007年の3月31日まで3件指名に入って1件取っておる。2007年の4月1日から2008年の3月31日まで3件指名に入って1件取っておる。2008年の4月1日から2009年の3月31日まで6件指名に入って2件取っておる。納税は当然納めておると思います。支店登記とか11条の資格が出ておればね。納税はちゃんと大きいか少ないか分かりませんが、払っておると思いますが、納税というのは売上げに加算して従業員数で法人市民税を払うから、従業員の数は何人その業者がおりますか。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） 工事検査課長の塩月です。よろしく願いいたします。従業員の調査はされておるかという御質問でございしますが、調査はいたしておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 今、財務部長はね、11条に基づいてと11条にはね、従業員の数は載ってないんですか。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） お答えいたします。建設業法の11条には建設業者は商号又は名称、また営業所の名称及び所在地に変更があった場合、都道府県知事に許可を受けなければならないと規定されております。その許可の基準の中にその営業所ごとに建設工事にかかわる実務経験者を配置しなければならないというふうに規定されております。従いまして、この営業所につきましてもその職員が配置されておるとなっております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ営業所のその職員とね、従業員の数は何人かというのが、それが11条の変更届というわけですから、1名でしょうが、1名しかおらんのでしょうか、専属にそこにおるのは1名でしょ。11条に基づいて指名に入れておるといものが11条を見てなくて指名に入れたということはどういうことかえ部長。あんたの言うのと課長の言うのとかみ合わんじゃあねえか。どっちが本当かえ。

議長（小野宗司） 塩月工事検査課長。

工事検査課長（塩月藤信） お答えいたします。11条の申請をいたしまして県知事の許可が下りますと当然そこで営業活動をしてよろしいという具合になります。その営業活動の中に佐伯市に対する指名競争参加願が提出されております。そうなれば佐伯市も当然受理しておりますので、競争入札に参加する資格があると考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） あんた答弁ならんじゃないかそりゃあ。許可は元の許可は知事からもらうわけでしょうがね、その許可について佐伯に営業所を出したいとか、支店を出したいとかいう変更を出すのが11条でしょうが、あなたは何年課長をしちよんですかね。その11条、佐伯にだれだれさんを支店長でおきますよとか、だれだれさんを技術屋でおきますよと出すのが11条の書類じゃあないですか。その認可が県から下りたらその写しを持って佐伯市に来るわけでしょうが、それによって指名入れるから従業員は何人ですかって言いよる。もういいです、あんたもう答弁ができん、違うじゃろう、わしの言うのと。法人市民税や部長ね、法人市民税これは人数によってね支払われる。当然本店にね8割、9割は本店に払うわけですよ。地元の業者がですよ、今年私が調査したB級が、この私の言いよる業者B級、4件しかないんです、市長の発注の工事は4件しかね。31社がB級おるんですよ、31社、4件しかないんですよ。今年市長が今から来年の3月31日まで発注しようかというB級の仕事が今めを出してるのが4件、倍出して8件ですよ。31社あるんですよB級は、業者が建設業者、それでも隣のまちから借りてこなればいけないんですか。これは市長か指名委員長に答弁をしてください。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 当時、その業者さんを指名に入れたですね指名委員会のいきさつは私は把握しておりませんし、非公開ですのでお知らせすることはできないんですけども、ただ、議員さんの言われるですね、その11条の外れておると、そういうこと再度ですね調査しながらですね、調べてさせて、要は技術者が何人おるといいろいろ11条に載っておると思います。それをきっちりですね、守ってくれているかどうか、調査させたいと思います。また、発注状況ですけども一応12社ですね、12件B級の仕事を発注する予定になっております。まだまだ例の地域経済対策で増えるかも分かりませんが、増えるように努力、公共事業をですね発注

するようにしております。確かに事業が少ないとですねこういう問題も起きてくるかなという思いがありますので、そちらの方からもバックアップできればいいかなと思います。御指摘の点はですねしっかり調査して、また報告したいと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 11条が副市長間違っておるって言うんじゃないんよ。11条の中に従業員の人数を書いておるだろうが、それがどうして答弁できんのか。11条に基づいて指名を組んだって言うから、11条の中には人数を書いておるじゃろがと従業員の、その従業員によって納税が納められとる。2,000万、資本金が2,000万以上であれば13万円、それ以下であれば5万円、均等割の5万円と法人市民税って決まってるわけです。その11条に基づいて指名を組んだって財務部長が言うから、11条の中に何人従業員がおるんですかって言うたら把握できてないって。11条が悪いとかいいとか言うわけではなく、11条というのは書類の出す様式のことですからいいわけです。じゃあ指名委員長にもう一度聞きますが、13件ですか、13件ぐらいはB級で今年発注ができそうにあるとね。13件じゃあまだ1社にね1件いきあたらんじゃあないですか。それでも他県からまだ今年も入れるんですか指名を。それと、そういう支店とか営業所の登記ができて11条という書類が出て、知事の認可が下りた業者については大分であろうと別府であろうと、臼杵であろうとどこでも指名に入れるんですか。そこだけしか入れられないんですか。それをちょっと。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 先ほどに御答弁したようにですね、そういう業者が指名願いに来ております御指摘のですね。それを全社入れるということはしていないですし、私の気持ちとしてはそちらの考え方と一緒にございます。本当に厳しい中ですね、A級の仕事がない、B級もない。C級、D級はある程度ですね今度の緊急対策事業でまあまあ一過性のものであるかかもしれませんけど救うことができると思いますけれども、非常に厳しい中ですね、そういう考えというものをですね指名委員長として頭の中に入れときたいと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 質問者の私と考えは一緒だということであるならば、地元の業者も大変冷え込んでいるわけでございますし、31社あるB級の業者が13件しか仕事がないということであるんですから、特殊事業は別として、大分県佐伯土木事務所に準じた入札をしていただきたいと思うんですが、佐伯土木事務所と一緒にすることをすれば何も御指摘も御批判もないわけですから、佐伯土木事務所は一般土木の指名にはその業者は一切入れてないわけですから、佐伯市だけが入れておる。その点について土木と一緒に前向きに検討するのが再度お願いします。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） こういう席で言うと勉強不足ということ、何を今更って言われますけど、土木事務所ですね対応っていうのは分かりませんが、それは酒井部長等に聞いてまた勉強したいと思っておりますけれども。じゃあその業者をですね、今後じゃあそういう業者をですね、今すぐにですね指名に入れられないよという断る理由というものがですね、非常に今の時点ではですね断るという理由がですね、ないって言うんですか。そういう先ほど適正でですね、そういう調査してですね、不備な所があればですね理由だて等々もできると思っております、そこらきんじょの整理をしながら今後対応していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 指名委員長さん無理にね、断らなくてもいいんですよ。みんなに仕事が地元
のね本店を持ってね、本店の中で佐伯市民をたくさん使っておる地元の業者が潤って、もう
どうもならんというときは入れたらいいんじゃないんですか。断る理由がなかったら、じゃ
あ私のもう1回質問に答えてください。本店営業所の登記ができて、先ほどの11条、11条っ
て言っておりますが、その11条の審査が県から通った業者については全部入れますよってい
うことですか。その1社だけ断る理由がないって言うんだったら、そういうことができた業
者については全部指名を入れますよ。A級であろうとB級であろうとC級であろうと本店は
出されるし、支店も出されるし、津久見からであろうと臼杵からであろうと、大分でもいい
し、どこの家でも借りて電話1本あればそういう登記は簡単にできるわけですから、そうい
う営業所の登記、支店の登記等ができて、書類を出すのは本当わずかな金がかかるわけじゃあ
ないから、そういうことができれば指名に入れますよっていうことですか。その業者を断る
理由がないって。ここで断らなくてもいいんですが、どうしてその業者だけ1社を今まで入
れてきたんですか、よそは入れてないのに。その辺のところ聞きたいわけですよ。何かあ
るんですか、さっきの米水津じゃないけど何かあるんですか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 繰り返すようですが、当時の指名委員会のことはですね、非公開となっ
ておりますしですね、言われたようにですね11条の書類が通っておれば、よそから来れば皆
その業者さんみたいに指名に入れるということですかっていうことも、そういうことはない
と思います。ただし、今の時点でですね、その業者さんをどうするというのもこの場では
なかなかこう過去のいきさついろいろこう指名委員会のところを読んでおりませんので、ま
たいろいろ聞いてですね、またということか、これからを見ておいていただきたいと思いま
す。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） もう今日はこの辺にしておきましょう。これで私の一般質問は終わりますが市
長、第2浦代トンネルひとつ前向きに検討してください。今日は終わります。ありがとうご
ざいます。

議長（小野宗司） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これより13分間休憩いたします。午後3時25分より再開します。

午後3時12分 休憩

午後3時25分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に23番、芦刈紀生君。

23番（芦刈紀生） 23番議員の芦刈です。4点について一般質問を行います。前任の一般質問の
三浦議員が、大変迫力ある一般質問でしたので、ちょっと迫力に欠けるとは思いますけども、
新人ですので一生懸命やりたいと思います。よろしくをお願いします。

1点目の鳥獣対策についてお尋ねしたいと思います。この件については過去の議会でかな
りの一般質問があっただけですが、近年の鳥獣、特にシカ、猿の被害は大きく、農
産物及び森林が大きな被害を受けていることは皆さん御承知のとおりだろうと思います。市
はこれに対し、捕獲した鳥獣に報償金を出して捕獲を推進してきています。その結果、シカ

については昨年は一昨年に比べ約1,000頭多く捕獲ができたと聞いております。これは一昨年に比べ2,000円多い1万円の報償金による成果と猟友会の方に聞いております。しかし、シカは大分県に約8万頭生育していると聞いておりますが、その中の3万頭がこの佐伯市にいるといわれています。その半分が雌シカで、例えの場合の話ですが、その雌シカの半分が出産した場合、約7,500頭ですけれども、そして生存率、シカの場合は非常に生存率が高いようです。を70%に考えたときに5,200頭が増えるわけです。一昨年より1,000頭多い2,200頭捕獲しても毎年増えているだけでございます。夜になると林道・市道・県道・国道と至る所にシカが出ています。多い所では100頭単位で行動しており、お年寄りが一生懸命かけて、先ほど河原議員にありましたが、生産した道の駅や里の駅に出す野菜を食い荒らしております。これでは野菜の生産も落ちるはずです。また杉、ヒノキ、クヌギ等は伐採した後に植林してもあの広い山の中に網を張り回さなければ育たない。張り回してもですね、どこからか入ってくるといことで大変困っております。また、近年人にも被害が出始めています。車にぶつかって大きな修理費用が掛かる。単車にぶつかって骨を骨折して入院すると。この議員さんの中にも吉良議員さんは車にぶつかられて大きな被害を出したようでございます。そのように非常に多く出ています。これから先はですね、子どもまで被害が出てくるのではないかと危ぶまれています。そこで昨年のですね被害状況はどうなっているのかお聞きしたいと思います。また、報償金ですが、猟期の11月15日から3月15日は報償金の対象になりません。これではやっぱり捕獲は進まないのではないのでしょうか。さらに、3月12日から11月14日までの駆除許可期間中でも猟友会皆さんの全員が参加できないことがあります、駆除にですね。しかも今年の予算も昨年と同様でありまして、1万頭規模で駆除しなければ減少しないのに、これではどうにもならないと思います。そこで御質問の報償金の増額、できれば1万5,000円ぐらいに増額していただいたらどうだろうか。それと猟期の期間中もですねその対象にし、駆除許可期間中は全員が参加できる。そういう仕組みにすればですね、これも夢ではないと思います。その計画は3年、5年続ければですね適正な頭数になって被害も減少してくるんじゃないかかろうかと思えます。こんなに被害が広がっている中でございますので、市としても市単独の対策会議を設けて検討していかなければならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから2点目の学校支援地域本部事業についてお尋ねします。5月29日の大分合同新聞に小・中学校の授業を地域住民がボランティアで応援する協育ネットワーク推進事業、きょういくのきょうは協働の協を使っております。地域の学校には足を運ぶ人が多くなったと。大分県で昨年ですね2万9,000人が参加、そのボランティアに参加して、学校に行き先生をしたり一緒に草刈りをしたりしているということです。これで学校との風通しがよくなったと。評価しているとあります。そして、この取組をまだまだ今後拡大をしていくというように書いてありました。そこで今現在佐伯市、これは中学校区単位で取り組んでおりますので、佐伯市には14の中学校区があると思えますけれども、そのうち7の中学校区で昨年実施していると思えますが、どのような成果があったのか。また、ボランティアは何名ぐらい参加したのかお伺いをします。また、この事業は国の委託事業で予算の全額を国が負担をしております。残りの7の中学校区は今年度から実施するのをお聞きいたしたいと思えます。

3点目の県道赤木吹原佐伯線の整備についてお伺いします。この路線は宇目、直川から市内を通過しなくて青山、蒲江方面に抜ける重要な佐伯市の巡回路線と位置づけられていると

と思いますが、非常に道が狭くて危ない道でございます。県道でございますけども、そしてです。ねまた今回高速道路の先ほど市長が言いましたように、佐伯南インターができるようになれば一段とこう重要な路線になってくるのではないかと思います。現在、大越の轟まで1.5車線事業として改良していますが、轟までは県はいつごろ完成の見込みであるのかお聞きしたいと思います。また、轟から直川の吹原まではどのような事業で行うのでしょうか。今これは全然事業化されておらないと思いますので、お聞きしたいんですけども。県道改良としてこのまま1.5車線進めれば一応轟までの改良が完成しないとできません。それで例えば、県単林道等、県道とは違う予算で取り組めば早くできるんじゃないかと思っておりますので、お聞きしたい。どのような事業でやるのかお聞きしたいと思っております。

4点目の山間部の観光客の誘致についてでございますけども、ゴールデンウィーク中は観光客が大幅に増えたと、非常に喜ばしいことでございますけども、山間部はあまり増加していないんじゃないかと思われま。先ほどこれについてはですね、河原議員の質問に対し、もう部長が詳細に答えておりますので、もうこの辺で終わりたいと思っておりますけども、是非山間部もいろんな形で取り組んでいただいて、真剣に取り組んでいただいて観光客の増を考えていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 芦刈議員さんの質問について、総括ですので、私の方から概略だけを少し申し上げたいと思っております。1、有害鳥獣対策についてでございます。これについては全国的に有害鳥獣被害が増加する中、本市においても特にシカ、猿による農林業被害が年々深刻化しております。市としても喫緊に解決すべき問題として取り組んでおります。特に私も市長になりまして、最初のこの会合が終わりましたときに、県の方と会合をしたときに、当時は雌のシカは撃ってはいけない。1日1頭しか駄目だということでありました。17年から18年に掛けてまずこれを排除してもらいたい。雌のシカを撃たないということになれば益々増えると。そうしたときに早期にお願いしましたところ、だいぶ時間が掛かりましたが何とか平成19年度より実行し、また1日1頭も外れてきました。これは御存じのとおりだと思っております。また、本市ではそうした中で有害鳥獣事業といたしましては、1頭当たりイノシシについては6,000円、シカが8,000円、猿が3万円、県の補助等を入れまして合計で払ってっております。特にシカにつきましては、平成20年度の秋に捕獲強化期間として報償金を2,000円上乗せいたしました。このきっかけは佐伯市の森林組合から給付金をいただき、そうした中で予定以外の数字で給付金で賄えませんでしたけど、これが2,000円上乗せすることによって1,131頭という捕獲ができました。こうした中で、平成19年度の同時期の約3倍で、平成20年度は19年度のほぼ倍の捕獲量となっております。こうした結果を踏まえて市としては捕獲強化期間を県と協議し、私の方は年間通じてのですね、シカについては捕獲報償を出してくれないかという話もしておりますが、今年度については秋だけにやったのを春もですね入れて2回の捕獲という形で増やすことを目指すようにしております。また被害が増加しております猿の対策についても引き続き市による単独捕獲事業を継続していきたいと思っております。そしてまた、対策会議の立ち上げについては21年3月に有害鳥獣による農林産物被害を減少させることを目的とした佐伯市鳥獣害防止対策協議会を立ち上げたところでございます。また、予算的にどうなるんかということですけど、今年度当初予算では今上げておりますが、もし足らなければ補正等を組んでですね、シカに対する考え方、捕獲については考

えていきたいと思っております。その他につきましては、詳細等、またその他につきましては担当部長より、教育次長の方から答弁をさせていただきますので、また最後の山間部の観光客の誘致についてということではありますが、河原議員の答弁でということでございますので、私のこれは答弁とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） それでは芦刈議員さんの有害鳥獣被害に関する状況についての質問にお答えをいたします。先ほど市長が述べられたこととちょっと重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。平成20年度の被害の状況につきましては、有害鳥獣の捕獲に伴う調査によりますと、鳥獣別にイノシシによる被害が619万円、シカによる被害が1,686万円、猿によるものが1,053万円、その他カラス、カワウ、ドバトというものについては227万円となっており、総額で3,585万円の被害額となっております。また、作物別に見ますと、農産物につきましては、まず果物類が1,779万円、それと稲が890万円、そして野菜類が177万円、いも類が169万円、その他、雑穀・豆類等で60万円、それと林産物につきましては、林野の副産物についてが236万円、そして針葉樹が141万円、広葉樹が35万円、そして水産物につきましては、カワウ、内水面の関係のカワウ等による魚介類の被害で98万円となっております。また、次に捕獲に対する報償金の増額についてということではありますが、現在先ほど市長も言われましたように、現在有害鳥獣の捕獲許可期間中の報償金については1頭当たりイノシシが6,000円、シカが8,000円、そして猿が3万円となっております。シカにつきましては、今年度は春の特別期間中といたしまして、4月の25日から6月の23日、約2か月間を強化月間として1頭当たりこの報償金についても1万円といった形の中で既に今取り組んでいるところです。平成20年度の秋の強化月間中の捕獲頭数は約1,131頭で、19年度の強化をおこなった部分についての捕獲頭数との300頭に比べまして大幅に増えており、これは2,000円上乗せした報償金と、それと一時的に集中して取り組んだことの成果だと考えております。要望のありました捕獲期間中の報償金の増額についてですが、シカについては先ほど市長が言われました、この春と秋の2回に強化を設けて報償金についてはシカは1万円という形の中でシカの捕獲頭数に増やしていきたいというふうに考えております。なお、イノシシ、猿につきましては現状のままでいきたいというふうに考えております。次に、対策協議会の立ち上げについてですが、平成21年の3月に有害鳥獣農林水産物被害を減少する目的として、佐伯市鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げたところです。この協議会は関係機関である佐伯市の猟友会、または南部鳥獣保護員連絡協議会等、その他森林組合、JAといろんな形の中でのその他関係機関の代表者の構成によりまして、有害鳥獣捕獲の推進、また獣肉の処理、また加工研究ということを行うこととしております。また、県がリーダーとなっている有害鳥獣プロジェクトチームの構成として、被害の大きい地区などについてのそこに出向いて行っての集落の点検調査とか、被害対策に対する指導を行うこととしております。その中で、プロジェクトの中で一つの活動として、農林水産物の被害対策を的確に効果的に助言するという形の中で、鳥獣被害対策アドバイザーの養成という形の中に今取り組んで実施をしております。以上です。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 芦刈議員の学校支援地域本部事業についてということでお答えをいたしたいと思います。まず、アの昨年実施した成果はということでございます。この事業は平成

20年度から22年度までの3か年計画で国の補助事業として実施をしているところであります。この事業の実施につきましては、議員もかかわってきたというふうに伺っております。いろいろと御尽力いただいたということも聞いております。また、平成21年の5月23日の大分合同新聞にも地域と学校、深まるきずなどという見出しで掲載をされておりました。本市でも鶴谷中、東雲中、昭和中、宇目緑豊中、それから直川中、鶴見中、蒲江翔南中の七つの中学校区で公民館に学校と地域の連携を推進するために校区のコーディネーターを配置して、青少年を取りまく関係機関、そして団体が情報交換を行う場としての校区ネットワーク会議を立ち上げて教育の協働について協議を行ってまいりました。その結果、ボランティアによる学校での読み聞かせ活動の支援や登下校時の安全・安心パトロール、環境整備活動等の支援の輪が随分広がってきたなというふうに思っております。地域の方々が学校の教育活動に積極的にかかわるといことで、生徒には多様な体験、経験の機会が増え、地域と学校との連携、それから協力が随分図れるようになったということも聞いております。また、各公民館を中心に、学校に協力できる地域ボランティアの人材バンクも随分数が増えて整備ができたというふうに聞いております。それから、イの残りの校区の実施はどうするのかということですが、先ほど言いました7校区以外の城南中、南中、大入島中、彦陽中、本匠中、大島中、米水津中の残りのこの七つの校区の実施については、委託事業であることから、単独事業費での実施になるのではないかとというふうに考えております。そうすると3年経過したあとの国と県の補助の動向が気になるところですけれども、そういうことを確認しながら今後事業を推進をしていきたいなというふうに考えております。また、推進にあたっては7校区での取組を市報やケーブルテレビなどで積極的に広報して3年の委託事業終了後も国・県に補助事業での継続となるよう、強く働き掛けを行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 芦刈議員さんの県道赤木吹原佐伯線の整備状況についてお答えをいたします。本県道は直川赤木の国道10号線を起点とし、県道佐伯蒲江線に接続する総延長20.4キロメートルの県道でございます。直川側は一部用地取得の困難な区間を除き集落内は改良がなされております。また、佐伯側においても下城・上城地区の1.8キロメートルについて、先の高城トンネルの開通による交通量の増加対策として交通安全対策事業として歩道設置事業を、また市道岸河内竹角線交差点より大越辺田地区までの4.1キロメートルのうち、2.2キロメートルにつきましては見通しの悪い箇所の部分的改良や待避所の設置等、いわゆる1.5車線の整備事業を実施しているところで、現在までに1.1キロメートルの整備が終了をいたしております。辺田地区までの整備完了の目標を平成20年代の半ばを予定しているというふうに聞いております。また、辺田から轟までの間についての具体的整備計画はまだ策定されていないとこのことで、辺田までの進ちょく状況を見ながら整備促進の要望をしていかなければならないと考えております。また、轟から吹原までの約4キロメートルについての整備手法はとの御質問ですが、これまでも種々検討した経緯はあるものの、現時点で具体的な手法は確立されていないということでございます。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

23番（芦刈紀生） ありがとうございます。鳥獣害、特にシカの対策についてお聞きしたわけですが、1万円に上げたから倍の1,000頭増えたと、捕獲がですね。ただ、まだそ

れにしても年間約3,000頭ほど増えておりますので、何とかしてもらいたいということですが、秋も含めて特別捕獲期間にするということですので、またある程度期待は高まるのかなと思います。秋、11月15日から猟期でございますが、この猟期期間中の報償金はどうかにならないのか、対象にはならないのかと。これを増やせばですね、かなりの成果が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、この猟期期間中ですね、これをどうかお願いできないだろうかというふうに考えます。再度ありましたらお願いをしたいと思います。

それから学校支援地域本部事業でございますけども、大変評判がいいということでございます。7校区しか今実施しておりませんので、是非ですね、これ1校区、約予算的に120万、国の全額補助ですから今のところは佐伯市の手出しはないわけなんですけども、120万程度です。かなり成果が良ければですね、是非これは全校区に増やして単独でも実施していく必要が、子どものためにも地域に参加するボランティアさんのためにも先生のためにもいい事業ですから、是非検討をお願いをしてもらいたいと思います。

それから県道赤木吹原佐伯線ですが、今、辺田までしか事業計画に入っていないということです。じゃあもう辺田からですね、一気に赤木の吹原までですね含めて県単林道とかで整備する計画を作ったらいかがでしょうか。特に今回ですね、佐伯市に県単林道の空きが一つできたと聞いてます予算の枠がですね。こういう時期にですね即そういうものに取り付いていただいて、県単林道ですから農林水産部長でしょうけども、県に聞いていただいてですね、枠が空いたならばですね、空くような話をしておりましたので是非これも、そうすればですね運良くなれば改良ができる。同じ、県の県単事業ですから市の事業じゃあございませんので、是非ですね県をお願いをしますねやっただきたいと思います。それで猟期期間中のどうかならないかと。その分だけをですねちょっと答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 再質問にお答えをいたします。今、去年は1回の捕獲月間という形の中で取り組みまして、今年度は2回を2か月間、2か月間という形の中で、秋と春と2回取り組んで実施していくといった形の中で様子を見てですね、その結果また今後について、そういうことについての前期については次の機会にそういう形の中で一緒に検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

23番（芦刈紀生） もう最後ですが、特にシカはですね佐伯市がすみ心地が良いようで段々増えております。特にですね、いわゆる特別期間を増やしてもまだ何千とか年間に増えてますから、大変大きな大事になるんじゃないかと思えます。是非その辺の対策をですね、早めに取っていただくよう要望しまして終わります。

議長（小野宗司） 以上で、芦刈議員の一般質問を終わります。

次に14番、兒玉輝彦君ですが、現在、上浦消防団長として行方不明者の捜索にあたっており議場におりません。

発言の通告をした者が、発言の順位に当たっても議場に現在しておりませんので、会議規則第51条第4項の規定により、兒玉議員の通告は効力を失いました。

なお、兒玉議員の欠席については、正当な理由によるものであることから、その後の取扱いについては、後日、議会運営委員会の開催を要請し、決定いたします。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時57分 散会

平成 2 1 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 6 月 1 1 日

第 4 回 佐伯市議会定例会会議録（第 3 号）

平成21年 6 月11日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 後 藤 幸 吉	2 番 矢 野 精 幸
3 番 高 司 政 文	4 番 吉 良 栄 三
5 番 清 田 哲 也	6 番 井野上 準
7 番 井 上 清 三	8 番 佐 藤 元
9 番 和 久 博 至	10 番 上 田 徹
11 番 御手洗 秀 光	12 番 清 家 儀 太郎
13 番 小 野 宗 司	14 番 兒 玉 輝 彦
15 番 河 原 修 仁	16 番 三 浦 涉
17 番 宮 脇 保 芳	18 番 河 野 豊
19 番 清 家 好 文	20 番 清 家 好 文
21 番 渡 邊 一 晴	22 番 矢 野 哲 丸
23 番 芦 刈 紀 生	24 番 下 川 芳 夫
25 番 浅 利 美知子	26 番 後 藤 勇 人
27 番 日 高 嘉 己	28 番 高 橋 香 一 郎
29 番 玉 田 茂	30 番 榎 田 穂 積

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長 総務部 部長 財務部 部長 企画商工観光部 部長 市民生活部 部長 福祉保健部 部長 建設部 部長 農林水産部 部長 上下水道部 部長 教育次 長	西 嶋 泰 義 塩 月 厚 信 川 原 弘 嗣 三 原 信 行 魚 住 慎 治 白 田 茂 達 戸 坂 富士男 酒 井 実 高 橋 満 弥 甲 斐 満 義 江 藤 幸 一	消 防 長 伊 東 宇 総務部次長兼総務課長 井 上 佐 健康増進課長 高 橋 重 保 険 課 長 平 山 郎 和 也
---	---	---

議事日程第3号

平成21年6月11日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第4回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、浅利美知子さん、2番、清家儀太郎君、3番、高司政文君、4番、井野上準君、5番、後藤勇人君、以上の順序で順次質問を許します。

25番、浅利美知子さん。

25番(浅利美知子) 皆さん、おはようございます。25番議員の浅利美知子でございます。この4月の市会議員選挙におきまして、市民の皆様から温かい御支援をいただき当選させていただきました。与えられたこの4年間、市民の皆様の声の代弁者として一生懸命頑張っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。私は今回、大きく3点について御質問を総括形式でさせていただきます。執行部の皆様どうぞよろしくお願いをいたします。まず初めに、がん対策について、今年の5月から住民検診が始まりました。せめて年に最低1回は自分の体の健康状態をチェックし、健康な毎日を過ごしていくためにも早期発見、早期治療へとつながる住民検診を多くの市民の皆様が受診されることを願っております。さて、がんは昭和56年度以来、日本人の死因の第1位となっています。2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなるという、日本は世界一のがん大国と言われていますが、多くの日本人は自分のがんになるとは思っていないというのが現状のようです。がんによる死亡者は50年前で10万人未満でしたが、2007年度によると34万人を超えています。一方、先進国では生活習慣の改善や新薬の開発、またがん検診の受診率の向上で早期発見・早期治療が可能となり、がんによる死亡率が下がっております。がんは女性より男性が多く、これは喫煙率の差で、タバコを吸わなければがんになるリスクを3割減することができるそうです。

3年前にがん対策基本法が施行され、がんの死亡率を20%減らす。また、2011年度までに今の受診率を50%に上げるという目標が立てられております。平成19年度の佐伯市の受診率を見ますと、胃がんが13.8%、肺がん34.9%、大腸がん19.4%、子宮がん16.1%、乳がん12.1%となっております。担当課のお話によりますと、毎年受診率は増えているようではありま

すが、実際の受診率によりますとだいぶ低いようにあります。この数値を見ますと受診率50%の目標達成には大変な努力が必要と思われます。健康増進課では市民の皆様の健康を守るため、受診率の目標をしっかりと定め、受診率アップへの取組をされていると思いますが、その状況をお伺いをいたします。次に、乳がん・子宮がん検診についてお伺いをいたします。昨年12月議会でも私はこの乳がん・子宮がん検診について御質問をさせていただきました。受診率を上げるためにも検診を受けやすい体制づくりが必要だをお願いをしておりました。今年度、佐伯市では協力医療機関でも個別に受診できるようになりました。忙しいなどの理由から受診できなかった方も多かったと思いますが、個別受診ができるようになって1人でも多くの方が受診されることを期待をしております。さて、2009年度補正予算が5月29日成立し、女性特有のがん対策として一定の年齢に達した女性に対する乳がん、子宮頸がんの無料検診が全国で実施されると聞いております。全国で無料検診の対象者となる女性は約760万人で、対象者には無料クーポン券と検診手帳が届けられることになるそうですが、佐伯市では対象となる女性は何人いらっしゃるのでしょうか。また、無料クーポン券や検診手帳の取扱いはどのようにするのかをお伺いをいたします。

大きな2点目といたしまして、教育施設の環境についてお伺いをいたします。初めに教室の暑さ対策についてお伺いをいたします。地球温暖化の影響により、年々少しずつ温度も高くなりつつあります。平成19年の夏は岐阜県多治見市や埼玉県熊谷市で気温40.9度を観測し、74年振りに国内の過去最高記録を更新したとニュースでも流れました。佐伯市宇目でも36.9度と過去最高の暑さを記録した年でもありました。また、熱中症が原因と見られる死者も多い年でもありました。そんな暑い夏が今年もやってまいります。個人差はありますが、暑さのために集中力がなくなり気分が悪くなる、頭痛を感じるという子どももいるようで、これでは子どもたちがぐったりして授業が身に入らない。何とかしてほしいという保護者からの相談がありました。市役所などの公共施設には冷房が入っておりますが、幼稚園や小学校、中学校においては職員室などにはエアコンが設置されているようですが、普通教室への対応はあまりされていないようです。暑さ対策を真剣に考える必要があります。そこで佐伯市の幼稚園、小学校、中学校での普通教室の数と扇風機やエアコンの設置状況、また今後の設置計画があればお伺いをいたします。次に、トイレの改修についてをお伺いいたします。私たちの子どもたちのトイレは、汚い、臭い、暗いというのが定番でした。現在は水洗化され、明るくきれいで匂いも気にならなくなっていると思います、以前は和式だった家庭のトイレがほとんど洋式化されたことも影響してか、学校で和式トイレをうまく利用できず、がまんしてしまう子どもがいると聞いております。子どもは一日の大半を幼稚園や学校で過ごします。トイレは生活の中で大切な場所です。幼稚園や学校は安心して過ごせる教育の場になってほしいと思います。そこで幼稚園、小学校、中学校などには洋式トイレが設置されているのでしょうか。現状と今後の改修計画をお伺いをいたします。

大きな3点目といたしまして、高齢者向け健康遊具の設置についてをお伺いいたします。公園は子どもの遊び場、そんなイメージがありましたが、最近は公園の中に高齢者向けの健康づくりを目的とした健康遊具の設置が全国的に増えております。国土交通省によりますと都市公園などの健康遊具の設置数は、2007年度、1万5,000基で3年前の調査よりも5割ほど増えているそうです。日ごろ散歩に通るような公園に高齢者が背筋を伸ばしたり、筋力を使う健康遊具を設置してみてもいいかでしょうか。最近は、公園遊具のメーカーの話によりま

すと、昔は公園にゲートボール場を造るのがはやっておりましたが、最近は個人用の健康遊具などにメーカーもシフトを変えつつあると聞いております。健康づくりや介護予防にもなると思いますが、お考えをお聞かせください。以上、大きく3点について御質問させていただきました。執行部の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） おはようございます。初めての答弁席でありますので、よろしくお願いたします。浅利議員さんの質問にですね、お答えしたいと思います。まず、がん対策についてでございますが、佐伯市のがん対策の取組としましては、早期発見・早期治療のため、胃がん・子宮がん・肺がん・大腸がん・乳がん等のがん検診を特定検診や複数のがん検診と組み合わせしたり、受診率のアップのため試行しながら実施をしております。受診率の目標値としましては、佐伯市健康づくり計画、さ～いきいき健康21の中で、平成22年度までに胃がん22%、子宮がん22%、肺がん45%、乳がん15%、大腸がん25%となっております。次に、受診率アップへの取組といたしましては、平成21年度は女性のがん対策に焦点を当てて対策を実施しております。子宮がん検診は従来集団検診のみで実施をしておりましたが、20年度の受診者数は、全体では3,132名でしたが、20歳代7名、30歳代104名と受診者数が少なかったために、今年度から20歳代、30歳代の方に医療機関での個別検診を開始しましたところ、4月から5月末までで20歳代56名、30歳代127名、合わせて183名の方が受診予約をされております。また、子宮がん検診の対象者の20歳、30歳の方への広報といたしまして、保育園の保護者や乳幼児健診時に母親へ受診勧奨のチラシ等を配布いたしまして、受診勧奨の広報にも力を入れております。乳がん検診につきましても従来集団検診のみ実施しておりましたが、今年度から個別検診を既に4月から開始しており、53名の方がですね受診予約をされております。また、今年度のみですが、折よく国の女性特有のがん対策が実施されることとなりまして、一定の年齢の女性へ無料クーポン券を配布いたしまして、検診の無料化が図られます。これを期に受診勧奨を行いまして、今後の受診行動を促していきたいと考えております。次に、乳がん・子宮がんの無料クーポン券の対象者についてでございますが、子宮がんは、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳でございます。乳がんにつきましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方となっております。対象者数は子宮がん2,032名でございます。乳がんについては2,971名となっております。取扱い方法としましては、対象者には無料クーポン券と検診手帳をですね、今準備しておりますが、早期にですね個別に送付いたしまして、受診勧奨を行い、受診率のアップを図っていく予定にしております。また、それに対応するために集団検診の回数もですね増やしていくように検討をしております。

次に、大きな3点目の公園等に高齢者向けの健康遊具を設置してはどうかという質問でございます。現在、高齢者福祉課では特定高齢者施策事業にて、運動機能教室、その他各種の介護予防教室やいきいきサロンでの体操などにより、介護予防事業に取り組んでいるところでございますが、行政の事業展開だけではなくて、高齢者みずから健康づくりに取り組んでいくという考えも介護予防の観点から大事ではなかるうかとも考えておりますし、また全国的には幾つかの自治体で公園に高齢者健康遊具を整備しているところもあると伺っております。市内におきましては、脇津留の土地区画整理地内の緑地にアスレチックベンチや足つば歩道板などを設置し、高齢者でも利用できる広場や大入島荒網代地区や野岡緑道にもストリートアスレチックなどの健康遊具を整備しているところもありますが、全体的には高齢者な

どの利用が少ないようでございます。高齢者の方にはまだまだ馴染みが薄いのではないかと考えられます。今後、市内の各公園に高齢者向けの健康遊具を設置することにつきまして、利用者の身体能力等により、見守りのない中での事故等の状況、設備の管理上の問題、利用頻度等について、他の自治体を参考にいたしまして、また設置に対する市民の方々の意見を聞きながら研究してまいりたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 浅利議員さんの教育施設の環境についてということで、教室の暑さ対策について、まずお答えをいたしたいと思います。まず、普通教室の数でございますけども、平成21年度の実学級数で見えた場合、幼稚園が28、小学校が220学級、中学校が84学級で計332学級となっております。そこでお尋ねの扇風機についてでございますけども、1教室でも扇風機を置いている学校数を調査をいたしましたところ、幼稚園が22園中17園、小学校は34校中11校、中学校で14校中2校が扇風機を置いておるといような状況でございます。また、普通教室にエアコンが設置されている学校はという御質問ですけども、佐伯市内にただ1校でございます。東雲の小学校及び中学校の2校でございます。この場所は普通教室の小学校・中学校合わせて9を設置をしております。両校とも通常エアコンは使用したことはないということを聞いております。なお、職員室とか先ほど言われましたように、校長室、事務室、保健室、また会議室等にはエアコンが設置されておるといようでございます。

（傍聴席で発言する者あり）

議長（小野宗司） 静粛にお願いします。

教育次長（江藤幸一） また、今後の設置計画はあるのかという御質問でございますが、設置や維持管理費等の問題がかなりのウエイトを占めておりますので、普通教室に今後エアコンを設置していくかということについては慎重な協議が必要だろうというふうに思っております。次に、トイレの改修についてでございますが、現在洋式トイレを設置しておる学校は、幼稚園が22園中21園でございます。設置数で47器を設置しております。小学校につきましては34校中34校設置をしております、設置数は262器を設置しております。中学校が14校中14校で設置数は143器でございます。また、今後の改修計画についてでございますけども、各学校のトイレの改修につきましては、基本的に校舎の改築等を今行っておりますけども、その事業に併せて整備を進めていきたいというふうに考えております。

（傍聴席で発言する者あり）

議長（小野宗司） 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 今後の改修計画についてからもう一度御答弁させていただきます。各学校のトイレの改修については、先ほど言いましたが、基本的に校舎の増改築等に併せてそれぞれ整備を進めています。今後もこれを早急に設置する必要があるような特別の事情がある場合を除いて、校舎の大規模改造の事業の中でそれぞれ取り組んで、順次整備をしていくという計画を立てております。以上でございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） 大変ありがとうございました。それでは最初にですね、がん対策の件についてですね、再質問させていただきます。かなりですねがん対策についての取組は担当の方が一生懸命されていますので、受診率も先ほど私も言いましたけれども上がっている。そういうあれでありますけれども、やはりまだまだ目標値にいくまでには達しておりませんので、更に努力をですねお願いしたいと思います。それと今回20代、30代の方たちですね、受診も前回からするとかなり増えておるようですので、それに期待をしてみたいと思います。よろしく願いをいたします。そして、今回国の予算が通りまして、乳がんや子宮頸がんに対しての無料クーポン券が対象の年齢の方にですね支給されます。その対象の年齢の方も教えていただきましたが、一つちょっと私がちよっと聞き漏らしたのかもしれませんが、20代の方ですね対象者をすみません、もう一度ですね教えていただきたいと思います。それとクーポン券と検診手帳ですかね、それが皆さんの元に届くかと思うんですが、それはどのようにしてですね、対象者の方に届けられるのか。市の方からですね郵送されるのか、それとも申請方式になるのかですね。その点を一点お願いしたいと思います。それともこのクーポン券が来るまでにですね、予算が成立するまでに、もうこの対象者の方が検診を受けましたという方もいらっしゃるんじゃないかと思えます。そして、そういう方ですね、そういう方はどういうふうに対応されるのか。そしてクーポン券が来るまでにですね、まだ日にちが掛かるんじゃないかと思えますが、その間に検診を受けたいんだという方はですね、どのようにですね対応すればいいのかをですね、そこをちょっともう1回お聞きしたいと思います。それと先ほどがんに対する勧奨されてるというふうに、母親教室とかいろんな所でですね、例えば子宮がん、乳がんについてもですけどね、そういう勧奨をされてるっていう部長の方から答弁がありました。やはり日本人ですね、私も先ほど言いましたけれども、自分たちもそうなのかもしれませんが、がんっていうのは早期発見・早期治療になるんだというのによく分かってて、受けなきゃならないというのは分かってるんですが、なかなか受診までには至らない。それが現状ではないかと思えます。そういう意味で受診の勧奨をですね、更に進めなければならないんじゃないかと思えますが、山形県ですね多くの町村が各世帯にですね検診の申し込み用紙を配布し、そして希望者を募るという方式をされているそうです。それで希望者の方式を採用してますので、反応のない世帯に対してはですね、電話などで受診の勧奨を行うなどされているそうです。そのきめ細かな対応をしたことによって、胃がんとか乳がん、子宮がん、そして大腸がん、このがんの受診率がですね約40%までに達したというふうな例もあります。そういう意味で担当課の方々一生懸命努力されておると思うんですが、こういう方式もですね採用されてはどうなのかなあと思いますが、受診を勧奨するという意味でですね、個別にですね受けられましたかみたいな、そういうのもお尋ねになられたらいいんじゃないかなあと思いますが、その点をひとつお伺いしたいと思います。

それと高齢者向けの健康遊具っていうふうに私が通告でいたしましたので、高齢者というと65歳以上が一応高齢者っていうふうに使われますので、その方たちだけではなくですね、私たちの年代の方たちでも今ジョギングされたり、ウォーキングされたりしてる方がたくさん朝とか、夕方とか見受けられますが、その方たちが途中の公園に寄ってですね、そういう健康用具でですねストレッチをしたりとか、そういう筋力が付くようなそういうですね運動をされれば、またいい方にですね利用ができるんじゃないかと思えます。実際それをされて

るところがですね、調査をして対象者を募ったところですね、実際平均年齢っていうか、健康年齢ですかね、それが実際こう少し下がったっていうようなデータもありましたので、そういうふうにご利用されたらねいいんじゃないかなと思います。ですけど先ほど部長が言われましたように、佐伯市も何箇所が実際は設置されているんですね、ですけど実際知らない方が多いんじゃないかなあと思うんですよ。どうやって使うのか知らないっていう方が実際多いんじゃないかなと思いますので、そういうですね市の方からもそういう説明っていうかですね、そういうのもこういうふうにするんですよみたいなですね、そういう説明もあれば、また利用者もですね増えていくんじゃないかなと思います。これもですね、すぐにはあれでしょうけれども、前向きにですねそういう、先ほど部長も言われましたいろいろ調査してみたい。いろんな皆さんの意見を聞いてみたいというふうに言われていましたので、それはですね是非していただければ医療費の削減にもつながりますし、そしてまた市民の皆さんの健康にもつながり、そしてまた介護予防にもほんとなつなげていくと思いますので、その点どうぞよろしく願いをいたします。

それと先ほど学校の件でちょっといろいろおしかり受けたりいたしました、これは市民の皆様の声として私は質問をさせていただきました。実際、佐伯市の中でも扇風機があるクラスとエアコンがあるのは上浦だけだということにして、実際は使用はしてないということでしたけれども、できればですね本当に子どもさんの、昨日も芦刈議員さんがいろいろ学校の教育の関係を話されておりました。地域の方たちのつながりあって、いろんな特色ある学校の教育はされておるようですけども、学校の施設ですね、そういう環境整備っていうのも私は一番大事じゃないかなと思います。一番最初に私が質問したときに言いましたように、暑さのために授業に集中できないとか、だるいとか、そういう実際そういう子どもさんがいらっしゃいます。また、授業中に下敷きですねあおいだりすると先生に怒られてしまう。そういう場面も実際あるようです。ましてや私たちもいろんな会議に出たり、この議場もそうですけれども、実際エアコンが付けてあり、適切な温度にしてこういう適切な場ですねこの会議を行える、そういう状態です。そしてまた教育を受ける子どもさんたちが、もう本当に今の子どもさん、私たちの小さいころというのはまあ扇風機があればいい方で、エアコンなんて各家庭なかったと思います。しかし、今の子どもさんは皆さんもう生まれたときから扇風機が有り、エアコンが有りっていう家庭の方が大半ではないかと思えます。そういうことを考えたときにですね、私はエアコンとまでは言いません。せめて扇風機でもですね設置していただければ、子どもたちの学力低下、本当に叫ばれておりますけれどもまずは環境づくりが必要じゃあないかなあと思いますが、市長いかがでしょうか。市長の御意見を聞きたいと思えます。それと学校のトイレの改修の件ですけども、今ほとんど洋式化にされているということで安心しました。一つですね、これはちょっと洋式化とは関係ないんですが、教育次長の方にちょっとお願いっていうかですね、聞いていただきたいのがですね、トイレの利用をするときですね、これもアンケートの中に一つあったんですが、例えば男の子どもさんになると思いますが、個室に入ったときにですね、いじめられると。そういう経験をされた子どもさんがいらっしゃるそうです。ですから、そういう子どもさんに対してですね、特に小学校の低学年の時にですねそういう教育指導っていうかですね、そういうのをですね徹底していただければ、皆さんが本当、子どもたちも安心して学校に行ける。嫌な思いをしないですむんじゃないかなあと思いますので、是非その点はですね、よろしく

お願いいたします。以上、再質問させていただきます。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 再質問にお答えいたします。初めに子宮がんの20歳代の人数でございますけど、320人です。それとクーポン券の郵送か申請かということなんですが、これは対象者にですね郵送を考えております。それともう既にですね5月29日から補助対象ということになっておりますけれども、もう既に数百名受診されております。その中で対象者の方がですね80数名おられますけど、この方につきましてはやはり制度が途中から始まるということでありましてですね、平等性も考えまして単費でのですね、助成の方も今検討しております。それからクーポン券が届くまで、今クーポン券を準備しておりますけれども7月の最初ごろですかね、には発送できるんじゃないかなろうかと思っておりますけど、届くまでの間にはですね、立て替えていただいております。後で償還払いをしていただくと。そういう方法をですね考えております。それから受診率が低いということでの勧奨につきましてはですね、今年には特に子宮がんにはですね絞ってですね受診率を上げていこうと、そういう対応をしているところでございますけど、議員さん言われましたように、個別での申込書の配布とかですね、そういったことも、ほかのがんにつきましてはですね、方法を考えてできるだけ受診率のアップをですね図っていきたいと思っております。

それから公園の遊具につきましてはですね、野岡緑道の方はですね使用方法ともですね、遊具の隣に書いてるものがありますけどですね、確かに知らない方もですねおられるかと思っておりますので、また機会があれば広報等についてもですね、していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員さんから、小学校の暑さ対策ということで、私の方に答弁を求められておりますが、私もPTAを一応経験した中では、こうした話は当時はほとんど出ておりませんでした。特にPTAの中で言われたのが、子どもに対しての教育の中に、子どもが欲しがる前に親が要求をするということがたくさんありました。子どもが要求することについて、親としてどうすれば子どもがそれを管理できるか。この一つの一例が、城南中学校の会長をしておりました時に、長髪問題がありました。ある学校については、どこの体育教員もいろんな参加をした時に、みんな長髪だから長髪にさせてくれと。親が、これはある学校ですけど、親が、子どもがそういう具合に各学校との違いで親が学校に掛け合って長髪にさせるべきだという話がありました。私どもの城南の場合は、逆に生徒が長髪をする。させてください。そして僕たちはこうした管理をしますから、長髪についていろんな刈り上げとか、染めたりすることはしませんと。そうした誓約書で、自分たちの自己管理の中でのそうした長髪問題をし、城南中学校の場合は父兄とも話し、子どもの自己責任においてそうした長髪管理をすることについて学校と話し合った経緯があります。よく教育の中で親が出るのがいいのか、子どもが欲しがった時に、そして話してするのがいいのかと。そうした部分にこれは直接該当はしないかも分かりませんが、各学校についても佐伯市は広い所です。海岸部もあれば、先ほど議員さんが言われましたように、宇目や本匠、非常に夏が海岸部の近くで暑い所があります。地域地域の状況もございまして、これは十分やはり教育委員会とも話しながら、全市的に同じようにするのではなくて、そうしたことについてはやはり協議する必要があると思っておりますので、今回は即答を差し控えさせていただきます。また、今環境に

やさしいという形で各学校の中で進めている部分がグリーンカーテンの問題があると思います。各学校において、施設は非常に立派なんだけど、そうした中での建設の時に、いわゆる風向き、日の当たり、そうした部分も配慮して私は学校の建築はしておるとしております。またそうした中で、どうしても風向きが非常に厳しければ、暑さ対策にグリーンカーテンをし、教室に入るそうした努力もしているところもありますし、また木を植えたり、いろんな中での対策等もあるとっております。先ほど申し上げましたように、十分また教育委員会、PTAとの協議が必要だと思っておりますので、その程度の答弁とさせていただきます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

25番（浅利美知子） ありがとうございます。最初に子宮頸がんの件と乳がん検診の件ですね、特にですね、子宮頸がん20代、30代の女性にですね今すごい増えているそうです。ですから、本当にこの点ですね。特に受診勧奨、どうぞ担当課の方、よろしく願いをしたいと思いません。

そして、今市長の方から御答弁いただきました。いろいろ考えさせられる点もありますが、ぜいたくなのかなと思う点もあります。ですけどやはり教育環境、大事じゃないかなあと自分は思っております。やっぱり暑さの中、寒さもそうですけれども、暑さの中で自分たちが耐えられるのかなと、やっぱそれは考えなければならぬ点じゃあないかなあと思います。それで、これは別に市長に対するあれではありませんけれども、日田市がですね、今年度日田市を担う子どもたちの教育環境の整備を図るために全中学校へクーラーを設置されるそうです。別にこれ私がクーラーを設置してくださいという意味で言っているわけではありませんけれども、こういうふうに教育環境を整えていきたいという考えもありますので、どうか暑さ対策、市長にですね再度お願いしたいと思います。そしてまた、恐らく父兄の方からもですね、そういう要望は上がっているんじゃないかなあとと思うんですが、教育委員会の方ですね、十分検討していただきたいと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。以上で、質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に12番、清家儀太郎君。

12番（清家儀太郎） おはようございます。12番議員の清家儀太郎でございます。4月の統一地方選におきまして、議員の年金廃止、佐伯市議会議員の定数の削減を訴え、また佐伯市経済の自主独立、いわば地方分権社会での市民の安心生活を目指すをキャッチフレーズに地場産業の発展を願い第一次産業、いわゆる農林水産業における生産者の所得向上等々を政策に掲げ、市民の皆様の御賛同を得ることができました。一生懸命、議員皆さんと共に頑張りたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に入りたいと思えます。市民の目線に立った質問をしたいと思っておりますので、執行部の皆様には分かりやすい御答弁をお願いします。まず最初に、一次産業についてであります。私も先ほど申し上げましたが、一次産業を政策課題として訴えてまいりました。農林水産業につきましては活性化を図る。どう考えても非常に難しいんであります。考えれば考えるほど妙案が浮かびません。なかなかこの一次産業を活性化するという点については、本当に市長始め執行部の皆さんも頭を痛めてるんじゃないかと思えます。私はこの一般質問に当たり、この問題を市長がどのように考えているのかなあと、そう思いながら市長後援会のパンフレットを選挙用のパンフレットを拝見させていただきました。1期目に

行った実績、2期目に臨んでの市長の公約が示されております。そこで、市長が2期目に臨んで市民に公約された農林水産業への支援について、具体的なビジョンを御説明してください。以上です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員さんより、農林水産業への支援についてということで、2期目に向かって市長の考えはどうなってるんだろうかということでございますので、私の考え方の一端を述べさせていただきたいと思っております。まず、項目等についていろいろあっておりますが、ブランド化の対応という形で地産地消への推進について考えていきたいと思っております。佐伯市は農林水産物それぞれが他地域より優れた産品が数多くあります。それらの価値をより一層高めるため、素材を生かした料理、また様々な工夫により地元でまず消費すること。そして産品に付加価値を付け、内外へ流通するといった取組が必要だと思っております。いわゆる農商工の考えがこうした中で必要になってくると思っております。そうした中で、佐伯市のオリジナルブランドとして、消費者に大きく評価されることと思っておりますし、また地域にそうした確立ができることによって他地域との差別化もできてくるのではないかと考えております。次に、食の流通拠点の整備ですが、現在、農林水産物の流通では民間の市場、農協・漁協の共販、また直売所等様々なルートにより農林水産物が流れているため、必要量の確保が難しく、調整が困難な状態であります。また、共販辺りはほとんどが県内、県外へと流れてます。このように様々な流通経路を一つにまとめるための拠点整備が不可欠だと考えております。こうした中で、私どもも先般から食に対する企画の方で、それに類する形で一つの審議会を立ち上げております。次に、農山漁村地域活性化事業等については、都市との地域間交流の促進により農山漁村における活性化を図るために新たな取組を図りたいと考えております。次に、地域材利用促進対策、地産材、いわゆるバイオ対策についてですが、本市の総合的な環境施策を中・長期的な視点から示した、さいき903エコプラン、これは佐伯市環境基本計画で昨日もお話が出たと思っておりますが、を平成20年3月に策定しております。その計画を基本といたしまして、バイオマスという分野に絞り、平成21年2月にバイオマスタウンの構想を策定いたしました。また、3月にはバイオマス地区としての指定も受けております。本構想は、当市のバイオマスの利活用を進めるために地域にあるバイオマスの賦存量や利用状況などを把握し、地域と連携を図りながらバイオマス資源を有効に活用するシステムの構築を目指すことを目的としております。この6月議会に、佐伯市バイオマス利活用推進協議会条例の制定についての議案を提案しておりますので、今後は具体的な推進のために地域の関係者を含めた佐伯市バイオマス利活用推進協議会を設立し、十分な論議を行い、市民の皆様の御協力を得た上で、関係者が一丸となった取組の実践が必要だと思っております。最後に、森林組合の日本一の製材所の建設についてですが、本施設は国庫補助事業により、佐伯森林組合が平成20年度に整備したものであります。主伐期を迎えた膨大な本市の森林資源を地元工場で製材し、佐伯産材として全国に流通させることを目的としております。全国の森林組合の中で最も群を抜いた事業規模となっております。現在はしゅん工直後であるため100%の稼働はしていませんが、3年後の計画達成を目標に日本一の製材工場となるよう、支援を行ってまいりたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 1期目、2期目もこの一次産業、農林水産業に対する取組はですね、佐伯

の場合、市長も再三会合などで申しておりましたが、一次産業を活性化させる。一次産業をこの政策に掲げるということはですね、佐伯にとってはなかなか企業誘致、いわゆる人口増加に結びつけるような立地もほぼ皆さん御承知のとおり企業も来ていただけないし、それを待っていても仕方がないと。佐伯の浦は何で持つとよく市長も申しておりましたが、とにかく地場産業の発展とですね一次産業、やはり海岸線を見てみますと、もう御存じのとおり相当長い海岸線を佐伯市は有しております。また、山林にしてもですね、例を見ないような山林を持っております。このいわゆる海岸線、よい漁業、豊後水道のですねこの環境を生かして漁があればとにかく一次産業っていうのを、水産に関しては潮の辛いうちには魚が来る。よく漁師は昔から言った言葉なんです、潮は辛ければいずれ必ず魚が来る。しかし、なかなかですね、思いどおりに待っても待ってもなっておりません。本当にこの一次産業はどうすりゃあいいんかって今市長もいろいろ取組を申されましたし、1期目の取組もここに書いておられます。漁協、漁場の整備等とかもされておるようですが、もうハード面の投資はですね、もう私はいいいんじゃないかと。もうこれは言っていていいかどうか分かりませんが、ハード面いわゆる漁港とかですねあんなのもう立派なもんがどこの浦に行ってもできております。もうすばらしい港が各港にはできております。これはハード面のですね、こういうのはいいんじゃないかと。これからのいわゆる一次産業、いわゆる漁業に対する支援というのはやはりソフト面ですね。ソフト面からどういう政策をとっていくのかというのが、ものすごく大事になってくるんじゃないかと思えます。そういう面においては、先日愛媛県とですね佐伯のいわゆる海産会社がヒジキのですね養殖とかですね、そういう面でもいわゆる漁場をどう生かすか、真珠貝の皆さん御存じだと思いますが、真珠貝の養殖場をですね、漁の真珠の漁のない時に限ってヒジキを養殖しようとか、そういう面の漁場を有効に使う面なんかも十分考えられるんですよ。だから、もう考え方を執行部の皆さんも180度転換してですね、ハード面からソフト面、農業にしても一緒だと思うんですが、後ほど聞きますが、道の駅なんかの問題は非常に私はその役割は大きいと思っております。そういう面からですね、ソフト面を充実して施策を考えていただきたいと。そのように思いますが、そこら市長さんどのようにお考えですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員さんの再質問ですが、先ほど私も中にはブランド化、オリジナルと、そうした中で各流通が複雑に絡み合っているという答弁をさせていただきました。私も1期目の時に市長になりました時に、地域におけるブランド化がされてないと。これは佐伯市というもののの中に、合併をした中に、例えば海岸線で行う地域の名称が上浦産であったり、鶴見産であったり、米水津産だったり、蒲江はまた上入津、下入津とか、また蒲江とか、いろんな中で分かれております。こうしたのをやはりブランド化としての統一をし、一体となった取組が必要だと思っております。また、地域におきましてはそれぞれのお得意先があり、それぞれの出荷先があるという形で、販売網のやはり整備が必要ということは考えております。この一つの手本になっているのが、米水津の水産加工組合、こうしたブランド化をやって一つの事例が佐伯市にはあるのではないかと。特に水産物、最近は魚価も非常に下がっております。ヒラメは韓国のウォンの影響で半額以下なり、もう生産が引き合わないと、漁業そのものも厳しい状態になっております。こうしたことには生での販売でなく、先ほど申し上げましたように、商品に付加価値を付けるということも必要だと。そうすることによってと

にかく大量生産するのがいいのか、価値の高い商品開発をするのがいいのか。これはちょっとした一例だと思えますが、あるキャラクターの中で、北海道で生キャラメルですか、そうした話をですね非常にこれが大きく消費を行うと。そうしたアイデアであり、さっき言いました農・商・工の考え方、地域における産物が出てくると。また、宮崎県でもいろんな取組をやっております。ただ生産量が多いということが自慢でなく、いかに一次産業の方に所得を上げるかというソフト面の事業というのは必要だと思っております。そうした中、流通面の整備、そして付加価値を付けること。そしてブランド化をすること。こうして一体となった整備が必要だということで、議員のお手元にもあると思えますが、佐伯市の総合計画の中にこうした部分についての考え方もさせていただいております。この一面を読みますと、確かに資源量の減少や魚価の低迷、後継者不足などによって魚価の経営状態は厳しさを増しております。また、農業についても非常に佐伯市は農業が専業ってというのが少ないと、森林面積も九州一広い森林面積ということで、先ほどの製材に対する、また間伐材、そのためには製材も大分産の乾燥という形の中、またそれを持った形でそれを全国に販売をするということの一緒になった形をやっていかなければ、そして間伐されたものについてはバイオ等について逆に有効資源として活躍する方法も目指していかなければならないと思っております。その中では、増養殖という形で放流事業とか、そうした中での地域における必要な放流等をしながら地域資源を育てていきたい。そして、やはり山を森林が環境をしっかりとすることによって、またしっかりした魚が佐伯市で育つという。そうしたあらゆる角度からの一次産業の見直しが必要だということで、こうしたことを入れながら地域資源を活用した農林水産業の振興に取り組んでいきたいと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） どうも市長ありがとうございます。先ほど今市長が申し上げたとおり、いわゆる一次産業に従事する方の所得ですね、所得さえあれば何も一番いいわけですから、例えば役所の方が退職されてナス作りを始めた、キャベツ作りを始めた。それが売れる市場、小遣い稼ぎになるところをちょっとでもですね、そういうことができるような佐伯市の一次産業のもっていき方も小さいレベルになるかもしれませんが、あるかも分からないと思っておりますので、小さいことからでも始めないとですね、この佐伯市の場合はやはりなかなか元気が出てこないと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。それと執行部の方、この一次産業に関してはですね、とにかく頭を痛めてください。一生懸命考えてですね、みんなで何とかこれをですね、さっきもあれかもしれませんが、ハードでなくしてソフト面からですね、ひとつ施策を、従事する生産者の所得の向上を目指してですね、ちょっとでもいいんです。年間何万円でも10万円でもできる方法があると思うんですよね。そこらを目指していただきたいと思えます。私はこれから先の質問もこれに関連するんですけど、これは一応終わりたいと思えます。次に、道の駅等の運営について御質問いたします。この道の駅ですが、市との関係について、現在何箇所ありますか。施設ごとの市との関係、資本金、出資金と補助金等はどのようになっているのかお伺いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 私どもで把握できますのが道の駅とそれからまるごと市場ですので、そちらについてお答えしたいと思います。道の駅につきましては、道の駅やよい、道の駅宇目、道の駅かまえ、この3か所となっております。資本金は道の駅やよいが3,000万円、

道の駅宇目が1,000万円、道の駅かまえが2,020万円です。出資金につきましては、やよいが2,300万円、道の駅宇目が515万円、それから道の駅かまえが800万円となっております。直川農林水産加工直売所、通称まるごと市場につきましては、これは所管が農林水産部となりますけれども、併せて答弁いたします。まるごと市場につきましては、出資金・資本金ともにゼロということになっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 今、管理委託料を述べられたですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 失礼いたしました。委託料はですね、道の駅やよい、これが2,150万円、これはおさかな館の分ですね。それから宇目はありません。かまえがですね475万円となっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） これは管理委託料、道の駅かまえが4,750万ですね。475万、それとやよいが2,150万、道の駅宇目はゼロと、まるごと市場もないんですね。これは何か基準があるんですかねこの管理委託料は。市民の皆さんもよく分からないと思うんですが、そこらの基準があったらですね説明していただいたらと思いますが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 基準というのは特にありません。やよいについてはおさかな館の分のこれが入場料が大変安いということで赤字の補てんという意味合いがあるのかなというふうに思っております。道の駅かまえは、これはできました時にですね、周囲の景観、あるいは植栽、それから便所の清掃等の費用をですね委託料として出しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） ありがとうございます。次に移ります。農林水産物の売上げ等について、施設ごとの出荷者の数ですね。個別施設における水産物と農産物の年間売上高と比率をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） まず、施設ごとの出荷者の数ですけれども、道の駅やよいが368人、道の駅宇目が324人、道の駅かまえが61人、まるごと市場につきましては145人となっております。個別の施設における水産物と農林産物の年間売上高とその比率でございますけれども、道の駅やよいの水産物と農林産物の年間売上高は、1億9,759万2,000円です。その比率は水産物が23%、農林産物が77%となっております。道の駅宇目につきましては、同様にですね水産物と農林産物の年間売上高、これが1億2,248万2,000円です。比率としましては水産物4%、それから農林産物が96%です。道の駅かまえですけれども、これも同様にですね、年間売上高が1億552万4,000円、比率としましては水産物が90%、農林産物が10%ということになっております。まるごと市場につきましてはこの売上高が3,168万円、これは100%農林産物となっております。それぞれが大変地域性を出しております、かまえがほとんどが水産物、それから宇目がほとんどが農林産物、その中間になっているのがやよいという形になっております。一つ言い忘れましてけれども、道の駅宇目につきましては、隣接する宇目の農林産物の直売所、こちらの販売額を報告しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 今、お伺いましてびっくりしてるんですが、宇目とかまえと全然比率が違っておるんですね。私も今びっくりしたんですが、本当言えばですね山の中の方が塩干物なんか売れるはずなんですけどね、そこはまああれにして、この場合に水産物はある程度限られて同じような業者が多いかとは思いますが、農家にいたってですね、納入業者の部のいわゆる農業部分の納入業者ですね、これは増えているんですかね。そのあれはないですかね、いわゆる出荷者の状況っていうんか、3年ぐらい前からどういう経路をたどってきたのか。それとですね、昨日、河原議員の質問の時にですね、農林水産部長の高橋さんがちょっとおっしゃられたんですが、生産不足とかいう関係もですね、そういう関係があるのか。それといわゆるこの参加者に限っては農家辺りのいわゆるグループですね、今グリーンポッケとかマルシヨクグループとかトキ八とか、そういう農産物を納める各グループがあるかと思うんですが、そういうのはダブってるんですかね、そこをちょっと。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） すみません。私の方がちょっと勉強不足でして、出荷者の状況、これ資料が実はありません。ただ感覚としましてはですね、高齢化してきておりますので若干減っているかもしれません。それから基本的には個人の出荷になっておりまして、グループはこの中には含まれてなかったと思います。これも確認しましてあとで御報告いたします。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） さっき生産不足という高橋部長のあれがどういう状況だったんかちょっとお聞きしたかったんですけどね。河原議員の時に、品薄じゃつというようなことをちょっと、答弁求めます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今、当初はそういった形の中でグリーンポッケといった形の中しかそういう形のもんがなかったのが、こういう形の中で地産地消が進んできたといった形の中で、道の駅、それぞれ各スーパーとかいった形の中で消費が非常に増えてきたので、作る人と売る部分との差によって出荷する方の人たちの方が少ないといった形で足りないといった形に言いました。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） ありがとうございます。それが一番問題になってくるんですけど、一番出荷者が減るといのがですねちょっとシヨクなんです。次に移ります。経営状況及び今後の方針について。施設ごとの年間の運営状況、経営状況を踏まえた今後の方針をですねお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） これは施設ごとの年間の運営状況、これは収入項目の合計で大体お察しできるかなと思いますけれども、道の駅やよい、これは水産物、農林水産物等はですね手数料を55%は取っておりますので、そういったものとかですね。食堂や物品の売上げ、それからやよいについてはお風呂等が入っておりますけれども、この収入項目合計でいきますと、道の駅やよいがですね1億7,453万円ですね。道の駅宇目がですね1億3,909万円。それから道の駅かまえ、これが1億9,194万円と。まるごと市場につきましては3,733万円というふうになっております。現況を踏まえた今後の方針についてですけれども、これは指定管理者の経営方針を踏まえまして、道の駅やよいでは朝市、それから弥生産の豊後牛肉の販売

及び収穫祭で農林産物の販売拡大、そしておにぎり選手権に協力することにより佐伯のお米のPRを行っております。また、従業員を料理研究会に参加させ、シカなどの料理開発研究を行って地産地消の拡大を目指しております。今後はさらに水産加工品の販売にも力を入れ、水産物の販売拡大にも図っていきたいと考えております。道の駅宇目では、今まで以上に新しい営業の展開、これは近隣に同様の民間のお店ができましたので、そういう意味で宇目は若干営業成績が下がっているんですけども、今まで以上に新しい営業の展開をしましたり、新メニュー・新製品の開発、それから従業員の自覚と責任感によるサービスの強化に努めまして売上げの増加を図っていきます。特に、生きがい対策の一環として開設しております農林産物の直売所では、地域の住民が農林産物を自ら出荷し、生産意欲の向上と地域に活力を与え、製品の安定した出荷と品質向上に努め、地域の特色を生かしながら売上げの増加を図っていきます。また、地域内外でのイベントですとか、販売の事業等にも積極的に参加しまして、直売所以外での売上げの増加も図りたいと考えております。道の駅かまえでは、平成20年度、これは佐伯のインターチェンジの開通による効果もありまして、多くのお客様にお越しいただきました。販売目標3億円を突破することができました。しかし、このような結果に甘んじることなく、蒲江の玄関口としての役割を十分に果たすべく、情報発信機能、休憩施設、地域の連帯機能等が必要とされる道の駅づくりに精進し、地域の雇用創出の場として機能を果たすよう努力し、更なる躍進を遂げていきたいと考えております。蒲江は水産業のまちですが農林産物も豊富です。今後も出荷協議会との連携を密にし、蒲江の産物を大いにPRし、農林水産業の発展のため、また生産者の所得向上、生きがいを与えるような道の駅となるよう努力したいと考えております。まるごと市場につきましては、直川地域内における農産物や加工品の販売、地域地場産物に対する意識の高揚を図り、地場産物の定着化、農業所得の向上、地域内資源の有効利用と連携による農業、林業、商業の発展を目指します。また、施設は販売だけでなく、農産物の集荷場、来場者とのコミュニケーションの場、情報発信基地として活用していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 赤字の施設はあるんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） やよいのおさかな館、単体にとらえればですよ。全体ではなくて単体で取り上げますと、やよいのおさかな館は厳しいなあと。それからお風呂の方もですね、それだけ単体に取り上げれば厳しい経営状況であると思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 部長いいですかね、難しい話じゃあないんですが、赤字、こういう形式の町村に多いんですが、いわゆる米水津の海風館、鶴見食品館ですね、上浦とちょっとそこらは赤字じゃあないんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 民間の施設ですので把握しておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 私、このですね道の駅の施設というのは今から佐伯にとってですね、ものすごくキーポイントだろうと思うんですよ。先ほど市長がブランド化の話もつつされておりますが、道の駅でですね売る商品、いわゆるアンテナショップみたいな役割も果たせるわけ

ですから、これっていうたくさんの納入業者がおればですね、自分が開発した商品売り込みやすいんです。だから、先ほど私がいわゆる生産者は増えよんかって聞いたのはですね、この門戸を開いてほしいんです。さっき言ったようにどんどんどんどん低迷したり、新たな職変えをしたりする人がですね、いいんですよ少しの耕作面積でもいいから農作物なり、いわゆる水産物にすればですね、すり身とか塩干物、いわゆる干物ですよ。手作りの干物とかですね、おにぎりとか普通食するものはいろいろ今、雪ん子ずしとか、いわゆるブランド化が出てると思うんですが、いわゆる天日干しとかですね、門戸を開放することによって、その道の駅をですよ。だから赤字があってもらっては困るんですけど、そういうようなコミュニケーションは市との間ではとってるんですかね。ちょっと先にそれをですね聞かせてください。いわゆる会議とか、担当者と道の駅の担当者とのコミュニケーション、意見のやり取りとかはやってるんですか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 株式会社宇目、道の駅やよいの社長でございます私は。非常に頭を痛めるですね、なんか非常に蒲江は関係ありませんけども、道の駅やよいはですねまあまあ頑張ってくれてるかなというところでございます。ただし、足を引っぱってるところをむしろ今後どうするかということをして理事会の方にもですね提示をしていく中ですね、やっぱり株式会社宇目、やはり交通の道路ができるそうですね、道は地域をつくり、地域を滅ぼすといわれるぐらい、ちょうど326の交通量もですねガソリンの急騰等もありましてですね、非常に厳しい中に入っておるのが宇目です。そんな中、議員御指摘の出荷体制等々がですねそれぞれの出荷協議会等がありまして付加価値を高めるようなですね、物というより出荷する人が少なくなっているのが部長が答弁したとおりでございます。そんな中、会社を退職した人たちがですねそういう意向があればですね、特に弥生の出荷協議会の方とはですね、できるだけ多くの方がですね、今後少しでもいいから、道の駅に出荷してですね太陽の光を浴びて病気にならないように介護保険のですね、認定を受けないように一石二鳥でですね頑張っていたきたいという、そういう話し合いをやっておりますし、売上げ向上についてもですね、生産組合等々もですね今後やっていくつもりでございます。今後とも何かありましたら、御指導のほどよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） ちょっとこの赤字を聞いて、私は道の駅にものすごく何も内容を知らなかったもんですから期待を抱いておりました、道の駅に対してですね。これはもう絶対土・日なんかの入り込みを見ますと、いいからち言うんでですねやっぱ、道の駅、今高齢者の間で、トイレ休憩もそうですが、道の駅ツアーですよ、あれはもうほとんどどこに行ってもですね朝からにぎわっとるんですよ道の駅は。日曜日なんか特別ですね野菜とか、あるいはもう夕方今度帰りに寄ってみると、ほかのルートでも寄ってみると、ほとんどもう5時過ぎたら野菜なんかないち言うような形でですねやってるんですが、やはりですね、なれると、なれると商品が売れるからちいうて値上げするわけです。普通の感覚として、売れるからこれぐらいにすらあ売れる。またたてかえらないけんやつをまだ大丈夫やろうと置いたり、そういう面があるからですね、やはり管理者とのコミュニケーション、そういう面も照らし合わせたですね運営を心掛けていただきたいと思うんですが、部長どうですか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 御指摘のところはですね非常にライバルと言いますか、道の駅のですね、ようなところも出てきておまして、そういうイメージをもってますね。ですから他店のですね価格には敏感に出荷協議会の方、非常に偵察ちいうたら悪いですけどね、それぞれしっかりネギはこの位の量で幾らだとか把握して取り組んでおりますので、今後しっかりそういうことは続けていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 佐伯は903平方キロという大変広い土地柄ですし、その中でですね三つの道の駅があるというのは大変私は役だっていると思っております。と言いますのは、先ほど申しましたように、海に強い蒲江、それから山に強い宇目、それからその中間的な弥生とですね、性格受けもかなり明確になっておりますし、まちの対応性と言いますか、そういったものを示すアンテナショップとしての役割がある道の駅ですから、そうした道の駅がそれぞれの性質をもってあるということはですね、訪れる客にとっては大変いいことであろうと思っております。それぞれ地域での雇用の面でも大きな役割を果たしておりますし、まちやその地域の特性を示すという意味ではですね、大変有効に活用しているなど、働いているなというふうに思っております。また、各振興局はですね定期的にこうした所を、施設を回しまして、従業員とのコミュニケーションも十分に図っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） とにかく道の駅から頑張ってくださいと。私はそういう思いでですね、この道の駅を取り上げたんです。一次産業の発展にも結びつくし、いわゆるそういうのに門戸を開いていただいて、納入業者になっていただいて、幾らかでも収入を得る。そういうことがですね幅広く3か所、4か所、5か所と、まるごととか入れればですねあるわけですから、門戸を開いていただいて何とかこの高速道時代で、今からだろうと思うんですよこの高速時代にですね、この何を目当てに来るったら道の駅で大きな看板を出してこれは私が作った何々です。そういう時代ですから、ひとつ頑張って道の駅をちゃんとコミュニケーションを図ってやっていただきたいと思えます。この質問はこれで終わります。

次に移ります。3番目でございますが、市場の合併はあるのかでございます。青果市場、魚市場をとってもですね、もう10年前から見るともう売上げが半分になっております。先ほど申し上げたようにですね、顔の見える生産者の顔が見える、名前の見えるいわゆる商品、それがいわゆるスーパー辺りで主流になっておりますもんで、なかなか青果市場、魚市場ともにですね売上げがもう激減ですね。それとその道の駅なんかの影響も多少はあるかと思えますが、これではですね、農産物にとっても水産物にとっても相場ですね、相場の感覚がなくなってしまってますね、ちょっとなかなか難しい面があります。それは市長がプロだろうと思えますが、取りあえずは青果市場について、議長すいませんが、合併の時期についてのウの分もですねアに併合して、どちらとも聞きたいもんですから、青果市場の合併はあるのか。あるとすればその時期はいつと考えているのか。それを一緒をお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 道の駅が市場に及ぼす影響について、実は問われるのかと思っております。青果市場の合併について、まずお答えいたします。これは昨年12月の議会で渡邊議員から御質問がありまして、その後の状況に大きな変化はありません。繰り返しになりますけれども、再度ここで述べさせていただきます。平成4年第5次大分県卸売

業者市場整備計画に基づきまして、当時の大分県農政部流通対策室の指導により、地方振興局・市・卸売業者を構成員とする佐伯地域青果卸売市場整備推進研究会が平成5年7月20日に設立されました。平成9年12月には市内3者の青果市場の連名で、青果物地方卸売市場統合の基本事項についての合意書が同研究会会長あてに提出され、統合移転の時期は平成12年3月とされておりまして、具体的な移転候補地として、脇津留土地区画整理区内の選定も行ってはいたのですが、単価の面で折り合いがつかず実現に至っておりません。その後も佐伯地域青果卸売市場整備推進研究会であらゆる角度から再三検討を行ってきましてけれども、公設・民営とも困難な面があるという意見が集約されておりまして、当時、市といたしましても初期投資、その後の財政負担を伴う公的整備の実現は非常に厳しいと判断いたしました。市場を取りまく環境が厳しさを増す中で、平成16年8月24日には再度、青果市場3社による統合に向けた話し合いが行われましたけれども結論に達することができておりません。現在、その後の推移を見守っているところです。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） これは私が12月、20年の12月のいわゆる今、前渡邊議員の議事録ですが、一言も変わりなくおっしゃっていただきまして、ありがとうございます。全くこのとおりでございます。それじゃあ、その推移を見守っているところですが、その後全然ないっていうんですか、合併あるんですか、ないんですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 体質強化のためには必要であろうと思っております。ただ、状況的にですね、そういう状況にまだいないということであろうかと思えます。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） これはですねやはり市長、市長は私が知ってる限りではですね、20年来の懸案だと思うんですねこれはもう。もう市長になる前から随分とこの3社の合併を模索しながら市長もそれを目標にされてたと思うんですが、その時にできなかった。市長になったらできるんじゃないですか市長どうですか。ひとつ長年の懸案でしょうが、今年いっぱいやりましょうよこれ。どうですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 青果市場というのは、私もちょっと関係がございますが、これはそれではなくて地方卸売市場法という法律に基づいた企業という形の中で、先ほど部長が申し上げましたように、平成16年8月にもそうした会議をしたわけですけど非常に難しいと。各市場それぞれが思惑があったということですが、またそれ以降ですね、県の青果物卸売市場連合会の方、また県の農政部の方もですね、市場につけても統合の動きがですね、また再燃をしてきておるという情報を聞いております。そうした佐伯市だけでなく、県とまた大分県の卸売市場連合会と、そして大分県とのそうした中の話し合いの中で、そうした解決策が少しでもできれば私ども市といたしまして、これは市長という立場ですが、そうした中で、私的のことをのけた統合計画等がすれば、この計画について私どもの内部で討議もさせていただきたいと思っております。前にこられたそうした動きが今出てきつつあるということだけお話をさせていただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 清家議員、残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いします。

12番（清家儀太郎） 十分でございます。市長やっぱそんな冷たいことを言わないでくださいよ

もう本当。お互いにですね、お互いにて言ったら、市場の関係者はですね、市長今言ったように、そういうようなのんきな気持ちで構えてるとなくなりますよ。お互いがですね会社がなくなると思いますよ。なかなか厳しいんです今もう。1社になればできるんですよ1社になれば、3社を統合して1社になれば必ずできるんです。先ほど道の駅の件でも言いましたけど、やはり個人個人がいわゆる農家の方が作った農作物が、何でその値段を判断するかと言いますとですね、市場で何ぼした。今の状況ではですね、例えば佐伯青果でナスが1本100円した。中央青果は70円じゃった。大同青果は50円じゃった。そういう具合にですね農家はどこに持って行こうか、出荷者はですね、そういう面もいろいろとやはり市場っていうのは市場価格を形成する面もありますし、農家の好き嫌いもあるんですよ。この市場が好きじゃあ。それがあるからまたいいんでしょうけど。ほやけどこのままの状況はですね、この青果市場はなかなか成り立たないと思っております。それでそんなに待っていいんでしょうか、市長再度決断をお願いできませんか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど答弁を申し上げましたように、前の16年からですね県もまた市場法の方も変わりましたですね。また、大分の中央卸売市場が中央市場にもなりと、市場全体の動きが変わってきたということで、そうした話が最近出てきたということで、それをどうするかということは、3市場に対しましてどうするかということも投げかける必要があると思っております。そうした中で、そうしたことが出てきておるとということだけの報告をさせていただいております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） はい、残念ですが、今期の2期目では青果市場の合併もないのかなあ、でこれで終わります。次は魚市場について、魚市場の合併はあるのか、鶴見と佐伯市の魚市場は合併できるのか。するとすればいつか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 魚市場の合併についてお答えします。市内の魚市場は佐伯市公設の葛港市場と鶴見市場、それから県漁協の米水津魚市場、蒲江魚市場、下入津魚市場、そして元猿魚市場の六つの魚市場があります。卸売市場法の規定に基づきまして大分県が定めた、平成22年度を目標年度とする第8次大分県卸売市場整備計画によりまして、二つの公設市場と米水津の魚市場につきましては存置となっております。統合の計画にはなっておりません。また、残りの三つの魚市場につきましては、平成22年度統合の計画となっておりますけれども、これは民間の魚市場ですので、市としては具体的な合併の可能性及び時期などの把握はできておりません。佐伯市公設の二つの魚市場につきましては、現在のところ合併の具体的な計画はありません。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） 青果市場も魚市場も一緒ですけどね、関係者の方はですね当然あるんじゃないか、合併があるんじゃないか、そういうような気持ちがあるわけですよ皆、潜在的にですね。青果市場にしても魚市場にしても、佐伯の魚市場を例にとればですね。もう何年か前、もう随分古くなってますから、何年か前移転の問題もあったんですよ。やはりそこはですね、それもぼちゃになってですねそういう状況で、もうほかのあれは漁協ですから、そういうことは関係ないと思うんですけど、問題は佐伯と鶴見のいわゆる市場なんですけど、するかせ

んか、言っていただければ関係者の方はそれなりにですね。今後4年間はああもうないんじゃないかと、それなりのまた設備投資もし、それなりの心の準備もし、落ち着くと思うんです。それはですねやはり発信してあげないといけない。例えば、佐伯の市場はどっか移転計画があるとかいう話も出てきたりですね。そこらはどうですか。それと市場審議委員会ですかね、20人ぐらいで構成している。そこではこの合併とかそういう話は全然出たことないんですか、どうですか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 統合につきましてはですね、部長としての判断を超えるかなと思っております。合併の話です、私の記憶では出ていなかったと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

12番（清家儀太郎） とにかく市長、2期目に当たります、体に気をつけて頑張ってくださいと思います。思ったことをですね、ぼんぼん議会で議案として上げていただいて、早い時期に1年以内に思ったことを全部議案を上程して早い時期にして市民の皆さんにですねやはり楽しみ、勇気、何か話題を提供してですね、政治に関心を持っていただけるような、そういう意味合いにおいてもですね、どんどん議案を上程して、市長も今度2期目から思い切ってやりたいことはやったらいいと思うんです。ということで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時00分から会議を開きます。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に3番、高司政文君。

3番（高司政文） 3番議員の高司政文です。今回私は大きく3点について、一問一答方式で質問します。最初に、大分バス路線廃止についてお伺いします。昨年12月大分バスとその子会社である臼津交通などグループ3社は大分県バス対策協議会に対して運行する路線バスのうち、29路線を10月1日にも廃止する考えであることを伝えました。佐伯市の廃止対象は旧市内の渡町台循環線、坂の浦線、本匠の上津川線、直川の井取線、鶴見の野崎線、蒲江の尾浦線の一部、上浦の落の浦線、弥生の床木線の路線替えの8路線におよぶことが分かりました。早速関係の地区から廃止は困るという要望が上がったり、直川の横川地区のように井取線存続要望署名に取り組んだり、あるいは廃止やむなしとの結論を出した地区もあって反応もまちまちのようです。佐伯市はこれら地区からの要望等を踏まえ、3月には大分バスに佐伯市としての考えを伝え、その後大分バスから回答があったと聞いてます。バス路線の廃止は高齢者を中心に過疎地域の足、移動を支える大事な問題です。赤字だからといって、はい結構ですと認めることはできません。そこで10月から廃止されようとしている8路線について、それぞれ市はどう対応し、どのような要望を出し、大分バスはどう回答したか。これに対して市はどう答えていくのかということをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 昨年11月、大分バスから8路線の廃止提案がありました。これを受けまして12月の全協でその路線でありますとか、乗降の状況について御報告してきたところです。市としての取組ということですが、実態把握ということで、まずは沿線区長さんや各振興局に利用状況についての聞き取りを行いました。これ全域行っております。その中ではですね、あんまり利用者はいないといった声もありましたけれども、路線によってはその地域を通行する唯一のバス路線である。市内中心部や周辺地区への通院、買物及び通学など社会生活を営む上でなくてはならない路線であるというお話も伺っております。こうした結果を踏まえまして、大分バスに対して路線バスは運転免許や自家用車を持たない子どもや高齢者を始め、交通弱者の主たる生活交通手段であり、交通安全面からも路線を存続、仮に廃止してもその地域を運行するほかの路線による乗り入れ等で地域住民に影響の出ないよう要望し、交渉を行ってきております。今後の方向性とそれぞれの路線ごとということですが、これにつきましてはですね、まず市街地を循環する渡町台線、これについては利用者が極めて少ないので廃止もやむを得ないけれども、佐伯市中心部から人口密集地域である鶴岡地区に至る坂の浦線、これについては減便による路線の存続、弥生地区を経由し本匠地域に至る上津川線、これにつきましては路線の存続、それから直川地域の横川地区に至る井取線、これにつきましても存続、それから鶴見地域の野崎地区に至る野崎線については減便による路線存続、弥生地域の床木地区に至る床木線につきましては、これも同じく路線の存続、蒲江地域の尾浦地区に至る尾浦線については他の路線による乗り入れ、上浦地区を経由し、津久見市の落の浦に至る落の浦線、これにつきましては、大浜入口までの便数の維持を要望いたしました。この要望に対して、大分バスからは慢性的な赤字であり路線を存続するのであれば、その路線の赤字額を補てんできないかといった要望がありました。市としましては大分バスの回答を踏まえ、引き続き路線の存続を基本に減便、あるいは同じ地域を運行している他の路線による乗り入れなど更に検証しまして、大分バスと協議を続けてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 今のが最新情報ということで考えていいですね。引き続き協議をしていくということです。ちょっとあの参考までに、私も全部は回ってないんですけどね、地元の区長さんとか利用してる方にもちょっと聞いてきたんですが、渡町台循環線がちょっと少ないようで廃止はやむなしというようなね、市の方もそういうふうな態度をしたということですけど、利用している人の話を聞くとですね、郡部の方から大手前まで来てね、そこから結構病院がですねやっぱ女島、長島、中の島、あの辺りがずっと散らばってますよね。そこに行くのにね大手前からバスに乗るという利用が多いのと、それから女島方面の方がですね、中心部の方に、足が悪いんで中心部のね病院とかに来るのにバスを利用してるというのが、大体なんか病院関係がね多いということ聞いてますので、そうした人たちのね足をどうするかということは引き続き考えていかなきゃいけないと思うんですね。それから野崎線減便ということですけど、地元の方も利用が少ないなあとは言っていましたけど、心配してるのはね、今カブとかね車と一緒に乗せていってもらったりということをやってるけども、もう数年もすればねそういう人たちも乗れなくなるんで、その時はもうバスしかない、一度廃止されるとねもう元に戻すのは本当に大変なんで、できることならば存続してもらいたいというふうなことをね言われてました。それから坂の浦線もちょっと減便ということですけど、ここ

も坂の浦の人はですね217の海崎方面からのバスがあるんで、それを利用するというんですけど、王子丸からこっちのね鶴岡の方面の人が、朝・夕ちょっと利用してる方がおるといこととね、その人たちの確保をどうするかなあというふうなことは言っていました。あとのところは今、市の方が言ったとおりで、特に私なんかちょっとかかわりました直川の井取線なんかをですね、やっぱり年末ですかね、その話を聞いてもう病院へ行けなくなると。もうこれじゃあタクシーを利用しないといけんと、署名でも何でも協力するからっていうふうな連絡があってですね、それでまあ年が明けて署名を取り組んでですね、それから横川とそれから仁田原は少しね一部入ってますけど、本当ほとんどの全戸のね世帯の方が協力してくれて200筆超えるというね、いうことになりました。部長に、市に対してもですね、住民の代表の方と一緒に交渉もしてきたということが今回市の方もね存続をということで、やっていただいたというふうに思いますので、この点はですね、今、引き続いて大分バスと協議をするということですので、今、市の方が前提にですね、例えば存続するとか、減便するとか言ったことがですね、それぞれ地元の方の住民のね、理解を得られるかどうか、その点だけですねもう一個確認をしておきたいと思いますので。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） どこまでカバーするかということはなかなか難しい問題ではあるかと思えます。コミュニティーバスのお話にいきましても、将来的な不安といいますが、今はいいけれども年を取ってですね、運転できなくなったときにどうしようかという漠然とした不安を持たれてる方は随分おられます。ただ、やはり空気だけを運ぶというわけにはまいりませんので、一定の所で線引きをしなくちゃいけないだろうと思っております。先ほど各路線について市の方がここまでの路線の存続とかですね、考えてるというようなことを今、大分バスの方に伝えておりますけれども、ほぼその線に沿った形で解決が図られるんじゃないかなあというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） その解決を図られるということですけど、市の方が赤字を補てんするとかね、そういうことじゃあなくて、今のままで解決を図られるということなんですか。それとも市の方が補てんをするということがねあるので、そういうことを言ってる例えばね、ので赤字を図れるというかね、そういうふうな方向になってるのかその辺ちょっと確認したいんですけど。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 仮にですね、この廃止路線をコミュニティーバスで運行するとどうなるのかといったことと、比較検討しなくちゃいけないと思うんですけども、現実的には若干の負担をしなければならなくなるだろうというふうに思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあとにかく地域コミュニティーね守るためにも絶対必要なことですので、補てんをしてでもね守っていただきたいと思います。一つだけちょっと要望をですね大分バスに伝えてほしいと思うんですけど、これ一例ですけど、弥生の畑木のねバス停の時刻なんか見るとですね、朝とか昼、夕方で大分からと本匠からね、本匠の方から来るバスが来ますわね、畑木からずっと上岡まで、それがね朝なんか2分、1分か、7時14分に本匠からバスが来てね、そして15分に大分の方から来ると、たった1分です。それから日中もですね大分

から15時15分、本匠から15時17分、2分ですね。これはちょっと何かちょっと聞いたことも私もあるんですよ、利便性という面でね、わずか1分差でもう同じような方向から来るというのはね、畑木からずっとこちらの方々にとってはね、ちょっと利便性は非常に悪いなあというように思うんです。これがやっぱり10分、20分もしね、通勤、通学の問題がありますけど、ずらせるもんであればね、その方が少しでもお客さんね集客にもなると思いますから、そこは大分バスにですね、努力というかな、してほしいと思いますし、それからコミュニティーバスの話も出ましたけど、弥生ですね大間線がですね、尺間の入口ですかね、確かここで止まっているんで、川中とかです宇藤木の方面の方からもっと伸ばせられないのかね、というふうな意見も出てますし、それからコミュニティーバスが土・日が運行しないもんですからね、極端な話、土・日はもう家にじっとしとけちいうことかなあというふうなぐらいちょっと何か思ってしまいますのでね、やっぱ土・日買物とかね出る方も多いと思いますから、土・日の運行もですね考えていただきたいというふうに思います。その点ちょっと要望をしておきたいんで、何か御回答ありましたら。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 土・日の運行なんですけれども、利用者が比較的高齢の方が多いことから、病院の利用が主体というふうになっております。まあ買物もあるんですけども、ですから病院ということになりますと土・日は休診しているところが多いもんですから、こここのところはバスそのものを走らせておりません。それから、現在ですね、今年走り始めましたのが本匠と弥生なんですけれども、こちらが今2か月ほど走っておりますが、各地区を回ります路線の再検討を今しております。これは時間帯がどうなのか、それから走っているコースはどうなのかといったことを再検証しているところです。これはあの確かに今、言われますようにですね、高司議員の御指摘の意見も出されております。それを集約しまして見直しを図っていく予定をしております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） はい、分かりました。バスの路線のですね廃止というのは本当一番大きな要因は、いわゆる小泉構造改革ですね、規制緩和をしたことで新規参入、運賃の自由化ということが進んで、それまでバス会社もですね貸切バスとかね高速バスである程度収益を上げてきたのが、自由化によって、競争によって収益悪化につながったと。大分までバス1日借りてもね前は10万超えてましたけど、今もう五、六万でね行けるようなことになってるということで、そのしわ寄せがですねやっぱり地方の赤字路線にきたと思うんですよ。2002年からバスの廃止のね、許可制、届出、許可制が届出に変わったということで、非常に廃止をしやすくなったということがね、拍車を掛けてます。ですから、今後やはりこういうバス路線のねあれを考えるとときには、こういう小泉構造改革のね問題の格差とね、貧困を広げたという問題というのがね、やはり一つのね反省なしには解決しないんじゃないかというふうに私は思いますので、そのことを申し上げてですね、次の質問に入りたいと思います。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ大きな2番目はですね、国保税の減免制度についてお伺いします。国保の問題はですね、私も年に1回は最低取り上げてます。これまでも値上げの問題ですね、それから滞納、資格証明書の発行の問題、それから国保の今日やる減免の問題ですね、取り上げてきてます。最近、佐伯市のですね市の職員さんね、退職された方と会う機会がありま

して、その方とちょっと国保の話になりました。退職するとですね、国保に入るんですね。初めてですね、それで私に言ったのがですね、高司議員が言いよったようにそのね、国保が本当に支払いが大変だと、減免というのが本当に必要だということが痛感したというふうなことを言っていましたけど、正にですね本当に国保にね加入してみないとねこの本当に国保の負担の大変さとかね、いうことは分からないっていうのが実際に、今、社会保険に入っている方もですね、すべていずれはですね、一度は国保に入る。そのうち後期高齢者、今は医療制度にいきますけど、国保に入るといって決まるとですね今、国保に入っていないからといって無関心ではられない問題だということをおね、まず最初に申し上げたいと思います。それで小項目のAとしてですね、条例による独自減免の拡充について、ちょっと聞いていきたいと思いますが、これも大体まあ毎年のように私取り上げてますけど、どういう意味かというんですね、国保の場合はですね、前年度のね収入に国保税が掛かりますので、極端な話、翌年ですね、実際に国保税を払うときに全く収入がなくなったらですねこれもう払いようがないというのが、この国保の一番の問題点でありまして、そういう場合にですねいろんなケースが考えられます。病気だとか、失業とかね、倒産とかいろんなケースが考えられるんですけど、その時にですね減免をする制度をね佐伯市で作ってほしいということをおね毎年のように言ってきました。それで実際にですね、相談が寄せられて税務課の方にいってもですね、分納の相談にはね、分割の方にはですね応じるけど、なかなか減免はできないんですよと、そういう制度になってないんですよということが多かったんです。それで最近ですね、平成19年の12月議会で私がまたこの問題を取り上げてですね、その時の一般質問でようやくですね当時の福祉保健部長が、減免制度について今から研究していくというふうな答弁をしました。それからまあ1年半が過ぎましたので、現時点でですね、その減免制度についてどういう研究をなされ、どういうですね減免制度を作ろうとしてるのか。それをまずねお聞きしたいと思います。それから減免制度の中身ですけど、いつもお願いしてるのが先ほど言いました失業とかですね、倒産、あるいは病気によって入院しとってですね収入がないだとか、そういうふうな時のために保険料を減免する。いわゆるこれは所得激減減免というんですね。そういう言葉を使いますが、それに加えてですね、母子家庭とか障がい者、難病者がいる世帯などの減免もね考えてほしいなあと思います。母子家庭ですね、ある家庭の方から相談を寄せられた例はですね、長島の母子家庭、40代のEさんという方で、これは仮にですね。毎年パート収入が100万のみです。毎年ですね、社会保険、その会社が社会保険未加入なもんだから国保に入ってるんですけど、高校生の子供が2人いるんですね。国保税がですね約28万です。この場合ね、やっぱり是非ね減免をやっぱり考えてもらいたいと思いますし、それからもう1点はですね、高齢者ですね、これは老年者控除がですね2006年廃止になりました、これまた負担が増えてます国保のですね。例えば70代ですね一人暮らしのFさんの例ですけど、年金収入で200万、これは若いときにね厚生年金掛けてたんでしょう。200万もらっていると、2005年まではですね、老年者控除がねあったんで所得割がゼロだったんです。いわゆる平等割とね均等割を払ってた、ですけど、その控除がですね廃止になったということによって国保のですね負担が増えてきたと。それまではですね年5万円ぐらいのね負担だったのが今や14万のね、3倍近い国保の負担をしてると。こういう場合もですねやはり減免をね是非考えてほしいなあというふうに思いますので、その点ですねまずはお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 高司議員さんの国保税の減免制度についてお答えをしたいと思います。初めに、条例による独自減免の拡充について、現時点ではどのような減免制度を考えているのかということでございますが、国民健康保険税に対する減免基準は、佐伯市税減免に関する規則において災害減免のみが適用されており、災害を受けた日以降に納期の末日の到来する税額につきこれを減免することになっております。他市の減免制度を調査しましたところ、失業・疾病による所得激減減免のほか、生活困窮者への減免基準等が確認されているところでございます。こうした状況を踏まえまして、本市においても市民税や他市の減免制度を参考にいたしまして、条例、規則の整備を行いたいと考えております。2点目の母子家庭、障がい者、難病者、高齢者の方々に対する減免制度についてでございますけれども、母子家庭、障がい者、高齢者世帯等を対象といたしまして、一律に減免基準を設けることは制度上困難と考えております。その世帯において、生活が著しく困窮している方につきましては、生活困窮者という位置づけで検討していきたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） ありがとうございます。ちょっともう数年がかりのことでようやくというね、できるのかというふうな感じでございます。遅れた分ですね、使い勝手のいい本当に国保の加入者にとってですね、使い勝手のいいものにしてもらいたいと思いますので、ちょっとその点、質問を続けていきたいと思いますが、さっき市民税のね話が出ました。市民税のですね佐伯市税減免に関する規則の第2条にですね、今おっしゃったように、廃業、休業、疾病、その他の理由ね、所得がなくなった場合には減免するとね、市税を。という項目があって、その4条には国保税もですね減免基準があります。ここはただ災害しか該当がないんでね、なかなかまあできなかつたのですが。ちょっとまあついでで申し訳ないです。もし答弁できなかったらいいんですけど、そういう市民税の方がこういうふうな減免基準になるんですけど、適用をですね、例えば昨年1年間でいいんですけど、適用を受けた市民がどのくらいいるのかですね、もし分かればちょっと教えてほしいんですけど。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 市民税の関係は、私の方の財務の担当でありますので、お答えをさせていただきます。まず市民税の減免基準につきましては、現行7項目でございます。まず、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、以下最後には市長が認める場合ということで、7項目あるわけでございますけれども、昨年、20年度中に実際この基準の適用を受けた方につきましてはですね、生保の関係が10名、それから災害の関係が7名ということで、議員御指摘の廃業、休業、疾病等の規定によって減免を受けた方はございません。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） やはりない。ないということは市民が知らないのか、その広報が足りないのかだと思っておりますけど、ちょっとまあ話を変えますけど、減免のですね方法なんですけどね、今考えてる条例の規則のですね整備をしていくというふうにお答えになってるんですけど、今の時点でいいんですけどね、考えられてる減免の方法についてですが、法定減免というのがありますね。収入が例えば年に33万円以下だとかねいう方は7割減免するとか、いろいろあるんですけど、大体均等割や平等割をですね、世帯に掛かるものあるいは個人一人一人に掛かるねものを5割とか7割軽減するんですけど、市の独自に減免する今回の条例減免のよう

な場合ですね。他市の状況を私も見ましたら、主に所得割をね軽減するという市がやっぱり多いです。減額の割合についてもですね、前年の収入の基準からただけ減っているのかということによって減額する率もね決めてるというのが一般的なようですが、その点ですね、今現時点で佐伯市としてどのような方法を考えているのかちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。ただ今検討中ということでありましてですね、一応市民税の減免規定というのがございますのでですね、これに準じた形で他市とも比較しましてですね、そういった規定を作っていこうかなと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） じゃあ、二、三ですね、ちょっと一例上げますのでね、そういう方は減免をされるのかどうかちょっとひとつ、2人ぐらいですかね、代表して聞いてほしいんですけど、鶴岡のですね30代の女性でAさんという方がいまして、昨年まで福岡で働いててですね300万の収入がありましたが、会社のリストラにあって佐伯に帰ってきました。国保に加入しました。今収入がないんですね、保険料のさっき言った前年の収入に掛かるため年47万国保払ってます。今年は収入がありません。この場合減免が可能かどうか。それからもう1点です、弥生の50代の男性Bさん、病気のためですね昨年まで働いていた会社を退職して国保に加入したと、保険料はですね介護保険と合わせて年64万になっております。収入はお母さんとですね一緒に2人暮らして年金のみということですね、本人は未だに病院に通院したりで国保税が本当に払えないという今状況なんですけど、この方の場合ですね、減免は可能なのか。今考えてですよ、佐伯市が考えてる制度で可能かどうかをお聞きしたいと思えます。それからもう一個だけ聞きますね。これは鶴見のDさん、昨年自営業の方ですね、所得300万、不況のため今年は見込み所得がね100万しかありません。夫婦と年金もらってる70代の父親の一家3人家族で国保が年56万約ね払ってます。この場合減免が可能なのかどうか、ちょっとそれだけ教えてください。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 今、個別のケースでですね、減免の対象になるかという質問でございますけれども、今ですね規則を定めている途中ということもありまして、仮定の中での質問ですかね、どうなりますかということでございますけど、これはなかなか答えるのは難しい部分がありますけれどもですね、ある程度方向性、市民税の参考にしてという方向性の中ですね、市民税の規定で照らしたときにはですね、最高で400万円以下、前年所得がですね、であれば申請ができると、申請していただいて、それからうちの方で認定していくと。そういった申請は受ける対象にはなるとは思っておりますけど、これはあくまで仮定の話ですね。お答えさせていただきます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 今、言ったような諸々のケースがですね、減免をされなければね何のための減免制度かということになりますので、やはり市民の中にですね今上げた例に該当する方はかなりねいらっしゃるというふうに私は思います。もう既にね2年も3年も前からそういうケースの方がねおられたと思うんですけど、この規則がですねできてからでないこれはできないというふうに思います。それで新しくですねせっかく作っても利用されないじゃあこまりますのでね、さっき規則というふうに言いましたけど、もちろん規則でいいんですけど、

やはりもっときめ細かなですね減免要綱を作って、もう少しこういうんですかね、これくらいの収入が減ったときはですね、これだけの減額というね、もっと幅をたくさんもたしてね、少しでも市民の方がですね負担が軽くなって国保が払えるという状況をやはり作りだしてもらいたいと思いますので、そういうふうな使い勝手のいい減免制度ですね、お願いしたいと思います。それからもし規則改正ができましたらですね、必ずやはり市報等でね、広報してもらおうと同時に国保の加入者全員にですね、こういう制度ができましたということをね通知をしてもらいたいと思いますので、その2点をちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。きめ細かな規則というんですかね、ということでもありますけど、そういったことも含めてですね、これから考えていきたいと思っておりますけれども、規則を作る段階におきましてはですね、国保の運営協議会というのがございます。議員さんにも委員さんをお願いしておりますけれども、そういった中でもいろいろと相談をしていきながらですね、そういった規則を作り上げていきたいと思っております。また、作った規則は知らないというわけでは何なりませんのでですね、広報についてもやっぱり努めていかなければならないと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） はい分かりました。本当この問題はいい加減ですねけりをつけていきたいと思っております。今後質問をですねしなくても本当いい制度がね機能できるように、私もですね国保の運協の話が出ましたけど、ちょっといろいろですね意見を言ってですね、いい制度にしていきたいというふうに思います。その点、言いまして、次の質問に入りたいと思います。小項目のイになります。一部負担金の減免制度についてです。これは何かというと、これも私も過去ですね取り上げて実際にもう実現した話ではありますが、病院でですね医療機関にかかりますと、3割負担をします。場合によっては2割の方もいるし1割の方もいるわけですが、それを一部負担金と言うんですね。これが国民健康保険法の44条にですね、著しく収入が減ってなかなか医療費が払えないという方のためにですね、一部負担金を減額したりあるいはねもう免除すると、払わなくていいと、あるいはこれは6か月が限度ですけど猶予するね、2か月先に払ってこればいいですよとかね。そういうのをですね実は国保の制度の中にあります。これも平成18年でしたかね、私は質問して作れということですねお願いして、19年度ぐらいから確か要綱を作って運用してるはずだと思いますので、この利用状況ですね。平成20年、21年と、21年はまだ分かりませんが、利用状況はどうなっているのか、利用者数とかね、利用率とか分かれば教えてください。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。この一部負担金減免制度につきましては、20年4月からですね出てきます。現在のところですね、20年度のところの実績はですねありません。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） なしということで、本当周知不足、広報不足じゃあないですかね。医療費がなかなかなくてねお医者にかかれないうちはよく聞くんですけど、制度ができててもですねやはり利用しないではこれちょっと話になりませんのでね、早くね病院に行って治療することが医療費の削減にやはりつながるんですね。なかなかお金がないからといってですね、病院にかかれなくて、もう本当に倒れるぐらいのねころになって病院に行くとはですね、もう

重症化してるということで医療費がどんどん掛かるということでね、やっぱりこれは早め早めに行くちいうことが大事ですので、市民の方がですね、これ一つの実は権利でもあるわけですね国保に入ってる方の、ですからもっとですね遠慮しなくてね市の方に申請してですね、この一部負担金の免除の制度、減免の制度を使ってもらうということが私は大事だと思しますので、その点ですね今後利用をね広げるためにも何か市の方ですね考えてることがあればちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） この制度につきましてもですね、議員さんが先ほど言われましたけど、広報の面ですかね、知らない方もおられるんじゃないかということを考えて、新しくまた所得激減減免制度ですかね、そういった制度ができましたら併せてですね広報等にも努めていきたいと。制度を利用していただくようにですね、努めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） はい分かりました。じゃあ大きい2番の国保の減免についてはこれで質問を終わります。

大きな3番目はですね、新型インフルエンザについてお聞きします。もう言うまでもなくですね、4月の終わりですかねメキシコで豚インフルエンザの感染者が明らかになって、5月に入ってですね日本でも初感染が確認されたと、最新の情報では福岡県ですね、だいぶ感染者が出てます。もう大分県佐伯市にですね広がってくるのも本当に時間の問題ではないかと思いますが、この間のですね対応をちょっとお聞きします。一つが、メキシコでですね発生をしたあと、あるいはですね日本で感染を確認してから、いずれでもいいんですけど、それ以降ですね佐伯市としてどういう対応をして対策ということを簡潔に説明してください。それから、今回はですね幸い弱毒性というふうなことであったわけですが、国内の対応がね強毒性の新型インフル、鳥インフルですね。これをまあ前提にした対策を取ってきたというふう聞いてますが、実際にですね強毒性の鳥インフルエンザが国内で発生した場合はですね、市はというふうな対応をとるのかということを二つ目、それから三つ目にですね、その強毒性の対応をしてきたけど途中からですね弱毒性だということで、厚生労働省もですね対応を自治体からの要請もあって柔軟な対応をとってもいいというふうなことで、市町村ごとあるいは都道府県ごとにね対応を変えているとは思いますが、その辺でですね佐伯市の場合は今回のですね、豚インフルエンザについてのケースですが、どういう対応をするのかですね。特に学校の対応をですねどのように考えてるのかをちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。これまでにとってきた対応の経過についてでございますが、4月25日にですね、豚インフルエンザの発生の一報がありましてですね、4月の27日にですね、佐伯市感染症対策会議を開催しております。佐伯市の今後の対応について協議しました。28日にWHOがフェーズを4にですね引き上げました。それに伴って県の対策本部、また南部保健所にもですね現地対策本部が設置をされております。これに伴いまして佐伯市も新型インフルエンザ対策本部をですね設置いたしました。第1回の対策本部会議をですね開催をいたしております。対策本部はですね、健康増進課、和楽のですね、置くことやまた連休が近くなっておりますので、連休中の対応、それから相談に対応するための職

員の配置等を協議をいたしました。また、市民の皆様方への広報といたしまして、佐伯市のホームページに予防を喚起するための掲載やケーブルテレビ等の利用をいたしまして、また市報とともに市民への、「防ごう新型インフルエンザ」のチラシの配布等を行っております。また、5月1日には第2回、18日に第3回の対策本部会議を開いております。その中で連絡体制の確認、備蓄物品の確認等を行いました。そのあとは対策本部の班長会議、5班ありますが開催をいたしまして、班活動の通常業務の確認を行っております。その中でですね具体的業務のですね確認等も行っておりまして、実施体制の整備を図っております。具体的には、感染拡大防止班においては各洗面所の手洗い場所にですねポスターの配布、それから庁舎等の出入口へ消毒薬の設置、また説明ポスターの張付等、また振興局へ消毒薬やマスク等の配布等を実施いたしております。今回の新型インフルエンザは幸いにも弱毒性でしたが、国・県と同じように佐伯市の対応計画もですね、強毒性のインフルエンザを想定しての計画ですので、今回の弱毒性新型インフルエンザにはイベントや商業施設の自粛要請などはですね、経済に及ぼす影響が大きくてですね、厳しすぎて合わない部分もございまして、弱毒性についてはですね、柔軟に対応できるようにですね、国の計画も見直しがされております。しかしながら、強毒性の新型インフルエンザ発生に備えてですね、十分な対応の準備は必要と考えておりまして、今回の経験を生かして強毒性のインフルエンザの対応もですね進めていきたいと考えております。2点目の強毒性の新型インフルエンザが国内で発生した場合でございますが、佐伯市の対応計画ですね、これは強毒性を想定した対応計画になっております。その計画に沿ってですね、対策本部の中の各班ごとにですね第2段階、これは国内発生早期ですが、これに基づきまして対応していきたいと考えております。具体的には事務局の常駐体制を図ってですね、感染者の発生状況等の情報の収集と市民への正しい情報の提供、市内の学校や施設、事業所に対して予防対策の徹底の要請及び集会やイベント・企業活動の自粛要請の時期の検討、また相談体制の強化、要支援者の状況把握や支援等の対応をですね、進めていく予定です。以上です。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 高司議員さんの学校での対応はどのように考えているかということについてお答えをいたしたいと思っております。新型インフルエンザの流行にかかわっての学校の対応でございますが、平成20年10月に策定された佐伯市新型インフルエンザ対応計画に沿って行われることになっております。それによりますと、休校措置に関しましては、国内発生期から県内流行期、すなわちレベル3から5の段階で対策本部の決定に基づいて臨時休業の要請を行うというふうになっております。対策本部の決定も県の対策本部の決定を受けて行われるものとなりますが、県の対策本部の決定は、平成21年3月に県の教育委員会から出されました学校における新型インフルエンザ対応マニュアルに沿ったものとなると思っております。ただ、これらのマニュアルは強毒性の鳥インフルエンザの流行を想定したものでありますので、今回の豚インフルエンザから発生した新型インフルエンザの場合は、弱毒性ということで国の対応の変化を受けて県の対応もゆるやかなものに現在変更されております。最新の情報といたしましては、5月29日に行われました大分県新型インフルエンザ対策会議で県内発生時の学校等の休業措置の考え方という形で示されております。この中では具体的な状況を同一の地域や施設内での発生が1人に限られる単独発生の場合と一週間以内に同一の地域や施設内で2人以上の患者が発生した場合の集団発生を想定しております。まず最初に

懸念される単独発生の状況下では、学校・保育施設等に通う児童・生徒や教職員に発病が確認された場合、その患者の感染源や濃厚接触者の状況に応じまして範囲を限定し、そして学校の休業を要請するというふうに決められております。児童・生徒・教職員以外の成人等の発病が確認された場合につきましては、つまり学校外で発病者が確認された場合につきましては、学校関係者に濃厚な接触者が多く、そして更に学校運営に支障を来す場合を除きまして、特に臨時休業は行わないというふうになっております。濃厚接触者に対してのみ登校の自粛を要請するという対応がとられるということになっております。それから流行が単独発生から集団発生に拡大した場合でございますが、更に広い範囲での臨時休業が行われることになると思います。教育委員会といたしましては、こういった対策会議の要請を受けながら、臨時休業の措置などを適切に判断し、学校への対応を行ってまいりたいというふうに思っております。また、学校が臨時休業になった場合を想定しまして、既に教育委員会の方から各学校に対して、学習支援や生活指導の方法とか内容につきましても具体的に準備をしておくようにという支持を現在しております。万が一の場合の子どもの学習、生活面のケアを進めております。しかしながら、共働きの家庭や保護者が不在の子どもに対するケアが行き届くかといった懸念もありますことから、学校教育だけではなくて、保護者の職場での理解と連絡体制の徹底が求められておるといような状況でございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 時間もなくなってきて、この新型インフルエンザについてはですね、私と同じ弥生出身のですね、高橋香一郎議員が用意してますのですね、また詳しく質問があると思いますので、ちょっと1点だけですね、私の方に寄せられた疑問、疑問というのかな、これ学校の関係なんですけど、こういうですね小学校・中学校に今健康観察表ね、っていうのがありまして、毎日ですね朝行く時に体温を測ってですね、それから鼻水だとか関節痛とか腹痛とか下痢、こういうふうなことで症状があるかないかというね、ものを書いてですね保護者がサインと担任のサインが書いてくるわけなんですけど、さすがに毎日となるとね、なかなかうちの家ので恐縮なんですけど、やりきれないところがあるんですけど、これですねもし、どういうね、こういうケースだったら問題になるというケースですね、その場合学校の対応はどうするっていうような支持をしているのかね、それだけちょっともうアについては聞きたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 議員御指摘の質問でございますが、これは健康観察表という形で今学校の方に5月21日付けで文書で通知をいたしております。県の教育長から5月の20日に通知がまいったものでありまして、大分県下全校で多分実施をされておるといふふうに思っております。これにつきましては、弱毒性ではありながら、他県を見ますと休業とかそういう措置もとられておるといふようなことで、県の教育委員会が重要視して日々の児童・生徒の健康管理をなささいということでございます。その中身につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、毎朝体温を測定して健康状況を確認し、それから学校にすべてを連絡し、学校はまた教育委員会の方にメールで連絡する。そういうことで、議員御指摘のように大変煩わしいことをさせておるといふふうに思っておりますけども、これが拡大を防ぐための一つの方策だといふふうに思っておりますから、現在は保護者の御理解をいただいておりますといふふうに思っております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） それではちょっと今回ですね、弱毒性が出てですね、それから前提とした強毒性があり、それから冬になればですね、風邪もはやい、それから通常の季節性のねインフルエンザがはやると、へたをすればですね四つも重なるようなね事態が起こらないとは限らないということで、そういうふうなですね複合的な事態に備えたね対応というのが必要になってくると思います。今、計画を読んでもですね、そういうふうなところまでねなっていないように思われますので、今後ですね、是非ね市長も含めてそういうところまでね危機管理ということで対応をお願いして、次の最後の質問に入りたいと思います。イとしてですね、小・中学生及び高校生へのインフルエンザ予防接種への公的補助についてということで、これは平成18年の3月議会で私がですね、当時鳥インフルエンザがね東南アジアではやってたところで、予防接種のですね市民の関心も高まっているので、医療費の削減の意味からもね小・中学生の予防接種、インフルエンザのですね補助はできないかという質問をしました。当時の福祉保健部長はですね、任意接種でもあり、補助しても医療費が削減できるか分からないと言ってですね、すぐできないということだったんですが、行財政改革の効果を見極めながら検討するとかね、それから一つの子育て支援策ということにもなり、今後は十分研究するという答弁をしてます。あれから2年過ぎまして、今回改めてですね、このような事態になってますので、市の考えもだいぶ進歩したんじゃないかと思しますので、その点ですね、予防接種の補助ができないかどうかお聞きします。それから、もう1点はですね、強毒性の場合ですね、これはもちろん事前に予防接種なんかできない。発生してみないと分からないわけですが、もし発生してですね、事前に、事前にちいうか世界的に流行、国内に発生が起きてですね、ワクチンの製造が進むんだというふうな段階でですね、市の責任で小・中学校、あるいは高校生へのですね予防接種の市の責任としてですねすることができないかどうか、その2点をお聞きします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。小中高校生の季節性のインフルエンザの予防接種への公的な補助についてでございますけれども、これは前回の考えとですね大きく変わっておりません。今のところですね、小中高校生への助成についてはですね、今考えておりません。また、次にですね、新型インフルエンザワクチンを市の責任において小中高校生への予防接種を行うことはできないかということについてでございますが、国では現在H5N1のプレパンデミックワクチンとですね、パンデミックワクチンの準備をしております。プレパンデミックワクチンはですね、医療従事者や社会機能の維持にかかわる者に接種される予定となっております。全国民が対象となる新型インフルエンザのパンデミックワクチンにつきましてはですね、接種方法とか接種順位についてですね、国が現在検討しているところであります。不明な点がなかなか多くてですね、現在ではですね市の負担でということはお答えすることは差し控えさせていただきたいと思ます。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） さっき質問の中でですね、いろんなインフルエンザがね重なったりすると非常に大変ですよという話をしましたけどね、なおさらそういう面ではねインフルエンザの予防って大事なんですよ。例えば通常ですねインフルエンザの予防接種をしとけばね、その発生を抑えられるわけだから、あとはね弱毒性の今回のですね豚インフルエンザとか、強

毒性とかだいが限られてくるんですよね、対応もしやすくなると。保護者にとってもですね、予防接種をしてる、してないでねやはり安心度も違いますからね、市としてはですねやはりそういうこともね含めて考えてほしいなと。今回のケースは通常のインフルエンザよりもやっぱりね強毒性という問題がやはり現実身をねおびてきてる部分もありますので、そちらのですね、私も通常のインフルエンザの予防接種を中心にしてみましたけどね、今となってはやはりそういう強毒性のですね部分についての接種というのが非常に大事になってくるかなというふうに思います。それでね、予算の問題とか単純に考えてみますとですね、小中学校6,000人、高校生入れてもですね8,000人ぐらいですが、1人1,000円のね補助をしても800万程度ですね、2,000円補助しても1,600万程度なんですよ。全くさっきも前回の答弁がありましたけどね、子育て支援策とかねいう面からみても不可能じゃあないな、金額ではないかなというふうに思います。それから今ね、今回の豚インフルエンザのり患がですね、高校生が多いと、若い人がどんどんかかっていますね。部活動の話が出ましたけど、バレー部でね水分補給のペットボトルを回し飲みしたりね、これは佐伯の高校でもやっているようでありますけど、そういう部分からね広がっているということもありますので、やはり小中学校、高校生のね予防というのが、感染をね拡大を防ぐためにも非常に大事というふうに思いますので、その点ちょっとあと4分しかありませんけどですね。前回から進んでないということがありますけど、もう1回ですねその点踏まえて部長、なんか検討する余地がないのかですね、お聞きします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。季節性のインフルエンザにつきましてはですね、予防接種法で定期的な予防接種ですかね、そちらに入っていないとかいうそういった理由もあって佐伯市の方で助成というのは考えておりませんが、今度4月から新型インフルエンザのワクチンですかね、製造するように先日報道等されておりましたけど、その中で費用負担ですかね、ワクチンができたときに費用負担については、これも検討してるという新聞等情報がありましたので、そういった方向でもですね助成が検討されるのでなからうかなと。そういったことに期待は私どもはしております。以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

3番（高司政文） 最後、これ市長も含めてお願いですけどね、やはり子どもですね命を守る大きな問題だと思いますので、予算のこういう問題ね、予算よりもやはりそういう命の問題ということが大事ですので、今回の強毒性あるいは豚インフルにしてもですね、行政が果たす役割というのが一番やはり大事だというふうに思いますので、その点ですねもう一度是非ね、市長も含めて考えていただいて、対応をしていただく。新型インフルエンザについてはですね、是非市の責任で小中学生、高校生、最低ですよ。最低責任持って予防接種していただくということをお願いしてですね、今回の質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に6番、井野上準君。

6番（井野上準） 皆さんこんにちは、6番議員の井野上準です。今回大きく2点について質問をいたします。まず、大きな1点目でございます。職員の人事管理についてお伺いいたします。民間企業は激しい企業間の競争にさらされ、これを乗り越えて企業の発展を図るため、人事管理を企業経営の戦略的な重要な一環に位置づけている。したがって、そこにあるもの

は仕事本位、能力第一主義による経済合理主義が貫かれている。ところが、今日の地方団体ではどこでも依然とした根強い年功序列型で行われ、職員にとってはやってもやらなくても同じことだと、給料は年ごとに昇級し、身分は保証されていると、半ばやる気を起こす雰囲気気を自ら阻害しているのではないか。時代の変化と社会の多様化に対応するやる気を起こす人事管理、能力主義による人事管理を導入して転換を図り、民間企業の戦略的発想の人事管理を学ぶ時代と言ってよいでしょう。そこでまず、アの勤務評定についての質問ですが、毎年1回以上一定の日に上司の課長が部下職員の執行について、例えば、勤務時間の励行の有無、責任感、企画能力等について評価する。その評価の結果が昇級や勤務手当の成績率の査定、昇格となる。また、継続的に実施することによって貴重な人事記録となります。佐伯市の場合、どんな勤務評定が行われているのかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 井野上議員の質問にお答えします。まず、どんな勤務評定を行っているかとの質問ですが、勤務評定については合併後制度化しておりませんので、全職員を対象にした評定は実施しておりませんが、本年度の総務部の重点目標として職員勤務評定規程を一応制定するようにしております。評価の方法、時期、昇級、昇格等への反映など、まだまだ課題や検討事項が多い中ではありますが、実施に向け現在準備を進めておるところであります。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 地方公務員法の第40条の第1項にありますように、勤務評定を厳格に運用し、定期的に昇級するもの。特別昇級するもの。3か月ないし6か月延期するものに区分し、一律昇級を是正することとありますが、佐伯市の場合ですね、しっかりしたそういったまだ勤務評定のシステムが確立してないということなんですけど、この勤務評定の確立はですね、早急にやるべきではないかと思っております。平成17年の3月3日に合併いたしましたして、職員が非常に増えたということですね、なかなか旧郡部から来た職員がなかなか分かりにくいというようなことを聞いていますけど、もう5年もたちましたんで、この勤務評定のシステムの確立というのをですね、早急にやるべきではないかなと思っておりますけど、その辺の見解をお願いいたします。また、5月1日付で人事異動を行ったわけなんですけど、どういうふうなやり方でやったのかと聞きました。そしたらですね、やはり職員係総務課が中心となって異動の素案を作り、そして副市長、市長と上げていくというふうな段階になっていると思っておりますけど、まず身近なですね課長が、その部下の勤務評定、例えば、A・B・Cで付けるとか1・2・3・4・5とかですね付けて、小学校、中学校の通知表みたいな形ですね勤務評定をまず課長が行って、その勤務評定表というのを総務の方に出して、そして人事異動等を行うのがですね順序ではないかなと思っておりますけど、その辺どのように考えているのかをお聞かせください。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 勤務評定を早急にとということで、今、先ほど申し上げましたけど、今年度中に一応規程を作るということになります。それから今、人事異動については、一応総務部の方で職員係の方で原案を作って、それから決裁をもらって異動に移るとことでありますけど、その勤務評定ができれば当然課長、あるいは係長、順を追って勤務評定をしていくようになると思っておりますけど、今のところそういう制度がありませんので、取りあえず総務

の方で原案を作って、いろんなまあ作る中では結構情報はいろいろ持ってます。そういう中で人事異動をやっていくと。だから恐らく職員については1年目はともかくとして、やっぱり2年、3年、4年となっていくとどの職員でもですね大体結構理解して立派な職場で仕事ができるというふうな大体職員というふうに思っておりますので、一応、いわゆる適材適所といってもそれぞれ行ったところで皆頑張ってるやっておりますということで、今のところ人事異動はそういうふうに行っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 普通の民間企業からすると、これはもう当然なことなんですよ勤務評定というのは。やはり職員というのが入るまでは大変かしれませんが、入ったらやはり身分が保証されているわけですよ。その中で頑張ってる例えば、やってる職員の中、同じ主幹でもですね、係長の中でもよく仕事をやる人とやらない人ちいうたら語弊があると思いますが、そういったところの勤務評定がないばかりに、年収というの是一緒でしょ。給料にしろ、ボーナスでも一律なんですよ。やはりどこで一般企業の場合、差をつけるかというボーナスで差をつけるしかないんですよ。やっぱりそういうふうな面から見ると、この勤務評定のシステムというのはですね、非常に何度も言いますが、重要なことだと思いますけど、こういった面では非常に民間の企業からしてみると遅れているということなんで、今年中にはですね、もう要望に代えますけど、大至急作成していただきたいと思います。続きまして、今の職員ですね、昇任資格試験制度についてお伺いいたします。市役所の職員は一度採用されると、今言いましたように身分が保証され、安住の職場となり、年功序列式に役職に就き、可もなく不可もなく平凡に職場にとどまり、士気の沈滞が見られているようです。これは納税者にとってはですね大変理解に苦しむところです。このムードを一掃するためには既に国家公務員、そして警察職員で行われているような昇任試験を行って、職員にやはり緊張感と意欲を与える必要があるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。昇任試験については、公平性、客観性が求められるために筆記試験や口述試験を行うことになると思われますけど、一時的な試験では適切な人物評価ができるか、そこらちょっと疑問がありますということで、昇任・昇格については先ほどの質問にありました、勤務評定結果を活用することが適当ではないかというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 当然ですね、勤務評定というのは大切なこととは分かっております。それにですね、年功序列、それから勤続年数によってですね、それを一番最初に考えて、2番は能力主義ではないかなというふうな、はたからみると思われます。やはり能力主義が一番で、そのあとに勤続年数と年功序列といいますか、その順序が市役所の場合逆ではないですか。民間の企業ではですね、能力主義が一番ですよ。その辺どのように考えてるんですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） お答えします。能力といいますけど、市役所の職、いわゆる行政の仕事というのはいろんな、例えば銀行があったり、病院があったり、あるいは建設会社があったりいろんな職種にまたがっております。そして民間みたいになかなか営業成績として簡単に成績っていってもどういう成績かと、いろんな仕事がありますんで、そこらがなかなか判断

しにくいと、職場によって非常に判断しにくいということで当然人事異動、あるいは昇格をする上ではそらの能力、あるいは年数はこれはもう人それぞれ積み重ねていくもんですけど、能力あるいはそういうのは加味して人事異動なり昇格を行っておるといふふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） この職員の場合ですね、やはり年功序列、勤続年数ということになればいつまでたってもですね、このぬるま湯につかっているような状況ではやはり人材は育たないと思います。また、長期こんな調子ですねいかれたのでは税金の無駄遣いということになり、やはり市民が被害を受けるだけではないかなあと思っております。例えば、自衛官の場合、高校を卒業して2等陸海空の試験を受けてですね、もし通った場合、次が3曹の試験を受けるわけなんですけど、入隊して3年間たって初めて3曹の試験が受けられます。そして3曹の試験に学科と面接・身体検査がありまして、その結果が1か月か1か月ちょっとして分かれば、もし合格した場合ですね、それから教育部隊というところに4か月から半年間行くわけです。そして初めて3曹になれるわけなんですよね。そしてまた3曹から2年経過したら同じような要領で2曹を受けるわけですよ。自衛官に比べると、ここまでやらなくてもいいわけなんですけど、やはり市役所も佐伯独自のそういったですね、昇任試験をやるべきではないかと思っておりますけど、再度見解があればお願いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 先ほど言いました職員勤務評定制度を今年度中に策定すると。それから併せて人材育成計画の策定というのもあります。これは職員研修、人事異動、いわゆる人事評価等からなる勤務評定よりももうちょっと大きなところでの位置づけで人材育成化計画も作るということでありまして。それと先ほど申し上げましたように、なかなか昇任試験についてやはり非常にこういろんな職によって、課によってどういうふうな判断か、なかなか難しいということで、やはりあくまでも勤務評定を作って、それなりに課長、部長あるいは副市長、市長というふうな判断でしていくというふうに考えます。これのほうの今の段階ではいいんじゃないかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 勤務評定ですね、システムの確立をなささい。そして次は職員の昇任試験をやってくださいと、なかなか欲張りで難しいわけなんですけど、まず今年度中にはその勤務評定を作成し、またその後ですね、この昇任試験については前向きに検討していただきたいと思います。続きまして、ウの各課での朝礼の開催についてお伺いいたします。現在各課での朝礼はバラバラの開催と聞いています。せめて月曜日の週初めと金曜日の締めくくりの朝礼を8時15分から8時30分までの15分間開催したらいかがでしょうか。朝礼をすることにより情報の共有、スピーチ能力を高め、組織の活性化を図り仕事に対する意気込み、取組も違ってくるしプラス面は多いと思っておりますけど、民間企業では毎日やっていることです。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 朝礼について、各課での朝礼開催についてということでお答えします。朝礼については、主に課ごとに昨年の4月からほとんどの職場で今毎日実施しております。昨年と本年6月に実施した朝礼実施状況調査によりますと、開始時間は始業5分前が最も多いと。それから10分前から行っている職場もあるということで、朝礼では一日のスケジュール

ルや業務に関する情報交換等を行っており、朝礼を実施することで報告・連絡・相談、いわゆる報・連・相が徹底され、職場のまとまりがよくなったという意見を聞いております。1年が経過して各課の朝礼も定着してきております。御質問の趣旨につきましては、十分理解しておりますので、情報交換だけでなく、職員の意識啓発の場として、朝礼を活用するよう更に働き掛けていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 各課での朝礼の開催については、もう今年の4月からやっているということで、私のちょっと情報不足で申し訳なかったですけど、これを継続してですねやっていただきたいと思います。続きましてエのですね、市長を囲んでのカレーミーティングの開催について伺いたします。市長が市長室で昼食を食べる日はですね月に数回はあると思います。その日を利用して職員とカレーを食べながら気楽にまちづくりやいろいろな意見交換をすることにより、コミュニケーションがとれ、特に若手職員には大変意義のあることだと思いますが、市長いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員さんより、昼休みもカレーを食べながらミーティングをというお話でございます。私もカレーというのは一つは簡単に食べれて国民食だということでのお話だと思っておりますが、私も職員と意見交換をするということは重要であると思っておりますが、この1期の中に振興局を回って振興局の職員と昼食をしたことがあります、なかなかそれも1回しかできなかったということでもあります。職員にもそれぞれいろいろな立場があるわけですけど、私もこうしたアイデアができればいいなあということも考えておりますが、時間があれば考えていきたいと思っております。現在、昼休みの時間は主に新聞を読んだり決裁する時間でほぼ埋まっており、それ以外の来客があるということでほとんど昼休みも空いている時間というのがその日によって変動しております。こうした御提案をいただきましたので、すぐとは申し上げませんが、そうした時間がとれるかどうか検討してみたいと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 市長を囲んでのカレーミーティングの開催ということは、肩の力を抜いてですね、市長と職員が気軽にざくばらんな話ができたらいいんじゃないかなあ、そういう時間を持てるっていいですか、そういうふうなコミュニケーションをとるような話し合いを持つ場所がなかなかないんじゃないかなあと思っております。特に新人の職員、そして若手職員はですね、例えば、まちづくりについてこうしたらいいんじゃないかなあという提案をした場合、市長が一言ですね、おーそらなかなかいいアイデアじゃねえかやってみようかとか、おーなかなか頑張るとるなど、その一言が職員をですね、やはりやる気を出して勤務態度も違ってくる。その市長の一言がですね、私は大事じゃないかなあと思っております。もう現在、横浜の中田市長は現にもう既にやっております。市長忙しければですね、月1回でもいいじゃないですか、1回やれば1年間に12回でしょ。1期4年間の間には48回できるわけですよ。それを考えると月1回、市長はパソコンが好きですから、パソコンとにらめっこするのもですねいいかもわかりませんが、そういうことに時間を費やして1年間に12回、4年間で48回、これはすごい効果があると思いますけど、その辺まで市長、考えていただけでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど申し上げましたようにですね、時間日程をですね一応見てみようと。

そしてまた、特に先ほど申し上げましたように4年間で振興局回りもですね、職員との交流会もですね過去1回しかしておりません。私もできるだけ自分の時間を空けたいという形でそれぞれの権限を委譲しながら全体を回っていきたいと思うんです。また、多分議員御存じじゃないと思いますが、夕方6時以降はですね、庁内をちょっと回ってですね、残っとる職員には声を掛けて、おーまだ頑張ってるよんなどというようなこともやっております。できるだけ気がついたときには、それなりに庁内を回りながらですね動くということもやっておりますし、それぞれ職員についても。また、ひとつこれについては職員も緊張する部分がありますので、新人職員については新人の時に一度そうした交流会をするようにしております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 市長がもしね公務で忙しくて月1回できるか、2か月に1回できるか分からないということであれば、塩月副市長、その辺市長代理でどうでしょうか。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 手弁当ですのでね、なかなかそういうわけにはいきませんが。それは冗談ですけど、職員もですね、じゃあ市長、私どもとですねそういうふうには飯を食べる、食事をするという緊張感がですね、非常にこう嫌がるかなという思いもするわけですね。だれが市長と一緒に飯くうのがうまいかやという、そういう反発もあるんじゃないかという感覚も持ち合わせておりますんでですね、やはり市長が答弁したように振興局を回ったりですね、また職員には言っとるんですよ。数人ですね、グループ作って一杯やろうということであればいつでもお付き合いさせてもらいますよということも言っておりますですね、時々それもやっております。本当、議員さんがおっしゃるカレーミーティング昼食を食べるという機会を作るといいかもしれないと思いました。時間を見て私ができる時があればですね、月1やってみたいと思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） それでは次の専門職員の育成についてお伺いいたします。各課に2名ずつ精通した職員を置くべきである。技術職はですねいるけれど、なかなか他の課は人材不足のように感じます。幅広く行政分野を経験させる職員と特定の行政分野に精通した職員の育成を図るため、異動基準を設定し、計画的な配置を行う必要があるのではないかと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 専門職員の育成についてというところであります。専門職の育成については、申すまでもなく市の業務は地方分権に伴う権限移譲や市町村合併、あるいは国の相次ぐ制度改正等によって複雑化して今専門的な分野が増加しております。また一方では、行財政改革推進のために人員の削減が着実に進められておるといところで、職員の少数精鋭化はもとより、人事管理上最大限に職員を利活用しなければならない状況となっております。このような状況はこれまでの総合職の枠組みだけで人事管理を行うことに限界を示しており、国や先進的な自治体では職員が複数の枠組みの中で専門職としてのキャリアを形成していくことができる制度の構築に取り組んでいます。これは御質問の趣旨と同じ考え方に基づくものであり、本市としても同様の人事制度を導入すべきと考えております。どのような職制をとるのか、職員間に処遇の不均衡が生じないか等、新しい人事制度の実施に向けて調査、研

究をしていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 今答弁にありましたように、やはりですね地方分権時代で国から県へ、県から市へと権限が移譲されて、特にこの佐伯市でもですね、事業等がですね膨大になり処理も大変になることと思われま。そうした場合、佐伯市も将来を見据えたですね、やはりしっかりとした人材確保をやらなければいけないと思います。そのためにはですね、ちょっと提案なんですけど、新人の職員を10年間各課を点々とさせて、その10年後にその本人の希望、それから資格、免許、その他面接等によってですね、その新人職員の中から数名を専門職に配置をして、将来は部長ないし課長に育成していくようなシステムを佐伯で作ったらいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 今議員の提案ですけど、非常に今の仕組みの中で、特に今どんどん減っていておりますし、採用も退職者を見ながら採用していったというような状況でどのくらいの新人がとれるかというのがありますけど、10年間と言いましても、結局人事異動っていうのはこの新人だけではなく、やはり何年も同じ所におるとやはりマンネリ化してくる。あるいは大きくなってくるとやはりいろんな部署も経験、今の意見ですけど、当然今の意見として、全体を私今言ってるんですけど、やはりみんなに公平・公正にいろんな職場を覚えてもらわないといけないということで、この新人の職員10年間というだけではなく、もう全体的にやはりいろんな職場を回っているんな知識を吸収してもらおうということで、特に新人の職員10年間というのは一応参考にさせていただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） なぜですね、このようなことを言うかと言いますと、例えば地区から陳情が上がった場合にもですね、農水なり林業課なりに行くとするじゃあないですか。そしたら課長はおるわけなんですね、しかし、ちょっと担当がいませんので、担当の係長がとか、担当が担当がって言うわけなんですよ。いないのでのちほど連絡しますと。そのやはり総合的にその課でですね管理職をやっている以上は内容を把握してないと担当がないから分からないというのは言語道断でしょう。これは許されることじゃあないですよ、だからその課に例えば、水道課そして建設課辺りはその技術職でずーっといくから非常に詳しくなりますよね、そういった人を10年たって育成する必要があるんじゃないかなと。管理職は私はそれだけ全部詳しくければいいですよ。しかし詳しくないじゃあないですか。そして陳情にしる、ここが悪いと、例えば道が壊れてるから見に来てくださいというじゃないですか。そしたら2人ぐらい来ればいいのがですね見に、5人ぐらい来るじゃあないですか。5人も来る必要ないよ、2人で来ればいいんですよ。地区の区長さんとか役員の方はびっくりして、おー市役所の職員の方が多くてこげえ暇かというですね。そうじゃあなくてその辺をしっかりと把握して、やはり精通した職員、管理職の育成というのは今後やはりさっき言ったように、地方分権によってやはり権限移譲が市に来るんだから、それだけしっかりした人材確保をやらなあいけないと言ったばかりでしょ。その辺ちょっと矛盾しとるんじゃないですか。答弁お願いします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 5人も行ってるちいうのはちょっと私も分からないんですけど、それは

どういふ状況が分かりませんが、単純にいえば5人も行かなくてもいいんじゃないかというのはこっちでも思います。それはそれぞれの仕事の状況というのはちょっと分かりませんが。それとですね、やはり人事異動でもうほとんどの人がかなりあちこち職場を回っております。私にしても実際もうこれまでもう10幾つぐらいの部署はやはり回っておりますけど、その中で自分がここがこれはあってるけど、こっちはあわないとか、そういう仕事は恐らく今議員も思っておりますけどありません。どこに行ってもみんな重要な仕事、どの課にいてもみな一緒、だから行った所でとにかく一生懸命やっつけと、そしたら絶対あとになって何かかえってくるというのが、やはりこの異動の中で変わって、その職場で覚えていくということで、今ほとんどの職員がやはり回っておりますんで、その中でちょっと担当がいないと分からないとかいうのはもうちょっと勉強して行って、こちらもほしいとは思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 市長にお尋ねしますが、今回ですね、人事異動で振興局長を総務部次長ということで、簡単にいうとちょっと格下げというたら悪いんですけど、今まで部長扱いだったのがそういうふうにしたということは、私はいいいことじゃあないかなと思っております。それから今精通した職員、本当に詳しい優秀な職員がいれば、最初の能力主義に戻るか分かりませんが、係長から課長にぼーんと格上げするようなですね、それぐらいの気持ちがあるのかないのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 人事の関係ですが、今回振興局長を総務部次長ということでさせていただいたのは、合併して4年見ました時に、各振興局の体制が一体化できてない部分があります。と申しますのは、そこでの出身の振興局長が振興局で全く本所も経験してないと、本所との連携ができてない部分もあり、そうした中を一体化させるために、特に若手の課長級を振興局次長という形で配置をしました。将来に向けての全体を見るために、そしてまた、各振興局をどういう状態かを知って、特に振興局になりますと議員が言われるように、担当部長という形、局長ですから、ありとあらゆる仕事も覚えなければならないと。そして対人関係もしていかなければならないし、そうした彼らがこれからの佐伯市の重要なポストを担ってただけという形で今回配置させていただきました。また、係長から課長へということで、これは年に何人かはやっております。課長補佐やないと課長になれないとか、参事じゃないとないということをやっております。また、特にこの4年前に合併した時に、それぞれの各旧町村の中での参事職の方がたくさんおられました。市は全くの係長という形の方もおりまして、そうした年齢、経験、いろんな形をしとった分がありますが、それ相応を見ながら課長級への対応もさせていただいております。飛び級ってということでなくて、実力のある者については今後とも管理職にもっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 答弁ありがとうございました。項目が多いので次に移りたいと思っておりますけど、次の力ですね、職員の採用募集についてお伺いいたします。新規職員の採用に特別枠として東大生の募集をしてみたいかがか。東大生を1人入れることにより市役所内の相乗効果は十分あると思っております。職員はもちろん、佐伯市民も関心が深く、佐伯市独自の改革、ユニークな提案等を期待するものが大だと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 東大生の募集ということでありまして、東大生又は一部の大学だけに限定して職員を募集することは地方公務員法の平等取扱いの原則に抵触する恐れがあるということで困難です。職員の育成や意識啓発については、職員研修を始め、今回の質問にありました勤務評定制度の導入や人事管理の見直し等で総合的に対応していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 東大生ですね特別枠が無理ということで、ほかの大学生と平等の取扱いならよいということですか。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） これはもう東大だろうとどこの大学だろうと、平等に試験を受けて、平等に採点をしていくというふうにありますんで、東大生が今のところ受けたという記憶がちょっと今のところありません。だから受ければ当然どんどん募集はしていきたいと。受験は自由ですから、どこの大学だろうと東大であろうと受験をすればいいわけですから、ただいないということ。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 分かりました。それでは大きな2点目の、佐伯スポーツ夢大使についてお伺いいたします。佐伯ゆかりのスポーツ選手等のトップアスリートが夢大使として市内の小学校へ行き、講演やスポーツ教室を実施して子どもたちにスポーツの楽しさを教えることは、とっても大切なことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 井野上議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思っております。子どもたちにスポーツの楽しさを学んでいただくという手段を御提案いただきました。本当に教育委員会としてありがたく思っております。議員御指摘のとおり、子どもたちがスポーツを楽しく永く続けていくことにより、心身ともに健やかに育ち友情と協調性を養い、何事にも対して努力することの大切さを学んでいただくことは、人間形成の上からも非常に大切であるというふうに考えております。具体例としましては、平素のスポーツ少年団の活動が上げられると思っておりますが、そして昨年8月に財団法人自治総合センターの御協力によりまして、宝くじスポーツフェア、名球会ドリーム・ベースボールを開催をいたしたところでございます。中身につきましては、地元出身の野村謙二郎選手、そして中津出身の大島康徳選手らによる野球教室を開催いたしました。受けた生徒たちは一流選手からのボールの握り方等を基本中の基本を学んだということで大変喜んでおりましたし、父兄を併せて好評な行事だったというふうに思っております。いずれにいたしましても、子どもたちが一流のものに触れるという機会をつくるということは、非常に有意義なことであるというふうに認識をしております。スポーツは多種多様の競技種目がございまして、講演会形式で開催するかとか、技術的な指導をしていただく教室にするかというようなことは別として、これからも上部団体等の制度を有効に活用しながら、可能な限りの企画をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） 佐伯出身ですね偉大なスポーツ選手は、もう御存じのようにたくさんいるわけなんです。野球選手で野村選手や川崎憲次郎、それから関取嘉風を始めですね、400メ

ートルハードルの成迫健児選手、もう上げればきりがなくたくさんいるんじゃないかなあと考えておりますけど、そういった身近な選手がですね大舞台上で活躍している。これはですね、普通だったらもう夢物語みたいなオリンピックに出るということは、プロ野球の選手だって夢物語で、子どもたちはそれに向かって頑張っているんですけど、やはりそういった現実にやっている選手を呼んで、やはり講演会なりスポーツ教室を開催することがですね、やはり本当に子どもたちに頑張ればチャンスがあるんだとか、道は頑張れば開けるといふうなですね、実践教育として私は最高だと思います。やはりそういった教材がないといいですか、ただ教科書どおりじゃなくって実際の選手と子どもたちに触れさせるっていうか、話し合いをさせる。そういった夢と希望を持たせるようなですね、これは私は最高の特効薬、子どもたちのスポーツする選手に対しては最高の特効薬だと思います。福岡県がですね、昨年度このスポーツ夢大使のリストを挙げて、先ほど言いましたオリンピック選手なんかを小学校へ派遣して年2回、1人が2回ですね、そういった教室等を開くということなんで、まず佐伯市も立派なですね、偉大なスポーツ選手がたくさんいるわけなんで、そういった選手の夢大使としてのリストを挙げて任命をしたらいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 夢大使としてのリストを挙げてはどうかという御質問でございますが、こういう制度に似た制度が今文科省の方が、トップアスリート派遣指導事業というのをやっております。これ去年からだったと思いますけども、先ほど井野上議員が言われました有数な技術者、スポーツ選手のトップアスリートたちを招致して講演会とか技術指導をやって頂くというような事業なんですけど、これは学校が事業主体となって学校全体でスポーツの楽しみを教えるというのが主な目的でございます。そういった中で、昨年、先ほど野球教室をドリーム・ベースボールを開きましたけども、それ以前に佐伯市出身のアスリートさんたちには是非ともこういう企画をやりたいということで当たったという経過があるそうでございます。ただ、現役はもう非常に1年中、何年先までも予定が詰まってあって、なかなか空くときがないと。OBにしても大変な後の慈善事業等をやっておってなかなか佐伯市が招致したからといって、はいそうですかということにはならないということを聞いております。そういった面も含めて、井野上議員の言われたように、夢大使というのは大変子どもたちにとって意義のあることだというふうに思っておりますから、そういうことがもし可能であればですね、これから研究をしてみたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 井野上議員。

6番（井野上準） スポーツ夢大使に似たですね、トップアスリート派遣事業があるんであれば、それを有効に使ってですね、以前アタックしたけど駄目だったとかいうことじゃなくて、再度ですね熱意、どうしても1年間に1回ぐらいはやってくださいというふうなお願いをして、盆とか正月とかですね、ああいった、例えばシーズンオフの時なんかもありますスポーツによっては、そういった時を利用して是非子どもたちに年1回でも2回でも多い方がいいわけなんですけど、1回でもそういったトップアスリートの講演やスポーツ教室の開催をお願いして一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。午後3時に開会いたします。

午後2時44分 休憩

午後3時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に26番、後藤勇人君。

26番（後藤勇人） 皆さんお疲れさまでございます。本日最後の登壇者となりました26番議員、公明党の後藤勇人でございます。よろしくお願いいたします。まず、西嶋市長におかれましては、この度の市長選での大勝利大変におめでとうございます。私も先の選挙で多くの皆様方の絶大なる御支援をいただき、初当選させていただきました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。市民の皆様のお役に立てるように、一生懸命頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、新人議員ながら本会議に登壇の機会を与えてくださいました先輩、同僚議員の皆様には感謝申し上げます。4年間よろしくお願いいたします。

議員として初めての一般質問は、ゆうゆうサポーターの充実についてでございます。過疎という言葉が社会問題として取り上げられるようになった1960年代後半から早50年弱の歳月が過ぎゆくなか、過疎地域対策緊急措置法の制定に始まり、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法として更新され、過疎対策が講じられてきました。現在では2000年に制定された過疎地域自立促進特別措置法の下に、10年にわたる過疎対策が実施されていますが、2010年3月には失効する予定であり、次期対策のあり方が注目されています。このように、国レベルでの過疎対策はもっぱら過疎法に基づく対策が主でありました。その内容に変遷はあるものの主に交通通信体系の整備、生活環境の整備、保険や医療、福祉施設の整備、教育施設等の整備など、ものづくりに対する財政措置が中心でありました。そのため過疎対策における地域単位は市町村単位が最小単位であり、地区や集落といった小地域単位の政策は十分に行われていなかったといっても過言ではないかもしれません。そんな中、過疎対策に対して極めて強い発言力を有する総務省の過疎問題懇談会は2008年4月に過疎地域等の集落対策についての提言を発表いたしました。この提言によれば、集落の価値を高く評価し、集落を維持、存続するために住民と行政が強力なパートナーシップを形成していく必要性を強調しています。そのために集落支援員の設置、集落点検の実施、話し合いの促進、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を講じることが提言されており、これらの取組は国・県・市町村などで既に始まっております。このように過疎対策は財政支援に裏付けされたハード対策から集落レベル、住民レベルのソフト対策へと大きく変化しております。そういった状況の中で、県下で最も早く専門員を取り入れた佐伯市のゆうゆうの里構想であり、ゆうゆうサポーターだと思い敬意を表したいと思います。また、支援員制度を質問に取り上げておりました江藤議員さん並びに過疎問題を提起されておりました諸先輩方の御尽力の賜物と思うのでございます。そこでまず最初の質問ですが、現在の状況をお尋ねいたします。ゆうゆうサポーターが活躍されている地域と人数をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員さんの御質問でございます。ゆうゆうサポーターの充実についてということでございます。ゆうゆうサポーターという名称につきましては、もともとこれは国が現在65歳以上、いわゆる高齢化率50%以上の地域名を国の中の方では限界集落という形で言っております。限界集落といえは何かこう地域に置き去りされたような形であるというこ

とで、また大分県では小規模集落という具合に名前を変えておりますが、当市では、ゆうゆうの里と、これはひらがなで書いて、ゆうゆう自適に、またゆうゆうと、そこにいろんな中での文字を表わして、ゆうゆうの里という形で私どももやらせていただいておりますが、やはり温かみのあるその地域にとっていけばそうした名称に変えさせていただきました。そうした中で、本年度の4月1日から、ゆうゆうサポーターという形で実施させていただいてます。これは議員がおっしゃいましたように、過疎高齢化の進む周辺地域を維持・活性化する一環として住民の日常生活における不便さの解消を目的に本匠及び宇目振興局へ地域支援員、ゆうゆうサポーターを配置いたしました。任命した人数はそれぞれの地区へ各2名、計4名です。大体1か月のうちに17日間を勤務という形でさせていただいております。任命以来、2か月が経過しております。その間、ゆうゆうサポーターは振興局地域振興・教育課に所属し、区長、民生児童委員、佐伯市社会福祉協議会や佐伯市番匠商工会等の関係機関の皆様と連携を図りながら、地区内を巡回訪問し、地域の抱える問題や課題を把握しつつ、解決に向けた取組を始めています。ゆうゆうサポーターがこれまでに把握した問題点を幾つか挙げますと、小集落の水源確保施設の維持管理問題が深刻であること。イノシシ、シカ、サルの被害は想像以上に深刻である。コミュニティーバスの運行の要望が強いことなどです。これらは振興局を通じ、市の担当部局に報告が届いており、今後の施策に反映させたいと考えております。ゆうゆうサポーターの仕事は、これらの重要な課題に向き合うことだけではありません。例えば、集落を巡回中に石の崩落箇所を発見し、市へ連絡したことで速やかな撤去につながりました。河川内にシカの死体が見つかり、土木事務所へ連絡したことで、これが撤去されました。また、ごみ出しに関し、ごみ収集ステーションから離れた民家からの相談を受け、収集車がその家の近くまで回るルートを調整しました。これらはいずれもゆうゆうサポーターの配置がもたらした好事例だと思っております。地域の皆さんの評判はとても良いと聞いております。小規模集落世帯への訪問が2回目、3回目となると住民の皆さんは、ゆうゆうサポーターを心待ちにしているという話を伺っております。全体として、過疎・高齢化の進む地域へ安心と喜びをもたらしているようで、私にとりましてこうした順調なスタートができたということは、非常にありがたいと思っております。特に過疎の進む地域にあっては、日常生活における不便さの解消や地域コミュニティの維持など、まだまだ課題は山積しておりますが、ゆうゆうサポーターはこれらに向き合いながら活躍してるものと期待しております。こうした中で、私どもも今回実験的に投入して、現在そのような状況で伺っております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 市の体制といたしまして、住民の様々なサポーターからの要請でありますけれども、住民の様々な要望に対して、また検討して実現する。サポーターができる部分は結構だと思っておりますけれども、あと本庁まで上げてですね、実現する。簡単にいうと、道路を通してほしいとかですね。具体的にもっと鳥獣対策をしてほしいとか、そういう要望をくみ上げる体制というのはございますでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） この4月から配置されましてまだ2か月しかたっておりませんが、ゆうゆうサポーターには、それぞれパソコンを配備しております、日々の活動をパソコンでですね、振興局の方に日々送っております。それを1週間単位でまとめまして企画課

の方に上がってくるようになっております。支援員の範囲で解決できるもの。あとそれから、ほかの機関に働き掛けをしなくちゃいけないもの。それを今振興局の方で対応しておりますけれども、地域が抱える諸問題が今集積されてきているところですから、これを機能的にといいますが、そういった手法で施策に反映させていくという段階にこれから入っていかうかと思っております。まだ4月に始まりましてばかりですので、地域の人たちを知るという作業が今主体になっているところです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） お答えをいただきまして、次の今後の展開についてお伺いしたいと思っております。今月7日、4日前ですね、公明党県視察団として竹中県代表、浅利議員とともに、鶴見の大島に行ってまいりました。西嶋市長も訪れたことがあると思っておりますが、かつては1,000人以上暮らしていた島も現在では5分の1以下の200数名ほどの空き家の目立つ地域となり、いろんなお話や御相談を聞いてまいりました。大島に関しては私自身選挙前、選挙中、選挙後ということで今年3回行かせていただいております。また、選挙のことになりますけれども、たくさんの地域、いろんな地域に行かせていただきました。お会いする皆さんが口々に年をとっても、1人になっても元気なうちは子どもや嫁や孫の世話にはなりたくないですとか、できる限り生まれ育ったこの地域で暮らしたいとお声をたくさんいただきました。こうした地域を愛してやまない人生の先輩方に、安心して暮らしていけるサポート体制が必要と思われませんが、今後この九州一広いこの佐伯市にゆうゆうサポーターをどのような計画で整備をされるのかをお伺いしたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 過疎・高齢化が進む山間部という形の中で配慮しての試みです。そうした中で、今しばらく活動を見守っていきたいと思っておりますし、先ほど部長が申し上げましたように、設置効果というのでも検証していかなければならないと思っております。将来については、他地域にもこうした必要性があると思っておりますが、地域地域におけるサポート体制が全く違って来るだろうし、山間部のサポート体制、海岸部のサポート体制、また議員が言われました大島でなく、ある意味では旧佐伯市になりますけど、大入島についても非常にいろんな問題も抱えております。どうしてもそうした中で、まず遠距離地域を中心としたサポート体制が必要かなということで、これを実験という、試みという形をとったのもこれからのいろんな諸問題を出すことによって地域との連携、また市の職員数も1,300名おりましたのが今1,100名弱という形で、市の職員がそこまでなかなかできない部分、そうした中で地域における自助・共助・公助という形をとっていかねばならない。何もかんもが公助になるということになれば市の財政、またそれだけの形の職員も財政において雇用するわけいきませんので、皆さんと一体となったこうしたサポート制度の中で、どうすれば地域と連携ができるかということをやっていきたいと思っております。もし、再質問等がございましたら、あと詳細については部長から答弁させていただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 先ほど言いました提言の中では、いわゆる限界集落であるか否か、過疎地域であるかを問わず設置を認めてるとしてあり、相当数が考えられますけれども、一応国からもこの支援に対しての補助が出ると思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ゆうゆうサポーターに関する人件費、あるいは諸雑費といいますが、基本的には車ですとか、佐伯市の場合には、そのほかにボイスレコーダーですとか、カメラとかそういったものも、それにパソコンですね、そういったものも配備しておりますけれども、それから備品類もですね交付金の対象になるということになっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） サポーター内容の広がりということで、総務省の調べでは20年度の集落支援委員制度の取組は11府県、市町村分として66市町村が導入しており、専門の支援員は約199人、自治会長などの兼務の支援員は約2,000人に達しております。支援員を想定する人材としては、現役の市町村外職員ということになっておりまして、外部の人材が想定されており、行政経験者、農林水産業の関係業務の経験者、NPO関係を始め地域外の人材を活用することも念頭に置かれております。これでサポート内容の広がりということで、人材の登用についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 佐伯市のゆうゆうサポーターの採用に当たりましては、市報による公募という方法を採用しました。私どもの方は金額的にも大変低いですし、どうなのかなあ応募の期間も短かったものですから、どの位の方が応募してくれるかというふうなことを危ぐしておりましたけれども、現実的には17人の応募がありました。大変高いモチベーションを持った方が集まっていたかまして、その選考にあたりましては地域の自治会長さん、あるいは審議会の委員さん、また振興局長さんなんかも交えまして、地域の方に選んでいただくという形で選考いたしました。これはたまたまなんですけれども、本匠についても宇目についてもですね、ベテランの男性の方と若手の女性の方という組み合わせに偶然になりました。精力的に地域内を歩いていただいているというふうに思っております。そういう意味ではですね、このモデル事業につきましては、大変いい人材が集まっていたなあというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） もう一つ、若者の参加についてお伺いしたいと思います。今年1月8日にNHKのクローズアップ現代という番組で、「故郷^{ふるさと}はよみがえるか～検証・過疎対策の大転換～」という番組が放送され、大きな反響を呼びました。都会を中心に他の地域で生まれ育った20代から30代の若者が同制度やNPO活動などの様々なチャンネルを通して過疎集落に赴き地域住民とともに暮らし、地域問題をともに解決しようとする姿が映し出されておりました。集落支援員制度を契機として集落外住民によるマンパワーを得ると同時に、若者の感覚が集落の伝統と融合することにより、集落に新たな価値を創造していく可能性を考えさせられる番組でありました。我が佐伯市においても20代から30代の若者の特にですね、佐伯市内外を問わずですね、やっぱりこういうところで暮らしていきたいとか、農業に従事したいとか、そういう若者のですね参加の可能性についてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 人口が減少していくという現実を直視いたしまして、最近過疎集落に対する施策はいろんなものがですね錯そうしてきております。残念ながら私そのテレビを見ていないんですけれども、これ多分若者にですね実際その土地に住んでいただいて集落支援員のような仕事をですねやっていただくという制度だろうと思っております。そのほかに

もですね、地域の応援隊ですとか、いろんな施策がですね今いろいろと試みられているようです。佐伯市のこのゆうゆうサポーターにつきましてもそうした制度、あるいは地域の自治会の方、また区長さん、そのほかにもいろんな役割を持った方々がおられると思いますけれども、そうした人たちとの橋渡しをしていくということをやまずやっつけていかなくちゃいけないだろうと思っております。このモデル事業をとおしまして、将来的にはですね、例えば地域支援員をですね直轄でもっていくのか、あるいはNPO法人として立ち上げるのか、そういった課題も抱えていると思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 6月3日、つい先日ですけれども厚生労働省が発表した2008年の人口動態統計で出生数は前年比の1,332人増の109万1,150人、一方死亡者数は3万4,113人増の114万2,467人で戦後最多となりました。この出生数から死亡数を差し引いた人口の自然増減は5万1,317人のマイナスで、前年の減少幅の約3倍に達し、減少ペースが加速していると。この5万人という数は隣が臼杵市ですので4万2,000人という人口を見れば、それを上回るほどの都市が一つ消滅したと言ってもいいと思います。厚生労働省は高齢化が進み、人口の減少に歯止めを掛けるのは厳しいと言っております。佐伯市においても毎年1,000人近くの人口が減少しております。地域の衰退が即一次産業の衰退との観点から、地域支援は待たなしの課題だと思われま。できますれば早急に5か年計画だとか、長期展望を持ってですね、もう取り返しがつかないということにならないように提案はしたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 議員さん御指摘のことを問題意識を持ってですねいろいろな対策に取り組んでいるわけですけれども、5か年計画といった具体的な計画案の策定には至っておりません。今後検討していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） ありがとうございます。九州一広大なやさしさ佐伯市の実現に取り組む西嶋市長並びに執行部の皆様のこころ温まる御配慮を期待するものでございます。以上で、ゆうゆうサポーターの質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 2番目の質問に移させていただきます。入れ歯回収ボックス及び携帯電話回収ボックス設置について、まず最初に、入れ歯の回収についてでございます。入れ歯には、歯にかけるバネ、いわゆる金属のクラスプというのが付いております。そのクラスプには貴重な金属が含まれております。一般に入れ歯の留め金部分やブリッジなどパラジウム合金というのが使用されております。パラジウム合金には、希少金属のパラジウムと金や銀、そして銅も含まれているそうでございます。例えば、入れ歯からパラジウム合金を5グラム取り出せば約2,500円の収益になります。日本で最初に、去年ですけれども回収の取組をされている千葉県鎌ヶ谷市の例を言わせていただきます。市役所の入口に不要になった入れ歯の回収ボックスを設置されました。当然衛生面の問題も発生しますが、熱湯で消毒し紙で包み、ビニール袋に入れた後、回収ボックスに投函となっています。市民だけでなく、新聞報道などで知った県外の方々からも送られてくるそうです。その多くに手紙が添えられ、今までに捨てられずに困っていたとか、40年前に他界した母の入れ歯が何らかの形で社会の役に立つならうれしいといったコメントが掲載されてるそうです。入れ歯に使われていた金属がリサ

イクルでお金に替わって世界の子どもたちや地域の福祉に役立てば家族にとっての大切な思い出の入れ歯を別れることができるということかもしれません。なお、回収した不要になった入れ歯は、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会へ送られそこで分別されます。この協会では入れ歯から得られた収益金の一部を地元の社会福祉協議会やユニセフに寄附をされています。そこで質問させていただきます。佐伯市はもとより多くリサイクルに力を入れていますが、不要になった入れ歯の回収ボックスを設置し、社会福祉へ更なる貢献をしていただきたいと考えますが、御見解をお伺いします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 後藤議員の質問にお答えをいたします。入れ歯には、後藤議員が言われたように、金属のクラスプが付いておりまして、このクラスプには金、プラチナなど、後藤議員もおっしゃられたとおりのレアメタルが含まれております。大分県内では、大分市、杵築市、津久見市、日田市で回収ボックスを現在設置をしております。大分県内始め全国の多くの自治体では、回収ボックス設置・管理については社会福祉協議会において行っているところが多いということですので。佐伯市におきましても入れ歯回収ボックスの設置に向けて、佐伯市社会福祉協議会と協議をしていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） ありがとうございます。もう一つ、希少金属ということで、レアメタルということで、次に携帯電話の回収について話させていただきます。携帯電話には、金や銀といった貴重金属のほか、希少金属、通称レアメタルが多く使われております。レアメタルはもともと地球上の存在量が少ない金属や経済的・技術的に純粋なものを取り出すのが難しい金属の総称でコバルトやリチウムなどの31種類があり、IT機器などの先端技術分野で幅広く利用されております。例えば、コバルトやリチウムは携帯電話の小型電池に使われ、インジウムは液晶パネルに使用されております。希少金属は最近の需要の高まりによって価格が高騰する一方で、資源が枯渇する心配も上がるほど注目を集めております。しかし現状では携帯電話は家電リサイクル法の対象外であり、捨てられた携帯電話の多くは廃棄物として焼却、埋め立て処分されているのが実情です。家電製品などに含まれる希少金属の全保有量では日本は世界有数の資源国とされており、都市鉱山とも報道される使用済み携帯電話の適正な処理と回収は必要な取組だといえます。佐伯市としても回収ボックスを設置し、リサイクルについて更なる貢献をしていただきたいと考えますが、御見解をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 携帯電話収用ボックスの設置についてということですが、昨年の9月定例会におきまして浅利議員から同様の質問を受けております。不用になった携帯電話のリサイクルについての御質問でした。その際にお答えをしましたが、不用になった携帯電話の内部には個人の電話帳やメール、それから画像など個人情報が多く残されております。回収、保管における個人情報流出などのリスクを含んでいると考えられます。一方、携帯電話の回収については通信事業会社による自主回収ルートも整備されてきております。さらに通信事業会社による回収の義務づけなどの法整備も進みつつあるところでございます。携帯電話収用ボックスの設置についてはもう少し様子を見ていきたいと考えております。なお、国におきましては、6月3日から7月7日まで約1か月間を使用済み携帯電話回収促進キャンペーンとして、経済産業省や環境省、携帯電話のメーカー等と連携をしまして、

様々な取組や行事を実施していく予定となっております。佐伯市におきましても、このキャンペーンのポスターを庁舎内の掲示や市民の方々へ使用済携帯電話の回収を呼び掛けていきたいと考えております。今後更に広報誌を使って使用済携帯電話の回収を更に呼び掛けていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 日本では携帯電話が年間4,000万台以上販売されているそうですが、一方、電話機の回収状況はといいますと、全国で回収された携帯の台数は2001年では年間1,300万台でしたが、2006年の調査では半減の660万台になっていることが分かっております。5年間で半減、どんどん半減しているということです。その原因はですね、高機能化した写真や音楽などが大量に保存された。さっき言われましたけども、使用済の携帯電話は手放さない人やプライバシーの保護の問題で疑問を持つ人が増えたことにあると思います。先ほども言われましたけども、こうした中、環境省などの主催で回収促進キャンペーンが6月3日にスタートしました。これは東京都内ですね家電量販店でイベントが開かれていましたけども、この中で言われたのは一応、目標として3年間で1億台という回収目標を挙げております。それだけ家庭内に、特に若い人たちが携帯電話をいっぱい持っているという実情があります。私も机の中を調べたら五、六年前に買ったやつが1台入っておりました。そういった意味で、どの家庭にもあるということで、入れ歯回収ボックスの回答に前向きな答えをいただきましたので、作っていただけるんなら、併用して同じ箱で作っていただいて、投函する穴を二つ作っていただいて、プライバシーの保護も言われるのでしたら、携帯電話販売会社にありませうけども、プライバシーの保護のために機械ですね、穴を開けてデータが取り出せないように、そういう工具をひもでくくりつけるなりして回収をお願いしたいと思います。入れ歯は高齢者から、携帯電話は若者から回収して、佐伯市のリサイクル推進に取り組んでいただきたいと思っておりますけどもいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 入れ歯の回収ボックスの設置につきましては、回収を先ほど社会福祉協議会が対応しているところが多いというお話をしましたけども、後藤議員が言われたように、入れ歯のリサイクル協会から給付金として日本ユニセフへ40%収益の、その残りの60%のうち40%が社会福祉協議会等へ寄附をされているということです。残りの20%自体は協会の運営費や運搬費に充てられているということです。内容的にはそういうことでしたけども、入れ歯の回収ボックスの設置については積極的に取り組んでいきたいと考えております。そのボックス自体も入れ歯リサイクル協会の方でもう用意をされているものがあるそうです。それをもらい受けて各自治体の中、庁舎の中だとか、振興局に置くとかというような形で対応も検討しております。電話の回収ボックスにつきましては、先ほど御回答しましたけども、ちょっとの間、まだ検討の余地があるかなあと考えております。法的に経済産業省とかが14品目の電化製品の回収義務化っていうのを今現在やっているんですけども、もう以前からですね。今回早ければ今年中に携帯電話の義務化もなされるんではなからうかという話が現在出てきております。そういうこと、流れを見ながら検討もしていきたいと思っております。それと先ほど言われたように、保持している人たちが若者が多いと、若者自体は買い換えるごとに音楽用で専用で使う、画像撮るだけで使う、ゲーム用専用で使うというような形で多い人だと三つぐらい持っているとかいう話も聞いております。その部分を回収する時が一番

問題ではなからうかと思っております。今、携帯電話を扱っている会社では、メーカー取扱会社が違ってどこでも受付けてくれると、他社の物でも受付けてくれるという便利さがあるのと、それともう一つはまた今後のことになるんですけども、先日福岡の方で携帯電話の中古店ができたということで、売れ行きが1か月に300台売れてるということで、携帯電話の中古でもABCランクとかありまして、それを下取りをしてみると、そしてそこは自分とこで内部データについては消去なり、完全なものにしてまた売るという形に、6万円前後今現在携帯電話しますので、中古の利用っていうのははやってきてるという、進んできてるようにあります。その辺も含めまして、市が扱うとなるとまたそういう代金的なものとか、そういうものをどう扱うのかとか、無料で投函されたものだけ扱うというようになれば、また数も減ってくるのではなからうかとか、ちょっと懸念されるところがありますので、もうちょっと検討したいと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） ありがとうございます。皆さんからしたら小さいことかも知れませんが、先月末、西嶋市長の訴えかけで私もエコバックを車に携帯することになりました。そういう小さいことかもしれないけどもエコといっても、リサイクルと言ってもやっぱり小さいことの積み重ねでできるものだと思います。以上で、回収ボックス設置の質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 自動車低公害化推進事業についてお話しさせていただきます。次の質問で、公用車についてであります。今行政の効率化の観点と温室効果ガス排出削減の取組として公用車の削減が求められております。国においては公用車の保有台数が一番多い国交省では昨年8月に「公用車利用の適正化のための工程表」に基づき、2010年までに国交省が所有する4,123台の公用車のうち1,647台の見直しと、車両管理業務の削減を実施すると発表しました。これにより年間で約25億円の経費削減が見込まれるそうであります。大きい話ですけども、地方自治体におきましても公用車の削減に取り組んでいる自治体も多くあります。埼玉県春日部市では春日部市行政改革大綱の中に公用車の削減を掲げ、公用車削減の目安として、稼働率75%未満の場合の削減対象としており、実績として平成18年に24台、19年には17台を削減しております。一方、佐伯市におきましても平成17年より公用車の一元化管理を行っておられると思いますが、本庁並びに各振興局の保有台数はどのくらいかお伺いいたします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 後藤議員の自動車低公害化推進事業についてお答えをいたします。地方公共団体等の保有する自動車の低公害の推進についての質問であります。議員御指摘のとおり、自動車の排気ガスは温室効果ガスに代表される地球温暖化問題や大気汚染等の生活環境問題でもあり、低公害車の普及が急務となっております。よって、国では平成13年度に地球温暖化対策のため、低公害車開発普及アクションプランを策定し、本アクションプランで示す実用段階にある低公害車として、天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、それから低燃費かつ低排出ガス認定車、また次世代の低公害車として燃料電池自動車を挙げて国の普及方策を明らかにしております。また、本アクションプランでは、地方公共団体に対して公用車の低公害車への率先切り替えの要請もされているところであります。その中で、佐伯市の低公害車の状況であります。先ほど本庁、振興局の台数

をと言われました。本庁が171台、保有数ですね。低公害車が18台、それから振興局が160台、低公害車が35台、振興局の別も出ておりますけども、上浦が13台の低公害車が3台、弥生が24台の低公害車が5台、本匠が20台保有の低公害車が4台、宇目が18台の低公害車が2台、直川が16台の低公害車が9台、鶴見が21台のうち2台、米水津が14台のうち2台、蒲江が34台のうちの8台となっております。本庁の中でも上下水道部はまた別に取り扱ってまして、台数が33台のうちの16台保有をしているということです。その他の市の公用車となりますと消防署の車や消防団、各地域にある消防団の積載車なども台数に入っておりますので、その辺のお含みもいただきたいと。今お話をした台数のほかに消防署の車や消防団の保有台数がまた追加されると総台数としてですね。追加されて547台ということになります。それで低公害車が70台で、ハイブリッド車が5台、低公害車の排出の車が65台となっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 見たところ本庁舎でも見られるんですけども、かなり古い車も我慢してお使いになってると思いますが、低酸素社会の構築のためのということで、ハイブリッド車という環境対応車の買い換え、本年度の確かに職員、削減すれば車も削減しなければいけないと思います。そういうハイブリッド車の購入予定を含めてですね、今年度の削減計画と購入台数計画を教えてくださいたいと思います。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 自動車の耐用年数から見れば本庁が合併後4年を経過しております。その経過途中の中で、やはり老朽化した車は廃車をして、使える車のみということで、購入台数っていうのは当初のところではほとんどなかったのではなからうかと。そこで調整をしてきたと考えられます。それと今年度の購入計画とありますけども、昨年度がハイブリッド1台と低燃費車が3台購入ということになっております。今年度につきましては、今臨時交付金の中で5台ほど総務部の方で検討しているということ聞いております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 麻生総理大臣は昨日、10日ですね日本の2020年までの温室効果ガス削減の中期目標について、2005年比で15%削減とすることを発表いたしました。目標達成に必要な施策の中で次世代車、つまりハイブリッド車や今年販売される電気自動車については、自動車の関係だけで見えますと、新車販売台数の50%をハイブリッド又電気自動車にすると。また保有台数の20%をそのような車にすると掲げております。佐伯市においても職員削減という行政改革を断行されると思いますけども、公用車の削減も含めて2020年ですから10年、あと10年という中期にわたって公用車の割合をハイブリッド、電気自動車を20%以上を目標に購入計画を作成したらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 佐伯市でも、さいき903エコプランの中で低公害車の推進というものを挙げております。その20%の削減ということになりますと、長期計画的な20%の削減、あの充当率になりますと市の方でも長期計画を立てていかねばなりません。その中でひとつ考えられるのが、今合併後に使っている車っていうのがあるんですけども、それがCO₂の削減ともうひとつはエコっていう考え方からの観点からしますと、まだ乗れる車を廃車してエコ車に乗り換えるかっという問題が出てきます。その分についてはエコ的な考えから反する行為になっております。したがって、合併後に議員が言われたように時々見かける古い車と

いうものがありますので、その買い換えの段階ではエコ車、低燃費車に買い換えるような推進を総務部の方と協議しながらやっていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

26番（後藤勇人） 職員の安全・安心の業務の遂行という観点から、また修理費等の経費削減からも買い換えの計画を10年という期間ですけども考えていただきたいなと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時48分 散会

平成 2 1 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 6 月 1 2 日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成21年6月12日（金曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	矢野精幸
3番	高司政文	4番	吉良栄三
5番	清田哲也	6番	井野上準
7番	井上清三	8番	佐藤元
9番	和久博至	10番	上田徹
11番	御手洗秀光	12番	清家儀太郎
13番	小野宗司	14番	兒玉輝彦
15番	河原修仁	16番	三浦涉
17番	宮脇保芳	18番	河野豊
19番	清家好文	20番	江藤茂
21番	渡邊一晴	22番	矢野哲丸
23番	芦刈紀生	24番	下川芳夫
25番	浅利美知子	26番	後藤勇人
27番	日高嘉己	28番	高橋香一郎
29番	玉田茂	30番	榎田穂積

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市副市長	市 務 部 長	西 川 三 魚 白 戸 酒 高 甲 江	嶋 原 住 田 坂 井 橋 斐 藤	泰 厚 弘 信 慎 茂 富 士 満 幸	義 信 嗣 行 治 達 男 実 弥 義 一	消 防 総 務 部 次 長	防 災 危 機 管 理 課 長	工 事 検 査 課 長	建 築 住 宅 課 長	水 産 課 長	伊 井 岡 箕 塩 平 坪	東 本 河 原 月 野 根	宇 英 司 藤 賢 大	佐 二 信 二 吉	実 勇 二 信 二 吉
------	---------	---------------------	-------------------	---------------------	-----------------------	---------------	-----------------	-------------	-------------	---------	---------------	---------------	-------------	-----------	-------------

議事日程第4号

平成21年6月12日(金曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第4回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、吉良栄三君、2番、佐藤元君、3番、御手洗秀光君、4番、矢野精幸君、5番、井上清三君、6番、清田哲也君、以上の順序で順次質問を許します。

4番、吉良栄三君。

4番(吉良栄三) おはようございます。9月定例議会一般質問も3日目になりまして、トップバッターを務めます4番、吉良です。改選後初の定例会となります。これから4年間、佐伯市の発展と市民皆さんのお役に立てるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いたします。6月定例会でございます。また、西嶋市長におかれましても、市長として2期目の再選を果たし、トップリーダーとして佐伯市の将来を担うかじ取りを行っていかれますが、今定例会をその節目といたしまして、ある方の言葉を引用しまして2期目の船出にエールを贈りたいと思います。首長という存在は最高経営責任者ではなく、孤独な経営責任者だ。抵抗勢力と抵抗規定だらけの中で経営能力を発揮することは至難の業であり、本物の最高経営責任者になるためにはそれなりの戦略と知恵と経営知識が不可欠である。また、首長は一に戦闘能力、二に気力、三、四がなく、五に統率力、無くてよいのは人柄、人気、あの市長はいい人だと言われたらもう駄目だと思ってい。ということで、これは元臼杵市長の後藤國利市長が現役時代に、全国首長連携交流大会の壇上で語った言葉だそうです。西嶋市長におかれましても、佐伯市の最高経営責任者として職責を全うされますよう、御期待申し上げまして質問に入りたいと思います。

今回は大きく2点、副市長2人制についてと、市民にわかりやすい市政の実現についてありますが、西嶋カラーであると思えますこの2点についてお伺いをいたします。それでは1点目の副市長2人制についてに入ります。まず、ちょっとこれまでの流れを述べますと、西嶋市政が誕生した4年前は収入役を置かず、助役2人制として現塩月副市長と当時県からの出向として佐藤さんが助役に着任し、平成19年には地方自治法の改正に伴いまして、助役から副市長へと名称が変わり、収入役を廃止することとなり、副市長が2人ということで条

例化をしました。そして、現塩月副市長と19年4月末までで佐藤副市長が退任をされまして、それに伴い同年の6月定例会にて議決を受けました市役所OBの木許副市長が7月に誕生しました。今6月定例会を迎えまして塩月副市長は4年目を迎え、木許副市長におかれましては約2年間の職責を全うされ、先般の5月末日をもちまして退任をされました。木許さんに対しまして、この場をお借りし感謝の意を込めましてお疲れ様でしたを申し上げます。そして現在は副市長が1名となっております、その1名の改選を迎えるところではありますが、まず最初の質問といたしまして、西嶋市長の譲れない副市長2人制であったことについて、副市長は1人でもいいのではないかと、行財政改革に逆行しているのではないかなどと言った意見もありましたが、これまで4年間の評価、お考えといったところをお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上、1点目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。吉良議員さんより副市長2人制についてということで、これまでの評価ということで御質問をいただきました。副市長2人制につきましては、議員が御質問の中で述べましたように、平成17年の3月に1市5町3村が合併して903平方キロという広大な面積を持つ新市により、旧佐伯市時代に比較して行政事務、また事業の大幅な拡大に対応するため、私が市長になりましたときに議会に提案し、2人制を進めてきた経緯があります。そうした中、この4年間を振り返ってみますと、まずこれだけの九つの行政機関を統合するという。それは市長1人、また当時で言えば助役1人では到底不可能ではなかったらうかと思っております。特に4年前は行財政という形で非常に大きな財政負担、また職員数、いろんな中で行財政改革をやっていかなければならない。また、地域における事業、いわゆる積み残し事業も広大なものがございました。本来、当時ある議員からも話があった時に、全員協議会の中で私は4人制ぐらいにしたいという話をしたことがあったと思いません。そうした中で、行財政改革をする中ではやはり4人制は無理だろう。2人制を是非ともやっていくと。もう一つは収入役というポストが過去、行政の中にありましたが、そのポストを外し、ポストをなくして副市長の兼務みたいな形、会計責任者を置くということで整備させていただき、平成19年に副市長制度になりまして、収入役制度がなくなりました。そうした中で副市長の2人という形で今までやらせていただきました。特に、こうした中でこの4年間振り返ってみますと、土曜日、日曜日のいろんなイベントがありますが、平常時における会合、各種団体又県における会合、それは非常にたくさんの役目をいただいております。特に九つの市町村が合併したということで、県に対するいろんな役職等も九つ合併した市長に全部役が回ってきまして、県との打合せ等についてはやはり内部体制の強化をしなければ、そうした中で2人制がなければここまでの行財政改革もできなかつたらうと思っております。そうした意味での2人制にあって、これがやってこられたという考え方をしております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

4番（吉良栄三） 2人制についてこれまでの成果と申しますか、市長の感想をお聞きしたわけではありますが、広大な面積を有する九つの合併をした佐伯市にとってはやはり1人体制よりも2人体制、市長としては4人体制にしたいぐらいの業務内容もあり、また行革もしなければいけない、積み残し事業もあったということであります。その中で、そうする中で4年間が経過したわけではありますが、大分県ですね、各自治体それぞれ合併をして、それぞれの自

治体ができているわけでありますが、この副市長2人置いている、複数の副市長を置いている自治体というのが、大分県下でも幾つかはあるわけであります。例えば、大分市であれば条例定数は3人以内と定めている。その中で実人数は2人であると。また別府市、大分県で2番目に大きい別府市ですが、ここも条例定数は2人以内というふうな定めをし、実人数として2人定めていると。また佐伯市も合併して2人ということでありますが、宇佐市、宇佐市につきましても条例定数2人と定めておりますが、実質は今1人であります。これはなぜ1人かといいますと、やはりこの佐伯市と同じように、合併した当初、佐伯市とほとんど変わらない17年に合併をしておりますので、合併当初はやはり行革を進めなくちゃいけない、行革プランを確立するために県から同じように1人配置をして2人体制にしたと。また同じように2年でその職責を全うされまして県の方へ帰ったと。その後はもう行革を進める中で1人体制でやってきたということで、現在1人になっているわけであります。その中で佐伯市は市長の意向の中で2人体制を続けたいということで19年度の副市長2人制を継続してきたという結果であります。その時にですね、19年度のこの時は議案として上がっておりますので、議案質疑を私はさせてもらいました。その時は、2人体制じゃあなければいけないのかと、合併して2年たったんで1人体制でいいのではないかというふうな質問をしました。また、どうしても2人体制でいくのであれば行革を考えて内部からもう1人は登用するべきだと、それが2人体制でも行革効果はあるのではないかというふうな質疑をさせていただきましたが、その時、市長の答弁としては、副市長1人制では決裁、相談の関係、拘束される時間が非常に多いんだと、またこれからの政策を考えていく上でもそういった考える時間が必要だから2人体制をしきたいんだ。そういうふうな答弁をいただいたとっております。また内部昇格をしたらどうかというふうな質問に対しては、市役所のOB、県の職員、また一般の方、市の職員、いろいろ総合的に判断した上で木許さんをふさわしいというふうな判断をされたというふうな答弁をいただいております。その中で、合併後4年間2人体制としてこれまで進んできましたが、もうこの2人体制がいいのか悪いのかというのは一番やっぱり分かるのは市長じゃないかと思っております。市長しか分からないことが多分にあると思います。この議論のあと、2人体制をしてみても実際どうだったのか、1人体制じゃなくやっぱり2人体制の方が良かったという部分をもうちょっとこの辺、細かく私も質疑をしておりますので、その部分ですね、市長の方から1人じゃなく2人で良かったんだという部分を聞かせて、もしいただければですね、答弁をいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員さんの御質問の中で詳細にということですが、議員の質問の中に、役割の関係の話が一部出てきておりますので、そうした中での答弁をさせていただこうかと思っておりますが、議員の質問の中で詳細にということですが、私にとりましても2人体制というのは、その入った時に私の方の規定の中で、役割として所管する分野を分けております。1人は事務部体制、また1人は事業部体制及び地域振興局、いわゆる振興局とかそうした出先機関等を、そうした中での全体を見るということ。私にとりましてもこれだけ九つが合併いたしましたので、それぞれの地域には全部目配りもできませんし、また先ほど申し上げましたように、平成17年当時は助役・収入役という管理職が2人おりました。その17年にあえて収入役を置かずに副市長の2人体制をもっていったというのはその一つの理由でもあります。また権限にしても収入役と助役の場合権限が違いますし、そうしたスピードも違

ってくると思っております。先ほど申し上げましたように、特に行財政改革というのはいろんな中で、庁内を事務統括することでも九つの合併の中での統括ですので、専任業務的な形もやっていかなければならない。また私にとりましてこの4年間は非常にデスクワークが多かった。なかなか外にも出られないと、まず行革を優先しなければいけない。その中でどう活性化するか、またどう維持をしていくかということ。そうした中で多く時間をとられました。詳細ということになりますと、先ほど申し上げましたそれぞれの専任的な事務所管をすることによって、それぞれの役目を果たしてきたと思っております。もう1人の副市長につきましては、事業部門ということですが、合併後多くの継続事業も入っておりまして、そうしたいろんな中を見ながらやっていかなければならないと。また現在、先ほど別府市の話が出ましたが、別府市の普通会計の予算額と当市の予算額は当初予算では、今回は骨格ですけど、当市の予算額の方が多いわけです。そうした中で別府市は面積的にも狭く、合併もしない中での副市長2人制を採っております。当市はそうした予算の関係から見てまだ非常にそうした中での事務作業が数多くあってると思っております。そうしたことを考えながらこれまでのそうした事業、また見直し、また行革、まだまだすべきことを今までが何とか4年間無事に済んだかなあと。これからの4年間、まだまだたくさんあると思っておりますのは、そうした4年間の過去の中で、小さなことまでは全部はお話するとなかなか時間が掛かりますので、そうした全体の中でのお話をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

4番（吉良栄三） そういったこれまでの評価を踏まえてですね、今後についてという次の質問に移りたいと思いますが、ちょっと今答弁の中でも市長も、におわせることを触れております。今回通告でですね、2期目も2人体制をするのか、それとも1人体制にするのか、また副市長の役割はどう位置づけるのかという質問を出させてもらっております。今議会の初日の冒頭にこの副市長2人制については市長の方からその旨の意向が言われました。その前に私も通告を出しておりましたので、この部分を踏まえてですね、答弁をいただきたいと思っております。今後2人体制にするのか、また2人体制、1人体制の場合、副市長の役割はどのようにするのか。これまでと一緒なのか、これ以上の何か役割を持たせるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） イとして、今後についてということですが、その御質問につきまして、先ほど私もちょっと触れさせていただきましたが、今回の議会冒頭に当たりまして、2人体制について私の考え方を述べさせていただいております。現状においてはやはり2人体制が必要だという考え方を示させていただいております。その理由といたしましては、先ほどの中でまだ行財政改革こうした部分、事務の把握ということ、また全体的な問題として、これまで行財政改革で部長級については非常に定年にならずに多くの方々が退職していただいております。こうした中でこれからの人づくり、課長、次長、部長のそうした組織の体制をこの4年間にきちっとしたものを作っていかなければならないと。そしてそれが責任を持った管理体制をしていかなければならないという部分があると思っております。また事業については今までがどちらかという、基礎固めのこの4年間だったと思っております。こうした中で、この基礎固めからこの4年間は積極的に私も行動していきたい。またそれを動く体制にしたいということ。そのためには、私に事業関係を見ていく、またそうした中での1人ということになると

非常に重いもんですから、2人が一緒になって見ていただきたいと思っております。また特に、今後は副市長に対して権限委譲の件もあります。また部長に対する権限委譲の件もあります。そうした見直しもしながらやっていかなければならないと。そうした中で、現在所管する分野という形で私の方は今規則等に入れておりますが、事務部門と事業部門という形で今の考え方と同じような方向で位置づけをしたいと考えておりますし、またその時点になればその考え方の変更もあり得るといこともあってと思います。そうした位置づけについては大事にしていきたいと思っておりますし、多くの行政が合併したという、まだまだ4年間では成し遂げてないという分がたくさんございますので、そうした意味でも2人制を考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

4番（吉良栄三） これからも2人体制を続けたいということで、この4年間ではなかなかやりきれなかったことが多いという中で、今までの4年間に継続して事務部門・事業部門で2人体制をしきたいという市長の意向であります。確かに副市長は市長の分身でありますので、1人よりも2人、2人よりも、それは多い方が確かに市長としてはやりやすいし、そういう部分はあるかと思いますが、実際本当に2人体制をするのが、これからどういう2人体制が必要なのかという部分を考えてときに、私も絶対1人じゃあないといけない。2人は駄目ですよと言ってるわけじゃあないんですが、やはり副市長に何を求めるか、何を持たせるかという部分で市長は事務部門又事業部門というふうな分かれかたをしましたが、私がもし2人体制を採るといふのであれば、1人はですね、例えば市長がこの2期目4年間の間に企業誘致を実現すると、企業誘致を必ず何か一つでも成功させるんだという思いがあれば、例えば企業誘致に有利な、例えば県・国の方から出向できてもらう。そういった副市長を1人設置するとか、又は一次産業の振興も市長言っておりますので、一次産業の振興するためにその一次産業に詳しい、従事した方を1人の副市長として設置する。又は行革も考えて内部から1人副市長を設置する。そういった大きな目的を持った。ただ事務で分ける、事業で分けるといっただけじゃなく、大きな目的をもった一つ何かを成し遂げる。何か成果を上げるための副市長を僕は設置してほしいなあと思います。そういった人選をしていただきたいなあと思っております。副市長といってもですね、ボランティアでやるわけではない。副市長1年間ですと、お聞きしましたが約1,050万の給与であるわけでありまして、これが1期4年間になりますと4,200万、さらには退職金がありますので5,570万、これ4年間で5,570万という経費が副市長を2人にすることによってプラスアルファされるわけでありまして、確かに広大な面積と、まだまだ事務の積み残しがあるとは言われますが、副市長2人置くんであればやっぱりそういった何か成果を上げるための企業誘致を成し遂げるとか、一次産業の振興のために寄与するとか、そういった成果を上げるための人選を僕はしていただきたいと思っております。まだどういう方を副市長として市長が提案してくるか分かりませんが、副市長2人制にするのであれば、もうそういったプロパーといえますか、専門的な副市長を県から呼んでくるとか、国から呼んでくるとか、そういった形で実績が残る格好での副市長を配置していただければと思うんですが、その辺の考えは何かあるでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 副市長2人制についての考え方はたくさんあると思います。今回1名今、欠員状態になっております。副市長の中でどのような形をするのか。例えば中津市の場合は病

院経営に詳しい副市長が入っております。また地域によれば県からの派遣もあります。そうした中でさまざまな組み合わせを考えていく必要もあると思っております。特に一次産業の場合、先般まで私どものほうは農林水産省から1名派遣をさせていただいております。それぞれの部門によって副市長がいいのか、そうした部署がいいのか、それぞれ専門的に動けることになればむしろ部長、次長、その方がいいのかと。いろんな角度が考えられると思っております。佐伯市の場合は、先ほどから申し上げましたように、私もなかなかデスクワークが非常にこの4年間多かったと、動けない時間が結構ありましたので、まず私自身が動けるようにしたいと思っております。やはりトップセールスということも必要だと。そうした中で庁内にくくりつけるんじゃないかと、また議員の言われたいろんなサポーター的、また相談ができる。そうした部分も考えながらやっていきたいと。今回は一応、議案等になると思いますが、一応1名を上げていくと。すぐ2名ということになかなか私の方もできませんので、まず1名を選任していただきたいという形で考えていこうと思っております。これはまた議案等については追加議案等になると思いますが、その時点で提案をさせていただきたいと思っております。2人制についてそうした中で十分考えながら2人制の効果を出すための方向論、これについても議員から言われたいろんな中を私もよく考えて、そして十分効果の上がる方向で考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

4番（吉良栄三） 今議会では1人を議案として上程したいということでありまして。どなたを上程されるかわかりませんが、是非ですね市長、先ほども言いましたように、ただ面積が広いとか、デスクワークが大変だからとかいうだけでね、そういう趣旨の部分だけで副市長2人制をいうのではなくて、言ったようにやっぱり西嶋市長がこれからやっていきたい。この4年間で成し遂げたい。そういった取組に対してのね副市長ということで、そういった副市長を是非2人目として選んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。今回は1人ということでありまして、これ以上は申しませんが、もう佐伯に近いですね自治体でも900平方キロ以上の面積があって10万人以上いる自治体でも1人制をしいているところもあります。2人制をしいてるところもありますが、佐伯市よりも面積も人口も広い自治体も1人制で頑張っているところもありますので、やっぱりそういうところがある中でやはり2人体制をしくということでありまして、やはり政策的な何か佐伯にとって残せる、成果の上げるその根幹となる副市長を是非選んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。この件については終わります。

次に2番目、市民にわかりやすい市政の実現についてということで質問をさせていただきます。これにつきましては、この市民にわかりやすい市政の実現、これはクリーンでわかりやすい市政の実現ということで、これも西嶋市長の政策、考えの一つだと思っております。それでこの4年間様々なこの情報公開、また市民にわかりやすいための取組というのをされてきたと思っております。私もざっと頭の中で考えたときに、タウンミーティングの開催だとか、パブリックコメントの実施とかですね、また地域審議会の設置、市のホームページの充実、情報ネットワークの整備等、いろんなことをされてきたなあとと思っておりますが、この4年間たってですね、市長なりの、まあ執行部なりのですね評価をまずはお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員からの御質問であります。これまでの評価ということは、自己評価をするのがいいのかちょっと迷ったわけですが、評価というのは第三者とかいろんな方々からさせていくと。私にとりましてはある意味で反省の部分もあるかも分かりません。1期目の就任として、その当時約束させていただきましたのは、まず地域審議会の設置を地域中心にやっていきたいと。それから私もそうした中でタウンミーティングを全地域で開催したいということをもとにやらせていただきました。タウンミーティング1市5町3村でやっていたわけですが、どうしてもそれでは旧佐伯市が非常に面積が広いということで、そうした中で2年目から地域懇談会、各校区に出掛けましてやらせていただきました。そうしたこの地域懇談会、またタウンミーティング等を開催しながら現在の市における状態、いろんな中でお話をさせていただきましたが、その中で私もいろんな意見をお伺いした中で、どうしてもこれだけでは足りない、やはり市民の皆さんがいろんな中で市長に対して、また市に対していろんな御提言やおしかり等もあるということで、私の方で市政への提言という形の手紙も全家庭に配布していろいろと提言をみさせいただきました。またこうした以外には、条例等を制定する前に市民の意見を伺うということで、パブリックコメントの導入をしていくと、そうしたことによって市民がそれに対して公開された中で今後に上がってくるいろんな条例案、いろんな形又提案等についても市民の意見を反映することができるんじゃないか。そうしたことが計画策定についても事前に市民の意見をということにとらえさせていただきました。そして、もう一つは各種審議会がたくさんあります。これに対しても公開をするように、また事前的にその審議会の日程をホームページ等、またその窓口等に掲示しながら、皆さんがいつもその会議を傍聴できると。そうした制度も今回導入させていただきました。特に、今いろんな中でホームページという形が入っておりますので、ホームページもできるだけ詳しい財政状況、また職員給与、人事、行政などの公表を市政の情報を市民に伝えるようにいろんな中で、そうした中で御質問を受けておりますが、その成果が上がったとみております。私は評価ということじゃなく、私なりの自分が思った感想でございます。あとは市民の皆さん、また議員の皆さんが、どうした形で評価させていただくかということが私にとりましても、こうした場を通じ、また吉良議員、皆さん方のお話もお伺いしたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

4番（吉良栄三） この市民にわかりやすい市政の実現についてということで、皆さんから評価をいただければということではありますが、私はですね、この4年前と比べたときに随分とやはりこういった部分は自立をしてきたなあとと思っている1人です。先ほども言いましたけど、数々のやっぱ市民に接する機会、また市民に情報を提供する機会を作ってきたなあとと思っている1人です。その中で、一点ちょっとあれっと思ったのが、市長当初は事業予算書の公開をするというふうなことを言われてたと思います。事業が予算化された段階で各地区に事業予算書を配布して真に市民が望む市政運営が行われているかを常に検証できる体制を作り、予算執行の透明性を高めるというふうな思いを持たれてたと思うんですが、ちょうど2年前、3年前ですかね、私がタウンミーティング、宇目で開催されている時は毎回出席をさせてもらっております。その時に、3年前でしたか、宇目の場合は宇目地区の事業、こういう事業をやりますよというふうな資料を配付していただいたと思います。私はあれを見たときに、ああこういうことっていいことだなあと、やっぱり地域の人にこの1年間

どういった佐伯市は事業をやっていきますよ。どういった取組をしていきますというのをですね、その地域の皆様には知らせるといことは大変ありがたいことだなあと思ってるんですが、なぜかその年だけでですね、それ以降全くそういうのがタウンミーティングでも話がなかったわけでありまして、何で1年しかしなかったのかなあというふうに私は疑問に思っているわけなんです、何か違う形でされていたのか、何か止めたのは理由があったのか、その辺がちょっとですね、この4年間振り返って疑問に思いましたので、御答弁をいただければと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 御答弁申し上げたいと思います。事業予算の配布がですね、これ2年目に確か配布が入ったんですね。3年目について私も各振興局の方でその資料をとということだったんですけど、振興局の方の資料提示という形で配布させていただきよったわけです。と申しますが、全部の本庁の予算を全部配付するというのは大変だし、各振興局単位の詳細なですね事業費の予算ということで、宇目地区ということでないんですけど、ほかの地区では振興局の中で配付したところもありますし、私も本当考えてみれば、ああそうだなあ去年はそういうことがなかったなあと逆に反省しておるところです。こうしたのはまた振興局の単位でできる限り市民にですね対応していかなければならない部分だと思っております。ありがとうございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

4番（吉良栄三） そういったところのですね、各佐伯市広いわけでありまして、そういったところの徹底もどうか今後ともよろしくお願いをしたいと思います。最近ではですね、さいきほっとメール、メールでいろんな情報が今携帯のメールとかですで見れるわけでありまして、非常にこういうこともやってるんだなあというふうに感心をしているところなんです、まだ始まったばかりのせいか、情報が遅かったりですね、何かまちまちの情報があったりしてるようでありまして、やはり機能を果たすためには万全な情報をお届けいただければと思いますので、その辺も御承知をよろしくお願いをしたいと思います。言いますように、私はこの点については随分とやはり佐伯市は進んできたなあと思っております。その中で、次のイに移るわけでありまして、5月だったと思っております、日刊紙で県内各自治体の情報公開度ランキングが公表をされております。これは大分市です、市民オンブズマンの方が各自治体にアンケート調査を取って、その結果をもとに評価、点をつけてランキングを付けたというわけでありまして、14市3町のプラス県の評価をして計18の順位を付けておるわけでありまして、この新聞記事によりますと残念ながらこの我が佐伯市は最下位、18位ということでありまして。こういう佐伯市内の中ではそういった情報公開はどんどん私は進んでいるなあと思っているわけでありまして、こういった新聞報道で佐伯市がこの情報公開という部分では一番悪いというふうな非常に残念な結果が出ているわけでありまして、これはもう執行部の方もこの新聞内容は見たと思っております。この結果につきまして執行部の見解をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 吉良議員の県内各自治体の情報公開度ランキングについてということでお答え私の方からいたします。去る5月24日に、大分市民オンブズマンが県及び県内市町村の情報公開度ランキングを発表しました。これによりますと佐伯市は先ほど申されました、

昨年の14位から順位を下げて18位ということになっております。順位を下げたことは残念ですけど、このランキングというのが、市民オンブズマンが独自に設定した調査項目及び配点によっていますので、個々の事例においては必ずしも全部公開することができず評価を下げる結果となったものや、回答の選択肢の中に適当なものがなく点数が得られなかったということもあります。いずれにしても、このような調査結果等も参考にしながら、改善が必要な部分は改善し、今後とも情報公開制度の趣旨に沿って市民にわかりやすい開かれた市政の実現に努めていきたいというふうに考えます。以上です。

議長（小野宗司） 吉良議員。

4番（吉良栄三） 非常に佐伯市としては不名誉な又残念な結果が報道されてしまったということですが、先ほど部長の方から調査結果をですね、踏まえて改善に努めるというふうな御答弁をいただきましたが、オンブズマンからアンケートの内容によって採点をされたということですが、それに対する回答だったと思うんですが、調査結果を踏まえて改善に努めると言われておりますが、じゃあ何をどう改善するのか。その辺はきちんと分析できてるのかですね、その辺を改善します、改善しますというのは簡単ですが、じゃあ何をどう改善すればいいのか。その辺がきちんと把握できてるのかお尋ねしたいと思います。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） この内容の分析の中に、零点の項目とそれから減点されてる項目というのがあります。零点の項目の中では、施工状況のホームページの未掲載とか、公開請求書の写しの送付、それからA4のコピー用紙の入札予定価格の公開とか、これがあります。それから減点項目としましては、市長交際費のうちに病気見舞いの相手方を一部非公開と、これも一応減点ということになっております。それから議会の常任委員会の議事録のホームページの未公開、それから公開請求の方法もちょっとまだもうちょっとかなというところで減点です。それから下請け報告書の一部非公開というのも減点対象になっておりますので、この零点とか減点項目の中で、この中をどういうふうに改善するかというのは、当然前に公表していけば点が上がっていくんですけど、そこらの研究をしていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

4番（吉良栄三） このランキングは大分県下ですね自治体が比較されたランキングであります。佐伯市にとってどこが悪かったよというのも当然分かっていると思うんですが、でもそれが良かった市もあるということで、良かった自治体があるということなんですね。それだけ上位に上がっているということは、だから僕はその内部的な分析も必要であります。私非常に恥ずかしかつたというか、悔しかったんでオンブズマンの所に行ったんですよ。なんでこういうことになったのということで、ちょっと聞かせてくれと、どうすればよくなるということでね、直接電話をさせてもらって、お伺いをさせてもらいました。その時に、これお持ちか分かりませんが、今回ですね、調査をしたすべての自治体の評価点が入っております。これを見た時に、どこの自治体は何が良くて何が悪い、比較したときにああこれは点が高い所はこういうところがきちんと点が取れてると、でも点が低い所はこういう所が零点だったり点が低かったりしてるなというのが分かるんですよ。だからそのオンブズマンの方も言われてたんですが、やっぱりね一番、ちなみに1位は大分県、2位が大分市、3位が竹田市ということですが、オンブズマンの方の話では、やっぱりそういった情報公開を前

向きに考えてる、開かれた情報公開を取り組もうというところはですね、毎年聞きに来るそうです。どうなってるのと、結果どうだったというふうな常にそういうふうなアンテナを張ってですね、不備はないかどこが悪かったのかということを検証されてるそうです。佐伯市来られましたかちいうたら、いや残念ながら来てないですと。え、じゃあこういう資料は佐伯市にはお見せしないんですかというふうに言いましたら、求められれば当然出しますが、何も連絡がないのでそのままになってますというふうなことを言われておりました。私は、こういうことがね日刊紙に出て、また佐伯市が一番悪いじゃあないかって言われるのがね、非常に不名誉であり、佐伯市民としてね非常に残念であるから、やっぱ改善をするためにやっぱきちんとね検証するというのは大事と思うんですよ。部長言われたように、アンケートの中で悪かったところの改善はそうなんですけど、やっぱり他市と比較して何が劣るとんのかと、やっぱそういう部分の改善まで突っ込んだやっぱことをやっていたかかないと、いつまでたっても佐伯市また悪い、また悪い。これ9回目でありますけど、ずっと悪いじゃないかというふうなことになってもらっては困るし、このランキングだけがすべてやないかも知れませんが、こういうふうに公開をされるということは非常に一つの市民の評価の目線になってくるわけですから、非常に残念なこと。だからやっぱり改善をしてほしい。そういうふうな積極的なですね、なぜ悪かったのかということをね、本当怒鳴り込んでもいいぐらいのね姿勢を僕は見せてほしい。やっぱそういった姿勢だと思うんですよ、何にしても。そういった姿勢をやっぱりもってほしいと思いますので、是非ですね、もう私もこの資料をもらって全部公開された内容の資料も全部見せてもらいました。市長交際費の内訳も全部見せてもらいました。ここではその内容は触れませんが、そういうことでねやっておりますので、是非ですね、ランキングだけがすべてじゃないですが、やはり開かれた部分という部分ではきちんと検証してですね、改善をしていくようにね、取り組んでいただきたいと思いますので、それは本当切にお願いをしますので、よろしくお願いします。また、市長もこれからも開かれた市政を目指していると思いますし、やっぱり議会ももっと開かれた議会を目指していきたいとは思っておりますので、執行部、議会ともにですね、そういう部分をこれから頑張っていきたいと思っておりますので、その思いをお伝えしまして一般質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

次に8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） 皆さんおはようございます。8番議員の佐藤元であります。質問に入る前に市民の皆様にお礼を申し上げたいと思います。先般4月に行われました市議選、特に御支援をいただきました皆さん方に心より厚くお礼を申し上げます。4年間市議として精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは通告書により、一般質問、一問一答でお願いをいたしたいと思っております。私は大項目3点挙げております。大項目の1点、防災対策について、小項目ア、市の認識について、市長にお伺いをいたします。行政は市民の生命・財産を守るのが基本と私も認識してよろしいかお尋ねを申し上げます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員よりの御質問でございます。このことにつきましては、災害対策基本法第1条に、この法律は、ちょっと御説明しますと、国土並びに国民の生命、身体及び財

産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置、その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とすると明記されております。また、この法律の中に国・都道府県・市町村、いわゆる行政だけでなく、日本赤十字社を始め61の指定公共機関や電気、ガス、運送、通信等の指定地方公共機関及び住民等がそれぞれにおいて防災に関する責務の所在を明らかにすることとなっております。したがって、行政の対応はもちろんのことですが、住民自らも災害に備えるための手段を講ずるように努めなければなりません。例えば、地区の自主防災組織等に加わり、避難訓練に参加したり、地震に備え、家具等の転倒防止をしたり、防災について知識を身に付けることや非常持出し用品の用意や備蓄品の点検など、まずは防災の基本であります。自らの安全は自ら守る自助、地域住民が共に助け地域を守る共助、行政機関やライフライン各社を始めとする公共企業、こうした機関の応急対策活動の組織を公助、この三つの力を連携させながら普段から災害に備えることが大切であると思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私のお聞きしたいのは、佐伯市の行政は、佐伯市の市民の命と財産を守るのが基本ということ定義されておるかということだけでありましたが、今市長からの答弁では自分の命は自分で守る。それからお互いを守る。そのあとに行政がくるんだという説明であろうかと思いますが、それでよろしいか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員の言われることではなくて、それぞれがそれぞれの中で一体となった3助の功ですから、こうした中での考え方だと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 押し問答を繰り返しても一緒であろうかと思えます。議長にお願いをいたします。アを終わってイに行きたいと思えますが、イとウを一度に質問したいと思えます。討議をよろしく。

議長（小野宗司） 執行部、対応はよろしいでしょうか。

はい、許可いたします。佐藤議員。

8番（佐藤元） はい、ありがとうございます。イとウにつきましては、答弁は一つで結構でございます。津波発生時の対策について、それから万全の防災対策はとれているかということでございます。東海・東南海・南海地震に伴う津波が発生した時の対策について、現在は防災マップや防災カメラ、そういうものが設置されておるということは承知しております。ただそれだけでは津波が起こった場合、じゃあ市民はどこに逃げるのか、避難地、避難をするための避難誘導路、そういうものが各地域とも全域について設置されておるか。また、されていないところについてはすぐにでもやっていただかなければ東海・東南海・南海、特に東南海・南海地震については、いつ来るかも分からないということが情報で入っております。このことについてすぐにでも対策を立てられるか問うものであります。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 佐藤議員の防災対策についてのイとウと一緒に答弁をさせていただきます。

す。本市は270キロメートルを超す海岸線を有していることから、東海・東南海・南海地震等が発生した場合に想定される津波の到達時間は、おおむね蒲江で16分、佐伯で20分とされており。わずかな時間であることから、津波発生時の即時の対応というよりも、津波被害をどれだけ未然に防止することができるかに主眼を置き、佐伯市地域防災計画第6章第5節の津波災害予防計画により各種対策を講じているところであります。まず、本年4月から防災スピーカーによる津波発生時における緊急情報の自動発報を行う全国瞬時警報システム、Jアラートと言います。運用開始やケーブルテレビ網を活用した行政チャンネルにおける緊急テロップによる告知、さらには市民メール、さいきほっとメールでの情報提供など迅速・正確な情報伝達体制の整備を進めているところであります。また、各地区での津波注意表示シールの設置や津波を想定した訓練の実施、自治会等からの要望を受けての自主防災組織の育成や活動の後押しなどを各地域に出向いて積極的に行い、住民の早期避難の体制づくりを推進しているところであります。それから避難地・避難誘導路、津波の高さが地域ごとに判断できないのではないかという質問についてです。津波の高さにつきましては、議員のおっしゃるとおり、地震の規模やその地域の地理、地形等の特性により異なることが十分に考えられます。そこで津波における避難地、避難経路の選定については、10メートル以上の高台がすべて一時避難地となりますので、防災マップや津波注意表示シールなどを参考に、行政だけで決めるのではなく、地区や自主防災組織などと協力・連携をとりながら、より安全で有効な場所や経路を決定してまいりたいというふうに思っております。また、地域住民へは緊急情報をお知らせするための防災スピーカーについてですが、現段階では市内全域での完全設置までは至っておりませんが、平成22年度末までには未整備地域すべてにスピーカーを設置し、全域をカバーする予定としております。なお、スピーカー設置に関しては、公共用地を中心に地元の区長さんと協議しながら場所を選定して、設置を行ってきております。スピーカーの吹鳴範囲は風向き等で影響を受けるために、日々の試験放送として毎日午後5時に佐伯市歌のメロディーを流しておりますけど、これにより区長と協議の上、スピーカーの調整も行っているところであります。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） はい、ありがとうございました。津波に対しての情報は市の方が多く持っておられると思います。ですが、海底4,000メートルでマグニチュード8の地震が起こった場合、そこから発生される津波は時速800キロで襲ってくるということがうたわれております。スマトラ沖の地震もそうであったかと思われ。それと佐伯市広くあろうかと思えます。第一に考えられますのが大島、大入島、それから女島、新女島、長島、鶴谷、興人、港付近、それから港を持ってありますところはほとんどただ今お聞きしたとおりであります。十五、六分で到達すると、そのあいだに逃げられるかということが懸念されると思います。どうか近くで避難できるように、それも早い時間をもって設置をお願いしたいと思います。このことをお願いしてすぐにやっていただけるといふ返事をお聞きしたかったんですが、次にまいりたいと思います。

大項目2に入ります。佐伯市の焼却炉建設後の周辺地域への対応について、小項目は一つであります。各地域へ焼却炉の建設設置の論争が起こって、当時の平成11年でございます。当時の市長が説明に回り女島地域に協力を求められ、女島区が地域内紛争、現在の大入島のような紛争が起こりました。それを何とか皆さんで話し合いをして建設を承諾をしたという

のは佐伯市、旧1市8か町村の皆さん方は御承知のとおりであろうかと思ひます。その際、建設説明会の中でも地域基盤整備の約束事、これはその都度、毎回あるごとに行われたと思ひております。このことにつきまして、女島区の水路改修工事、また通学路の整備等について現段階でも進ちょくが見られませぬ。このことにつきまして平成11年に約束を取り交わし、13・14年に建設を行っております。もう10年が過ぎようとしております。せめて排水路、そして幼稚園・小学校・中学校の学生の通学路であります道路の整備、これだけでも速やかに実行していただきたい。このことを市長に答弁をお願いいたします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 佐藤議員からの質疑のお答えをいたします。佐藤議員も先ほど言われたように、エコセンター番匠は平成11年5月31日に建設候補地を現在の東浜と発表し、平成15年4月1日から供用を開始している清掃工場でございます。施設建設当時の平成12年11月24日に女島区を除く渡町台地区自治委員10名の連名で地区発展のための要望書が提出されております。平成15年3月19日付で要望項目ごとに文書で回答をしております。女島区の水路改修につきましては、平成15年4月1日に塩屋土地改良区から移管を受けた後、平成18年度から着手し、測量、設計を行い、19年度・20年度で60メートルの整備を行っております。今年度につきましては85メートルの整備を計画しております。今後も地区の方々々と相談しながら事業を進めていきたいと考えております。なお、通学路整備につきましては危険箇所等があれば当然改善をしていかなければなりません。その際、教育委員会、また他の関係部局と連携をしながら対応をしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私に変わりました市民生活部長が答弁させていただいておりますのも市長答弁の一つということでお含みいただきたいと思っております。部長が言われましたように、私の方も当時の要望書を一応見させていただきました。平成12年の11月24日に残っております文書は、そのような文書が残っておるということで今、答弁をさせていただいております。また地域における事業については随時それに努めてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 何か歯切れの悪い答弁ばかりであります。平成15年の3月19日に佐伯市、これはまあ市長は違いますが、その当時の市長からの要望の返答があります。要望9に対して、女島区の生命・財産を守るため至急排水設備、ポンプアップをすること。台風・大雨の際、道路の水没等の危険を感じております、早急な対策を要求します。ということに對しまして回答、農業用水路、都市下水路、河口橋の建設等が複雑に絡み合っており、新女島区から女島区までの総合的な排水対策を講じないと事業効果が見込めないことで予想されます。今後、佐伯市などの関係機関に対して前向きな検討を進めていくというように要請をいたします。というのがこれは、その当時の佐伯地区広域市町村圏事務組合の管理者の市長であります。この時にうたわれたように、新女島の方の排水路は現在終わっております。そうでしょう。終わっておりますから、もう女島区の排水路を今のポンプの設置されてるところに全部集まるようにすれば水の被害なくなろうかと思ひます。そして河口橋が架からないからといって道路の整備をしないというようなことのないように、道路の整備はやはり朝・晩、子どもたちが安全に通れるような舗装、排水をするべきではないか。そのようにここでは女島区も約束をしていただいて譲歩しておるということをもう一度。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 私の方は市民生活部ということで、環境関係の部署、エコセンターの建設についての担当部署であります。工事の関係については詳しいことは分からない部分がありますけども、内容を今回、関係部署に聞き取りをしたところによりますと、新女島区の方は移管替えが以前になされていると、土地改良区からなされており、着手も早かったと。それと事業の内容自体が下水道に関わるもので、雨水の排水のための事業が促進されて女島区よりも進展をしていると。今後は女島区の方が残っておりますので、今後地区の方々と相談、協議をしながら事業を進めていきたいということを聞いております。通学路につきましても水路が関連する所があれば、それはできるだけ早めに対応しなければならないものではないかと考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 市長にお聞きします。対応していただけるという答弁であります。もう10年、11年がたちます。早急に排水路、それからせめて子どもたちが通学する通学路、その付近の排水、それからそれに付随する水路の補修又は改良、これを早急にやっていただきたい。このようにお願いをしたいんですが、市長から答弁を。やると、やるという答弁を。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 即答を求められておるわけですが、私の方も下水道計画、また排水路計画等がございますので、十分に配慮させていただきたいと思っております。また先ほど答弁しましたようにですね、平成15年に水路が移管したということで、10年前というよりも15年から私どもも準備・計画をし、予算そのものも全体を見た佐伯市の配分をしながら考えていきたいと思っておりますので、今日の議員の答弁につきましては、私の方も十分内容を協議させていただきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 15年からでも6年を経過しております。市長やはり地域の市民はそういうふうな希望をもってお願いをし、1市8か町村の犠牲とは言いませんけれども同意を皆さんにされたということでございますので、一日も早い改修工事を行っていただきたいということをお願いして、次の大項目3に移ります。

大項目3、西嶋市政4年間の公共工事に対する発注から検査までをお聞きしたい。小項目ア、工程管理の不徹底について、平成17年10月に発注された切畑集排提内工区管路布設工事について、工程管理の不徹底による工事の遅延となっております。ここで工事が工期内に終わらなかった。ですが終わったように仕組んだのは、これは業者側から持ち掛けられたことなのか、発注者側から持ち掛けてそういうふうにしたのか。市長、答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それでは佐藤議員の御質問にお答えいたします。工程管理の不徹底にということでございますけれども、この工事につきましては3月末に工事検査課の検査員を現地検査に出向かせましたが、未完成部分がありまして早期完成を指示をいたしました。その後、最終確認をし合格との判断をした後、検査調書を発行したものでございまして、仕組んだとか仕組まれたとか、そういった考えはございません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この工期は平成17年10月18日から平成18年3月10日となっております。したが

って変更工期は3月24日ということになっておりますが、5月18日まで工事は平然とやられておったという事実がありますが、本当に3月30日に工事が完成しておったのか。お聞きします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） 先ほども申し上げましたとおり、3月末までには完成をしておりませんでした。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ということは、工期内しゅん工、工期内検査はできなかったということで、ここで工事のしゅん工に対しての虚偽の申告というのは、これは市の検査課がやったということによろしいのか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） これは工事検査課の課長あるいは検査員、発注担当課等の協議により、こういった日付等の決定もしておりますし、現地では工事検査課の職員が担当しております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） そういうことになりますと、これは工事が終わったよと、3月24日で工事は終わったという書類を偽造したということは紛れもない事実であろうかと思えます。それにアを終わります。引き続きイの方にまいりたいと思えますが、この工事が遅延をいたしますと同時に契約内容によりますところの工期遅延においては業者に損害金を請求するようになっております。市長はこの損害金を業者に請求しましたか。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） 佐藤議員さんからの損害金の請求についてをお答えいたします。議員さんおっしゃるように、佐伯市公共工事請負契約約款に請負者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合は、契約担当者は損害金の支払を請負者に請求をすることができる。との条項がございます。御指摘の切畑農集排提内の工区管路布設工事の工期遅延についても当時の指名委員会において協議をしましたが、合併初年度で契約窓口も旧市町村がそれぞれで行っており、職員間に契約事務の取り扱いに一貫した考え方の徹底がされていない部分があったこと。また旧市町村でこのような工期遅延を理由にこの条項を適用する考えが希薄であったことなどから、請負者に損害金の請求はしておりません。なお、このことは、当時の議会あるいは全協の方で説明したところでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 合併後の忙しい時期であった。またみんながこれを把握してなかったということについて損害金はできなかったというのは、これはもう執行部の怠慢ではないかなと思われませんが、その点についてどのような考え方で、これが県・国に補助金の返還を請求されないという前提のもとにやったのではないのですか。その後返還を求められ、そういう流れになっていったということではないのかお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） お答えします。当時は旧弥生町の農業集落の工事なんですけど、こういった条項を今までに市町村において適用された例が見当たらなかったこととか。そういった各市町村で担当者の考えがばらばらな考えで甘さがちょっとあったという、そういったこともありまして、また指名委員会の方でも指名停止というような、そういった処分に至ら

なかったこと等を含めて、こういった処置をとっております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 今の答弁で納得がいきませんが、それではその担当部局では、佐伯市の公共工事の請負契約約款、それから、そういうふうな条項については勉強していなかったということでもよろしいのか。勉強してなかったら、じゃあ工期が遅れたのについて損害金も払わなくていいのか。そしてこの遅延損害金を払わずに、その会社は市の税金をもって返還金に充てておるということについて、その会社はじゃあ私の方が悪かったんだからお支払いしましょうということはなかったのか問います。

議長（小野宗司） 甲斐上下水道部長。

上下水道部長（甲斐満義） 議員さんの言うように、職員のそういった勉強不足というのもあったかと思えます。それと業者からの市税でという、その話については私もちょっと把握しておりません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これはその担当部局が勉強してなかった。弥生町がまだやっておったから勉強してなかったということではないと思う。弥生町であれ、宇目町であれ、佐伯市であれ、県が契約約款をやっておるそれに沿ってやっておると思えます。その中に、17年にはないわけがないんです。どこの市町村とやっても契約約款の中に遅延損害金の支払いを命ずる条項がないというのはないと思うんです。それが分からなかったということはこれは言うべきではないし、またあなたたちが故意にやったととられても仕方がないんじゃないんですか。そのことについてなぜ佐伯市民の税金、そうですね。市民の税金を充てたか。これは続きで損害金の請求についてもやってないということが分かりましたので、ウにいきたいと思えます。よろしいですか。責任の所在について、業者に対する罰則はどのような処分をしたのか。また発注者側の職員に対してはどのような処分を行ったのか。市長はどのような責任を取ったのかお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。業者に対する罰則はどのような処分をしたのかということでございますけれども。指名委員会におきまして慎重に協議を行い、明らかに業者の責めにより工事が遅延したと考えられるものにつきましては指名停止等の処分を十二分に検討いたしました。しかしながら、先ほども甲斐部長の方から答弁いたしましたとおり、当時は合併初年度であり、契約窓口も合併前の旧市町村がそれぞれ行っていた関係上、職員間に契約事務等の取り扱いに一貫した考え方の徹底がなされていない部分があったと考えられること。それから、旧市町村で工事遅延を理由にした指名停止等の処分を行う考えが希薄であったことなどから、業者に対する処分は文書による嚴重注意、さらには今後の工期遵守に対する誓約書の提出を求める処分を行っております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ということは、この時期にほかの業者が工期内しゅん工、工期内検査を行った後に少々の手直しがあったということで同じくそういう責めを受けたと。実際には指名停止はなかったけれども2か月間の指名を遠慮していただく。内々の話でその地域の指名には2か月間入らなかったという事実もあります。このようなことについて、今私がお聞きした職員に対して、それから市長は責任というのは全然ありませんでしたが、その分と合せて。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 職員に係る分は総務部の方からお知らせします。この弥生の提内の工区というよりも市長とかなりますともうその部分的な工事やないんで、全的な遅延に対する処分ということでお答えさせていただきます。平成17年度に未しゅん工工事の処分につきましては、過去の議会でもう既に報告しております。市長は市政を預かる管理責任者として道義的責任を明らかにするために、市長給料を平成18年の12月から平成19年の2月までの3か月間10%減給、それから、また当時の助役の給料について、事業部門を担当する塩月助役が平成18年12月から平成19年1月まで2か月間、それから総務部門を担当しておりました佐藤助役が平成18年12月の1か月分を10%減給いたしております。さらに職員については担当課長級以上10人について1か月、給料月額10%を減給処分を。それから関係する部長級や担当係長級10人を戒告、2人を訓告、4人を厳重注意として、合計26人について平成18年11月17日付で処分をしております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） はい、ありがとうございました。それでは次の工に入りたいと思います。大項目3の中の小項目工、設計図書のあり方について、平成18年8月に発注された木立小学校校舎・木立幼稚園園舎改築建築主体工事について、設計図書については発注するための資料、又はそのとおりに工事が行われたかという検査の資料と考えてよいかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 工事発注時の設計図書の位置づけについてお答えをいたします。まず設計図書とは、図面、仕様書、それから現場の説明書及び現場説明書に対する質問回答書と規定をされております。その位置づけにつきましては、佐伯市公共工事請負契約約款の第1条に、発注者と請負者の間の請負契約が約款及び設計図書の定めるところより履行されるべきものと定められております。また、検査については第31条で、設計図書に定めるところにより工事の完成を確認するための検査を完了しうんぬんとございまして、検査が設計図書に基づき実施されることが規定をされております。したがって、設計図書とは基本的には工事目的物の形状等を支持する技術的事項等を規定するものと位置づけられます。御質問のとおりと解釈しております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） はい、ありがとうございました。では、そのとおりということで理解をして次にオに移りたいと思います。このオについては産業廃棄物の処理工程について提出をお願いしてはいたしましたが、提出をいただきましたので、これについて質問をしてよろしいか。このマニフェスト、またこの検査要領のとおりでこれは行われておったということで理解をしてよいかお尋ねをいたします。執行部側が出されたこの書類で全部を検査をしたということでよろしいか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。廃棄物の処理につきましては、このマニフェストを中心に履行なされたかどうかという確認をいたしました。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この資料を見ますと、写真が9枚、12枚、それからあとは完成であります、これはほとんど構築物、いわゆる何か物が建っておったところの解体だと思っております、この

写真だけであって、木くず等の写真が1枚もない。これで検査にとおったということであろうかお聞きします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 廃棄物の処理に関する管理の方法でございますが、樹木あるいはコンクリートのがいろいろございますが、すべての工程写真をとというのは現実には求めておりません。特に今回の木立小学校の建築工事におきましては、例えば樹木等は正に準備工事と申しますか、建築物を建築するそこに支障たるものであって、準備的な工事であるということで状況の写真と、それからあとにつきましてはマニフェストによって数量を確認したということでございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） このことについては、産業廃棄物処理法というほかの法律に違反すると思しますので、あえて執行部の方には問いません。この木立小学校の建築について、ここにあった木が3本、コスモタウン手前の陸橋右側に移設をされておりますヒトツバについて、植栽の場所は市有地であるのか、又は私の用地、民有地であるのか、お聞きをいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。議員御指摘の3本の木につきましては、完成時には仕様書のとおり処理されたものというふうに認識をいたしまして、合格という取り扱いをいたしました。しかしその後、御指摘をいただきまして、その3本の木がほかの場所に植わっているのではないかという御指摘を受けました。その土地が民有地であるのかどうかにつきましては、それは民有地であるというふうに認識しております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これは後日分かったということではありますが、この中に処理の中にこの3本は入っておりません。したがって、この木は市の木、いわゆる所有者は佐伯市であるというふうに考えるところであります。したがって、この木については窃盗、若しくは横領の刑事罰が科せられると考えられます。これについては私の方からそのような方法で告訴をいたしたいと思えます。以上で才を終わりにして、小項目力、地域別の設計単価について、平成20年度港整備交付金事業間越港漁港整備工事について、20年度になり一般競争については予定価格及び最低制限価格は事後公表となっております。この工事は20年度工事として発注されましたが、20年度設計単価で発注されていたのは、20年度になり新単価が発表され地域的に蒲江単価で設計しなければならないものを、なぜ佐伯単価で設計したのか。また特記仕様書に記載すべきじゃなかったのか。公正性・透明性は総括表に表わすものではないのか。記載がなかったのがあったのですから、この工事の入札は中止をすべきではなかったのか。お聞きいたします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 佐藤議員の20年度の港整備交付金事業間越港漁港の整備工事につきまして、本質問と同趣旨の内容で前回3月の議会でもお答えをしたこととちょっと重複をいたしますが、改めてお答えをいたします。まず設計書の内容及び閲覧用設計図書に関する質問についてですが、工事の発注に伴う設計書にあたりましては、工事の目的物施工に必要な経費の見積りを行うため、現場の条件の把握、また工法・歩掛・単価等を比較検討したうえで積算をしたものであります。本件につきましても発注者として適切に総合的な判断に基づ

いて設計書を作成しております。しかしながら、御指摘がありましたように、当工事での発注におきましては、本閲覧設計書の添付すべきであった情報総括表を添付していなかったことについて、結果的に入札参加者の方々に混乱を招いてしまった可能性があるかと認識しております。こうした状況を踏まえまして、当該の入札以後につきましては、閲覧設計書には総括情報表の添付を徹底しているほか、今後とも工事の発注の透明性に、より一層努めていきたいと思っております。それと当該発注工事を中止すべきではなかったかという質問に対しましては、閲覧期間中に入札参加者から出された質問事項等については適切に回答しておりますし、すべての参加者に対して、同一の内容の閲覧設計書を提示したあと入札をしておりますので有効と考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 佐伯市は大分県に準ずると、入札方法については大分県に準ずるというふうになっております。このことは公正・公平にやったとは到底思われません。なぜそう言われるかという、これがどの分の資料を使って設計をするか、それもうたっていないのに、なぜ佐伯単価で設計をしたというのが分かったのか。それともう一つ、これは事後公表でありますので、最低制限価格は77%というのは分からないはずで、なぜこの業者だけが77.03の金額に合わせられたのか。これにつきましてももう質問はいたしません、入札妨害ということが予想されますので、これについても告訴をいたしたいと考えております。続きまして、小項目キ、入札の公平性について、平成20年度に入り、一般競争入札及び要件設定型一般競争入札については予定価格及び最低制限価格を事後公表とすることについて、予定価格若しくは最低制限価格を一部の業者に知らしめたことはないか。このことを市長にお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えをいたします。予定価格、最低制限価格を事前に知らせたのではないかという御質問ですが、そのようなことは一切ないというふうに承知しております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私は今、部長ということですが、議員が私にということがありましたので、先ほど部長が言ったとおり、そのようなことは一切ございません。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 平成20年度の間越につきましては、今申し上げたとおりであります、前の方には戻っていけないということではありますが、これはちょっと資料として、平成21年度の6月3日、本先日でありましたが、これも間越がやはり最低制限価格及び予定価格は事後公表となっておるのにも関わらず82.04、非常に近い、こういうことがなぜ分かるのか。今から議員の皆さんのお手元にあるかと思っております。平成20年5月14日、77%を77.09、5月21日、77%を77.03、6月6日、78%を78.02、6月18日、78%を78%そのまま、7月2日、78%を78.01、9月10日、82%を82.1、11月12日、82%を82.9、11月19日、79%を79%、11月28日、82%を82%、1月7日、83%を83.09、2月25日、82%を82.03、このように一部の業者が全く真っ暗闇の中を手探りをしながら計算をしたと思っております、ここに連なっておるこの業者のみがほとんど落札をしておるということについて、市長にもう1回お伺いします。これを事前に予定価格と最低制限価格のパーセントを教えたということはありませんか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員の御質問の中で、私の方も今聞いてああこんなに近いんかなということですが、私の方はこの最低パーセントも私自身は知っておりません。いいえ私がやりません。そうした中で、こうした事実に対してそのようなことは一切ないとしております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 同じことを二度聞きましたが、教えてないということですので、教えてないんでありましようが、私にはここに一通の告発文をいただいております。事前に入札価格を聞いたという告発文が入っております。私は今回、初めて市議選というものに挑戦をいたしましたけれども、西嶋市政4年間を見て非常に落胆しております。公正・公平性を欠き、なお一部の業者と結託されるような、またしたような噂ではなく現実にその話を書面でいただいております。したがって、市民の皆さん方に御理解をいただきながら大項目3のアからキまでの事柄につきまして、証拠を添えて告訴いたします。したがって、市長に対して辞任を要求するものであります。また、関係した職員の処罰と併せ、関係した業者にも処罰されることを強く要求いたします。そして官業の癒着の根源である予定価格、最低制限価格の事後公表を取りやめ、県の入札制度に準じ、予定価格及び最低制限価格の事前公表に速やかに移行し、公正性・透明性の確保を図るために十分留意した入札制度を構築することを強く要求し、ちょうど時間になろうかと思っておりますので、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、佐藤議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に11番、御手洗秀光君。

11番（御手洗秀光） こんにちは、11番議員、新風会所属の御手洗秀光でございます。先に行われました佐伯市議会議員選挙におきまして、貴重な一議席をいただきました。この場をお借りしまして市民の皆様には厚くお礼を申し上げます。これから向こう4年間精一杯頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは3日目の3番バッターとして、お昼からの1番バッターとして通告書のとおり、ただ今から一般質問を始めてまいります。つい先日のことですが、東京都在住で全盲のピアニスト、辻井伸行さんがアメリカにおきまして、4年に1回行われる世界的に有名なヴァン・クライバーン国際ピアノコンクールで優勝したというニュースを見て、実はすごく感動をいたしました。生まれつき全盲ということを知りまして身震いがいたしたわけでございます。生まれつき全盲、どうしてじゃあ練習はしたのだろうか、こういうふうにすぐ思いました。正に不思議でなりませんでした。驚いたのは私だけではないと思います。そこには20年間にわたる大きな、大変な家族の闘いがあったらろうというふうに思いをいたしました。あるいは同時に家族の思いやり、愛が脈々と感じられ、殺人のニュースが絶えないこの世の中で、私たちは優しさというものを実は感じたところであります。私たちが生活している地域の中でも体に障がいをもっている方はたくさんいらっしゃると思います。その方々に大きな力と勇気を与えたのではないかという気もいたしております。そこで、まず第1点目の質問とし

て、視覚障害者誘導用ブロックについてお尋ねをいたします。よく点字ブロック、このように言われますが、これは財団法人交通安全試験研究センターの登録商標でありまして、正式には視覚障害者誘導用ブロックというふうに言われております。これは日本で1965年、昭和40年になりますが、考案されたそうですが、今では全国各地に定着をいたしまして、どこのまちでも見かける風景でございますが、はがれてしまってそのままに放置をされてる箇所が実は佐伯市内でも見受けられました。誠に残念でなりません。佐伯市総合計画の中では、まちづくりの基本理念として市民一人ひとりが責任をもって、自ら考え、自ら行動すること。その結果、市民自ら率先して、自助努力をし、ともに助けあう市民主体のまちづくりを実現していく。こういうふうにかかれております。また、佐伯市地域福祉計画の中にも、基本目標として4項目上げられておりますが、4項目目に、安全・安心なまちづくりという項目がございますが、読んでみますと、高齢者や障がい者等、誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、交通・移動手段の確保や、すべての人にとってやさしい道路・施設等の環境整備等についても取り組みを進めます。と書かれております。しかし、言うは易し行うは難しではないでしょうか。なぜなら、冒頭申し上げましたように、安全かつ安心でない状態の歩道が実は市役所のすぐ前のローソンの入り口にあるわけでありまして。実は私も行政も気がついていない。これは友人から指摘を受けまして初めて私も知りました。その場所に出掛けてみましたら、正に指摘をされたとおり、ブロックが何枚かはがれてしまい、地肌のコンクリートがむきだしになっておりました。実は私も何回かその場所を通ったことがありましたが、正に気がついていない。あるいは無とんちゃくだった。それ故に素通りをしておったということを率直に反省をしております。担当課には既に話をしておりますが、修復をしていただけるものとは思いますが、すべての人にやさしいまちづくりというのは言葉では簡単ではありますが、大変難しいというふうに思います。私は自分自身のそういった他人事、あるいは無とんちゃくぶりを強く反省するとともに、佐伯市総合計画で市長が発刊のごあいさつで述べられているように、やさしさが実現できるまちづくりという立場から視覚障がいをもった方が安心してまちを歩くためにも、視覚障害者誘導用ブロックは大変重要なものであると考えます。よって1項目目に視覚障害者誘導用ブロックについての質問をいたします。第1点目として、佐伯市は視覚障害者誘導用ブロックについて、どのような設置基準に基づき設置をしているのかお尋ねをいたします。2点目として、佐伯市に整備指針等がありましたら、その内容を是非お聞かせいただきたいと思っております。3点目は、設置基準や整備指針があるとすれば、日常的にはどのような点検体制をとっていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。4点目には、はがれております補修が必要な箇所におきましては、どのような対応をするのか。以上4点についてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 御手洗議員さんの視覚障害者誘導用ブロックに対する御質問のうち、まず本市における設置基準についてお答えをいたします。議員も御承知のとおり、旧市内の歩道部には視覚障害者用誘導ブロックを設置をしております。市でその設置基準及び整備の指針等は特に市独自では設けておりません。平成8年に高齢者、障がい者を含むすべての県民が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまち作りを進めることを目的に、大分県福祉のまちづくり条例が施行されました。この中に、市町村の責務として、多くの市民が利用する建築物及び道路、公園その他の公共の用に供す

る施設について、安全かつ容易に利用できるようにするための措置を講ずることとなっております。これをもとに市でも視覚障害者誘導用ブロックの設置を行ってまいりました。その整備指針については、国から示されておりまして、この中で設置対象道路として視覚障がい者の歩行が多い道路、公共交通機関の駅等と視覚障がい者の利用が多い施設等を結ぶ道路等には必要に応じて視覚障害者ブロックを設置するものとするがあります。つまり車道と歩道がきちんと分離され、なおかつ歩道幅員が確保されている箇所には可能な限り設置することとしております。現在設置されております視覚障害者用ブロックは、平成10年ころより、やさしいまちづくり事業の中で設置路線を設定をし、歩道の段差解消と併せて設置したものです。また、近年では中心市街地の街路事業、歩道の設置事業、歩道空間のバリアフリー化事業の中でもこのブロックの設置に努めておるところです。日常の点検体制はどうしてるのかという御質問でございますが、道路パトロール員による巡視も行っておりますが、地域住民の方からの情報提供に頼っているというのが実情でございます、これらの情報をもとに、職員が現地の確認を行っておりますが、この点検が不行き届きの点が多分にあるのかなあというふうに感じております。次に、はがれている箇所の修復についてですが、視覚障害者用ブロックの設置方法には、コンクリートやセラミック製のブロックを埋め込むタイプのもの、また歩道面にのり付けをするシートタイプのもの、あるいはまた溶融式のもの等があります。特に駐車場の出入口などにはブロックがはがれたり割れたり傷むケースが多くございます。これを機会に改めて総点検を行いまして、補修等の必要な対策を講じたいと考えております。以上です。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今お聞きしますと、道路パトロールという形でお話ございました。じゃあ道路パトロールというのはどういう形でやっているのか、少し具体的にお聞かせをいただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 道路パトロール員は本庁で2名、各振興局、この視覚障害者用ブロックを設置している場所というのは主に中心市街地が多いと思いますけれども、パトロール員は各振興局にも2名程度配置をしております、これは囑託員でございます。本庁管内にも2名配置をしております、本庁管内で雇用しておりますのは本庁管内を中心に、これは全市的な市道のパトロールというのが中心でございますが、行っております。このパトロールも車で走るケースの方が多いいもんですから、御指摘のように視覚障害者用ブロックの点検というのが行き届いてないというのは御指摘のとおりであるかなあというふうに感じております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 私が今あえて佐伯市役所の前のローソンという言い方をいたしました。これは担当課の方にも実は出向いて行って私とじかに見ました。先ほど部長も言われましたように、車の出入りが多い所が実ははがれると。これはコンクリートブロックではありませんから、セラミックの貼るやつということではがれてるんですけども、枚数を見てもらったら分かるように、もうこれはブロックということではなしに、全然用をなしてないという状況でございますから、総点検をしたうえで直していくということでありましてけれども、市役所の前ということは、いわゆる私たちが議会活動、あるいはお客様が市役所に出向いて来て、そしていろんな仕事をしたり、あるいはお願いする場所でもありますから、そういう場

所に一番近い所、それがそういう状況であるということは、はなはだ残念でなりません。食事をかうために、弁当をかうためにですね出掛けていく場所でもあろうかと思えます。そういうところがはがれておりながら見過しているということは本当に安心・安全なまちづくりをしていこうと言いながら、心の中では他人ごとではないかというような気もいたしております。ですから、やはりまちづくりの基本は人づくりでもありますから、それぞれの方々が自分の目で見て、ああここおかしいと、そのことが指摘できるようなまちづくり、先ほど部長の方は地域住民の方に頼っているというふうでございますが、その地域住民の方から寄せられる意見を、やはりきちっと受け止めて早く対応していただききたいと。このように部長に思っているところでございます。その点について詳しい御答弁をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 御指摘のようですね、健常者にはなかなかそことんちゃくないといひますか、はがれてるってことが見過してしまうということは多分にあったらうというふうに今反省をしております。御指摘の場所についてもですね、早急に補修をするなり致しますし、全市的にもですね一回総点検を行ったうえで、必要な対策をできるだけ早い時期に実行したいと思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） そこで総点検をする際に、私たちが見てどのような状態になったときには取り替えるというふうなものがあればですね、というのは、今ローソンの話をしましたけれども、私も佐伯、いわゆる旧市内をかなり回ってみました。そしたら本来真っすぐ歩いていくためには真っすぐの線を作っておるんですが、その線が大きな車のタイヤによって削られて全くその凸凹が感じられないという箇所が、はがれてるという状態と違うような状態で潰れてる。これも実は役に立たないわけでありまして、そういう箇所がかなり実はございます。ですから、どういう状態になったら補修なりしていただけるんかなという気持ちがありますので、その点について分かるように御説明をいただきたいと思ひます。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 先ほどお答えしましたように、視覚障害者ブロックの設置の方法にはですね、ブロックを埋め込むタイプ、それからシールで貼り付けるタイプ。それともう一つはですね、溶融式といひまして、例えばセンターラインだとか、測線を引く加熱をしまして引く、その三つのタイプが一般的にあります。費用もですね、費用のことを言うとおしかりを受けるかも分かりませんが、いわゆる溶融式というのは一番安くやれるわけです。ただしその欠点はですね、熱や過重に非常に弱い。特に暑い時に車に乗りますといひゆる凸凹の部分がびっしょりしてしまうということになります。今回点検をいたしまして、その方法では当然その車の出入口でまた同じことを繰り返すということが考えられますので、修理の方法としてはですね、例えばのり付けをするタイプということで対処するということが今考えられるのではないかと思ひます。ブロックを埋め込むタイプはですね、一端歩道を全部切りまして、掘り上げてその所定の深さに埋め込むということをやりますので、それは非常にコストも掛かります。したがってのり付けのタイプで補修をするというふうを考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 佐伯市は903平方キロメートルございますので、かなりの恐らく施設状況だというふうに思ひます。そういう中で、総点検ということをおっしゃいましたが、本当にや

っていただけるのかですね、かなりのエリアが広いんで、その点をお尋ねします。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたしましたとおり、総点検を行ってみたいと思います。ただし、道路管理者はですね国道は国、県道は県、というふうに明確にその責任範囲が定められております。私の方で総点検をいたしますけれども、私たちが直接手を出せない県道・国道についてはですね、どういう状況であるというのは当然管理者に申し出をしておきたいと思えます。私どもの責任範囲である市道についてはですね、私どもの方で対策を講じたいと思えます。この視覚障害者用ブロックはですね、先ほど申しましたようにほとんどと言っていいと思うんですが、市の中心部のいわゆる公共施設の集中したところ、つまり先ほども言いましたように、歩道と車道が完全に分離をされておりまして、視覚障がい者の方がある程度安心して歩ける道路の形態が確保されてるとこというふうに、ある程度限定をされておりますので、量的にはそれほど大きなものではないというふうに思っています。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今総点検をしていただけるということを確認をいたしましたので、できるだけ早い時期にお願いをいたしたいと思えます。よろしく申し上げます。それでは第1点目の視覚障害者誘導用ブロックの質問について終わります。

引き続き第2点目の一般廃棄物、ごみ処理基本計画についてお尋ねをいたします。この基本計画は、平成21年度を初年度として15年後の平成35年度を計画目標年次としておりまして、おおむね5年ごとに改訂されるようになっております。目的は市民、事業者、行政が取り組むべき課題を明らかにし、ごみの排出抑制、これはリデュースという英語を使っておりますが、さらに再使用これをリユースというそうでございますが、によりまして減量化、そして再生利用、ここでいうリサイクルでございますが、再資源化の促進と適正な処理、処分を行うための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、物を大切に安心して暮らせる循環型のまちの実現を目指すため、今年の3月に策定されております。この基本計画は113ページという膨大な計画数でありますので、分かりやすいように概要版や実施計画が同時に策定されておりますが、この基本計画をどのように市民に周知し、どのように協働していこうとしているのかをお尋ねします。ここでいう協働というのは、協同組合の協同の協に働くという意味で使わせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 御手洗議員さんより、市民への周知方法ということですが、議員がおっしゃるとおり、私ども佐伯市におきましては基本計画を策定しております。これについては佐伯市のホームページ等でも言ってるわけですけど、議員が言われる概要版についての配付等については通常のごみの収集一日におけるいろんな中の日にちとかですね、そうした中でやっております。この計画についてちょっと申し上げますと、これは市内から無作為に抽出された1,000世帯に対するごみ処理のアンケートの調査の結果、また平成21年1月には全市民を対象としたパブリックコメントを市報や佐伯市のホームページにより募集いたしております。こうしたことについて住民に分かりにくい点、またいろいろありましたら私の方もですね、また担当の方と相談しまして、分かりやすいごみの排出をやっていきたいと思えます。先ほど申し上げましたように、普通の家庭で出す形をとっておりますので、またその中でまだリデュース、リユース、それからリサイクル、いろんな形があると思えますが、一応そうし

た基本計画書ということで制定しておりますので、それに基づいて今後ともやっていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 平成35年度を計画目標値にするということでございますから、かなり長期ではないんですけども中期的な計画というふうに考えますが、市民から見れば結構長い計画年次になってます。そして、35年度におきましては、こういう形にしていくんだというものも示されておりますから、非常に市民の協力がなければこれはできません。ですから、その市民の協力を求めるためにもより良い周知方法を考えていただきたい。単なる市の広報とかホームページで流せばそれで良いというだけでは、これは市から見れば我々の施策を周知をしましたというだけで終わってしまいますので、市民の方々から全面的に協力をいただいてCO₂問題を含めて環境問題を取り組んでいくためにも、理解をしていくために共に働くという意味でお聞きをしておりますから、市がこんなふうにやりますよというだけではこれは単なる周知でしかありませんから、具体的にどのような形で市民に周知をするのか、再度お尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 御手洗議員の質問にお答えをいたします。今まで質疑の内容を聞いておりますと、処理基本計画についても十分に目を通していただけてるというように察しております。私も5月から市民生活部長で来たんですけども、もう一度中身を確認しております。中身自体は分かりやすい、非常に分かりやすいページになっております。目標を35年とありますけども、目標値等も定めて実行していくという形になっております。御手洗議員が言われるように、じゃあ具体的な方法をというところでは一番のポイントではなかるうかと思っております。今回、初日の時にも上田議員からも質問がありました。さいき903クリーンアップ大作戦、そういうふうな市民を巻き込んだ、事業所を巻き込んだ活動によって、一人一人が環境に対する意識を高める。また子どもさんやお年寄りについても同じく参加をしていただきながら、その意識が高まると、ごみを捨てようと思った時に、車に乗って思った時に手はいてもやめるといような、そういう意識づくりを今後もしていきたいと思っております。また、先ほど市報やケーブルテレビうんぬんという御手洗議員からの御指摘もありましたけども、そういうメディアや紙面を使っても同時に併せて広報をしていき、クリーンなまちづくりをしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） この問題はですね、やはり一番市民と密接に関わる。そしてまた、市を挙げてやらなければならない事業だろうと思っております。このごみというのは人間社会がある限りずっと続くわけでありますから、是非市民に十分理解できるような、先ほどメディアというふうに言いましたが、メディアの中にもいろんな形を使ってですね周知をし、そしてこういう場合には是非このようにしていただけないかなあという、市からも出向いて行って、いろんな形で説明をですねしていただけるような体制づくりを是非お願いしたい。そして例えば、市民がよし、俺も関わってやろうというような人が1人でも2人でも増えてくれば、それが佐伯の市民の力、いわゆる私はそれを市民力と言いますけども、市民力があれば佐伯は力を付けてきます。先ほど吉良議員も情報公開の時に話がありましたが、下位のような状況にはならない。市民の力を付けていくことによって佐伯市全体が強くなっていく。市民の力

が上がる。いうふうに考えますので、是非ともこの点について積極的にいろんな形を使って市民に理解と、そして私たちのそういう政策に全面的に御理解いただいて一緒に加わって動いていただきたいということを積極的に取り組んでいただきたい。このことを申し上げまして、この点については終わります。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、ごみ処理手数料について御質問をいたします。先ほど言いました一般ごみ処理基本計画の中のごみ処理の現状という6の3という項に、ごみ処理の手数料について記述がございます。指定ごみ袋として佐伯市では大として45リットル、これは10枚入で300円で市販をされておりまして、小は20リットル、これが10枚入で150円となっております。今現在恐らく佐伯市内ではこの大きな黄色い燃えるごみ用がこれが45リットルですね、そしてこの小さい白い容器が3通り入れられる20リットル用の容器と、この2通りだけです。私が地域の中を回ってみますと、一人暮らしの方などは、帯に短したすきに長し、御年配の方々はこういう言葉を私にかけました。中間の30リットルくらいがあればいいのになあという声をよく耳にします。なぜかと言いますと、燃えるごみは今現在1週間に2回の収集がございますね。その際に、燃えるごみの中でも特に生ごみ、この生ごみはなかなか大きいものの中にためていくことが、1週間分ためないと実はこんだけくらいにならないという意見です。だからこれでもちょっとオーバーすると、その間の中間の30リットルといえはですね、実はこれ隣の津久見市からお借りをしてきたんですが、これくらいの大きさになります。これくらいの大きさを是非作っていただけないかという質問でございます。この基本計画の中では、おおむね5年ごとに改訂をするというふうになっておりますが、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には見直しを行うというふうになっておりますので、大きな諸条件とは思いませんけれども、この中のごみ袋を作っていただけないか、御検討をいただけないかお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 御手洗議員の質疑にお答えをします。一般家庭から排出されるごみの中には集積所を利用して出すごみ、それからエコセンター番匠やエコセンター蒲江に運び込む方法のもの、若しくは家うつり等、一時期に個人から多量に発生するごみを清掃センターに直接持ち込む方法と、方法には3種類ほどあるようになっております。家庭のごみの中にも御手洗議員が言われたように、袋まで持参していただきましたけども、45リットルのもの、それから20リットルのもので値段的には大きい45リットルが1枚当たり30円で10枚つづりの300円と、それから20リットルの分が15円で10枚入り、それで150円という方法で販売をしております。今のところ担当課の方にも確認をしましたら、20リットル、50リットルということで、合併後にこれは全域に広げた袋でございます。旧佐伯市内とか上浦とかというような形のものが、旧の方法でやってたものを統一したものがこれでございます。そしてその採用する際には全国的に利用されているサイズということで45リットル、20リットルを採用しているということを聞いております。それとこの4年間のうちに袋の大きさ等で問い合わせ、要望を受けたところがないんで今のところは新しいものを、今度新しくできると保存とか数のストックとかいう問題がいろいろ出てくるようにありまして、考えてないという方向で今考えをもっているところでございます。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 今のところ考えてないということでございますが、今先ほど私が見本を見

せました。それは津久見の見本でございましたけども、実は隣の臼杵市の方はですね、また佐伯市の小とは違った小を実は作っております、これが臼杵市の小の大きさで、これはいわゆる20リットル、佐伯のこの白い入れ物と同じ実は容量です。で、なぜこの幅を実は私測ったんですが、幅は実は全く同じなんです。しかし長さが長いんですよ。これなぜかと言いますと、この袋の実は厚さが佐伯の方が厚いと、この幅がですね。これがこちらよりも広いということで中身は一緒だということになるんですが、津久見の場合はですね、先ほど言いました。さらに極小として、これよりもまだ小さい10リットルもあるそうです。そして同じく臼杵も極小の10リットルサイズがありますが、これはそれぞれ津久見が10枚で100円、臼杵の場合は10枚で70円、極小まで必要かどうか別にいたしまして、自治体によってはそういうふうに市民の声を受けて、全国的にそうであるかも分かりませんが、十分対応ができるような政策をとっておるということでありますから、何も声がないとかいうことではないと思います。私が実際に回ってみて、そういうふうな声を聞いておりますから、是非ともお聞きとどけいただければありがたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（小野宗司） 白田市民生活部長。

市民生活部長（白田茂達） 近隣の市町村でもその10リットルという形の極小の分もあるというのを私も今回初めて知りました。担当部署でありますけども、5月から佐伯市になれてるといふところの部分もあったと思います。今後市民の声を聞きながらですね、検討課題にしていいただければと思っております。

議長（小野宗司） 御手洗議員。

11番（御手洗秀光） 部長の方から検討していただくということでございますから、是非臼杵、津久見に限らず、大分県内の状況等をですね、あるいは県外でも結構ですから、実施しているところ等がございましたら、そういうのを参考にさせていただいて、そしてまた市民の声も聞きながら、是非実現に向けていただきたいというふうに、このことを申し上げまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で、御手洗議員の一般質問を終わります。

次に2番、矢野精幸君。

2番（矢野精幸） 2番議員の志政会の所属の矢野精幸でございます。新佐伯市になりまして二度目の選挙も終わり、議員の定数も44名から30名に減りまして、新しく議会もスタートをいたしました。私も再選を果たすことができました。市民の皆さん、またとりわけ御支持をいただきました市民の皆様には心より厚く御礼を申し上げます。これからの4年間、市政の発展のために頑張っていきたいと思っております。

それでは質問に入りたいと思います。今回は大きく分けて4点を一問一答方式にて質問をしたいと思っております。世の中は大変な不況下に置かれております。100年に一度の未曾有の金融危機とも言われております。アメリカの象徴ともいえるあのGMの実質的倒産、また日本では上場一流企業の歴史的な赤字決算と昨年この時期に、この現在の状況をだれが予測したでありますでしょうか。経済は魔物だと言われておりますが、正にそのとおりだと思います。民間の会社は余剰人員の整理、経費削減でリストラを余儀なくされております。失業者も増え続けております。しかしながら、これも会社の生き残りを掛けた苦渋の選択であります。市政の運営も正に同じことが言えると思います。全国どこの自治体も行財政改革は不可欠であります。当市においてもこの4年間、いろいろな分野で改革を行ってまいりまし

た。その一環として公共施設を指定管理、また売却、あるいは無償譲渡をいたしております。これらのその後の管理運営につきましてお聞きをいたしたいと思っております。まず1点目としまして、この施設の中で調理場を備えた施設はどのくらいあるのかをお尋ねをいたします。以上で1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 矢野議員さんの質問にお答えいたします。指定管理等を行っている施設のうち、福祉関係の施設でございますが67施設ございます。この中で調理場を備えている施設は18施設ありますが、そのうち業務をですね委託している施設は5施設となっております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今お答えを願いました施設の中でありますが、この調理場を直営ではなくてですね、業務の委託、いわゆる下請けに出しているところはどのくらいあるのかをお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えいたします。業務をですね委託している施設につきましては5施設でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 5施設と言いますと、調理場の中の業務ですよ。調理場の中の下請け。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 指定管理を行っている施設でですね、調理業務だけですね、調理業務だけを委託しているのが5施設です。あとは直営でですね調理業務を行っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） この5施設の中にですね、これは次のイにいけます。原材料の仕入れですね、この5施設の中で原材料を仕入れている、仕入れ先ですね。これで特に老人ホームとかデイサービス等と思うんですが、これもう差し支えなかったら施設の名前をお聞きするといいんですが、差し支えなかったらですね。この施設でですね、原材料をどこから仕入れているかということなんですが、委託する前にですね、直営の場合はもうほとんど全部とっていいと思うんですが、市内の業者から仕入れをしておったと思うんですが、この中で今言いましたように、すべてが市内の業者から仕入れているかどうかということのお尋ねをします。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。議員さん先ほどですね、5施設と言ったのは、福祉施設に限った施設でありますので、そこらちょっと食い違ったかなと思ってます。指定管理をしている中の福祉部門のだけの施設の中で5施設ということです。ほかに福祉施設以外の分にも指定管理はございますけども、そちらの方は今回ちょっと数字に入れておりません。5施設の中でですね、仕入れの割合でございますけれども、今回ですね可能な限り聞き取り調査をですね行いました。仕入れ状況につきましてですね。ちょっと名前はですね伏せさせていただきたいと思っておりますけれどもですね、1施設これ特別養護老人ホームでございますけれども、市内の業者からの仕入れは30%ぐらい約ですね。そしてあとの4施設につきましてはおおむね90%前後の仕入れ割合でですね、市内業者から調達をしているようです。一

つの施設につきましては30%ぐらいとなっております。これはあくまでも私の方の聞き取り調査をした状況でございますので、御了解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） この今、特老といいましたね、これが市内業者から30%を市内から調達しているというお話でありました。また、そのほかの4施設が90%ということでありましたね。といいますともう90%といいますとほとんどもう全部と言っていいと思うんですが、その私がですね、ちょっと聞いたところによりますと、そうじゃないような感じなんです。この今言いましたこういう施設はですね、下請けに出しておると、直営で今言いましたこの施設の運営を、調理場の運営をしてないということなんです。大手の業者がそういう業者があるらしいんですけどね、そういう業者にもう全部を下請けに出してそこにお任せと、ですからもちろんもうそういう業者は全国あっちこちにそういう取引を持っておりますんで、本部で一括仕入れをするらしいんですね、それをその各そういう施設に車で毎日配達をするということらしいんですね。ですからもう市内の業者が全く入っていく隙間がないということなんです。その辺はどうなんですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。今言われた一例でございますけどですね、特に大手の県内でも20何か所です。施設を委託を受けてる大分の業者にも委託をですね、佐伯の業者も指定管理ですかね、してるところがございます。その大手の業者はやっぱり大分に行くとき大きな加工場ですかね、もってあって一括仕入れとか、大量仕入れをする関係でですね、なかなか地元の業者との価格の折り合いがつかないとかですね、その量の、大量に仕入れますので佐伯の方も対応ができないと。そういった話もですね聞いておるところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ちょっと違うんですねその辺がですな。このさっき言いました、もう全面的に委託をしないと、下請けに出しとるとということなんです。それもほとんどそうでしょう。この5施設は、部長そうでしょう、調理業務はそうでしょう。その場合にですね、今ちょっと部長が言われたのは随分違うんですね、私の聞くところはですね。今まで既存の取引の業者がありましたよね、その施設によってはそれぞれの業者がずっと以前からお付き合いしておったところがもうそれぞれあるわけなんです。業者の中でもいろんな業者がおりますよね、そりゃこれ調理部門ですから、食べ物ですから、そら米から始ってみそ、しょうゆね、それからいろんな調理のそういう食材がございます。それはもうその今まででしたら、この佐伯市内の地元の業者から、それぞれから仕入れておったわけらしいんですね。それがその今回民間委託したということですから、この調理場業務がすべて、全部ですねさっき言いました大手のそういう業者にですねお任せということになりましたということで、そうなりますとですね、もうすべてがその業者がさっき言いました本部仕入れで、一括仕入れをやるということで、佐伯からの業者はほとんどがもう取引はそこで駄目になったということなんです。そのいきさつを聞きますとですね、ある日突然、お宅とは取引をしないと、できないということ言うてきたとありますね。それがまあ事前にそういう相談でもあってですね、さっき言いました値段の交渉等でもあればですね、それはまたそれなりのことはできるというんですねそれは、それは当然そうだと思いますやはり、やはり今までずっと取引をしておったところがですねやっぱ止めるか止めないか、存続できるかできないかとなりますとですね、

やっぱ業者も商売ですから何とか存続を考えますよね。そうした場合はやはりそれなりの工夫もするじゃろうし、努力もするやろうし、値段的な交渉に入ってもですね何とかその辺のことも交渉ができると、相談できると思うんですよね。それさっき言いましたように、ある日突然に切られたというのと、もうそれ今度言うていくところもないというわけですね。ですからまあそら、そういうことが今言うように、元市の施設があったものですね、民間委託した途端にそういうことになればですね、これ当然市内の業者は痛手を被りますよね。ですからさっき言いましたように、値段うんぬんとか量的に市内の業者が対応できんとかいう問題やないんですよね。それ以前の問題なんですよ。そこ辺どうですか。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。私どもは調査につきましてはですね、今回質問のとおり老人のデイサービスとか施設ということでありましたので、その施設に限ってですね、調理場ですね外部委託しているのかどうかと。それから委託はしてるけど仕入れ先は市内かどうか。そういうことの2点に調査をいたしております。その結果がですね、今言ったように五つの施設が調理場の委託をしてると、その仕入れの割合を聞いたときに、さっき言ったように30%と、あとは90%以上市内業者から仕入れているという。そういった結果をもとにですね、今お答えしてるところでございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） さっき言いました30%、ある特老では30%ね、30%というけどこれほとんどね100%に近いですね、100%に近い取引をしないとという感じらしいんですよ。地元の業者からほとんど取ってないということなんです。これ30%ないですよね。そこ辺がですね、どういう聞き方をしたんか、調査したんかしりませんが、これは実際に取引をとする業者が言うんですからね。今言いましたように、市の施設ですからね、その施設がやはりさっき言いましたように、ほとんど経費を削減のためにですね、その分の経費は削減はできたと思うんですけどね、しかしそれ今言いましたように、やはりそれによりましてですね、市内の業者を圧迫したり、またそこで取引ができなくなったりですね、これやっぱり本当、業者によりましては死活問題になるんですよ。ですからそこまで市の方も考えてされたんかどうか、その辺をちょっと。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。私どもの指定管理を出す場合はですね、民間のノウハウの活用とか、経費の削減もまあお願いしますということをお願いしておりますけれども、そういった受けた法人の方もですね、やっぱり経費の削減、施設を運営していくことの中でですね、そういった努力ですか、経費の削減に向けて努力をですねされたことの結果がですね、そういったことで現れてきているのではなからうかなとそう思っております。この30%というのは、調理業務の委託をするときですね、法人の方が30%は市内から必ず30%以上はですね、市内から必ずとるようにという条件で委託を出したと。そういう経緯がございます。これはまあ報告になりますけど、委託業者が佐伯に来て、佐伯市以外の施設ですね、例えば大分の施設、そういった施設の分も例えばお米とか、魚とかを大量に買って帰ると、そういったまあいい面もですねあるというような報告も受けております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次のイに移りますけど、先ほど若干関連をいたしますが、業務を委託した施

設の中にですね、市の経費がですねどのくらい削減できたのかということをお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 経費の削減がどれくらいだったかということでございますけれども、21年度当初の時点です、公の施設408か所ございますが、そのうち157か所ですね、この制度ですね導入しております。指定管理者制度と管理委託制度の実施前と比較したときですね、平成20年度ベースでおよそ1億円の節減となる見込みとなっております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） この場合ですね、今言いましたように約1億円の経費が節減できたということでこれはもう結構なことなんです、それによりましてさっき言いましたように、業者に対しての影響が出ておるということでありますんで、これはちなみにですね民間のある大きな病院の中でですね市内のですね。やはり調理部門をそういう業者に全面的に委託をしとるといふところがあるんですが、これがですねやはり委託をするときに条件をですね、原材料の仕入れはすべて市内の業者から取ってくれと、ちいうことをですね一考をつけたらしいですね。それだから今何年も運営しておるといふことで、ですからそういう民間の病院の場合ですね、そこの取引する業者は全く影響がないということなんです。今言いましたように、そういう条件付きのですね委託契約といいますが、そういうことをすればですね、こういう問題は起こらなかったと思うんですよ。ですから今からでもですねそういうことができないのかどうかひとつその辺をお願いします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） お答えします。確かに今回の指定管理の場合はですね、そういった条件ですか、必ず市内業者からというような条件は付けておりませんでした。そこら辺の配慮がなかったかとは思いますが、なかなか経営努力を求めていく中でですね、そういった条件を付けるまでの厳しいものがあるかなとは思いますが、指定管理の切替えがございまして。その時にまあどうしたらいいのかなあと、今回の議員さんの質問がですね、趣旨を十分理解した中でですね、そういったことを考えていくべきかなあと。こういった形になるか分かりませけれども、考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） これは余談ではありますが、今言いましたように、ある病院の場合はそういう形で、条件付きで業務委託をしたということで全く業者には影響がないと、全くといえますかほとんど影響がないということなんです。あるまた病院はですね、それを突然にやったらしいんですね、そうしましたらですね今度そこに働いておる人たちが失業しますよね、失業したらそりゃそこで納得して辞められたというんならいいんですけどね、そうじゃなくてやはりもう無理に首を切られたということになっておるところがあるらしいんですね。そういうところは逆にですね、もう辞めた人がやはりそのおった病院をあまりいいことは言いませんわね、そういうことも起ったというんですね。だからやはりお互いにマイナスな面がでるんですねそういうことになりますとですね。やっぱそういうことにもならないようにですね、もうそういうことになれば今言うように、どっちもが損ですよ、そりゃもう佐伯市自体はさっき言いましたように経費の節減になったというてもですね、やはり市民の生活、今市民のそういうことで仕事を辞めないかんようなことになればですね、こりゃそのわずか

な人数にしてもですね、これは大変なやはりその人にとってみれば仕事を奪われるんですからね、これはもう深刻な問題と思うんですね。そういうことをやっぱかなり配慮せんとですね、これはやはり経費の節減だけを全面に出してやったんではさっき言いましたようにどうかかと。やはり何事もやっぱ慎重にですね、次の次を、先の先を読んだうえでですねやらないと、そういう弊害が起こるんじゃないかなあということなんですね。ですからやはり是非とも次のですね契約の時点には、また今度次のといいますが、できれば早い時期にですねそういうことをこっちの方から話をもっていくと、行ってそういうことの話の折り合いをつけるとかね、いうことができないかなあということなんです、その辺どうですかね。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 今回はですね、そういった条件を付けてないですけども、そういった地元の業者に対して配慮をお願いするしか今回の場合はですねと思うんですけども、次回につきましては、そういった指示も十分含んだうえでですね、いろんな方法をですね考えていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 是非ひとつよろしくお願ひしたいと思うんですが、それとひとつ付け加えておきますが、先ほどから地元の業者ということをおっしゃってありますが、今市の方もですね地産地消をもう昨年からうたってきたてきております。これももうほんと是非ともこれを推し進めてですねやってもらいたいというふうに私も思います。ですからもうそういう場合にですね、これやはり地元業者がそこに取引しておればですね、そういう地産地消についてもやはりかなり窓が開けてくるんじゃないかなあということが私は思うんですね。ですから、是非ともそういう意味からですね、地産地消を推し進めていくという意味からでも是非とも私そういう形で以後やっていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次に移ります。次に、大きく分けましての2点目ではありますが、定額給付金についてお尋ねをいたします。この不況下で景気の浮揚策として即効性があるんじゃないかということで国が打ち出しましたこの政策であります、また消費の増加を期待しているところでありますが、これにつきまして今、佐伯市の支給状況につきましてお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） 定額給付金の支給状況と現状についてということでお答えします。平成21年6月4日現在の支給対象者が8万1,291人、それから支給時期が平成21年の3月23日から今年の9月24日までとなっています。支給内訳につきましては、1人当たり1万2,000円、ただし65歳以上の方と18歳以下の方が1人当たり2万円となっております。それから支給総額が合計で12億7,348万4,000円、うち6月4日時点での支給済額が12億4,600万4,000円で給付率が97.8%となっております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ということはもうほとんど支給をされとるということなんですね。この問題はこれがそのそういう景気の浮揚策になつとるかどうかがどうかということが一番問題であります。その辺は何かこう変わったことが起こってますか、どうかその辺は。

議長（小野宗司） 川原総務部長。

総務部長（川原弘嗣） ちょっとそこらの資料っていうんか、ちょっと確認はちょっとわかりませんが、当然消費には結びついてるというふうには思っております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） このちなみにですね、これはある統計にアンケート調査によりますとですね、この支給金の使い道であります、さっき言いましたように消費にそれが回っておれば、さっき言う景気の浮揚策の一環としてなるわけなんです、これはやはり今生活が苦しいから将来の見通しもたたんということですね、これ貯金に回るといことがかなりあるということがアンケート結果で出ております。ちなみにこの1、2、3ということで使い道のアンケートがあるんですが、この一番最初にですねやはりその生活費に充てるというのが一番にきとるんですね。これはもうこれであれば問題はないんですが、その次にですね貯金に回すというのが2番目にきとるんですね、これは貯金に回したらこれはまあいつかには金を使うでしょうけど、やはり今のこの景気浮揚策にはなりませんよね。その次は食事に行くとか、4番目は旅行に行くとかですね、これはまあ1泊以上の旅行に行くとか。次は電化製品を買い換えるとかね、その次は6番目が日帰りの旅行に行くとかですね、こういう形になっております。ですからさっき言いましたように消費に回っておればこれはある意味ではまあその役割は果たしたなあという感じがするんですが、その必ずしもそうやないというまあここにアンケートの結果が出とるんですね。ですから私はまあ次にですね、要はですねこのお金をですね、いかに使ってもらえるかなあというのが問題になろうかと思うんですね、やはり使いやすいといいますか、使うように仕向けるというのもこれは施策の一つと思うんですね。でちなみに私は調べました。最近よく新聞・テレビでですね報道されておりますが、プレミアム付の地域商品券というのがかなりあっちこちで出ております。これをですねもう佐伯市の場合もですね、3月に会議所と番匠商工会又あまべの商工会、佐伯市の商店街連合会がですね連名でこの要望書をもう出しておりますね。その時の結果がそのまま今なっておってやってないんですが、実行に移してないんですが、調べますとですね、大分県の場合ですね大体10市2町がですね、このプレミアム付の商品券の発行をしております。ちなみにですね、よその事例を上げますとですね、別府の場合ですね1万円の金額で1万1,000円分のプレミアム付ということで10%ですね、豊後大野市につきましては5,000円のところを6,000円ということで、これ1冊単位でやっておるらしいんですが、これはもう20%ですね、一番プレミアムが付いてるのが杵築ですね、この杵築がやるところはですね、杵築はこれ1割ですね、1万円のところ1万1,000円ですね。一番このプレミアムが付いているところは九重町ですね、例の夢吊り橋のある九重町がやっています。これが大体400円券をですね500円券にしとるということで25%、これがまあ大分県で一番大きいプラスアルファ25%ということなんです、で今言うちなみにほとんどそういう形で10市がやっております。あと2町、10市2町がやっております。佐伯市はまあやってない方の中に入るとるんですね、これがですねやはりその杵築なんかですね、これはもう今言いました1万円のところ1万1,000円分の商品券をやるということですね。これが1人が3冊までということで3万円しか買えんわけなんですけど、家族が5人おれば15万買えるんですが、そうした場合はもう大好評ですね、もう数日で完売したということで、またその要望がありましてですね、すぐ追加の発行をしたということなんです。でまたこの大分もやっています。大分これもですね5,000円のところを6,000円という商品券ということで、これなんかやっぱ人気がよくてですね、もう発売と同時にそこで300人、人が並んだちいうんですね、やっぱそのくらいやっぱ今言う関心をもっておるとい、やはりこういう時期ですからちょっとでも得をしようという何かやっぱそういうこ

とがないかなあという皆さん思っておると思うんですね。だからやはりこういう機会にですね、こういうチャンスをとらえてですね何かやっぱ消費を増加させる。買物意欲をそこにおこさせるということがね私は大事じゃないかと思うんですね。その辺について部長お考えが何かありましたら。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） プレミアム付地域商品券についてお答えいたします。議員御指摘のように、大分県下でプレミアム商品券を発行しておりますのは、18市町村中11市町村です。佐伯市は発行には至っておりません。今年の3月初めに佐伯商工会議所、番匠・あまべの両商工会、佐伯市商店街連合会の連名によりまして、商品券発行に向けての要望書が提出されました。これを受けまして、担当部局での検討を行いましたけれども、国の20年度の第2次補正予算、これは地域活性化生活対策臨時交付金ですけれども、この予算は既に確定しております。この中での実施が不可能であったということがひとつあります。それからまあこの6月の補正予算、これはこの取組も選択肢としてはあったわけです。しかしながら、これは市の単独事業になりますので、この6月の予算での執行は困難であるという判断に至りまして、今議会での審議いただく補正予算には計上いたしておりません。幸い今年度も国の補正予算がほぼ確定いたしまして、これは地域活性化経済危機対策臨時交付金事業ですけれども、これが再度実施されることになりましたので、これにのせてプレミアム商品券を発行する方向で現在商工会議所等と協議を進めているところです。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） それはありがとうございます。是非ともその方向でやっていただきたいと思えます。ちなみにやはり、さっき言いましたプレミアムの分ですね、10%、20%というこの分につきましてやはり市の予算をですねほとんどの市が付けておるようであります。ですからまあひとつそういうことで是非とも実行に向けてですね、取り組んでもらいたいということをお願いいたします。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次に移ります。大きく分けましての3点目であります。昨年6月の28日にですね、高速道路の佐伯インターが開通をいたしました。1日約6,000台ほどの強の車が通っていたと聞いておりますが、その後約1年たちました。今佐伯インターの月別の交通量が分かればひとつお願いいたしたいと思えます。これも今回、上田議員がですねゴールデンウィークの時の通行量の質問がありまして、それはお聞きしたんですが、この1年間のですね月別の大体1日平均の通行量が分かればお願いしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 今議会ですら随分高速道路の通行量については問い合わせを受けているわけですが、月別でまだお知らせしていなかったもので、それについてざっくりお伝えしようと思えます。これはネクスコの速報値によりますと、これは公表しておりませんが、昨年6月末から今年5月末までの間で、上下線を合わせて月の平均が約17万5,000台利用しております。開通直後の7月・8月、それと今年の5月の連休がありました月ですね、この3か月はですね18万台から20万台近くの利用がっております。これは具体的な数字をいいますと、昨年7月がですね上り下り合わせまして18万4,773台、8月が19万6,764台、今年の5月がですね19万4,644台です。これは昨年開通から今年5月末までの合計がですね、上り

下りで192万8,000台ということになっております。最も落ち込みました2月ですけれども、これでも約月に15万台の利用がありまして、開通以来、利用車両数は引き続き高いレベルを維持しているということがいえると思います。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 今、月別の累計の数字が出ました。そしてまた年間の数字も出ました。大体ですね月別の1日のですね平均の通行量を分かればお願いします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ちょっと資料を用意しておりませんが、私の記憶の中でよろしければ、確か5,600台ぐらいであったと思います。もし間違っておりましたらまた訂正いたします。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ちょっと私も手元にちょっと資料がありますんで、ちょっと言ってみましょうかね。昨年の6月がですね、開通時これはもう28日ですからねもう4日、5日しかない。これが6月が7,082台ですね、7月が5,960台、平均ですよ1日平均ですね。8月が6,347台、9月が5,503台、10月が5,657台、11月が5,464台、12月が5,546台、今年の1月がですね5,290台、2月が5,277台、3月が5,626台、4月が5,604台、5月が6,279台、これが大体1日の平均の通行量なんですね。ですからまあ大体5,500台か600台ずつ毎日通っているわけなんですね、で私本当これ知りたいのはですね、佐伯のですね、まあよく心配をしておったんですけど、特に商売をなさっとる方がですね、この開通の前に皆さんだいぶ危くをしておったのがですね、これもう道路が通れば、開通すれば大分や福岡が近くなると時間的にですね、そうなった場合に、よそから来る人じゃあなくてですね、佐伯から出て行く人が多いんじゃないかなあと、で佐伯で物を買わなくて物をよそに買いにいくんじゃあないかなあと心配をしている人が随分ありました。この辺がですね、ちょっとその辺がどうなってるかなあとということが知りたいんですが、これ見ますとですね、上下線を合わせまして入と出とですね見た場合ですね、入の方が多いいですね。入りの方がやっぱ200台ぐらい毎日多いいですね大体、ですから入が多いちいうことは佐伯から出る人はまたその日にほとんど帰ってきますから、もうそりゃ1台出て1台帰るじゃからほとんど変わらん、プランマイナスゼロですけどね、入が多いちいうことは要するによそから来よるということなのでしょうね。だから出るよりも来とる人の方が多いという、当然なんですけど、ちいうことになっておるんですね。また来た人もまた帰りますからですね、来た人が仮にその日に帰らんで泊まって帰る人もあるじゃろうし、この200台ほど1日違うということは、さっき言いましたようにやはり来とる人の方が多いかなあという感じはしとるんですね、ですからまあさっき言いましたように出ていく人の心配はそうまでないかなあという感じはしておるんですが、これもあのさっき言いましたように、市内の商売の皆さん方の売上げの動向がどうなっとるかということが一番かかってくるんですが、これはその辺の調査もですね一応してみたらどうかなあと思うんですが、どうですかその辺は。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 入と出の数が合わないというのはですね、佐伯インターから宮崎方面に抜ける方もおられるということもあろうかと思えます。実は私の方もですね、観光やその他の佐伯の事業所にですねどのくらいの影響があるのか一番知りたいんです。ただ今

のところその方法論を持ち合わせておりません。残念なんですけれども、商業統計等ですね統計結果が出て、それから徐々に分かってくるのかなあとというふうに思っておりますが、現実的にはそうしたリアルタイムの情報といえますか、どのくらい佐伯の人が外に出ているのか、また佐伯で買物をしていただいているのか、その辺は一番知りたいのは実は私の方です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 次に移ります。次のイのですね、道の駅等ですね客数の変化が今日も、前回といえますか、以前にも何人かの議員さんが一般質問されました。道の駅の客数の変化がですね、大体分かればお答え願いたいと思っております。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） いろんな見方があるかと思っておりますので、レジをどれだけ通ったかということでちょっと比較してみようかと思っております。昨年6月の末でしたから、昨年の7月からデータがまとまりました3月末までをですね、その前の年の7月から3月までというところで比較してみようと思っております。高速道路開通前、19年の7月から20年の3月、開通後の20年の7月から平成21年、今年の3月までですね、これを比較いたします。道の駅かまえはですね、レジを通った方が11万1,100人が14万5,700人になりましたので3万4,300人の増、これは31%ほどの増になります。道の駅やよいはですね22万6,200人が23万3,600人になりましたので7,400人の増、これ3.3%です。それから道の駅宇目、これはレジを通った人ですからね15万8,200人が17万700人、このレジを通った数はですね1万2,500人増で、こちら7.9%増というふうになっております。それから御質問の通告では大水車の里というのも入っておりますけれども、これは残念ながらですね食事をした方のレジの通過数、このデータしかありません。これがですね19年の7月から20年の3月まではですね5,570人でした。それがですね平成20年の7月から21年の3月、これは4,804人とこちらは約14%減少しております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） ありがとうございます。水車だけ減るとるわけですね。やはりこの施設もかなり増えとるといことなんです、これやはり高速道路の影響がもろに、いわゆるいい方に働いたなあとという感じがいたします。またちなみに、これ民間ですが駅の方のまるかいさんの方もですねかなりお客さんが増えたということ聞いております。これは本当に結構なことではあります、ただ心配なのはですね、この今は開通してまだ間もないですからある面では珍しいといえますか、佐伯がまだ目新しいという感じですね、もの珍しさという感じもありましてですね、ほんなら行ってみようかなちいう感じで来ておるといのがかなりあるかと思うんですね。これがやはりこの状態がずっと続くことをこっちは願うんですが、この辺につきましてですね、この続くような、さっき言いました新たな何か取り組みですね、何かそのやとるんかどう、また今からやろうかということがあのかどうかひとつお聞きしたいと思うんですが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 開通後の来訪者を更に増やすために新たな取り組みはということなんですけれども、今佐伯の観光には大変追い風になっているというふうに思っております。高速道路の開通もさることながらETC割引の要因といったところのこともそれはあると思っております。それに加えてですね食観光など、これまでの取組が実を結んでいるということがそ

の根底にあるというふうに思っております。ただ追い風を一時的なものとしなないためには、より観光地としての魅力を高め、その魅力をさまざまな形で広くアピールをし続けるということが必要だろうかと考えております。具体的には食観光を更に推進するとともに、体験型メニュー、これも前の議員さんの質問の中でも触れておりますけれども、体験型メニュー充実を図っていききたいと考えております。特に海辺の地域に比べて伸び悩んでおります山間地域、こちらの対策の一つとして、農家民泊などの体験型のメニューができる体制を整えるべく取り組んでいるところです。さらに由布市との観光交流協定を生かした誘客なども検討しております。また、さいき観光ガイドの会の皆さんが観光客にも大変好評をいただいておりますけれども、これはガイドの皆さんの心のこもったおもてなしが、観光客の満足度を大きく高めているということであろうかと思えます。このおもてなしの心を市内のサービス業の皆様方を始め、広く市民の方々に広げていききたいと考えております。観光PRにつきましては、日ごろから各旅行エージェントへの売り込みなどを作っていますけれども、特に福岡市などの大都市圏域からの誘客を図るため、今年も11月に食と観光のまつりを福岡市で開催するなど、積極的な宣伝活動を行っていきます。また、今度の全員協議会の時にも御紹介いたしますけれども、帆船の誘致も決まっておりますので、そういったイベントも絡めて今後も、帆船ですね、日本丸です。こちらの誘致も決まっておりますので、そうしたイベントをとおしてまた積極的な誘客を図っていききたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） じゃあ次に移ります。大きく分けましての4点目であります。佐伯から蒲江・延岡間ですね、高速道路についてのお伺いをいたします。現在の蒲江方面の進ちょく状況はどのようになっているのか。またこれの佐伯以南の完成予定はいつ頃になるのかをお聞きをいたしたいと思えます。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 東九州自動車道佐伯以南の進ちょく状況についてお答えをいたします。昨年の6月に津久見佐伯間が開通いたしまして、引き続き佐伯以南も国による新直轄方式によりまして整備が進められております。本年4月末現在の用地取得の進ちょく率で申しますと、関係人ベースで佐伯蒲江間で約73%、蒲江から県境間で92%、平均いたしますと79%の用地取得の進ちょく率でございます。現在、用地取得を完了した箇所から文化財の調査や本線の工事を順次施工中でございます。国は平成24年度末には蒲江北浦間、北川以南は延岡道路とかあるいは延岡南道路という言い方で事業中でございますが、完成予定となります。残る佐伯蒲江間も国や県とも早期完成を目指して事業の促進を図ってまいりたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） はい、分かりました。次のイに移ります。この高速道路がですねやはり一日も早く完成、開通が願われるわけですが、これが新直轄ということですね、完成しましたら通行料これ無料になりますよね。そうした場合に一番心配されるのがですね、佐伯をですね通り過ぎて蒲江、延岡の方に行けるんじゃないかなあということが一番心配されるんですね。そうなりますとこれはもう佐伯市、特に旧佐伯市の場合はですね、やはり全くこの開通よっての弊害と申しますか、が起こるわけなんです、その辺につきまして何か対策を講じておるかどうかをひとつお聞きしたいと思えます。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 高速道開通に伴う対策についてということです。現在はですね佐伯インターチェンジが終着点であるということが誘客要因の一つであろうかとも思っております。佐伯・蒲江が開通いたしますと、蒲江への誘客に好影響が期待できる一方で、素通りされるという可能性も出てまいります。さらに宮崎方面へ延伸いたしますと、そちらへの求心力の高まりが佐伯市にとって更にマイナスに影響することもこれは考えられます。高速効果は二、三年ということも聞きますけれども、これを越えて支持されていく状況にしなくてはいけないと思っております。その対策としましては、やはり市内のそれぞれの地域で観光地としての魅力を高めていくことが最も重要だろうと思っております。またポジティブに考えますと逆にですね、宮崎方面や熊本方面からの新たな誘客につながるという大きなチャンスでもあると思っております。現在も延岡市と連携した広域観光事業を行っておりまして、高速道路の延伸を佐伯市の更なる活性化につなげていくべく取り組んでまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） この今言う通りすぎるんじゃないかなあという感じがですねやはり一番心配されるのが、このお隣の津久見をですねちょっとこれ調べてみました。これは大体ですね佐伯のインターができる前ですね、1日平均がですね約3,500台、ほとんど3,500台前後で推移してるんですね、それが佐伯のインターができましたらですね3,000台切っとるんですね。ですから約500台以上だから1割5分、2割弱ですね車が減るとということなんですねインターを降りるのがですね、やっぱり佐伯市もそういうことになりかねんかなあという感じがしております。ですから今のやはり6,000台、6,500台というのがこれもう永久に続けば本当いいことなんですが、今部長がおっしゃいましたように、そういう施策をやはり前もってですね、もう十分やはりそういうことを考えながらですね、今言うように蒲江、延岡が開通すればもう絶対これもう通りが減るんだと、佐伯に降りるのが減るんだということをですね前提に考えてですね、やはりそのそういうこうある面では危機感持ってですね、やはりその今からそういう取組をするということが大事と思うんですね。やはりこれは余談になりますが、今駅前ですね港の方のまるかいさんのまるが相当な今人が来ておるんですね、あの辺もうあっこを目当てに来る人も結構多いような感じですね。観光バスが来るし、また自家用車が来るしですね、そりゃすごいまあはっております。これもですねやはりどうして今あれがそんなはやっておるかと言いますとですね、これはもうやはりその開通する前にですね、そういうまあ準備をしとるんですね。やはり民間でですねやはりそのもう一生懸命やはりそのお客さんを誘致すべくそういうその準備態勢をしとったわけなんですね、ですから開通と同時にばあっと人がこう来たということになっとんですね。やはりその今言うように開通してから何かやるちいうんじゃないんですね、もう以前にもう開通もわかっとんですから、もう事前にそういうことの準備をですねやはり十分に私はしとくべきじゃあないかなあという、だからもうある意味でその危機感を持ってですね、そのもう次が開通したら車の入り込み客が減るんだという、そういうことをもう前提においてですね、真剣にやはり取り組んでくというのは大事だと思うんですね。ひとつそういうことで是非ともお願いしたいと思っております。まあ何かあれば。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 津久見等の状況、私どももつかんでおります。全体的に減るといふ傾向にあるようですが、考えようによってはですね、この高速道路がつながることによって全体数が増えてくると思います。それまでの間にですね、佐伯市是非とも降りてみたいまちという評価を定着させる必要があるかと思えます。高速開通までの間にそうした評価が受けられるように、是非とも降りてみたいまち、寄ってみたいまちになるような整備を進めていかなくちゃいけないなあと。そしてこれソフト面が中心になると思いますが、そうしたことを積み重ねていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

2番（矢野精幸） 是非ともよろしく。この佐伯市が益々活性化するようにですね、前向きにですね全力で取り組んでもらいたいと思っております。よろしく申し上げます。これで終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

これより休憩いたします。午後2時50分より再開いたします。

午後2時38分 休憩

午後2時50分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に7番、井上清三君。

7番（井上清三） 7番、政友会に属しております井上清三と申します。蒲江地区の出身です。さて、質問に入ります前に、一般質問はすべての議員に与えられた1年間に4回だけの大切な時間です。市民皆様の御要望や議員の市政に対する考えを、また今回の選挙の中で仕事のあるまち、元気のあるまち、あるいはみんなに優しいまちづくりを頼まれ、いろいろな市民の声も聞くことができました。こういった声を公の場で、市長を始め執行部に伝え提案し、議論する大切な時間と考えております。また、質問に先立ち佐伯市の議員になり、初めての一般質問であり、言葉足らずの部分、あるいは今まで先輩議員の皆様が取り上げられた部分が多々あるかと思えますが、質問の趣旨をおくみとりいただき、西嶋市長始め答弁される皆様におかれましては御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは通告に基づき議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めたいと思えます。まず、大きな提起として、起業これは起こす起業です。あるいは雇用支援とにぎわい創出をと、かたちの中で4点の小さな質問をいたしたいと思えます。最初に、公共工事の見通しについて、21世紀は自治体自らが知恵を絞り政策を立案、実行しなければならない時代といわれております。佐伯市のみならず全国的に厳しい雇用情勢の中、広大な地域を抱える本市の活性化はかなり厳しいものと拝察いたします。さて、合併から4年が経過し、特に市街地から離れた各地域はかつてのにぎわいが薄くなり、朝夕は通勤・通学の時間帯は車の行き来は多少なりともありますが、その時間帯を過ぎると人通りはほとんどなく、一部の周辺部を除き商業活動にも厳しい状況となっております。特に公共事業、土木・建設工事が主ですが、この現象は肌で感じるように思えます。最近では関係する市民の多くが仕事がない、少なくなった、何とかしてほしいと本音が出ているようにも思えます。当面は高速道路建設の関係で大型トラックの行き来はありますが、この工事も元請の大部分は市内の会社ではありません。もちろん一部地元企業の参画も見受けられます。工事の併設が少ない中、この高速

道建設でもなければどうなるのかなと思うと、時としてぞっと身震いがすることもございます。公共工事に活力がみなぎると働き場所、雇用支援に大きく関わってくることは御存じのことと思います。今後の見通しについて伺いたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井上清三議員さんの公共工事の今後の見通しということで、いろんな公共工事、また合併の中で上がっておりますが、いろいろ予算化をされておられませんので、平成20年度と21年度を比べたときに、どれぐらいになったかという比較をした方が分かりやすいかなと思っております。平成20年度で大体の普通建設事業、いわゆる一般会計に上がっておりますのが82億であります。今年度につきましては、現在6月の今度の補正を加えまして概ね79億という形で3億円ほど下がっております。これには別に3月の国の経済対策が別に10億円ほどで上がってきておりますので、繰越し等も上がってきておりますので、大体21年度というのは前年度よりも多く計上しております。よく公共事業といわれる部分がありますが、いろんな事業がございます。そうした中で現在発注事業をしておりますのは71件入札を執行し、設計金額のベースでは現在13億円の発注を終えております。今後は第2・四半期から第3・四半期にかけて発注する予定であります。議員が御指摘のとおり公共工事は経済対策という形で大きく与える部分がございます。今後とも国・県、また合併特例債を有効活用しながら財政状況を見てやらなければならないと思っておりますが、よく工事が減ったといろんないわれる中で、特にこの中の金額に含めておりませんが、上水道とか下水道とかですね、今蒲江の方であります特定環境事業とか、こうした事業を別個に19億5,000万ありますので、全体で合わせると100億近い21年度は工事になる予定になっております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） お聞きしますと、前年度が82億、今年度が79億、しかし繰越明許とかそういった下水道を踏まえて工事があるという形で実質的には100億というふうな形で若干の伸びがあるというふうに解釈をいたしたいと思っております。しかし、これでまだまだ少ない。そういうふうな恐らく住民感情の返事が出てくるのではないかなというふうに思います。公共工事に類する民間工事というのはほとんどないというふうな状態が続いております。どうしても既存の企業維持をするためには公共工事の受注という方法しかないわけでございます。市長、あるいは執行部の努力はお察しできます。また厳しい経済事情あるいは佐伯市の財政事情、国・県の方針の中で公共事業の抑制、縮小も十分理解はできます。しかし大都市と小さな地域での公共工事の果たす役割は若干違ってくると思います。公共工事は単にその企業がもうかったとか、うまくいったということではなく、そこで働く人、家族、さらに下請けをされる方、材料や車の販売・修理、油、あるいは事務用品、弁当を販売される業者などいろいろな部分へ幅広い波及効果があります。そして取り組まなければならない工事箇所はたくさんあります。多くの住民の要望もあります。そういった部分を、例えば予算がないとか、あるいは予算が少ないということだけではなかなか理解していただくに無理が生じるようにも考えます。つまり住民感情としては、予算がなければ国あるいは県へ出向いてもらっていただければいいじゃないか、平口に言えばこういうことなんです。先般、三浦議員の一般質問にもありました。B級に至っては工事件数が事業者数よりも少ない。これではもうどうしようもないなあというふうな感じもしております。関係する市民、企業は今必死の状態になっております。この状態のことを申し添え、国・県への要望、陳情、代議士あるいは県会議員等々

に手を組みながら是非予算獲得ということに頑張っていたきたい。2期目を迎え充実期に入った西嶋市政に対し、ある意味では大きな期待を持っています。こういった住民感情を住民の意思に対し、再度考えと決意をお願いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井上議員さんから公共工事の体制を言われていただきました。私もこうした中で公共工事に対しては獲得を目指しています。また特に、県工事については佐伯土木事務所ともいろいろ折衝するわけですが、県が縮減傾向にあり、そうした枠内での取り合いという形で極端に言えば、今あってる工事をどこかに回せばその工事は増やしますと、ところがやはり既存的に県工事については、それぞれの地域で必要性をしながら新規着工を望む場合はどっかを減してこななければいけないと。非常に苦しい立場です。また国等についての工事というのは直轄というのは、先ほど議員が述べられましたように新直轄での高規格道路をやっておりますが、これについては非常に大きな予算額で100%近い状態がついております。一部には地権者との話がかつかず難航しておりますが、それについても積極的に関与し、解決に向けて図っていった次第です。また先ほど申し上げました市の方の工事については、最大限みながら市の財政、またそうした部分で今度は経済対策も出てきますので、そうした部分も公共工事に向ける部分も捻出をしていきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 努力する。それは十分理解しております。しかし、やはり実績が伴って、つまり予算をいただいて工事が発注できる環境ができて初めて関係者、市民が納得がいくのだとも思われます。一層の取組を期待して次の質問へ移りたいと思います。2番目の質問として、漁業者の生活や魚価が安定できる支援策についてお伺いしたいと思います。第一次産業である農林水産業においても大変厳しい状況となっております。特に水産業の部分では、かつてないヒラメ・ブリ等の魚価の低迷、安値が長期間続き、ヒラメの価格に至っては先般の報道でもですね、御存じのことと思いますが、外国からの輸入等が増加し、10数年前の3分の1程度に下落し、生産ベース、コストが合わないなど、前の見えにくい状況、つまり1キロ当たりの生産コストが約千二、三百円掛かる。しかし現在の販売取引価格は七、八百円、時には600円であることも状況によっては出てくるというふうに聞きおよんでいます。もちろんそれにかかわる資材・人件費は年々高くなっております。生産者から悲鳴が上がっています。このままだと漁業者の生産意欲を失ってしまい、倒産あるいは企業廃止に追い込まれるのではと危ぐをしておるところでございます。先般の一般質問の答弁で、市長自身から日本一のヒラメの生産地といわれるような言葉が出たようにも記憶しております。その日本一のヒラメの生産が危機に陥っております。またそのことにより多くの働き場を失う者が出てくることも推測されます。漁業者の生活や魚価が安定できる支援策が急務に必要なだと痛感します。対応策についてお伺いしたい。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 漁業者の支援についての質問についてお答えをいたします。本市の水産業の状況におきましては、先ほど議員さんが言われましたように、世界的な経済危機や資材の高騰、また円高による輸入の増加によって大変厳しい状況に置かれているということに対して認識をしております。なかでも養殖業は、餌料や養殖資材の高騰によって非常に苦況に立たされており、特にヒラメの養殖におきましては急激な円高、ウォン安といった大変

安価な韓国産の輸入増加による市場の単価が著しく低下をすることなどの対策、これにつきましては、やはり国による対策が必要であると思っております。しかしながら、市としても国や県に対して相談又は要望などをしていっているところでございます。また、漁業者への支援といたしましては、いろんな事業としてはありますが、一応養殖関係においては漁業者への資金の借入りに掛かる負担の軽減をするために、漁業近代化資金を始めとした水産制度に対する利子補給を引き続き今年度も行っていくということでございます。また、水産の流通支援等に対しても支援を行っていきたいと考えております。養殖経営に対する支援策といたしましては、新規魚種の開発に対する支援を行うほか、ヒラメ養殖の単価対策につきましては、現在も今大分県とともに養殖ヒラメの販売の強化の支援やそれと今年度県と一緒に取り組んでいこうという形のなかの品質改良といった改善を含めた中のブランド化の支援を実施していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 答弁の中にですね、ブランド化という部分もできました。努力や事情はよく先ほど申しましたが理解できます。しかし、ことはある意味では急を要しておりますし、ブランド化といってもですね、今日、明日できる部分ではないというふうに私は確信しておりますが、こういった状況がですね、たまたま昨年秋、いわゆる韓国のウォンがウォン安で輸入されることになり、いわゆる相場が崩れたということが起因してると言われておりますが、佐伯市内、いわゆる周辺で行われている養殖に比べ、大規模なヒラメ養殖を手がけるいわゆる国策の一環でやっております韓国からのですね、こういった分が輸入されたら価格の暴落がおきる。そういったことはですね、このウォンが安くなったというかたではなくですね、数年前よりこれは感じていた部分ではないかなというふうに思いますが、まずそういった情報というのは入らなかったんですか。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほどの質問ですが、そういう状況というのは、毎年今現在韓国におかれましてはやはり4万トンと、日本生産の約10倍ほどの生産をしております。その中で大分県が日本の4,000トンの中の1,400トンを売ると。日本一という形の中で生産をしております。輸入についてもそういう形の中で入ってきてることは知っておりますが、何しろ昨年のやはり経済危機といった形の中での又ウォン安という形と円高という形が加わったためにより一層のそういう形のもので出てきたということで、急激という形の中でちょっと対応しております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） その時点によりですね、いわゆるもうヒラメが始まってですね、まあ合併前なんです約30年ほどなるわけです。そういったですね、早めのいわゆる生産者と協議しながらブランド化についてもですね取組をしていけばいろいろな方法がですね講じられたんじゃないかなあというふうな感じの中で、どうも行政の動き、あるいはそういったぬるま湯と言いますか、なかなか対応が遅いように感じます。それから、先ほどもですね若干言われました。いわゆる食の安全は安定したヒラメのブランド化というのをですね加工して二次産業、あるいは販売等の第三次へとつなぐため新しい商品をおこす。あるいは起業家の育成というものがあある意味では重要なまたポイントになるんじゃないかなというふうにも思いません。そういう意味では厳しい経営状態の今、こういったこの時期がある意味では最大のチャ

ンスかなというふうにも思われます。例えの中にですね、ネコに追いつめられたネズミが逆にネコにかみつくといいふうなこともあります。これは何かというんですね、何とかせねばならない、そういったふうな闘志がわいてきたのではなかろうかというふうに思います。そんな中でですね、まず1点としてブランド化とか、あるいは商品づくりさらに起業家、この場合の起業は起こす起業ですが、そういった育成は大きな経費とともに多くの知恵、頭脳を必要とします。市行政を核として開発づくりのための研修会の開催、あるいは豊かな知識への派遣等、そういった講習会にして補助金等で積極的な支援を行っていただきたい。そういった部分がありますので、その点についてまず考えをお伺いしたい。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほどのブランド化といった形の中では、今年度から2年間で一応差別化といった形の中で、大分県カボスを使った形でやはり最後の仕上げをつくってやっぱり統一化を図って、よそとの差別化を図ってブランド化として推進をして出していこうという形の中で、今協議を進めてやっていく方向の中で今考えております。それと今起業といった形の中で言われましたけども、そういう起業がおればですね一緒になってやはりそういう事業の支援という形の中でやはり対処していきたいと思います。また、そういう起業の分についての加工といった部分については、やはり民間又は漁協といった形の中で、一緒になった中で、話し合いの中でやっていく分について一緒に支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） それからですね、もう1点ですね、お願いしたいなというのは、若干先ほど部長の答弁の中にもいわゆる資金面の支援体制が出てきました。近代化資金というのはですね、別にこういった時期にかかわらずですね、ほとんど年間毎年のようにあると思いますが、特にこのヒラメに対してですね、事業者が非常に厳しい状況であるので経営を維持できるかね、ある意味では県、あるいは漁協関係団体とですね、タイアップしながら資金面の支援体制の必要を感じ、何とかしてやらなければならないという思いでいっぱいですが、その辺の考えを再度お伺いしたい。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほどの近代化資金といった形の中ではある程度の制約があると、近代化法によって作られております。それ以外につきましても、昨年はずねこういう燃油高騰といった緊急対策が昨年も出ました。そういう中でやはり県の特認事業といたしまして、ブリ養殖業系の緊急対策資金とか、それとかえさの餌料高騰による対策事業の近代化資金と無利子といった形の事業の中にも一緒に県と取り組んでいきましたし、また今回そういう形の中で新たなそういう資金面の形が出てくれば県と一緒にやはり利子の補給は考えていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） もうかる漁業、あるいは稼げる漁業に向け、事業者、関連企業ともども一層の努力を期待して、次の質問に移りたいと思います。3番目の質問として、中小企業振興資金及び小規模振興資金制度についてという形でお尋ねしたいと思います。地元企業は活性化することが直ちに雇用につながると思われます。しかし、業績の厳しい伸び悩みにより各事業所とも金融面においての苦慮しているのが現状です。例えば、新しい設備投資をする。あ

るいは人件費の支払い、手形決済等の運転資金確保が赤字、若しくはそれ直前の状況ではなかなかうまくいかない。厳しい事態とも感じ受けます。小規模企業者では平たく言えば金融機関から直接借入れが難しい、厳しい状況というようになっております。そして、この厳しい状態が推移していくといわゆる手短な金利の高い消費者ローン、あるいはカードローンへと向い企業倒産、家族離散、崩壊へと進んで行くことも考えられます。したがって国及び県等の制度資金に頼る以外方法が見当たらない状態とも思われます。幸い本市には中小企業振興資金及び小規模企業振興資金制度があると聞きます。その制度の趣旨と本市より拠出している預託金と申しますか、原資総額並びにその利用状況をまずお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 中小企業への支援についてお答えいたします。佐伯市中小企業振興条例によりまして、中小企業の経営を改善し、経営基盤の強化を促進するため、中小企業者に対して必要な施策を講じ、もって本市の商工業の発展に資することを目的として、中小企業者振興資金融資と小規模企業者振興資金融資のあっせんなどを行っております。これは資金の用途は運転資金、設備資金になっておりまして、融資の限度額は1,000万円、利率は年2%です。これは市内の大分銀行、大分信用金庫、豊和銀行、大分県信用組合、伊予銀行、宮崎太陽銀行と予算の範囲内の預託契約を締結いたしまして、その預託金の3倍の金額を貸付原資として低利の融資のあっせんを行うことと。その融資を受けた中小企業者に対して、予算の範囲内において当該融資に係る信用保証料について補給金を交付することです。制度の対象となりますには、個人の場合は1年以上佐伯市内に住所及び事務所を有していること。法人の場合には1年以上佐伯市内に本店登記及び事業所を有していること。また個人・法人とも1年以上継続して事業を営んでいることなどの条件を満たしておく必要があります。今年度預託契約用には1億6,000万円を予算計上しております。これはこの3倍までの融資を受けられということです。利用状況ですけれども平成19年度がですね、件数で19件、1億5,490万円です。20年度がですね、件数が47件とかなり増えました。また貸付金額もですね3億3,410万円というふうが増えております。また、セーフティーネットの方もですね、これは格段に増えております。これはまあ増えた原因というのはいろいろあるかと思えます。一つはですね要件と言いますか、セーフティーネットの要件が緩和されたということが一つあります。そのほかにも指定業種がですね増えて、ほぼほとんどの業種をカバーするようになったということも一つあると思えます。それから昨年からですね、大変このセーフティーネットなどのPR効果が行き届いたと言いますか、そういった効果もあろうかと思えます。数字的にはですね、19年度が合計で51件でしたけれども、20年度は328件になっております。今年度はですね、4月・5月、5月はまだ全部まだ行っておりませんが約2か月間でもう既に82件認定をしております。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 確認しておきます。私もここにですね条例あるいは関する規定を読ませていただきました。貸付可能額が1,000万円以内、利率が今のところ2%、そして保証料は一応市が負担と、それから返済については1回若しくは月々の償還ができると。そして保証協会に損失ができたときは佐伯市が保証する。というふうなことが条例あるいは規定でうたわっております。預託金というほうがよいかもかもしれませんが、原資1億6,000万円ほど金融機関にたまれているということであり、この資金は俗に民間でいう定期担保的な考えというふうには理

解していいのかなあというふうに思います。利用状況も部長が言われましたように、一昨年度に比べ増加ということであり、昨年度は特にいわゆる緊急保証制度、セーフティーネットですかねが含まれ、かなり大幅に増えたと。この背景は銀行独自あるいは国の制度資金よりも低い金利というふうな部分もありまして件数が増えたことも理解できます。それなりに大いに効果があったと思います。しかし、ただ気になるのはですね、旧、いわゆる南郡の町村の利用状況でございます。正直申しまして、そういった南郡の町村の事業所にはまだまだこういった情報あるいはこの制度が行き渡っていないようにも思われます。時として商工会の指導員さえ制度について知らない方がいるとも聞きます。申し込みも結構複雑でなかなか個人的に銀行に行って対面的に申し込むということが難しい部分もでございます。佐伯市の制度資金でありながら、いわゆる通常の銀行で借り入れる。借入れ、そういった部分ともほとんど変わらない、むしろ活用が難しい、利用しにくい状況ということも何件か聞くようにあります。市民とりわけ事業者、つまり利用者が活用しやすい環境づくりあるいは南郡の方の方々にもですね、旧南郡の方々にも理解できるような対応をお願いしたいと思いますが、この辺についての考えを部長にお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 南郡の商工会を始めですね、そうしたところへのPR、そうしたものも十分図っていきたいと思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 部長に聞きですね、1点だけ提言と申しますか確認しておきますが、貸してやれ、借りぐつの良い対応で対応してやれということはですね、決して東京のですね石原都知事が行ったようなですね、むやみやたらに融資をとというふうな部分ではありません。貸出しですからそれはそれなりにきちんとしていただきたいとあえて申し添えておきたいと思えます。それからさっき申しましたですね、いわゆる会議所の方はですね以前からこの制度があった加減で知ってる方もかなりおろうかと思えます。商工会等にもですね、是非職員に説明して申し込みができる環境づくりを応援してやっていただきたいなというふうに思います。これはお願いしておきます。それからもう1点確認ですが、水産業を営む人にはこの制度利用ができないと聞いておりますが、例えば1本釣り、あるいは潜水業などの漁業は別としても有限会社あるいは株式会社等の法人を組織し、水産業卸あるいは販売に関わる者はどういう形になるのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 水産業が適用にならないということはありません。佐伯市内に事業所がある個人及び法人であればですね、適用ができます。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 水産業の中身、つまり養殖を中心としてその卸販売に関わる者はどういうふうな状態になりますか。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 個々の事案といいますか、これ基本的にはですね金融機関が判断していくことになるわけです。市が預託して、その資金の運用は金融機関に任せますので、金融機関の審査を通るということが必要になります。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） まあ融資についてはですね、そういったいわゆる金融機関のいわゆる経営方針あるいはその事業所の運営状況、資産状況等々勘案して決めると思います。私の考えではですね、例えば市条例第303号及び規則190号の4条、融資申し込むことができる者にはこういったいわゆる部分も該当するのかなというふうに判断をしております。また国の中小企業基本法あるいは中小企業信用保険法の中の中小企業者に位置づけされているのかなというふうにも思いますが、その辺は答えられればですね、是非答弁いただきたいのですが。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 不勉強を露呈するようで大変申し訳ありません。一度調べてお答えをしたいと思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 私の方もですね、その辺の事情をいわゆる、例えば極端に言えば、今回ヒラメをそういった事業所が適用になるのか、あるいはブリ養殖が適用になるのかという部分の問い合わせもかなりありましたので、できればその辺も考慮して、後日で結構ですから答弁をお願いします。それから最後の質問になりますが、若者自立雇用支援について、厚生労働省が出した全国的データですが、中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合はそれぞれ7割、5割、3割、つまり若者の離職率は7・5・3の割合と言われております。長続きがしない。あきらめやすいという状況が浮き彫りにされております。少子高齢・核家族・情報化等の進行は青少年を取りまく環境を大きく変化させ、価値観の多様化をもたらせています。このような社会の変化の中、若者の就労の不安定化、親への依存の長期化が若者の社会的自立の遅れという新たな問題が起こっております。また、就労場所等がないため、ともすれば非行や取返しのつかない犯罪に向かうことも懸念されます。自立・雇用場所の確保に向け、行政が核となり親・家庭や企業、地域社会の協力を進めていくことが必要と考えております。若者の自立・雇用支援を重要課題として位置づける必要があると考えますが、そういった対策についてお伺いしたい。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 若年層の就職と中小企業の若年人材確保を促進するために、佐伯市ではジョブカフェおおいた佐伯サテライト事業を実施しております。これは利用者が大変増えて、これまで会議所の1階に設置しておりましたけれども、仲町のよろうや仲町の隣にですね新規でオープンしております。私の方もですね、若年層の就職からですね3年間に離職する方が大変多いということは承知しております。佐伯市内の就職者を見ましても3年間で離職する方は6割弱だったと思います。これをどうやって防止するかということなんですけれども、ひとつは家庭での教育ももちろんあると思います。社会への適応といったものも組んでする場がないというところも一つあります。それから又もう一つは、自分の希望に合う職種がないというのも一つあります。それから全く技術を身に付けずに会社に入りますので、会社の中での疎外感を感じるというのもあるかと思っております。そういうものを防止する意味で、佐伯市ではですね、この先ほど申し上げました、ジョブカフェおおいたの中にも今年度からパソコン教室を設置するようにしました。新規にパソコンを4台用意いたしまして、そこにインストラクターを常駐させております。若者にエクセルやワードなどの基礎的なパソコン技術をですねそこで教えるという体制にもとっておりますので、もし時間がありましたら是非寄っていただきたいと思っております。それからもう一つですね、大分県や白

杵市、造船企業と協同しまして、大分地域造船技術センターを設置しております。これは濃霞の三浦造船の中に設置をしておりますけれども、今年で4年目を迎えます。3年間で103人の方が卒業されました。今年は32人の方が入所しております。こちらはですね、4・5・6の3か月間、座学、それに実技を含めましてみっちり実技を身に付けていくという講座になっておりますが、その中で溶接ですとか玉掛けですとか、現実的な資格を取らせるということをして企業に送り出しております。そのため大変離職率が低い。過去3年間の中でも離職した人は1人と聞いております。ですからこうした技術を付けて社会に出していくところをこれから先やっていかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。また、そのほかとしましては、若者ということではないんですけれども、佐伯市工業連合会の御協力をいただきまして、企業における業務の効率化、それとか就職活動の一助としてフォークリフトこれを運転技能講習会を開催しております。この講習会は春と秋の年2回実施しております。今年春の受講生これは26名ありました。毎回好評を得ております。それからちょっと外れるかもしれませんが、若者の人材確保としまして、佐伯市、商工会議所、公共職業安定所の連名で先日市内の事業者への早期求人募集提出の要請につきましてお願いをしました。以上であります。

議長（小野宗司） 井上議員。

7番（井上清三） 部長の言われた、いわゆる青少年の自立あるいは雇用推進と重なるかも分かりませんが、佐伯市においてそういった若者の支援体制を早急に整備していくことを強く期待したいなというふうに思います。それからこういった動き、いわゆる国においても困っている若者に自立を促し手を差し伸べるための新法、いわゆる若者支援新法というのを策定していると思われま。またインターネットで調べていただければ分かるかと思えます。そういう意味で佐伯市にも実情に応じた若者のいわゆる自立支援計画を策定し、施策を推進することが求められるのではなからうかというように感じます。先ほど部長が言われたこととほぼ同じでなからうかなと中身的には思いますけど、そういう意味で若者自立支援計画策定について是非検討してほしいということを申し添えておきたいと思えます。それから最後になりましたが、御承知のように、佐伯市には第一次佐伯市総合計画というのがあります。その中には雇用の場を確保するためには産業の振興が絶対必要不可欠であり、この観点から企業誘致のほか、農林水産業を含み既存の産業や新たに企業行為を積極的に支援する必要があるというふうに書かれております。今回この内容を基に一般質問を形成してみたわけでございます。この趣旨を再度御理解していただき、一層の取組を願ひまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、井上議員の一般質問を終わります。

次に5番、清田哲也君。

5番（清田哲也） 5番、伯進会の清田哲也です。先の選挙で選ばれました同僚議員の皆様、諸先輩の議員の皆様とともに佐伯の未来のため、がむしゃらに頑張っている所存でございます。また、生まれて初めての定例会一般質問で多少緊張しており、お聞き苦しい点もあるかと思えますが、よろしくお願ひいたします。

それでは通告書に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。まず、大項目の1点目、学校給食についてです。その中でもまず、給食費の未納問題について質問いたします。この件、大変残念なことなんですけれども支払う能力があるにもかかわらず、給食費

を納めない保護者が増えております。給食費の未納状況は学校によって差がございます。旧郡部の学校ではほとんど未納世帯はございませんが、旧市内の特に大規模校において未納世帯の割合が大きくなっているように聞いております。また、全国ベースでの未納総額は若干古い数字ではございますが、2006年の文科省の発表の数字によりますと22億円を超えており、全国的に問題が深刻化しております。旧佐伯市内の未納者の多い学校におきましては、事務職員が再三家を訪問したり、PTAなどで解決策を話し合ったり、行事等で保護者の集まりがあるたびに注意を促したりしています。現場ではできうる限りの対応、努力をしておりますが、このような努力も実らず未納者が増えてしまった学校もございます。給食費は給食の材料費に100%充当されますので、滞納額が増えれば必然的に材料の質・量を落とさざるを得ない状況になってしまうのではないかと思います。まじめに毎月納めている家庭の子どもも、未納世帯の子どもも当然同じ給食を食べているわけですから、正に正直者が報われない状況が生じてきております。また、保護者の給食費負担義務は学校給食法第6条第2項に明記されておりますことから、未納世帯の保護者は学校給食法の規定に反しているということになるかと思います。未納問題解決には学校現場だけではなく、行政の取組も不可欠だと思います。そこで1点目の御質問をさせていただきます。現在把握しております未納状況と改善のために行っている取り組みに関してお伺いいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） それでは清田議員さんの給食費の未納問題ということで、御質問にお答えをいたしたいと思っております。議員さん御指摘のとおり、学校給食費の滞納については佐伯市においても年々増加の一途をたどっております。平成20年度単年度での滞納額は全体で254万9,826円となっております。20年度末の累積では733万7,835円に及んでおります。昨年来の経済状況の悪化に伴う理由等、個々には様々な理由がございますけれども、この状況を放置することは保護者間の負担の公平を欠くばかりか、児童生徒に対する十分な給食の提供にも支障を来す結果を招きかねない状況となっております。従来から滞納している保護者に対する納入督促は議員さん御指摘のとおり、各学校において行ってきておるところでございますけれども、この効果にも御指摘のとおり限界がございます。また、何らかの策を講じるべきだという市民の声も高まっている中で、平成20年1月の佐伯市学校給食費収納向上委員会で支払督促により未納給食費の徴収をするという法的手段の具体的方策を決定いたしております。その中で、平成21年、今年の2月の9日付で特定滞納者、悪質な支払える能力があるのに払っていないという特定滞納者の37世帯について催告書を送付いたしております。なお、改善が見られない世帯については、発送後6か月以内、今年の7月になると思っておりますけれども、裁判上の請求、支払督促という形に移行して支払を促すということに決定をいたしております。以上であります。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） ありがとうございます。今の御答弁の中で、催告書を送付しておるところでございますけれども、2月9日ですか催告書送付した後にですね、支払に応じた世帯数等把握しておる数字がございましたら、御答弁お願いいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 先ほど言いました催告書を送った後にですね、37世帯送ったと今申しましたが、全納した世帯が5世帯です。それから一部納入世帯が5世帯、いまだに何も連絡が

ない世帯が27世帯となっております。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） この件なんですけど、私PTAをしてる関係から自校の未納状況というのは分かるんですけども、なかなかですねこの未納者に対して幅広く自覚を持たせるような施策っていうものが今欠けてるように思います。催告書をもらった家庭はですね、当然自分の事なので分かると思うんですけども、これちょっと実際どういうことになるのか分かりませんが、学校ごとですね未納状況の公表というのは考えておられませんかでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 学校ごとにですね、幾らあるというのは公表ができると思いますが、それ以上の中身については個人を特定するような状況にはございませんので、その部分については公表できないというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） できましたらですね、学校ごとの未納状況、個人にかからない分で、できる限りの公表をお願いしたいと思っております。それとですね、先ほども申しあげましたように滞納額があって収納できてない分はですね、いわゆる材料費に全部充当されるわけですから収入が足りないという状況になってるかと思います。その分、質・量を落とすしかないと思うんですが、または納入業者の方にですね、単価面などで御協力いただいてその金額面を折り合わせをするしかないのではないかと物理的に思っておるんですが、その辺は今のところどうなっておるのでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 材料費に直接影響いたしますということで、これについては栄養士さんもかなり献立で苦労しておるという話を聞いております。ここらは現実的には相当味が落ちるとか、貧相になったというような状況ではございませんけれども、これがどんどん続いていけばかなりそういった問題も深刻になってくるというふうに思っております。これも含めて今、給食未納対策の方で考えていかねばというふうに思っております。この7月になっての状況が決まりましたら、裁判での裁判所からの督促という形で法的手段に移ってから、この状況は今後見ていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） 宮崎の都城市ですか、やはり法的措置をとって約2割、その滞納が削減されたというような報道もありますし、豊後大野市の方も始めたようでございます。やはり他市の結果を見ても一定の効果はあってるようですので、これに期待したいとこなんですけども、先ほどの質量のカバーという点ですね、この私会計であるから一般財源から補てんができないという問題もあろうかと思えます。もしですね、万が一まあちょっとその未納の件とは離れるかもしれないですけど、もし完全無料化した場合ですね、一般財源からの持出しが幾らぐらいになるかという試算の数字がもしございましたら、お答え願いたいんですけども。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） お尋ねでは公会計へ移ってそれで税といたしますか、すべて公会計で行うということでございますけども、その試算は以前も質問がございましたんですが、試算の方はしておりません。現時点では、先ほど申しましたように、法的措置をとった後にどのよう

にするかというこの結果を見て、公会計への移行がいいのかどうかという部分も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） また一度もし試算するようなことがあれば教えていただきたいと思えます。それとですね、今次長の方からもありましたけども、今の時点でですね無料化を論議するというのはまた滞納を助長するようなことになりまして、ちょっとまあ時期尚早かと思うんですけども、これちょっと市長にお伺いしたいのですが、将来的にですね、この滞納がもし解決したという前提ではございますけども、公会計移行後、少子化対策、子育て支援という側面からですね、給食費の完全無料化というお考えはございますでしょうか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 少子化対策ということでの清田議員の御質問ですが、現在は医療のですね無料化対策をまず優先していく。これも財源をうちかえながらやっていくということをやっておりますので、現在そこまで踏み込んだ答弁はなかなか難しいのではないかと。もしやるとすれば数億というお金になると思っておりますので、これは慎重にやっば考えていくべきじゃあないかと思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） ありがとうございます。将来にわたっての懸案事項ということで無料化ということもですね、含みおいていただきたいと思えます。これで一問目の質問を終わらせていただきます。続きまして、給食センターの業務委託に関してお尋ねいたします。現在、剣崎給食センターは、佐伯市社会福祉協議会に業務委託はなされておりますが、委託することによって生ずる佐伯市のメリットとしてはどのようなことがございますでしょうか。また、今後の委託予定と委託先の選定基準についてお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 給食センターの業務委託についてということでございますけども、平成18年の3月に策定した佐伯市行財政改革プランにおいて、現行施設の統廃合と併せて民間委託の方向性が打ち出されたというところでございます。これを受け、佐伯市教育委員会としましても、佐伯市長期総合教育計画の策定と併せて、学校給食施設の統廃合、それから民間委託を計画しております。現時点では、平成25年度までに全給食施設を民間委託し、平成20年度まで17施設あった調理場を平成28年度までに8施設に今統合する計画で進めております。統廃合、民間委託とも既に平成21年度から実施をしております。今年度はまず、鶴見学校給食調理場、それから米水津学校給食調理場を廃止いたしまして、剣崎給食センターに統合しております。併せて剣崎給食センターを佐伯市社会福祉協議会に業務委託をいたしておるところでございます。委託のメリットということでございますけれども、これはまああくまでも人件費とか、それぞれ市職員が全部辞めたわけではありません。また一般会計に移ったりしておりますから、単純に比較はできませんけれども、委託前の平成19年度に剣崎給食センターに要していた経費が、人件費と物件費を合わせた決算ベースで約8,581万円でございます。委託後の平成21年度に剣崎給食センターに要する経費が人件費・物件費合わせてこれ予算ベースになりますけども約6,165万円となっております。約2,416万円のコストが減となったという、単純には計算できませんけど、そういう結果となっております。次に、今後の委託予定と委託先の選定基準でございますけれども、平成22年に6施設、それから平成23年

度に2施設、平成24年度に1施設、平成25年度に1施設をそれぞれ民間委託する計画でございます。また、委託先の選定基準につきましては、公募によるプロポーザル方式として選定委員会で審査し、選定をしていくというふうに思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） ありがとうございます。委託の選定基準なんですけども、先ほど矢野精幸議員の御質問の中にもありましたようにですね、できれば地元の食材とかを使っていたくような、そういう条件を付けていただきたい。またですね、また子どもの口に入る物ですから、もちろんその安全とか品質面お考えでしょうけども、その辺をしっかりと基準に折り込んでいただきたいなと御要望しておきます。それで2点目を終わります。

では、続きまして大項目の2番、鶴岡地区の諸問題について、まず鶴岡小学校のグラウンドの件についてお尋ねいたします。鶴岡小学校のグラウンドは水はけが極端に悪いため、子どもたちのグラウンドを使っての活動はもとより、地域の行事などにおいても少しの雨でもすぐに使用ができない状態となってしまいます。私の知る限り、少なくとも4年前から教育委員会の方に改善を要望してきております。しかしながら、根本的な改善はいまだ行われておりません。しかし、昨年の子ども議会において、今年行われる北校舎改修時に詳細調査、改修を行うとの回答をいただいております。最初のお願いからですね既に4年が経過しておりますが、なかなかこのグラウンド、地域の活動で使うことも多うございます。地域住民の総意としてですね、これ以上待てないという気持ちが強くございますので、調査から改修完了までの具体的なスケジュールが分かればお教えお願いいたします。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 鶴岡小学校のグラウンドの問題ということですが、議員御指摘のようにもうかなり、数年前から要望が上がっておって教育委員会としましても調査をかなりやっております。ただ、このグラウンドについては県道や又鉄道、それから市道に囲まれておりまして、その中でグラウンドが一番低い位置にあるということで、グラウンド全体が低い位置ということで雨水が集まりやすい。しかもその水が水路に流れ込まないということで、グラウンドの土がすぐ水路に入ってしまうと、それが水路をふさぐというような状況にあるということで、なかなか雨水の処理に支障が出ておるのが現状でございます。これにつきまして、この解消するためには、グラウンド自体の水はけとか、敷地内の側溝だけを改修しても抜本的にはこれは解決しないだろうというような今結果を、結果といいますか、結論もっております。先ほど議員さんがおっしゃられましたように、北校舎の改築に伴って仮校舎を現在グラウンドの方に建設をする予定になっておりますが、これでちょっとまたグラウンドも使う範囲も狭くなって御迷惑をお掛けすることになると思うんですが、その時期に併せてですね、これはもう抜本的に水はけを良くするにはどうすればいいかというのをもうちょっと本格的に検討しなくてはいけないなというふうに思っております。いくら水路を改修しても今度鉄道を横断する暗きょについても大変小さくて、その水量が確保できるかどうかということも、そうなれば事業費も大変大きくなっていくというようなこともありますので、そこらも先ほど言いましたように、この鶴岡小学校の北校舎の改築を含めて検討をしていきたいというふうに考えております。スケジュールということなんですけども、これも今具体的なスケジュールはまだできてないんですが、北校舎が完成するまでには何とか解消策を策定したいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） ありがとうございます。来年の9月30日でしたでしょうか。完成予定がですね北校舎。それまでまだ1年以上あるわけですけども、ちょうどいいって言ったらなんなんですけども、今もう6月1日よりグラウンド全く使えない状態になってまして、子どもたちも余り出入りすることもございませんし、行事で使うこともありませんので、できましたら北校舎の完成までですね、に工事も改修工事も完了というようなことをしていただければ、いろいろまた学校行事も制限されずに済むかと思えます。また、こういう学校の問題なんですけども、鶴岡小学校だけじゃなくて、最近校舎改修したPTAの方からも伺ったんですが、何点かですね、学校側PTAの方から市との打合せで要望が上がったようなんですけども、予算の関係とか、もちろんその市の方も一方的に約束を破棄したわけじゃないと思うんですけど、履行されずに困っていると、結局そのそれで一番迷惑を被るのが子どもたちの活動になるわけなんで、何とかですね早め早めの対応でしっかりやっていただきたいなと思っております。これでじゃあ、鶴岡地区の諸問題、鶴岡小学校グラウンドの件はこれで終わります。続きまして、豊南高校の跡地利用に関してお伺いいたします。高校再編により、豊南高校と鶴岡高校は合併し、現在の鶴岡高校の場所で平成26年4月に新しい学校がスタートする予定となっております。現在豊南高校は梶形・藤原地区の災害時の避難場所に指定されていると思えますが、また佐伯市内においてもですね、特に交通量の多い梶形・藤原地区であります。子どもたちが遊ぶ公園、広場が少なく、決して安全とはいえない道を現在は梶形・藤原の子どもたちは小学校や鶴望公園まで遊びに行っているという現状がございます。この危険な状態にですね、保護者の方からかなり危ぐする声が上がっております。この以上の2点を踏まえた上でですね、豊南高校の跡地利用に関しまして、佐伯市として今現在もってるお考えがあればお聞かせ願います。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） もう議員さん御承知のとおりですね、豊南高校が移転してその跡地の問題ということでございますけども、御案内のように、大分県教育委員会が発表した高校改革推進計画の後期再編整備計画によりまして、5年後の平成26年4月1日には佐伯豊南高校と佐伯鶴岡高校が統合し、今ある鶴岡高校の敷地内に新しい高校が新設をされます。議員御指摘のように、結果的に豊南高校の施設、跡地利用が問題となりますけれども土地・建物を含め現在、財産は県が所有をしているということでございます。まずは県の利活用の方針は今確認をしておりますけれども、それを確認した上で佐伯市のニーズに照らし合わせながら必要に応じて県と市が協議をしていくことになるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） 県の考えを確認したうえの話になるんですけども、当然先ほど申し上げましたように避難場所になっていたりですね、地元本当に公園がないんです。そういう点からですね、要望を上げる際に極力地元住民の声といいますか、その辺もしっかり取り入れたうえで県との交渉なり、要望なりをしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 当然、県から佐伯市の方という話になりますと、教育委員会だけでなくですね、すべて市の基本計画等にまた参入して跡地の問題は考えなくてはいけないとい

うふうに思っておりますから、そういう地区の要望もその利活用の方法については十分に検討するような体制を整えていかなければならないというふうには思っております。以上です。

議長（小野宗司） 清田議員。

5番（清田哲也） 具体的にですね、そういう聞く場を持っていただきたいという要望が一つございますのと、またその財源の問題もありますんでですね、何か新しいのを造るとかそういうのはまた難しいかと思えますけども、グラウンドも豊南高校二つありますし、公園ですね、そういう遊具等なくてもいいんですけど、子どもたちが遊べる広場的なものですか、そういう要望もございますので、時期がきましたら時期を逸さずにですね、しっかり地元の声を聞く場をしっかりとっていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、15日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時03分 散会

平成 2 1 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 5 号 6 月 1 5 日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成21年6月15日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	吉 良 栄 三
5 番	清 田 哲 也	6 番	井野上 準
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀 太郎
13 番	小 野 宗 司	14 番	兒 玉 輝 彦
15 番	河 原 修 仁	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	清 家 好 文	20 番	江 藤 茂
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	矢 野 哲 丸
23 番	芦 刈 紀 生	24 番	下 川 芳 夫
25 番	浅 利 美知子	26 番	後 藤 勇 人
27 番	日 高 嘉 己	28 番	高 橋 香 一 郎
29 番	玉 田 茂	30 番	梶 田 穂 積

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市	長	西	嶋	泰	義	消	防	長	伊	東	宇	佐	実
副	長	塩	月	厚	信	健	康	長	高	橋	弥	重	郎
総	長	川	原	弘	嗣	文	化	長	竹	中	伸	吾	
財	長	三	原	信	行								
企	長	魚	住	慎	治								
画	長	白	田	茂	達								
市	長	戸	坂	富	士								
民	長	酒	井		実								
福	長	高	橋	満	弥								
社	長	甲	斐	満	義								
建	長	江	藤	幸	一								
設	長												
農	長												
林	長												
水	長												
上	長												
下	長												
教	長												
育	長												
次	長												

議事日程第5号

平成21年6月15日(月曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 一般質問
 - 第2 議案の上程
 - 第3 議案質疑
 - 第4 議案の委員会付託
 - 第5 佐伯市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 - 日程第2 議案の上程
 - 日程第3 議案質疑
 - 日程第4 議案の委員会付託
 - 日程第5 佐伯市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
-

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成21年第4回佐伯市議会定例会第12日目は成立いたしました。

会議に先立ち、申し上げます。

10日の一般質問において、兒玉議員の一般質問の通告が効力を失ったことに関し、その取扱いについて議会運営委員会で協議した結果、今期の一般質問は行わないことに決まりましたので、御報告申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

12日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、高橋香一郎君、2番、榊田穂積君、3番、和久博至君、以上の順序で順次質問を許します。

28番、高橋香一郎君。

28番(高橋香一郎) 皆さんおはようございます。土・日を挟んでの一般質問も4日目、今日が最終でありますけれども、私も市民の皆様の方強い支持をいただき議席を与えていただきましたことをこの場を借りてお礼を申し上げます。今後4年間、市民の皆様と同じ目線に立ってこれから活動していきたいと思っておりますので、よろしく御指導・御鞭撻をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。先週の木曜日の深夜テレビの速報で新型インフルエンザの警戒水準を現行のフェーズ5から6に引き上げるとWHO、世界保健機関が決定をしたと報じておりました。これは世界的な大流行となり、差し迫った状況が社会経済への大きな影響が懸念されるということでもあります。私は今回の一般質問に総括方式で

新型インフルエンザの感染が拡大された場合の対応について、執行部の考え方をお伺いしたいと思います。これについては、市民の皆様への広報ということもあり、分かりやすく明解な答弁をお願いいたします。なお、この一般質問は高司議員も先日質問をしていますので、重複する場合もあると思いますが、よろしく御答弁をお願いいたします。では、質問に入ります。新型インフルエンザ感染が拡大された場合の市の対応についてということで、豚インフルエンザが2月中旬にメキシコで始まり、5月9日に日本で初めての海外で感染した患者を確認し、5月末日現在、国内での新型インフルエンザの感染者は検疫段階と合わせて11都道府県、377人となっています。現在、昨日の状況では20都道府県、500人以上の感染者が確認されています。佐伯市では昨年10月に佐伯市新型インフルエンザ対応計画を制定していますが、その対応計画についてお伺いをいたします。次に、市民への情報発信について、流行中の豚インフルエンザは、季節性の毎年流行しているインフルエンザとは異なった形のインフルエンザで、通常人には感染しないながらウイルスが突然変異を起こして、豚から人へさらに人に感染するようになったものであります。この新型インフルエンザのウイルスにはだれも免疫を持っていないため、いったん発生をすると世界的に大流行になると言われています。今回の豚インフルエンザはメキシコや米国で発生していますが、世界のどこかで発生すれば交通機関の発達の影響からすぐに日本国内にやってきます。現実にも今入っております。汚染地域への渡航歴のある人から感染が確認されておりますけれども、最近では福岡にやって来た外国人の感染が確認されておりますし、またさらには、昨日の情報ですと鹿児島でも感染が確認されていると思います。行政としては正しい情報の広報が必要と思いますが、その対応についてお伺いをいたします。次に、新型インフルエンザの発生に備え、効果的な予防法についての対策はどうなっているのかお尋ねをいたします。現在流行中のAインフルエンザは弱毒性ではないかという見方も出ていますし、鳥インフルエンザは強毒性といわれています。病原性が強くても弱くても感染力が強ければ多くの死者が出るおそれもあり、被害を最小限に食い止めるためには、今のうちから予防法や発生流行時の備品・食糧等の備蓄が必要と思われるのですが、その対策を採っているかお伺いをいたします。次に、新型インフルエンザが佐伯市に発生した場合の市の対応についてということでお伺いをいたします。新型インフルエンザが流行すると県内や市内でも人口の約25%が感染し、多くの死亡者が出ると予想されております。佐伯市においても人口約8万1,000人、患者数が約1万5,800人、死亡者数約400人と予想されております。これは何も対策をしない場合の予測であります。国の安全保障にもかかわると思われるのですが、人命や社会、経済活動に多くの被害をもたらすことが心配されています。これについては、さらに項目を分けて質問をいたしますので、答弁をよろしくをお願いいたします。といたしまして、佐伯市の相談窓口には福祉保健部の健康増進課に設置しておりますけれども、土・日、さらに祭日の対応、また南部保健所での受付はどのようにおこなっているのか確認をいたしたいと思います。次に、番目といたしまして、医療体制について、対応する医療機関は予診指定医療機関となっておりますが、その佐伯市のその病院だけで対応はできるのかどうか。多数の患者が出た場合には厳しいのではないかと考えられます。市内の他の診療所・病院に対する対策はどうなっているのか。また、院内感染が発生した場合の対応についてもお伺いをしたいと思います。といたしまして、市民の生活をどこまで制限するのか。その地域の実情に応じた対応で市民の命を守ることが大事であるということで、市民の生活をどこまで制限することができるのか。それについてもお伺いをいた

します。さらに、番目といたしまして、教育現場での対応はということで、学校の子もたちを中心にした感染の拡大は新聞等で報道されております。それについて、学校現場ではどのように対応するのか、お伺いをいたしたいと思います。まず、最初の質問をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 高橋議員さんの質問にお答えをいたしたいと思います。新型インフルエンザにつきましては、高司議員さんの質問にも一部お答えをしたところです。初めに、佐伯市の新型インフルエンザ対応計画についてでございますが、この計画は鳥インフルエンザから起因する強毒性H5N1の新型インフルエンザを想定して策定しております。内容としましては、総論としまして、策定の背景、流行規模の想定、対策の方針としての基本的な考え方や発生段階を明記、それから五つの行動計画の柱や対策の推進体制を記しております。各論においてはですね、健康危機管理組織の設置や役割を明記しております、五つの行動計画の柱ごとに班編制を行い、各発生段階ごとにですね具体的な対応策を示しております。次に、イの市民への情報発信につきましては、正しい情報が届くようにですね、ケーブルテレビや市報、佐伯市の公式ホームページ等で情報提供を行ったり、市報と一緒に市民へのチラシの全戸配布や回覧及び防災無線の利用等も考えております。また、各地区の健康相談時や老人クラブ健康教室等いろんな健康づくり事業の場面を利用して市民への啓発を行います。次に、ウの効果的な予防法についてでございますが、今回のようにワクチンが効かなくて使えない場合は、公衆衛生的予防法の手洗い・うがい・せきエチケット・マスクの使用や不要不急の外出の自粛が一番有効とのことです。また、家族が感染したときも外出を控えて、他の人に感染させないように、日ごろから必要物品や食糧の備蓄を心がけていただくことを呼び掛けております。続いてエの のですね、佐伯市の相談窓口についてでございますが、対策本部である健康増進課では土・日・祭日もですね相談体制を実施しております。また、南部保健所につきましても土・日・祭日の相談対応を行っております。夜間についてもですね携帯電話等で対応しております。医療に関する相談につきましては保健所の方で、また生活に関する相談は、佐伯市の健康増進課へと広報しているところでございます。 の医療体制につきましては、初期の段階で患者数が少ない時は、初診指定医療機関に受診を勧めますが、患者数が多くなりますと、佐伯市の場合は4か所設置予定の発熱外来を勧めしております。さらに患者数が増えたときは、市内の他の診療所等でも対応していただくようになっております。医療に関することは県と保健所の所管ですので、県と保健所の指示に従って対応することになっております。もし発熱した場合ですね、感染の心配があるときは医療機関に直接受診をしないで、必ず南部保健所の発熱相談センターへ電話をしていただいて、初診指定医療機関や発熱外来等の受診の指示をですね、受けることとなります。それから院内感染についてでございますが、各病院及び診療所において院内感染の予防には特に気を配られておりますが、もし院内感染が起こった場合はですね、それぞれ医療機関ごとに院内感染時の対応マニュアルを作成しておりますので、それに従って対応していただけるものと思っております。 の市民の生活の制限につきましては、地域の実情に合わせて県の判断となっておりますので、県・保健所からそれぞれの計画に沿って情報提供がありますので、佐伯市はそれに従い対策本部で協議して対応していくこととなります。特に、強毒性の場合につきましては、県内で発生した時点ですね、学校や福祉の通所施設等の休業を要請することになる

うと思いますが、今回のように弱毒性のときはですね、柔軟に対応となっております、一斉の休業措置をとらずに、発生の状況を見てからですね、必要な地域ごとに休業要請をしていくことになると思います。以上です。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 高橋議員の学校現場での対応はという御質問にお答えをいたしたいと思えます。先日の6月11日に高司議員の質問の際にもお答えいたしましたけれども、教育委員会としましては、発生の範囲や状況に応じて県及び市のインフルエンザ対策会議の要請を受け、登校自粛の要請並びに休業措置等を行い、万全な対応を行うようしております。また、学校が臨時休業になった場合を想定しまして、既に教育委員会から各学校に対して学習支援や生活指導の方法や内容について具体的に準備を進めておくよう指示をしております。万が一子どもの学習や生活面のケアをする場合には、共働きの家庭など、保護者が不在の子どもに対するケアが行き届くかどうかといったような懸念もあります。学校教育だけではなく、保護者の職場での理解と連絡体制の徹底が求められております。現在、各学校や各家庭では、万が一に備え、毎朝、健康観察カードに子どもの体温等を記入しまして、教育委員会に報告するように指導をしております。当分の間、実施するということになっておりますが、極めて複雑な作業であります。万が一を想定した早期発見・早期対応の取組の一環として御理解をお願いしたいというふうに考えております。また、フェーズ6に6月12日に上げがされましたが、当日付をもって学校には予防対策の徹底、そして緊急連絡体制の確認、それから児童・生徒及び教職員のさらなる健康状況の把握、そして臨時休業に備えた準備をするよという事で指示を出しておるとございませう。以上でございます。

議長（小野宗司） 高橋議員。

28番（高橋香一郎） では再質問といひませうか、ちょっとやってみたいと思ひませうが。まずですね、対応計画につきましても、昨年10月ですか、市の対応計画を対策本部長は市長ということになっておひませうけれども、平成17年からこの鳥インフルエンザに対する対策というのは国・県からずっとやってきたわけで、佐伯市が20年の10月に対応計画というものを策定したということになっておひませうけれども、私もですね保健所の関係でちょっと保健所の指導員等もやっておひませうんで、ずっと17年ごろから指導員会議等ありましたら、鳥インフル対策についていろいろと講習等を受けておひませうました。今回、特に豚インフルエンザが全国的な規模で、また世界的な規模で発生したということであめへの対応ということが絶対必要になると思ひませう。そんな中で、佐伯市の対応計画につきましてもはちょっと遅きに関した部分もあひませうけれども、しかし、そうはいいながらこの対応計画に基づいてこれからの、もし佐伯市に入ってきた場合には対応していただきたく思ひませうので、よろしくおひませうします。また、このインフルエンザにつきましても、弱毒性といわれておひませうけれども、本当に強毒性のインフルエンザが出たときには大変な事態になるということであ、やはり国の防災といひませうか、そういう部分で安全保障にかかわる問題だと思ひませうし、佐伯市にとってもやはり社会的あるいは経済的にも大きな打撃を受けるということは目に見えておひませうるところでありますので、あめへのそういう対応、まず豚インフルエンザというよりもインフルエンザ、新型のインフルエンザにかからないよな予防をするということが大事で、やはり市民に対してそういう部分でやっぱり広報をして、正しい知識を持ってもらふということが大事ではないかと思ひませう。また病院がですね、初診の場合、初診を受けようとした場合に、

やはり最初の一つの病院だけではなかなか難しいのではないかなあとと思いますし、入院患者がいるんな方がおりますし、例えば、今心配されておりますのは、透析患者あるいは糖尿病患者、そして妊婦とか、そういう方々が入院している所で、そういう発熱外来という形でもし受診をされた場合は、本当に大きな問題になるのではないかと思いますし、その分についてのやはり対応というものを真剣に考えていかなければいけないのではないかなと思っておりますので、その分についてのまた更なる突っ込んだ対応についてお伺いをいたします。また、よく間違えた部分で、豚インフルエンザだから豚肉を食べたらかかるとはならないかというような話も時々ありますけれども、豚を食べても感染はしないということはもうはっきりしているわけで、こういう間違った知識を持っている方もあるわけで、こういう正しい知識をとにかく市民の皆様にご覧に学んでいただいて、またそれを広報するということが大事ではないかと思っております。また感染者につきましてはですね、子ども小児といいますが、そして若年者に多いというのが統計的といいますが、今回のインフルエンザで出ております。というのは、約日本の場合は特に学校関係で調査をしたということですが、80%ぐらいが子どもということで感染をしているということですが、また潜伏期は大体1日から4日ぐらいと、そしてウイルスの排出期間は大体かかる前の1日前から1週間ぐらいということになっております。特に医学的に見るとハイリスク者といいますが、子どもや妊婦あるいは先ほど言いました糖尿病とか、そういう部分の人がかかりやすいということで、特にその対策を考えておかなければいけないと思っております。それについてもお伺いをいたします。また、自宅待機ということになりますと、もし感染者が出た場合は休校やあるいはいろんな措置を考えられると思っておりますけれども、通常2週間程度ということになりますと、その2週間程度の中に外出もできないということになると思っております。そうなったときに、その備蓄といいますが、食料品とかそういう部分の備蓄についてもですね、やはりリストをちゃんと上げて、そしていつかかってもいいように、そういう備品・備蓄をちゃんと知らせる必要があると思っておりますし、さらにその備品等について、例えば先ほど言いましたハイリスク者、高齢者とかそれから高齢家族ですね、それと母子家庭とか、それから保育所の子どもたちがおる所とか、そういう部分についてなかなか大変難しい部分があるので、その部分についてですね、行政の方でその備品とか備蓄部分についてどのようにするのか。また公的な部分で配給をするのか。そのところもお伺いしておきたいと思っております。またさらに、これまでですね、多分対策本部ができていろんな市民の方から問い合わせもあったと思うんですけれども、そういう相談が何件あったのか、またどのような相談だったか、その部分についてももし分かればお願いをしたいと思っております。この豚インフルエンザがいろんな各地域で発生したときに行政、自治体としてはいろんな対応を考えておったと思うんですけれども、しかし現実に起こるとその対応に戸惑うところがあったということも新聞等で報道されておりますけれども、例えばですね、先ほど言いました市民の生活をどこまで制限するのかということと、またもし感染を疑われた場合に病院で診察を断られたということもあります。そしてまた、特別な目で見られたということ。それから、感染地域から会社に出ようとしたら出社を断られたというようなことも例として挙げておりましたけれども、本当にそういう社会的、あるいは経済的に大きな影響があるということをごとまで市としても認識をしておるのかということをお伺いしたいと思っております。また、次に学校が休校の対応についてということで、関西では特に、子どもを中心とした感染がずっと確認をされておりますけれども、学校が1週間単位で休校したときの

対応については、先ほど次長が言いました対策を考えているということですが、例えば1週間で、健康な子どもにとってみると家に閉じこもっておるということは大変窮屈なことではないかと思えますし、もうそういう子どもたちはどうしても外に出ていくと。しかしその子どもたちが、もしかしたらウイルスを持っているかも知れない。それが更に拡大をするというようなことになったときにはどうするのか。また先ほど言いましたけれども、次長の答弁にもありましたけど、共働きの家庭、あるいはまた両親が不在などのときのケアをどうするのか、生活指導などが確かに重要なことではないかと思っておりますので、その点の対応について更にもう少しですね、突っ込んだケアというものをどうするのかということをお伺いしておきたいと思えます。

議長（小野宗司） 戸坂福祉保健部長。

福祉保健部長（戸坂富士男） 再質問にお答えします。非常に質問項目が多かったのでですね、また漏れておりましたら御指摘をいただきたいと思えます。初めに対応計画に沿ってですね、今後の対応ということでございますが、今対策本部五つの班にですね分かれてそれぞれ班ごとにですね、班会議等を開いてですね、具体的な対応策についてですね協議をしておりますのでですね、そういったことに基づいて、もし発生した場合はですね対応をとっていきたいと思っております。それから、予防法の徹底でございますけど、やはりもうウイルスが発生した場合はですね、感染予防、拡大予防がですねとても重要なことだと思っております。これがまん延した場合はですね、医療機関も大変まあ対応にですね限度があると思っておりますので、まず拡大予防、これにはですね徹底して市民挙げてですね行っていきたいと思っております。まず、うがいとかですね、せきエチケット、手洗いと、そういった今まで呼び掛けておりますけれども、こういったことでもかなり部分をですね防げると思っておりますので、こういった予防法の徹底につきましても更にですね広報等していきたいと思っております。医療機関の方ですけども、重篤化になるおそれの方、ハイリスクのある方につきましてはですね、特に今回の場合は弱毒性ということもありまして、軽症者の方は自宅療養ということで、特にそういった重篤化のおそれのある方につきましては入院と。そういった住み分けをですねして、医療機関の方でも対応していただけることになっております。また外出できない人の食糧につきましてでございますけど、これにつきましては、市の方ですね、個人的な部分につきましては備蓄はしておりません。それぞれ家庭においてですね前もってある程度ですね備蓄の方はしておいてくださいというお願いをですねしております。もちろん職員が業務に当たる部分のですね備蓄についてはですね、マスクとかそういった部分についての備蓄はもちろん行っております。そういった例えば高齢者の方、食糧等で困っているような事態が発生した場合はですね、また民生委員さん等、そういった見回りの中で連絡していただければ生活支援班がありますので、対応をですねしていきたいと思っております。それから、相談件数の内容でございますけども、健康増進課の方での生活相談につきましてはですね、あまり相談多くなくて3件ぐらいこれまでですね。それから保健所の方につきましては、6月の9日現在で138件のですね問い合わせがっております、南部保健所だけですけどね。内容につきましては、熱が出たけどどうすればいいのかなあと。それから感染が広がっている地域に行くんですけどどうしたことに気をつければいいのかなあとか、そういったことが主な相談内容になっております。それから市民の生活の制限ですかね、これにつきましてもやっぱり今経済危機が落ち込んでいる中ですね、そういった制限、大きな影響になってき

ますのでですね、極力そういったイベント等とかですね、集会の制限とか、特に要請は状況に応じてしていくことになっておりますけれども、感染防止策をとっていただきながらそういった集会等を自粛の要請はですねしていく予定となっております。また保育所とか幼稚園とか、そういった所の休園とか休業につきましても、強毒性の場合はですねもちろん県内で発生すればもう一斉ということになりますけど、今回のような場合は状況に応じてですね行っていくことになっておりまして、保育所等休園になった場合は、大変保護者の方も仕事に行けなくなるケースも多いと思いますので、そういったことにつきましては、また事業所の方にもですねそういった御理解をですねいただいて、協力をしていただければと思っております。また、感染者の方につきましてもの偏見とかですね、そういった目で見られるというようなことも報道等で聞かれましたけれども、そういったことのないようにですね、また広報等にも努めていきたいと思っております。これにつきましてもですね、豚肉は直接感染にはならないということになっておりますので、そこらについてもまた併せて広報していきたいと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 先ほども申しましたが、休校中の生徒の対応ということについて、御質問にお答えをしたいと思います。強毒性の場合の対応についてはもう御存じのとおりと思いますが、今回の豚インフルエンザにつきましては、弱毒性ということで毒性が季節性、普通のインフルエンザと同じようであるならば休みが1日とか2日とかというような対応になるんじゃないかというふうに考えております。しかしながら、もし1週間単位で学校を休業させねばならないというような状況についてはですね、これは御指摘のように大変共働きとか、そういう関係では大変な負担が伴うということが想像できます。そういうことですね、現在ではもしもそういう状態になれば学習支援のために、自宅学習をするべく何らかのプリント等とかの自主学習を推進するような方法、さらに教師が電話連絡をしたり、家庭を訪問したりというような生活指導をするように一応計画をしておるところでございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 高橋議員。

28番（高橋香一郎） ここにあるのがですね、新型インフルエンザに備えましょうということで、大分県が発行したパンフということで、こういうのを佐伯市もといいますが、県のこれも配ってるとかそういうことはありますか。これにはですね、予防から今できること、といいますが、予防のための今できること。もし発生した時にはどうするかということ。そしてさらに備蓄とかそういう部分も載っております。こういうのをですね、やはりケーブルテレビでも流しておるのは私も承知しておりますけれども、もうちょっとですね、やっぱり市民にはっきり分かるように、やっぱり知らせておかないと、今新型インフルエンザで弱毒性と先ほども言いましたけれども、しかしこの弱毒性といいながら、今は多分北半球で感染をまん延をしているということなんですけども、これから冬に向かう南半球の方が特にまたこれから感染の拡大が懸念されると。特にオーストラリア等はまだ相当な数の感染者がおるということになって、それがさらに今度この北半球の方に冬場に入ってきた秋から冬にかけて、また二次的に感染が拡大するのではないかとということが懸念をされているということですが、それに対して弱毒性だからまあ安心をするという部分ではなく、やはりずっとまた回ってくるということを現実考えれば、あと2年か3年ぐらいはこれが続くのではないかと

があると思います。また、新型のウイルスに対するワクチンもこれから早急に開発されると
思いますけれども、それがですね、日本の国が2,500万人分を用意するといっても、それはな
かなか大変なことでしょうし、行政があるいは関係の機関の方に重点的にワクチンを飲ませ
るといようなことの対策を国の方でも考えているといようなことも聞いておりますが、
これから本当にまあ二・三年も続くということになると、そのたびに休校やあるいは会社を
休まなければいけないということになったときには、経済的にも社会的にも相当大きなマイ
ナスになるということをお皆さん方にやっぱり知らせておくということが大事だと。だからこ
れをですね、こういう文をやはり市民に配布してほしい。どこでも家庭の中でどこで見ても
分かるんだと、家族全員が分かると。そして周囲の人にもそういう知識をやはり正しい知識
をですね教えるということが大事ではないかと思っておりますので、よろしく対応を考えて
ほしいと思います。それからさらにですね、市長はですね新型インフルエンザ対策本部の本
部長でありますけれども、新型インフルエンザのウイルスが4月下旬に分かってから2か月
余りということで、警戒水準が最も高いフェーズ6に引き上げられて世界的大流行に発展を
しております。弱毒性と見られていますけれども、過剰に反応をしないで適切に対応するこ
とが必要と思っておりますけれども、これから秋に向けて第2波も予想される。的確に対処するこ
とが大事であると、そうでなければ社会や経済の大きな打撃となるということで危機管理、
安全保障の面から西嶋市長のこれからの対策あるいは市民に対しての訴えというものをお聞
きして、この一般質問を終わりたいと思っておりますが、市長の答弁をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。高橋香一郎議員の新型インフルエンザの感染というこ
とでございます。このインフルエンザにつきましては議員がおっしゃいますように、弱毒性
であるということであるんですが、私どもにとりましては、これがどのように変わるか分か
らないと。特にスペイン風邪がはやった時に弱毒性から強毒性に移行したという、そうした
お話も聞いております。また現在、冬に入っております南半球の方では非常に大きな流行が
あると。そこでどうして突然変異でなると強毒性になるかも分かりません。そうした中では
先ほど部長が申し上げましたように、情報収集いろんな中でやっていきたい。また、そうし
た措置の中で私どもも広報等にも努めながら、また特に今スペイン風邪がはやってる時に比
べまして人の行動範囲が非常に広いもんですので、さっきありましたように保健所等も一応
把握するのが、どうした所に旅行をしたかというのもですね、非常につかめなく、帰って来
て発生するということもありますので、できるだけ市民にそうした広報をして、こうした所
にはこうした病気があるんで十分それを対応しながら行っていただきたいと。行政がやる範
囲というのはどうしても広報と、そして対策としても先ほど言った危機管理と同じように、
行政としてやれるだけのいろんな形の中でプログラムを作っていきたいと思っております。また、
今回はある意味では私ども国民保護条例とかいろんな中で危機管理対策をしておりますが、
この対策が本当に良かったのかという反省点を促す点もありますので、そうしたことをみな
がらより一層市民に対しましての広報、またそうした体制を作っていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 以上で、高橋議員の一般質問を終わります。

次に30番、榊田穂積君。

30番（榊田穂積） おはようございます。30番、伯進会所属、榊田穂積であります。私は一問一

答で行います。昨年アメリカの経済危機に発しました大不況が日本にも直撃されております。いわゆる未曾有の大不況とか、100年に一度の不況とか、そういう言葉で表現されておりますけれども、日本も20年度3月補正で予算を組み、それからまた21年度も通常予算通過後にまた追加補正予算を組みまして、先般通過したところでありますが、この大不況を乗り越えるためにかなりの予算をつぎ込んで将来どうかなという懸念もありますけれども、何としてもこの不況を乗り越えるための補正予算というふうに受け止めまして、今回私はいろいろな業種が同時不況になっておりますけれども、漁業関係について絞ってお伺いしたいと思います。アとして、漁業関係の融資・保証対策についてであります。これは昨年来より燃油高騰をきっかけに、それからまたウォン安で韓国から大量の安いヒラメが輸入されたりといろいろなことも含めまして、漁業者にとっては大変厳しい経営になっているということでもあります。これについてもう既にやめられた方もあると聞いております。私はそういう方たち、あるいは今頑張っている方たちにつきましても何とか救済の措置、あるいは経営を安定させるような方法はないものかということを考えておりますけれども、今般の補正予算につきましては、これらの方々に幾らかの救いの手が差し伸べられているというふうに伺っております。何としてもこの不況を乗り越えるために、それからまた漁業の安定のためにも何とかこの行政として力添えができないかということでもあります。この佐伯市にとりましては、なかなか新しい企業誘致もままなりませんけれども、今ある経営体、これにつきましては大変な雇用数、あるいはまた経済効果というものがあっております。これを安定化させることは佐伯市の一次産業についての基盤確立ということを含めまして、これは大変重要な問題であります。今回の緊急的な融資・保証につきまして、国や県にしっかりと働き掛けをし、具体的に取組はできないものかということをお伺い申し上げます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 榊田議員の漁業融資、また保証対策についての質問にお答えをいたします。昨年8月に原油1リットル当たり129円の最高値を記録しまして、A重油は現在1リットル61円と落ち着いております。20年において大分県の燃油高騰対策といたしまして、燃油の直接補てんに2,510キロリットルの代金として1,170万円の支出、そして省エネルギー機器といって10%のA重油のやはり燃料削減といった形の中の機器設置がこの管内でも88件、その中で49経営体に対しまして、大分県と佐伯市合わせて2,903万5,000円を支出しております。またブリの養殖経営改善緊急対策資金、また養殖餌料の高騰におきます餌料高騰の対策として25件、5億2,800万円の貸付の承認をいたしまして、その利子補給といった形のものを行っております。また、これらは原油高騰の対策に取り組んだものでありまして、また今後も国・県と連動しまして迅速に対応できれば、そういう形の中で一緒に取り組んでいってまいりたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） 今回の補正予算の内容につきまして、漁業関係では総額で1,200億円の規模で組まれております。これは今までいっぱい貸付を受けている方たちにとりまして新たに融資を受けるといのが困難な情勢であります。このことにつきまして、今回担保があれば2億円まで、ない場合は8,000万円まで。また無担保・無保証人であれば1,250万円という具体的な融資が書かれております。これによって救われる方々も結構多かろうかと思いますが、そういうことも含めまして、今一度市としても何とか手助けはできないものかと、お

金の面というだけでなくですね、こういう予算関係これは漁協が主体ですけれどもやはりこれはなかなか分かりづらい、予算関係につきましてはですね分かりづらいというものが今までの通例でありますので、このことに関しまして、具体的に御指導できるということがありましたら御答弁お願いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほどの榎田議員からの今度新しく発令されました、この5月の末に補正予算が成立して、先週県庁におきまして県・市、そしてまた漁協、そして関係金融機関といった形の中での説明会がありました。また国の方もこういう形の枠組みの説明だけであって詳細までにしたのものについての説明ということにはまだ至っておりません。先ほどいわれました、今言ったように保証枠といった形の中で、再度言いますけれども、その中でやはり無担保で8,000万円、これは保証人が多分あると思います。それと無担保と無保証人で1,250万円といった形の中で保証期間については15年と、そして保証料については0.8以下と、それ以上については助成をしましょうと。それとその他に一つ将来的な事故、代位弁済を支払うことができなくなった場合についても、これについても97%国が負担をするといった形の中で、事業主体は漁業信用基金協会が実施をするといった形の中で、今から窓口が漁協になるのかどうなるのかと、ほかの金融機関になるのかどうか分かりませんが、そういう形のもので今度詳しく出てくるものと思っておりますので、内容については今後調べて一緒になってやっていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 榎田議員。

30番（榎田穂積） この経済危機対策につきましては、かなりの予算措置が組まれております。これは今言った融資関係だけでなく、事業を新たに起こすとか、そういう経営に対する率のいい、あるいはまた保証のある融資というのがいろいろと具体的に組まれております。今回この佐伯市においても新たに事業を起こすということはなかなか難しいかと思っておりますけれども、こういう有利な予算というものを得ながら、今後の経営に対する手助けをしていただきたいと思っておりますし、やはり役所がただ単に煩わしいからというふうなことではなくて、具体的に指導性を発揮した、ただ漁協だけではできない部分がありますので、そういう指導も含めて今後の経営に対する支援をどう考えているかお聞かせください。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 漁協に対する支援とこの補正予算については別枠といたしましてはやはり今沿整事業におかれましては、やはりも場造成を行ったりですね、やっぱり漁礁を行ったり、また県と併せて高層漁礁の投入をやっぱり12億円掛けて深島沖又は蒲戸沖から入れていくとか、そういった形の事業、また沿構事業においては漁協のやはり専用施設であり、またブリのしめ機であるとか、そういう形のものでやっぱり一緒になって今実施をして会議をもちながらやっておりますので、今後ともやはり一緒になって連携を図りながらやはり生産者のためにやはり頑張っていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 榎田議員。

30番（榎田穂積） 今後ともしっかり指導していただきたいと思っております。次にイとして、漁業共済制度についてであります。いわゆる漁済制度ということになっております。これは災害や疾病などによる損害、あるいは漁業経営安定対策の制度がありますけれども、これをうまく活用すれば価格保証対策というものになりますけれども、経済的なゆとりがなければ掛金の

支払いができないということにありまして、これはやはり制度があってもうまく活用できない、という側面があります。これについて、行政として何らかの指導、あるいは方法はないものか、これをお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 漁業共済事業につきましては、国の水産行政の一環として災害対策、また経営安定対策として長年にわたり大きな役割を果たしてきたと思っております。また、将来にわたり水産物の安定的な供給をしていくために漁業者が漁業経営を安定させていく、安心して漁業が続けられることが重要であると思っております。漁業共済制度は漁業災害補償法に基づいて実施されており、対象となる漁業種類ごとに漁獲共済、また養殖共済、そして特定養殖共済、また漁業施設共済といろんな種類が設けられております。これらの共済の掛金については国の助成制度があります。また、本市における加入状況といたしましては、養殖共済が大部分ではないかと思っております。その中で、平成20年度の補てん実績といたしましては、赤潮の被害にあった漁業養殖4社、519万8,000円の被害が昨年出ました中で認定を受け、320万8,000円の補てんが受けられております。また、漁業共済につきましては、今現在やはり漁業共済制度や農業共済制度といった形の中で、やはり整合性はやっぱり勘案しながらですね、やっぱり慎重に掛金についてのことについても、やはり慎重に考えていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） 先ほど申し上げましたように、共済そのものはもちろんいい制度であります。しかし、養殖をやっている方たちの話を聞きますと、いろいろ計算してみるとなかなか大変だというのが実感のようであります。これを全部掛けければそういう価格変動がありまして、暴落しても保証を受けられるという側面がありますけれども、なかなかそこまでいかない。だから行政としてはこれをうまく生かせるための努力というか、そういうものが求められていると思いますので、今後ともこの件についてはですね、側面からの支援をお願いしたいと思います。次に学校給食へ魚をとということですが、この件につきましても今までいろいろと質問をしておりましたけれども、いわゆる地産地消を名目に今日までもやってきました。しかし、これが徹底されていないというのが現状ではなからうかと思えます。今回は魚についての地産地消について具体的にお伺いをしたいと思えます。いろいろ伺いますと生もの扱いというのは、例えば、さしみなどはなかなか問題が多からうかと思えますけれども、この点についてどう考えますか。それと加工品の開発について、これはやっぱり生ものが学校給食に向かないということについて、じゃあ今までもいろいろな業者がやっていると思えますけれども、これが地産地消ということから考えますと、この蒲江の品物が加工品として学校給食に上がっているかということになりますと、そうにはなっていないということではないでしょうか。この件についてもお伺いします。それから、もし今回の補正で新しい加工場等を造る場合の補助というのが上がっております。何とかしてこれを採算が合うような方向で佐伯市に設置できないか。この点をお伺いしたいと思えます。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 学校給食へ魚をとという御質問にお答えをいたします。まず、学校におかれましては、まず生ものの取り扱いについてですが、学校給食の調理過程における衛生管理については文部科学省から次の基準が示されておりますが、給食の食品は原則として、

すべてその日に学校給食調理場で調理し、生で使用する野菜類、果物類を除き、加熱処理をしたものを給食すると。特に食肉類、魚介類、卵類、それと加工品、それと冷凍食品並びにソーセージ、ハムなどの食肉製品、その他加熱を要する食品については中心部温度計を用いることなどにより、中心部が75℃で1分以上の又はこれと同等以上の温度まで加熱するということの確認をし、それをその温度の時間を記録することと規定されております。したがって、学校給食においてのさしみ等の生ものを今のところ使用するということはできないということでもあります。しかしながら、地産地消の観点から、地元産の食材を使用することは極めて大切なことであると思っております。学校給食にもできるだけ地産地消の食材を使うよう努力をされていていっているところでございます。次に、加工品の開発ですが、現在、多くの民間の業者さんの方々が加工場を持ち、また創意工夫しながら様々な商品の開発をまた販売をしております。そしてすり身、チリメン、ブリの切り身などの食用に供して今現在でも供しておりますけども、おっしゃるとおり給食用としての加工品の開発の取り扱いについては単価の問題も含め、まだまだ考える余地があると思っております。現在の取組を並行にしてくださいね、加工業者さんへの給食食材に適した加工開発の働き掛けや新規の取組に対しても可能な限りお手伝いをしていきたいというふうに考えています。また次に、加工場を佐伯市にということですが、やはり市内民間の加工場の設置の状況から見てもやはり現時点では市自らが造るものではないというふうに考えております。しかし、新規に整備をして要望する方がおられれば、情報提供等いろんな形の中でお手伝いをしていきたいというふうに考えてます。全県への出荷についてということですが、加工から配達までのコスト面は体制整備、他の業者の競合など、課題は多くあると思われまじけれども、可能な限り支援はしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） 今回の経済危機対策関連予算におきまして、先ほど申し上げました加工品の開発というのが具体的に支援の対象になっております。この件につきましては、いわゆる佐伯市が造るというんじゃなくて、やはりそれに携わっている方たちの救済措置でありますから、その方たちが意欲を燃やしてですね、やればできるような方向に一応なっております。これもこれからの問題でしょうけれども、今回のこの加工に対する考え方は、いわゆる給食向けに売るときに、食べやすいように加工するとか、そういうことが対象になっておりました、これに対する原料の魚の購入経費とか、あるいは加工の経費、パッケージ作成経費など、3分の2を助成すると。地元産の魚を給食向けに販売する場合の契約が結べそうという場合には、これに対するいろいろな助成があるというふうな具体的な例になっております。こういうふうに今回の助成は今までと通常の助成とはちょっと違う仕組みのようでありますので、これを何とか活用すれば一つの企業体ができるんじゃないかというふうに考えられますので、この点についてお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今議員がおっしゃられたことについては今、国の提案型といいますか、そういう団体のつくった形の中で申し込みをしていくような形になるんじゃないかと思っております。このような事業者が、一応こういう形の中で公募をしながらでも加工業者さん等が、そういう形のもので取組があればそういう形の中でやはり支援をしていくというふうに考えております。今さっきの仕材の単価に対しての3分の2とか、原材料の購入費の経

費、またパッケージとか委託料とかいった形の中でのそういう取引とか、それを含めた中でいろんな形ですのような事業になってますので、やはり意欲のある方が出てきますと、そういう形の中で一緒に応援はしていきたいというふうに考えてます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） この件につきましては、具体的に希望者もあるかと思えますけれども、やはり企業立地という観点からも積極的な指導推進を求めてもいいんじゃないかと思えますので、市長、この件について見解があればお伺いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 榊田議員さんより、漁業関係のこう企業立地ではないかということですが、私も政策の中に企業留置という形で地元企業がそういうことをすることについては政策的にも相談をしてみたいと思ってます。また、この4年間の間に漁業水産加工の場合は県の方もですね、確か上限5,000万だと思ってますが、そうした事業推進もした経過がございます。そうした中でやはり県・国、そうした中でのこの議論に対する速報、いわゆる農・商・工、独立産業と言われておりますので、そうした部分でも考えられると思っておりますので、そうした検討はやっていきたいと思ってます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） 是非ともこの件につきましては、強力な推進方をお願いして次に移りたいと思います。次に、地先の漁業の管理生産ということですが、この件につきましては、いわゆる海の汚れが指摘されているけれども、アサリガイの場合はその浄化作用があるというふうにも実証されております。いわゆる適地の管理、把握についてでありますけれども、いろいろな原因でですね、この近海の漁業が不振が続いていると。不漁が続いているというふうにも言われておりますけれども、先般テレビでちょっと見ましたけれども、いわゆる貝をです試験管に入れて、それに汚水を入れると。そしたら何分か後にはこれが浄化されていく作用が放映されておりました。そのように、このアサリガイなどの貝類は海の汚れを少しでも浄化する作用があるというふうにも言われておりますので、この件について、この佐伯市の漁場の中でどのような把握がされているか。確認したりまた放流に適する場所等の把握ができていくかということをお伺いします。2点目として、今後の取組についてであります。名護屋支店の森崎地区地先では、長年にわたってアサリガイの放流や管理を行ってきております。その結果、良い結果がでています。これはまあ地域が懸命に努力したおかげでこういうふうになったというふうに思います。大きな経費を使用しなくてもできる部分もあるかと思えますので、この点についてお伺いをします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 地先漁業の管理生産についての質問についてお答えをいたします。議員の御指摘のとおり、アサリ、又はバカガイ、又はムラサキガイ、マガキのろ過食性の二枚貝におきましては、海水中での有機懸濁物を主食とするために海水の浄化作用を有しているということは認められております。水質浄化のために二枚貝の増殖を図る取組については各地区で行われておるところでございます。アサリの生息箇所についてのことにつきましては、主に地元漁協や漁業者からの聞き取りによって共同漁業権内の状況把握を行っているところです。最近の情報ではやはり番匠川の河口、また入津湾、屋形島の一部、それと灘内湾などの沿岸部でアサリの生息が確認されていると伺っております。また、放流に適した箇所

ということにつきましては、基本的にはやはりアサリの資源量の多い所がやはり生息地であると思っていますので、種苗放流の事業主体であります地元漁協や又は協議会、その他の判断にゆだねているところでございます。次に、今後の取組についてということの中で、アサリガイの放流や、また管理を他の地区に拡大できないかという質問ですが、灘内の養殖協議会が名護屋地区で一部のアサリを漁場を管理しており、これを一般客に有料で開放することによって、漁場の管理経費に充てていると伺っております。これにより、漁場が有効に保たれていることは大変興味深い実例であると認識をしております。このようにアサリ漁場を始めとした共同漁業権の漁場につきましては、やはり県知事から漁業権を免許された大分県漁協及び関係支店がやはり漁業権者と責任を持って管理をしておりますので、他の地区で漁協等から名護屋地域のように行われている管理手法について新規に取り組んでみたいというような要望があれば市といたしましてもやはり県と連携のうえ、できる範囲内で対応させていただきたいというふうに考えています。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） この件につきましては、いわゆる管理している漁場は有料で一般の方にも日にちを決めてとらせていると。ところがそういう規制のない所は、その地区の方たちだけにとるのはいいとして、ほかの地区から大量に業者として乗り込んでですね、そっくりとっていくということが行われているという実態があるようでありますので、そういうことがありますので、どっかが抜けるとそういうことで全体のバランスが崩れてくる。そして根こそぎとると後に残らないという実態もありますので、この点についてどうかして漁協とも連絡を取りながらですね、あらゆる漁場をそういう形で管理させるという方法をとらないと、このままでは枯渇してしまうというおそれがありますので、何とかこの点についてですね、申し出があったら対策をとるとかいうんではなくてですね、積極的にこの件についてやっぱり指導していくということがかん養ではなかるうかと思えます。ただ単にこの件について、アサリガイだけではありません。これは漁業全般を見据えての一つの策として私は訴えたいのでありますが、この点についてお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 先ほどのアサリの漁業の管理のことにつきましては、やはり漁業権は漁協でございますので、やはり漁業権者がやはりそういう形の中で地域の漁業者と一緒にあってそういう形のもんに取り組めば、市も一緒になって取り組むといった形の中で、市がその漁業権の中でこうしなさいということは言えませんので、やはり一緒になってやっていくという形しかお答えはできないと思っております。法令におかれましてもやはり年間においても、アサリだけではなくやはりアワビであり、車エビあり、トラフグであり、マダイであり、いろんな形の中でやはり漁業振興のために、やはりそういった形の中で漁業者の生産を深めるために漁業者と折半をしながら、負担金を出しながらそういう形でやっているのが今の現状です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） これはただ単に今までのようなことをやっていたんでは何も進歩はありません。何とかしてこの点だけでもきっちりやって、それをやることによって今後のいろいろな魚種に対する適切な管理というものができていくんじゃないかというふうに私は思っております。何とかこの点をですね理解して、今後の取組を具体的にやっていただきたい。ただ単

に貝ということではないんですけれども、これを手始めにね、漁業に対する今まで温暖化とかいろいろ言っておりますけれども、やはり全体的に、日本全体として魚のとりすぎとかいうことも考えられますので、このことを一地方としてきちりと取り組むことによっていろいろ視野が開けてくるんじゃないかというふうに思います。この点についてもっと具体的に言えば、いろいろありますけれども、何とかこのせめてアサリガイだけでも漁場をしっかりと把握してですね、対処していくということを漁協の方から相談があるとかいうんじゃないかと、お互いにどっかから話を持っていかなければ進まないわけですから、再度この点についてお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） ほかの事業に関してやはり一緒になってですね、市からも又は漁協からもやはり生産者からの出てきた部分について、それについて一生懸命やって実際的にはアサリだけじゃなくやはり放流であるとか、やはり漁場のそういう整備であるとか、いろいろな形の中でやっておりますので、今アサリに関してのことからすべてという形ではございますけども、やはり一緒になってやはりやっていくという形でお答えをいたします。

議長（小野宗司） 梶田議員。

30番（梶田穂積） しっかり今後も取組をお願いしたいと思います。次に、大きな2点目の獣害対策についてであります。この件に関しては今議会、あるいはまたこの4年間で数回にわたって一般質問でも取り上げられました。その都度聞いておりますけれども、まだ現在に至るまでも解決されてないというのが現実でありまして、今までの取組、重複の分を避けても結構ですが、今までの取組とそれから成果あるいは現状の把握、それから今後の取組ということについてお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今までの取組と成果についてお答えをいたします。佐伯市の現在実施しております有害鳥獣対策は、大きく分けて被害防止の事業と有害鳥獣の捕獲事業であります。まず、被害防止事業につきましては県営中山間総合整備事業により鳥獣防止柵を設置しております。宇目地域では平成15年から19年の期間において大体約107キロメートル、そして直川地区におきましては平成16年から18年で約37キロ、本匠地域におかれましては平成17年から19年度で延長が16キロ、そして蒲江地区におきましては19年度から20年度の期間で延長が6キロメートルとなっております。また、電気さく、鉄線さく、またトタンさく、それとシカネット等の設置に対し補助金を交付する有害鳥獣防止さく対策事業では17年度よりイノシシに対する電気さくやトタンさく等の延長が大体82キロメートル、山間部とするシカネットにつきましては24キロメートル、そして猿に対する電気さくとか防護さくについては0.8キロメートルとなっております。有害鳥獣の捕獲事業については、有害鳥獣の捕獲報償金として1頭当たり6,000円とシカ8,000円、そして猿3万円として実施をしています。有害鳥獣の捕獲頭数につきましては、17年度はイノシシが168頭、そしてシカが487頭、猿が107匹、18年度のイノシシが152頭、シカが756頭、猿が133匹、平成19年度はイノシシが238頭、シカが1,191頭、猿が120匹となっております。平成20年度の捕獲頭数は、イノシシが480、そしてシカにつきましてはこの9月、10月を強化月間としております。また、1頭当たりの報償金を1万円として増額して、シカにつきましては2,234頭、そして猿が159匹となっております。以上です。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） この獣害対策について、今までは受益者負担といいますが、そういう負担を強いて対策をとったというのが普通じゃないかと思います。現在、ある地域では自分の庭先も網で囲わなければ庭木までやられてしまうというふうな実態があります。これは受益者負担とかそういう問題を通り越して、一つのその地域の問題ではないかというふうないうだけの大々的な被害と、いつどこに出るやら分からんというふうな状態になっております。今までは受益者負担というのがないと、その地域の防護さくはできないというのが実態のようでもありますけれども、この辺でもう、そういうものをちょっと取っ払ってですね、地元負担というのがなくてもできるような方法を特例として認めるといふような方向ができないものかどうかお伺いします。

議長（小野宗司） 高橋農林水産部長。

農林水産部長（高橋満弥） 今のところ地元負担をとっているのが現状であります。シカネットについては13%、そして防護さく等については3分の1といった形の中でとっております。それと農振地域の総合整備事業といった形の中でも、やはりそれは5%といった形の中で、やはり事業に合わせた形の中で、そういう負担をとった中で実施しておりますが、今のところやはり事業においてもやはり県の事業とやっぱり合わせながら実施していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） 最後に伺いますが、この獣害対策、いろいろな地域によって対策の仕方も違うかと思えます。ひと山囲わなければできない地域とか、あるいは部分的にやればできる地域とか、いろいろなまち全体を守る地域とかあろうかと思えますので、ただ単に地元負担、受益者負担というものを求めなければ絶対できないとかいうふうなことは、今から先の対策が進みにくいんじゃないかという懸念がありますので、この点について市長、何とか地域を守るんだということで特例的なものを今後検討してみるという姿勢がないかどうか、お伺いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私どもに質問ですが、この鳥獣害対策というのは非常に今頭の痛い問題で、いろんな形で受益者負担をいただいておりますが、私はこうした防護さくで鳥獣害が対策ができるかなというのを逆に思っています。むしろ有害鳥獣として扱ってですね、こうしたのをそうした防護さくではなくて積極的に捕獲頭数を上げていくことによって、これの方の対策の方に力を入れていきたいと思っております。と申し上げますのは、先ほど平成17年度から20年度までいきまして、今年度は特に春と秋という形で、また逆にこれはそうした対策をすることによって頭数を減さなければ、いつまでも人間が檻の中で生活するようなことがいいのかなと、そうした頭数の削減を、こちらの方での対策を絞っていききたいと思っておりますので、そういう答弁にかえさせていただきます。

議長（小野宗司） 榊田議員。

30番（榊田穂積） 捕獲に関しましては、先ほどの今議会でも芦刈議員から出されておりましたのであえて今回私は出しませんでしたが、捕獲の方も実際に佐伯市で生まれるシカの場合は6,000頭とか言っておりますが、とっているのは1,000頭、2,000頭ということで増えているのが実態でありまして、間に合わないというのが現状ではなからうかと思えます。しっ

かりと捕獲の方もお願いをしたいと思います。しかし、それだけでは当分間に合わないというのが実態でありますので、是非ともこの件についてはですね、何とかその地域よっての対策で検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、榊田議員の一般質問を終わります。

続行いたします。

次に9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。30分を過ぎたら食事にもう回るということで待ってたんですけども、どうも続行ということになったようです。最後になりました。どうもくじ運がいいのか悪いのか分かりませんが、よくラストの方になります。

まず、歴史資料館建設について御質問いたします。市は建設場所としては池彦の用地が最適だとして、土地・建物の買取りを決め、昨年12月議会に建物買取りを提案してまいりました。しかし、議会から否決されたことから当然新しく選出された議員に再提案されるものと思っておりました。ところが市は買取りではなく、損失補償の問題として処理できるから、議会の議決は不要であるし、費用も基金から出されるから予算措置も不要であるとして、あくまで議会の議決に掛けずに事業を推進しようとしております。しかし厳しい財政事情の中、10億円もの施設を建設し、さらに大手前には30数億円の施設につながる事業だけに議会を無視して進めることは許されず、さらに手続も見過ごすことのできない問題点がありますので、ここに御質問をいたします。まず土地についてお聞きします。土地については事業用地がまず特定されているかが問題となります。市は公有地の拡大の推進に関する法律第5条によって土地買取りの申入れが昨年10月になされたと説明しています。この買取りの申入れによる買取りが認められれば、租税特別措置法によって1,500万円の税金の控除が認められるというメリットがあるからです。しかし、建設省及び自治省は平成12年4月21日に都市計画決定等による事業実施が確実と見込まれることと知事に通知し、事業の特定を求めています。事業が特定していないことも事業用地となる区域が不明、事業が特定しておりませんと事業用地となる区域が不明となり、土地買取りにつき税務上の優遇措置が認められなくなるのではないかと思います。事業用地は特定しているのでしょうか。そもそもこの大手前の一画が歴史資料館建設の場所となることについては大きな疑問があります。都市計画マスタープランでは別の場所に建設することになっているからです。都市計画マスタープランは市民参加によるまちづくりという新しい発想の下に、都市計画法に導入された制度です。佐伯市では多数の市民の参加を経て、平成15年に策定されました。都市計画法第18条の2第4項では、市町村が定める都市計画は、このマスタープランに則したものでなければならないとなっております。どこに建てることになっているのか。池彦の場所で問題はないのかお答えください。都市計画に定められるものとして、都市再生整備計画があります。市は私たち議員に対して、昨年11月と今年5月の全員協議会で平成21年度の締切りが迫っていた都市再生整備計画に歴史資料館を位置づけて県に申請したと説明しております。しかし、今年の5月では申告しなかったと答えました。議員に誤った情報を提供しているのでしょうか。詳細に説明してください。実はこの一般質問については6月2日に通告をいたしました。ところが金曜日、13日になって初めて契約が終了していることが分かりました。もう引き返せないところにきております。しっかりと質問したいと思います。ちょっと時間が不足ですべての事項までいけないかも知れませんがよろしくお願いいたします。以上で最初の質問を

終わります。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 御質問の方向によりましては担当部局が錯そうすることになるのではないかと考えています。都度、当該部局の方で答弁をいたしますので、まずはそのお断りをしておきたいと思えます。まず第1番目、事業用地は特定しているかということについてお答えいたします。歴史資料館・美術館建築事業の計画は平成8年度から公共事業実施計画を策定し、資料調査や資料保存室に空調機器等の整備を行うなど、随時進めてきています。また、平成18年度まちづくり交付金事業の事業活用調査では、池彦周辺の活用策について建築士会がその調査に当たりました。貴重な建物等があり、池彦周辺から山際通りにかけて歴史的環境保存地区となっている。城山やその山裾とともに佐伯市の長い将来にわたって不変的市民の財産としてとらえたうえで計画をしてほしいという見解を示しております。平成19年度には、民間団体等の要望もありまして、教育委員会サイドで随時調査を行ってまいりました。その結果、池彦を含んだ土地が最適地であると判断しています。ただ、歴史資料館は都市施設ではあるものの、都市計画決定された都市計画施設ではないことから、都市計画法上は特定しているわけではありません。続いて2番目、都市計画マスタープランについてですけれども、この都市計画マスタープランはおおむね20年後の将来像を描き、市の都市計画に関する基本的な方針、それとゾーニング等を定めるものです。個々の施設等について特定していくものではありません。平成15年に策定されました都市計画マスタープランの中に、現況の制度と併せて上位計画、関連計画といったものの一部引用がありますけれども、その中で歴史資料館については、策定時の上位計画でありました第4次佐伯市総合計画の記述として、山際通りに国木田独歩記念館を整備するとともに、歴史資料館建設に向けた準備を進めるとあります。しかし、先ほども申し上げましたけれども、マスタープランでは大手前から養賢寺周辺に至る地域を歴史文化保全ゾーンとして位置づけているだけで、建設場所を特定しているわけではありません。池彦の場所で特に問題はないと考えております。次に、都市再生整備計画についてですけれども、昨年11月時点、これは平成20年度終了の第1期の計画に引き続きまして、平成21年度から第2次計画が実施できるよう取り組んでおりましたので、平成21年3月の都市再生整備計画の本申請と承認を目指しまして県に要望調査の回答を提出いたしました。都市再生整備計画の主管は国土交通省ですけれども、事前に県を通じた調整、取りまとめをすることになっております。しかし、計画の核事業である大手前開発計画などについて、構想の確定に時間を要しました。さらに市民コンセンサスの形成をもう少し時間を掛けて十分に行うことが必要であると判断しまして、平成21年度中に中心市街地活性化基本計画、これは内閣官房の方の主管になりますけれども、その認定と併せて整備計画の承認を目指すこととしました。これにつきましては、今年2月の全員協議会の中で都市再生整備計画の国への提出を平成21年度に改めて申請するという報告をしたところです。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） まず、都市計画マスタープランですね、どのように書かれているかといいますと。これマスタープランですね。このマスタープランは地区ごとに別れてますね。どのように書いているかといいますと、佐伯地域のまちづくり、そして佐伯東地域のまちづくりとこういうふうに分けて書いておるんですけど、佐伯地域のまちづくり、つまり佐伯地域のま

ちづくりというのは正に山際通りの辺りのまちづくりですね。ここにはどのように書かれているかといいますと、市街地形成については、佐伯市中心街活性化基本計画、佐伯市大手前地区市外地総合再生基本計画に基づいて、にぎわいや活力・魅力等にあふれるまちの顔づくりに向けた市街地整備を推進しますと、こう書いてますね。佐伯市中心街活性化基本計画、それとこの大手前総合計画、この二つに基づいてと書いているわけです。そうですね。この二つの計画がもう既にできてますね、これ平成15年3月ですけども、平成12年の時点で先ほど言いましたね、佐伯市中心市街地活性化基本計画ができてます。実はここに載ってるわけです。ここにどのように載ってるかといいますと、29ページですね、独自性に根ざした都市の魅力高める環境を整えるという項目の中で、町並み保存については歴史的環境保存地区の適用がされているところであるが、これの持つ文化的グレード感を中心市街地に波及させるための整備を行うこととする。歴史文化施設整備、歴史環境保存地区の中に既に施設として茶室が設けられているが、これに加え国木田独歩館仮称や歴史資料館の整備を行うと。こうなるとるわけですね。そしてもう既に事業計画じゃあなくってもうこれ事業実施の予定が入ってるわけですね。ここに31ページですね、第7章に市街地の整備改善のための事業に関する事項というのがあります。そして市街地の整備改善のための事業プロジェクトとして、例えば臼坪女島線街路事業とか全部挙がってます。これは事業名ですね。そして国木田独歩館建設事業が5番目に挙げられて、6番目に歴史資料館建設事業が挙げられています。事業主旨としては、佐伯藩主毛利家遺品を始め、本市に伝わる歴史資料の収集と保存を図るとともに、文化活動の拠点施設として歴史資料館を建設する。発掘調査・基本構想書策定・基本計画策定・資料収集購入・資料館建設を事業概要として、敷地面積2,884.39平方メートル、延床面積650平方メートル、建築面積500平方メートル、一部2階建て。これで平成15年から平成16年度の事業として、地域総合整備事業債を使って充当率75%でやると。もう具体的な計画なんですよこれ、これ15年ですからね。これ具体的に入ってるわけで、これについてどのようにお考え、先のと違うんですけどもお答えください。それとこれ大手前の市街地再生総合再生基本計画、佐伯市大手前地区市街地総合再生基本計画というのがこれですね、この中に何が書かれているかといいますと、ここに正に現在行っている壽屋周辺の都市再開発計画が入れられているわけですね。つまり、これらに従って事業を行っていきますよと、この活性化基本計画に書かれて、そしてマスタープランはこれに基づいてやりますよと書いてるわけです。そしてもう1点、これは事業がまだ特定していないわけですけども、事業計画まあ事業実施の計画ってのはこれは特定していないですよ、つまりマスタープランそのものに反するわけですからこれできないんですけども、先ほどのこれ公有地の拡大の推進に関する法律ですね、これの申入れを受けたということですよ。で、これを受けてやったということですけども、この公有地の拡大の推進に関する法律というのはどういうもんかもちろん分かってますよね。まず都市施設、都市計画決定がなされている場合、そこにその土地を持ってる人、まだ事業実施に移ってないけどもその土地を持っている人がほかの人に売ろうとするときは、早く市の方が手を差し伸べてそれを獲得しろというものです。それを届出を義務付けてますね。そしてさらに、その中にある人がもし売りたければ申し出をなさいよと書いてるわけですよ。そしてもう1点付け加えてるのが何かと言いますと、ただ都市計画区域内で200平方メートル以上の土地を持っている人はそれを申請すればいいという要綱も入っているわけです。実はこれに基づいてると思うんですよ。ただこれはどこでもいいわけ

ですよ、佐伯市内の都市計画決定がなされている堅田でもどこでもいいわけですよ。特に特定は要求してないんですよ。ところがこの事業、この法律さらに何を要求してるかといいますと、この取得した土地は必ず都市計画の施設、都市施設さらに土地収用法第3条の規定が適用がある。例えば道路とかそういうものが事業計画に使わなければならないと書いてあるわけです。だからもしこれが使わなかったとき、どのようになるかということなんですよ。これまだ後の問題になるんですけども、ここは急傾斜地があります。だから使えるかどうかというの是不明なんですよ。だからもし半分が使えないとなったときに、使えない土地を買ったということになるわけですよ。つまり、公有地として買えない土地を買ってしまったということになるわけです。佐伯市が損をするような形になりますから、ここにまた問題が出てきます。この点、どのようにお考えなのか。つまり公有地拡大の推進に関する法律についてお聞きしたい。さらにこの都市再生整備計画ですね、これはもう1回はっきり言ってほしいんですけども、申請したと書いてるんですよ。申請したんですか、しなかったんですか。そこをはっきりしてください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 確かに以前の中心市街地再生基本計画の中にはですね、山中邸の所で明記してあったかと思えます。ただその後ですね、計画変更は当然あり得るわけですから、その経過といたしまして、教育委員会の方ですね山中邸跡地の可否について十分論議をしましてまいりましたけれども、平成16年にですね山中邸跡地ではなかなか手狭であるといったことをまとめまして、5月にですね、こちらでの歴史資料館の実現は無理であるということから、観光交流センターとして位置づけまして、まちづくり交付金事業の計画を国に提出しております。これでこの時点ですら、山中邸の歴史資料館は消えたというふうにとらえております。それから議員さんの御指摘のですね、建設省からの通知ということについて調べておりましたけれども、ちょっと私の方でいきつきませんでした、その通知についてですね、これがどういうものかについてはまだ検討しておりません。その時の資料がありましたらですね御提起いただければもう一度調べてみたいと思えます。それから公有地の拡大の推進に関する法律第5条1項ですけれども、これは5条1項の中にはですね、先ほど言われましたように、4条を受けての条文とですね、そのほかに、その他都市計画区域内に所在する土地を持つ方の買取り申請について規定したものでありますから、これはですね、都市計画決定等によるという要件を課してのものではないというふうに解釈しております。これは本来はですね、国に対するものが本申請です。ただ国ではなかなか受け入れと申しますか、受付の時にですね一発で通るといことはなかなかありません。その前に事前調査として他の市町村もこのまち交には取り組んでおりますので、県の方でその事業費用等をですね調整し、中身についても調整して国の方に申請するという事になっております。その締切りがありましたので、昨年11月ですね、要望の調査の回答をですね県に申請したということです。あくまでもこれは申請と申しましても本申請の前の段階の県の調整段階でありました。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 都市計画マスタープランていうのを分かってないんじゃないですか。都市計画マスタープランていうのは、都市計画すべての都市計画をこれに従ってやりなさいというこういうプランなんですよ。このプランは相当なエネルギーを加えてやっていますね。これは

平成15年にできてるんで、平成13年10月から公聴会とかアンケート調査とかいろいろ実施したうえで、住民懇話会まで策定、住民懇話会を何回も開いて、そして都市計画審議会を経て、そして議会に通知してできてるもんですよ。そしてこれは県知事に届けられてますよね。都市計画はこれに従えと書いてるわけでしょ。都市計画法を御存じですよ、都市計画法にそう書いてるでしょ。そしてこの中心市街地基本計画、それもさらにこの大入島都市再生整備計画、これらもすべてマスタープランに反してはならないとなってるわけですよ。先ほど教育委員会が決めたと言いますね、これ教育委員会が何の権限があるんですか。いいですか、都市計画のマスタープランの変更はもう一回都市計画マスタープランをやり直さんといけんですよ。ほかの市町村ではそうやってるんです。例えば合併したところは新たに都市計画を作らんといけんようになったと。世の中が変わった、だからもう一回マスタープランを作り直します、ということでやってるんですよ。つまりこのマスタープランが変わらん限りできないんですよ。そして今さっき市街地中心活性化、これ中心市街地の活性化基本計画、これについても変なことを言いましたね。前のじゃないですよこれ、平成21年度までのものですよ。だからできないんですよ。ここに書かれているわけですよ。そしてマスタープランはこれに従ってやると書いてあるわけですよ。だからこれに反する整備計画を出したところで、例えば都市整備計画にこれを入れたいと、都市整備計画というのは何かというと、これは南海病院からこちら側ですね、中心市街地活性化と、中心市街地というのは城南中学校の前から川を全部切り取った川から山側ですね、そして山際、そして線路、これを区切りとして区域を決めてますね。そしてその中で整備計画というのが何かと言うと、南海病院からこちらと駅側、二つに分けて南海病院からこちら側を整備計画で上げてるわけでしょ。つまり重なってるわけですよ、この計画は。ただこの整備計画はあり得んものですよ。何が要求できるかと言うと、ここに決めたから都市計画と同じものになるんじゃないんですよ。この整備計画によって書かれたことは、都市計画の変更を県に求めることができるって書いてるだけなんです。その程度しかないんですよ。もしこれを出したとしますね、これを池彦の跡地だというふうに書いて出したとしますね、マスタープランと完全に反するんですよ。これ認められんですよ。その点についてお答えください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） ちょっと今マスタープランを持っていないんですけども、中心市街地活性化基本計画の中に位置づけられているものをマスタープランの中に位置づけたということですよ。終わりの方のページでしたか、その分につきましてはですね、先ほど説明しましたように、平成16年に歴史資料館の役割をですね、観光交流センターと位置づけて計画を変更して国に提出しているということでもあります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） いいですか、マスタープランには、この中心市街地活性化基本計画に基づいてやりますよと書いてるわけですよ。この基本計画が事業実施を決めておるわけですよ。つまりこの基本計画を変えない限りどうしようもないわけですよ、だれが何と言おうと。この基本計画を変える手続というのはありますよね、これ変えないと駄目ですよ。なぜ変えないと駄目か分かりますよね、この基本計画は内閣総理大臣の認定を受けているんですよ。だから変えるときも内閣総理大臣の認定を受けなきゃ駄目なんです。それをせずにこれをただそのままにしておいて、教育委員会が意向を変えたから、そういうもので変わるものじゃないで

しょ。つまり計画というのをどのようなものかを基本的に分かってないんじゃないんですか。そこをお答えください。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 前の中心市街地活性化基本計画はですね、内閣官房の所管であったかどうかというのはちょっと私今覚えておりませんけれども、現在はですね、内閣官房の所管になっております。これは地域の再生に向けた戦略というものを一元的に立案しまして実行するという形ですね、内閣官房が許可していくという形になっております。ですから基本計画は内閣官房の所管であります。その中に、それはいろんな省庁を統括してやっているわけですが、当然にまちの活性化というものは、その時々ですね有効な施策というのは変わってくるわけですから、その変更についても当然認められるということですね、まちづくりを進めてきております。一度固定化したものですね、そのまま後で動かさませんよということではありませぬので、そのまちの今掲げている目標、どういうものが活性化に必要となるかという目標に向かって手段の部分ですね、その都度変わっていくことがあるというふうに思っております、この16年の5月の時にも歴史資料館として位置づけられておりました山中邸を観光交流センターというふうに変えまして申請してるわけです。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ちょっと担当者だから困るんですよ、そういう答えしてもらったら。つまり都市計画のプロじゃなきゃいけないんですよ。都市計画、この例えば佐伯市中心市街地活性化の基本計画活性化法で決められてますよね、どういうふうになっているかということ、11条で市町村は認定計画の変更をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならないと書いてるんですよ。これ昔の法律じゃあないんですよ。私今の法律を見て言ってるんですよ。だから問題なんですよ、その計画が決まっているのにああだこうだ、ああだこうだ、つまりその場、その場しのぎの計画しかない。じゃあ佐伯のまちづくりというのはどうするんですか、そこが決まっているんでしょ。それに従って乗っていく、もし問題があれば大きくみんなで、みんなの意見を聞きながら変えていく。そして大きな大元が決まったらそれに向かって進んでいく。佐伯市がどうなっていくのかさっぱり分からんのです今。例えば、中心市街地の活性化に関する法律施行規則というのがあります。これ内閣府令の第777条、平成18年の8月18日に小泉純一郎によって出されてます。何て書いてるかと言いますと、内閣府令で定める軽微な変更、軽微な変更はいらないと書いてるんですよ。軽微な変更は次に掲げるものとする。地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更。これ地番の変更ですね。次に、基本計画に定められた事業及び措置の実施期間に影響を与えない場合における計画期間の6か月以内の変更となっています。前2号に掲げるもののほか、基本計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更。この三つに限られてます。それ以外の変更、例えば、山際、山中邸にする計画が池彦になるとかというような変更は、大幅な変更ですから当然変更しなきゃならん。これは中心市街地の活性化に関する法律施行規則で出されておるですよ。もう一回勉強してください。聞いてなかったところをお聞きします。公有地の拡大の推進に関する法律もね、義務づけられてることは知ってますか。書かれた土地が買った土地がさっきの二つ、都市計画の事業、それと土地収用法3条適用の事業、これを行わなきゃならんって書いてるのは御存じですね。つまりそういう縛りがかけられてる土地なんですよ、申し入れにより買うというのは。そしてさらに言えば、さっき後で買えばいいというようなこと

を言っていましたよね、後というか来年度この中心市街地活性化計画を変えることによって同時に申請すればいいというようなことを言っていましたね。そうだとすると正にこの土地は何になるかということ、中心市街地活性化のこの基本計画を変えて、そしてできるようにしたうえで、そこを都市計画決定したら、この土地は正に都市計画決定された土地になってくるわけですよ。そしてそこが事業実施ができるわけです。そうなるとその土地は1,500万の控除じゃないんですよ。5,000万円の控除ができるんですよ。だから相手にとっても失礼な話になるとるんですよ。そこのところをちょっと御存じなのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 魚住企画商工観光部長。

企画商工観光部長（魚住慎治） 先ほどから何度も申し上げておりますけれども、都市計画マスタープランは、市の都市計画に関する基本的な方針やゾーニングについて決めるものですから、個々の施設等については、特定するような形にはなっていないと思います、それがまず一つですね。それから先ほどの御指摘の件、ちょっと私不勉強でまだその辺まで詳しく知っておりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） じゃあ次に移ります。時間が相当掛かりましたから。次の件につきましては鑑定について御質問いたします。池彦の土地は平成5年までは毛利家の土地でしたが、平成5年1月に個人A・Bの2人が分筆により所有権を取得しました。面積は共に991平方メートルですが、Aの土地は山側にあり急傾斜地に隣接しているため危険な場所となっており価値に大きな開きがあります。ところが土地を買収するための鑑定は急傾斜地から20メートル以上離れているB地部分の鑑定しかとらず、A地部分も評価しているようです。A・B両地の評価額は幾らとなっているのでしょうか。また、なぜこのような評価をしたのかお答えください。急傾斜地に隣接した所は建築が制限されます。佐伯市の防災マップには買取り予定の土地の真ん中に急傾斜地崩壊危険箇所はピンクの線で示されており、この場所の急傾斜地の高さ及び傾斜度は幾らかお答えください。公共の建物がこの場所に建てられるかもお答えください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 和久議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。議員の言われる土地はもともとは1筆でございましたが、個人の都合により何筆かに分筆をした土地でございます。そういうことで一体であったために中心となった土地の鑑定を行っております。評価額については個人情報守秘義務に該当すると思われるので申し上げられませんが、御了承願いたいというふうに思います。ただ、どの筆も平方メートル当たりの評価額は同一でございます。以上でございます。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 和久議員さんの御質問にお答えをいたします。大分県が平成13年度に全市的な調査を行いまして、傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域に人家1戸以上ある箇所を急傾斜地危険箇所としておりますが、御質問の箇所もこれにカウントされております。御質問の箇所の傾斜地の高さ及び傾斜度については詳細な調査は実施しておりませんが、過去にモルタルの吹き付けやロックネットなど一部崩壊対策工事をもう既に実施しております。公共の建物が建てられるかとの御質問ですが、大分県建築基準法施行条例第2条では、がけ地に近接する建築物は、がけの高さの2倍以上水平距離を保たな

ければならないというふうになっておりますが、また同条3項でよう壁等の設置等、がけ崩れを防止するための必要な措置により、安全上支障がない場合には適用しないとなっております。先に述べましたように、既の実施しているのり面の保護工事が安全上どうであるかという検証は必要であるというふうに思いますが、一般論として防止対策を講じることによりまして建築物を建築することは可能であるというふうに考えております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 同時に聞いたらあれでしょうから、一つずつ聞いていいですか。まず、今の急傾斜地の点でお聞きいたします。これどこが工事したんですか。佐伯市ですよね、佐伯市の都市計画課がやっていますよね、高さも斜度も分からずにやっとなんですか。お答えください。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） 議員御指摘のようにですね、都市計画課が実施をしておりますが、今日のこの答弁をする日にちまでにはですね、その実施経過等の詳細な調整がまだ至っておりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 少なくとも10メートルありますね。10メートルあると20メートルがここは使えなくなる土地なんですよ、本来だったらですよ。そうですね。建築基準法施行条例というのが大分県が新たに定めているものですね特別に。それによれば急傾斜地というのは使えない。つまり、家を建てることができないようになってるわけです。では安全措置を講じたらいいと、ネットを張ったり、防護措置をモルタル吹き付けという形ですよ。それいつやったんですか、お答えください。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。平成17年度及び平成19年度に都市計画課の方で工事をしたという経過は確認をしております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 正確に言いますと平成17年9月30日契約してますね。工事は平成17年の10月1日から11月30日までと。平成19年の8月13日契約、急傾斜地の方ですね。そして平成19年8月11日から11月8日まで工事と、恐らくこれは手直しもありますから若干違っているかと思えます。ただ問題なのは、これがいつなされたかなんですよ。これは平成17年5月13日にこの地域で歴史資料館を造るとなったんでしょ。それを決めて動いてるんですよ。そしてこの住んでた人、平成17年当時ここにもう営業をやめて多分いなくなってると思えますね。そのころからですね、その平成17年当時、終わってすぐやっとなんですよ、工事を。危険だと言われたんですか。さらに平成19年、これつい最近ですよ、もう何が入ってるかといいますと、平成17年の9月30日の後、何が行われているかといいますと、これ調査が行われておりますね。歴史資料館の調査、平成18年の10月19日、次の年にこれは池彦の現況調査が行われております。調査の前に手直しをしてるんですよ。そしてさらに、平成19年8月13日に工事を行って、そして調査がまたさらに行われているんです。そしてそれから買取りという形になってるんです。つまり、普通だったらこれ人がいないわけですから別にやってやる必要ないわけですよ、そしてある人から要求されたから都市計画課はやるんですか。相当急傾斜地の工事っていうのは厳しい、難関だとパスするのが難しいと言ってるんですよ。同時に

2か所も、いとも簡単にできてるんですよ。逆にいえば鑑定をきちんとできるようにしたと、逆にいうことができるんじゃないんですか。価値を上げてやって評価したというふうにとらえられんですか。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えをいたします。平成17年当時、もう既に歴史資料館として買取りをするということが決定をされておったかどうかというのは私、申し訳ないんですが確認しておりません。そのために、のり面防護をしたかどうかというその経過等についても私も確認しておりません。ただ、この城山そのものが都市公園として都市計画課が管理しておりますので、その山の下の方々から山が壊れて困るという苦情等は再三、ここに限らず至るところで受けておまして、その対策として、この工事をしたのかなというふうには私は認識しておりましたが、その事実はどうかというのはちょっと確認はできておりません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） まあほかの所もじゃあやるということですね。これ平等に扱わんといけんとしたらみんなやらんといけんですよ。軒並みあそこ辺りは皆、佐伯市が所有している公園でしょ。

議長（小野宗司） 酒井建設部長。

建設部長（酒井実） お答えいたします。急傾斜地崩壊対策区域としてですね、県知事が決定をその区域を決めまして、県の事業によってもう既に施工されている区域も多分にあります。それ以外にも私ども苦情をいただいております、それは状況によっていろんな方法によって、その他あそこを講じなきゃいけない分については今年度も一部対策を講じるように予定をしております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 時間がないので次に移るわけです。ちょっと今、なぜやったか不明となっておりますから、これは調べておいてください。それでよろしいですか。次に、これは鑑定取ってますよね。鑑定ここに略式鑑定意見書というふうに出ってますね。正に略式ですね、これどこの中心をとったって、中心じゃあないでしょ。右側を全部取ったと書いてるじゃあないですか。左と右があるうちの、つまり山側じゃない部分を全部とりましてとなっておりますよね。どうですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 私の聞いたところでは中心をとったということを聞いております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 宅地の953.45平方メートルをとったと、そしてここに図が示されてます。この図が示されてますから半分とっているということですね、それは認めますね。なぜここをとって、これ所有権者は別ですよ、別の所有権者が持っている所の鑑定に利用したのか、お答えください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） それはですね、もともとが1筆の土地だったと先ほど申し上げましたが、そういうことで固定資産の評価額も同一であるということから、もう1筆でいいという結論を出しました。以上です。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） もともとが1筆だったからそういうふうにするんですか、これは財産の管理規則ってものを御存じですよ。佐伯市の財産では佐伯市有財産規則ですね、これでは購入予定価格及びその算定の基礎を示すこととなっておりますね。つまり別の人格ですよ、別の人格と契約するわけですよ、そのときに何もつけんわけじゃないでしょ。隣の土地の鑑定を利用したと書きますか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 私は価値が同等であるというふうに見たと、私が直接かかわっておりますけれども、個人的に言いますと、価値が同一であったというふうに感じております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） ここに何て書いてるかといいますと、対象地内に、これはこの意見書は依頼者の経済的負担の軽減と軽易な利用目的に照らし、一応の価格水準を示すものですから事案の重要性が増した場合にはできるだけ正規の鑑定評価を付けてくださいと。つまり、簡易なものになってるんですよ。これ非常に重要な土地でしょ。そして今言った左の土地、山際の土地というのは単に急傾斜だけじゃないですね、これ4分の1ほどが池になってますね。これも同じように評価したということでもいいんですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 1筆ですね、中心部を鑑定したということですが、それとまあ重要な土地であるということで、本来ならば本鑑定をするのが当然だろうというふうには思いますが、ただ本鑑定には多大な費用も掛かりますし、時間も掛かるということで簡易鑑定にしたということを聞いております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 時間がないので次に移ります。次に、差押えについてお聞きします。平成20年3月25日に佐伯市が建築物と合わせAの土地を差し押えております。これなぜ差し押えたかということは秘密事項に当たるかもしれませんのでよろしいです。答えなくてもよろしいですから、ところが差押えの翌日に開かれた地域開発委員会で、この歴史資料館を建設すると市は発表しております。差押えの次の日にこういうふうな発表をしますから何らかの関連があるのかとも思われますが、どういう関連があるのかお答えください。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。先ほどの関連につきましては全くありません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） では独自に、全くこの教育委員会と、あるいは企画課とは関係なしにやったというふうに考えていいんですね。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。財務と教育委員会は別々にやったということになります。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 別にやったということで、別の目的があってやったということによろしいですね。そうしますと、問題になってくるのがですね、これ自主的な申入れがありますね、土地を買い取ってくれと申入れましたね。この土地差し押えられているんですよ、それを買うことができますか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） お答えいたします。今その手続を担当、教育委員会の方でやってるというふうに聞いております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 今のことを聞いているんじゃないんですよ。つまり公有地拡大推進法によって買ってくれないかと言ってそれを買うという手続、申入れがあつて居るわけです。申入れがあつた時には既に差し押えられて居るわけです。その登記簿を持ってきたと思うんですけども、買えるか買えないかというのは一目瞭然ですよ、これはだからお答えがこちらじゃないサイドになるかもしれないんですよ。お答えできるんだしたらお願いいたします。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） その当時につきましては、すべて教育委員会サイドで進めている関係で、そちらの方で答弁できませんか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） そういう状況にある土地を買えるか買えないかというのはちょっと教育委員会ではお答えできません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 積み残しということにしたいと思います。是非答えてください。ちょっとこれもまた時間がないので次に移ります。次、建物等についてお聞きいたします。建物等につきましては、全協でもらった資料があります。全協でもらった資料では、建物の補償費としてD・Eと二つあります。それは個人の所有によって分かれていますけれども、一つが2,013万9,000円、もう一方が2,791万6,000円、合わせて4,805万5,000円になっておりますが、普通旅館・料亭、普通旅館・料亭、店舗、普通旅館・料亭、土蔵、Eの方が居宅兼倉庫、普通旅館・料亭、居宅兼店舗となっております。このそれぞれについて補償費の内訳を説明してください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 建物についてということで、御質問にお答えをいたしたいと思っております。

Dの建物の補償内容と補償費の内訳ということでございますが、この建物は入口部分の店舗を始め、調理場、それから宴会場などで構成されております。建設した年度、増築などで評価額も5か所に分かれています。一つ一つの評価額は守秘義務のためにお知らせをすることができませんけれども、構造的には木・鉄筋コンクリート造り瓦葺き地下1階付2階建てとなっております。補償費で一番高いのは店舗部分となっております。通常であれば委託費等を計上して補償鑑定委託をして補償費を計算するというようになっておりますけれども、交渉の過程におきまして評価額の金額を補償費としてもよいというような了解を相手方から得られておるために評価額を補償費としておる経過がございます。それでEの建物につきましては、Dの建物と同一建造物と鉄骨造り陸屋根2階建てとなっております。宴会場・店舗兼居宅として使用されておりました。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 答えられんというのが問題なんですよ。これは重要保存物として買い取ることができんから補償しようとしているわけでしょ。ところが、問題なのは最も古い建物を高く買わんといけんはずなんですよ。その補償金額も出せんのですか。御居間とそれと蔵、そ

して防空ごう、この三つ補償費言ってください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 先ほども言いましたように、守秘義務がありますので、この件についてはお答えをいたすことができません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） それでは御居間と土蔵と防空ごう、なぜこれが重要なものとして残したいものになっているのかお答えください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 御居間と土蔵・防空ごうはなぜ価値があるかということでございますけれども、御居間については明治期の毛利邸の一部として使われていたもので、棟札から明治23年に建造されたものと考えられております。土蔵については御居間と同時期かそれ以前に建造され、毛利家の資料などが保存されていたというふうに考えております。防空ごうについては、第二次世界大戦中に屋敷内に設置されておまして、これらのことを考えると佐伯市にとって歴史的に貴重な財産といえると思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） お殿様が住んだ建物というのはほかにあるのを御存じですね。住吉御殿は移築したものでしょ、あれで人を集められていますか。お答えください。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 人を集められているかどうかというのは資料を持っておりませんが、時期時期にはにぎわっていると私は感じております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 防空ごうについて、大戦中に料亭池彦に置かれていた水交社、海軍士官の社交クラブのための防空ごうである、だから重要だと。こういうことですね。つまり私からすれば逆なんですよ、これ昭和20年といったらみんな戦渦で苦しんでいる時ですから、食べる物もなくて、みんな飢えてどうしようかといってる時に、社交クラブでからここで飲み食いしてたんですか。そして、自分たちが戦争で爆撃機が来たら自分たちが逃げるために防空ごうを造った。私にはそうとしか考えられないんです。それを市民のみんな、子どもたちに残そうとしよるんですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 歴史的価値というのはいいい意味もあるでしょうし、悪い部分の歴史もあると思っております。そういう意味では残す価値があるというふうに思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次に移ります。損失補償基準を適用しておりますけども、損失補償基準の適用というのは公共事業に伴うとなっているんですよ。公共事業がないときに何でこれが補償ができるんですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） 公共事業に伴う損失補償基準を適用しているということですが、何が公共事業かという質問でございます。これは歴史資料館の建設につきましては、合併協議会が作成した新市建設計画、さらに平成20年度に作成した第一次総合計画や教育委員会が平成19年度に作成しました長期総合教育計画にも記載されており、公共事業として認識してありま

す。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 次に移ります。これは差押えしてますね。同じように建物も差押えしてます。問題なのは、ここに2,600万円の解体費用を払っているということなんです。差押えをするということは市の方針としてはその建物を保全するということでしょう。壊さないで保存しとかんといけんわけですよ。ところがこれに対して壊すお金を払う、矛盾してないですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） その事業とこの差押えとは関連がないというふうに私は思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 同じ市がやっとなんですよ。あなたが単独でやっておるわけじゃないんですよ。教育委員会独自に、あるいは財務課独自にとかそういうことじゃあないでしょ。市が動いてる、これ市長が判を押してるんですよ。そんな答えでいいんですか。

議長（小野宗司） 江藤教育次長。

教育次長（江藤幸一） おっしゃるように、差押えと教育委員会が行う部分については、先ほども言いましたように、それぞれで行っておることありますから、関連はないというふうに私は思っております。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） 最後に全体についてお聞きします。もう時間がありませんので、土地開発基金を使うと書いてあります。ところが、地方自治法ではすべて契約は予算に従って行わなきゃならんと書いてますね。これに当てはまらないんじゃないですか。

議長（小野宗司） 三原財務部長。

財務部長（三原信行） それではお答えいたします。まず土地開発基金につきましては、公共若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することを目的として、佐伯市土地開発基金条例により設置をされており、地方自治法第241条第1項に規定されました特定の目的のために定額の資金を運用するための基金であります。したがって、土地の支払代金を始め、一般会計等の予算に計上するといった手続を取らず、定額の資金を運用することにより、まず基金の金で土地を先行取得しておき、その後必要ときに一般会計等に予算を計上し、基金から買い取る取り扱いということになります。なお、基金で土地を取得する場合でも条例で議会の議決を要するものとして、定められた基準以上の土地の取得及び処分につきましては、議会の議決を経なければなりません、本件はこれに該当いたしません。

議長（小野宗司） 和久議員。

9番（和久博至） これには行政実例があります。昭和39年12月24日、災害救助基金に関するものにつきまして、現金を処分して同基金の設置目的のために使用する場合には歳入・歳出予算に計上しなければならないと書いてます。これを研究してください。以上です。

議長（小野宗司） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 暫時休憩いたします。

午後0時32分 休憩

午後 0 時 33 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより昼食のため休憩いたします。午後は 1 時 40 分から会議を開きます。

午後 0 時 34 分 休憩

午後 1 時 40 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第 2 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第 2、議案の上程を行います。

議案第 100 号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第 100 号「工事請負契約の締結」につきましては、平成 21 年度佐伯市防災情報システム整備工事について、日本無線株式会社大分営業所と工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

平成 21 年第 4 回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第 100 号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）

日程第 3 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第 3、議案質疑を行います。

議案第 83 号から第 100 号まで及び諮問第 4 号、以上 19 件を一括して議題とし、これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第 86 号、佐伯市固定資産評価員の選任について（候補者児玉修一）、諮問第 4 号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者坪矢妙子）、以上 2 件につきましては、会議規則

第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号及び諮問第4号、以上2件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案の委員会付託

議長(小野宗司) 日程第4、議案の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成21年第4回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付 託 委 員 会
第83号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算(第1号)	分 割
第84号	平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	建 設
第85号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務
第87号	佐伯都市計画事業脇津留土地区画整理事業施行条例の一部改正について	建 設
第88号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建 設
第89号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字海崎)	建 設
第90号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字片神浦、大字塩内浦)	建 設
第91号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(蒲江大字竹野浦河内)	建 設
第92号	佐伯市土地開発公社の定款の変更について	建 設
第93号	訴えの提起について	建 設
第94号	佐伯市火葬場条例の一部改正について	教 育 民 生
第95号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	教 育 民 生
第96号	佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の制定について	教 育 民 生
第97号	佐伯市国民健康保険条例の一部改正について	教 育 民 生

第98号	佐伯市バイオマス利活用推進協議会条例の制定について	経済産業
第99号	字の区域の変更について（県営中山間地域総合整備事業蒲江地区第2花き団地工区）	経済産業
第100号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総務

日程第5 佐伯市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

議長（小野宗司） 日程第5、佐伯市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員に、田村徹君、平山晋君、井上安徳君、安倍英二郎君、同補充員に、大鶴安信君、中野祐三君、本田忠文君、江藤宏君を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました選挙管理委員会委員4名、同補充員4名をそれぞれ当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選挙管理委員会委員に、田村徹君、平山晋君、井上安徳君、安倍英二郎君、同補充員に、大鶴安信君、中野祐三君、本田忠文君、江藤宏君が当選されました。

おはかりいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日から各常任委員会を開いていただき、23日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 1 時45分 散会

平成 2 1 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 6 号 6 月 2 3 日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成21年6月23日（火曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	後 藤 幸 吉	2 番	矢 野 精 幸
3 番	高 司 政 文	4 番	吉 良 栄 三
5 番	清 田 哲 也	6 番	井野上 準
7 番	井 上 清 三	8 番	佐 藤 元
9 番	和 久 博 至	10 番	上 田 徹
11 番	御手洗 秀 光	12 番	清 家 儀太郎
13 番	小 野 宗 司	14 番	兒 玉 輝 彦
15 番	河 原 修 仁	16 番	三 浦 涉
17 番	宮 脇 保 芳	18 番	河 野 豊
19 番	清 家 好 文	20 番	江 藤 茂
21 番	渡 邊 一 晴	22 番	矢 野 哲 丸
23 番	芦 刈 紀 生	24 番	下 川 芳 夫
25 番	浅 利 美知子	26 番	後 藤 勇 人
27 番	日 高 嘉 己	28 番	高 橋 香一郎
29 番	玉 田 茂	30 番	榎 田 穂 積

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 河原 盛喜

説明のため出席した者の職氏名

市 副 市長	西 嶋 泰 義	教 育 次 長	江 藤 幸 一
市 務 部 長	塩 月 厚 信	消 防 長	伊 東 宇佐実
財 務 部 長	川 原 弘 嗣	総務部次長兼上浦振興局長	石 田 初 喜
企 画 商 工 観 光 部 長	三 原 信 行	総務部次長兼弥生振興局長	染 矢 隆 則
市 民 生 活 部 長	魚 住 慎 治	総務部次長兼本匠振興局長	汐 月 良 喜
福 祉 保 健 部 長	白 田 茂 達	総務部次長兼宇目振興局長	小 野 雄 司
建 設 部 長	戸 坂 富 士 男	総務部次長兼直川振興局長	松 下 雅 史
農 林 水 産 部 長	酒 井 実	総務部次長兼直川振興局長	内 田 昇 二
上 下 水 道 部 長	高 橋 満 弥	総務部次長兼米水津振興局長	福 泉 慶一郎
	甲 斐 満 義	総務部次長兼蒲江振興局長	高 瀬 精 市

議事日程第6号

平成21年6月23日（火曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
 - 第2 討論、採決
 - 第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 第4 所管事務調査の閉会中継続調査について
 - 第5 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
 - 日程第2 討論、採決
 - 日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第4 所管事務調査の閉会中継続調査について
 - 日程第5 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） 本日の平成21年第4回佐伯市議会定例会第20日目は成立いたしました。
直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第1、委員長報告を行います。

休会中審査として、各委員会に付託されました議案17件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会において、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案2件、計3件につきまして、去る6月17日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第83号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入においては、一委員から、20款、1項、10目、辺地対策事業債のうち、消防施設整備事業債510万円に係る起債事業の内容について質したのに対し、執行部から、この事業は小型動力ポンプ付積載車3台の購入に起債を充当するもので、対象地域は、宇目の落水、西山及び本匠の上津川地域であるとの答弁がありました。

歳出においては特に質疑はなく、討論、採決の結果、議案第83号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、佐伯市には辺地地域が24地域あるが、そのうち黒沢地域の計画を変更するもので、変

更内容は万治橋の橋梁整備である。当初の計画事業費は約1億5,000万円であったが、今回1億9,100万円に変更し、約4,100万円の増額をするものである。事業費の財源内訳については、2分の1に当たる補助金9,550万円を受け、その残りの一般財源9,550万円に辺地対策事業債を100%充てるものである。なお、この辺地対策事業債については、普通交付税を算定する上で、起債償還額の80%が後年度の基準財政需要額に算入されるため、市が負担する実質の一般財源は、事業費の1割程度に抑えられるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、橋梁整備に係る具体的な変更理由を質したのに対し、執行部から、当初は橋梁の架け替えのみの事業費を予定していたが、橋梁の上・下流部の取付護岸や離合箇所を設置が必要となったものであるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）は、執行部から、当該工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により提出するものである。契約の方法は一般競争入札。契約金額は1億8,900万円で、契約の相手方は日本無線株式会社大分営業所である。この事業については、昨年度の工事で、旧佐伯市内の津波浸水想定地域に屋外拡声子局を67か所整備した。今年度の工事は、屋外拡声子局を上浦に14か所、鶴見に30か所整備し、併せて両振興局に遠隔制御装置を設置するものである。これにより、従来から設置されている地域を含め、海岸部の津波浸水想定地域の全域が網羅されることになるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、本入札は3社が応募したのち2社が辞退し、1社のみ電子入札であるが、有効な入札と解してよいのかと質したのに対し、執行部から、この入札は要件設定型一般競争入札により、広く参加業者を応募したもので、参加業者は入札が行われるまで競争相手がいないことなど知りえない状況のため、競争性は十分確保されており、1社でも入札は有効と判断したとの答弁がありました。

これに対し、一委員から、参加を意思表示し応募したにもかかわらず、入札を辞退した理由は何かと質したのに対し、執行部から、一般競争入札において入札者が辞退するのは自由であり、その理由は求めていないとの答弁がありました。

この答弁に対し、さらに一委員から、入札を辞退した理由を個別に聴取すべきではないのかと質したのに対し、執行部から、指名競争入札の場合は、辞退の理由を聴取することはできるが、一般競争入札であるので、理由を聴取する必要はないと考えているとの答弁がありました。

さらに、一委員から、本入札の参加要件を定めた時点で、応募できる業者は何社あったのかと質したのに対し、執行部から、参加要件として、九州管内に建設業法に基づく営業所があること、電気通信事業の資格を有すること、総合評定値が1,100点以上であること、以上の要件を満たす業者は44社あったとの答弁がありました。

この答弁を受け、一委員から、市内業者を優先してほしいとの要望を度々しているが、この44社中に市内業者は何社応募できたのかと質したのに対し、執行部から、市内業者には電気通信事業を行う業者は6社あるが、この要件には該当しておらず44社の中には入っていないとの答弁がありました。

この答弁に対し、一委員から、改めて地元業者を優先してほしい旨の要望が述べられました。

また、一委員から、昨年度可決された弥生学校給食センター新築工事の議案審査において、6社中5社が辞退し、1社入札の有効性について議論した際、大分県は本市の取扱いと異なり、1社入札は無効としていることに関し、その後どのように検討がなされたのかと質したのに対し、執行部から、電子入札による指名競争入札について、指名委員会で協議した結果、当時下した判断と同様、今後も1社入札を有効とする結論を出している。今回の工事は、あくまでも一般競争入札であり、この場合は国・県においても1社入札の有効性を認めているとの答弁がありました。

その他、大幅な設計変更の可能性に関する事、事業計画に関する事など、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論に入り、一委員から、入札に関して疑義が生じないように、そのあり方を検討してほしいとの要望を添え、賛成討論が出されました。

慎重審査を経て、採決の結果、議案第100号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） なければ次に、建設常任委員長、三浦涉君。

建設常任委員長（三浦涉） 建設常任委員長の三浦涉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案2件、予算外議案7件、計9件につきまして、去る6月17日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第83号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

委員から、歳出の8款、2項、1目、道路維持費のうち、道路維持補修費2億円の内訳について質したのに対し、執行部から、災害防除工事1路線が3,000万円、12路線を予定している舗装補修が1億円、その他の路線の整備が6,000万円ほどで、大部分が工事請負費であるとの答弁がありました。

また、他の委員から、8款、2項、5目、東九州自動車道建設促進費に残土処理場の新設事業が計上されているが、予定された地域はあるのかと質したのに対し、執行部から、具体的にどこというめどは現時点では立っていないが、建設部だけでなく、他の部署も含めてプロジェクトチームを作って、いくつかの候補地を審査して、その可能性を今探っている状況であるとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第83号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号、平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号、佐伯都市計画事業脇津留土地地区画整理事業施行条例の一部改正については、執行部から、脇津留土地地区画整理事業に係る清算金の分割徴収又は分割交付に関し、その徴収又は交付を完了すべき期限、利子の率その他の所要の改正を行いたいと説明があり、

慎重審査の結果、議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号、佐伯市手数料条例の一部改正については、執行部から、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、新たに定められた認定及び承認申請に係る手数料の額を定めたいとの説明があり、慎重審査の結果、議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号、90号、91号の、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、執行部から、議案第89号（大字海崎）は、大分県のふ頭用地、議案第90号（大字片神浦、大字塩内浦）は、県道大入島南循環道路改良事業に伴う道路用地、議案第91号（蒲江大字竹野浦河内）は、国道388号線の道路用地として、公有水面埋立工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入する必要があるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第89号、議案第90号、議案第91号については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、佐伯市土地開発公社の定款の変更については、執行部から、借地借家法の一部改正に伴い、条文整理のため、定款を変更する必要があるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第93号、訴えの提起については、執行部から、市営住宅の家賃等を長期にわたって滞納し、再三にわたる催告等に応じない入居者に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、訴えの提起をしようとするものであるとの説明がありました。

これに対して委員から、訴えについてはやむを得ないと思うが、本人の生活状態の把握はできているのかと質したのに対し、執行部から、入居者は現在、仕事に就いており、支払い能力はあると思われるとの答弁があり、慎重審査の結果、議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） なければ次に、教育民生常任委員長、高司政文君。

教育民生常任委員長（高司政文） 教育民生常任委員長の高司政文でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案4件の計5件につきまして、去る6月16日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第83号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳出においては、委員から3款、1項、1目、社会福祉総務費のうち地域介護・福祉空間整備事業の内容を質したのに対し、執行部から、平成18年の認知症高齢者グループホームの火災に伴う消防法施行令の改正により、延べ床面積275平米以上1,000平米未満の小規模福祉施設にもスプリンクラー等の設置が義務づけられ、その施設整備を行うための経費として平米当たり9,000円を交付するものであるとの答弁がありました。

また委員から、3款、1項、3目、老人福祉費のうち敬老会事業の内容を質したのに対し、執行部から、旧郡部のみ敬老会事業への参加者1人に対し、1,000円を補助してきたが、その

助成を旧市内にも広げ新市全域で敬老会事業への補助を行うものであるとの答弁がありました。これに対し、委員から、参加者のみを対象として補助を行うのか、旧市内については、記念品等の配布のみ行っている自治会もあるようだが、そういった事業は対象になるのかと質したのに対し、執行部から、参加した人数に対し補助を考えており、配布のみの事業は対象外と考えているとの答弁がありました。

また委員から、4款、1項、1目、保健衛生総務費のうち、さいきっ子医療費助成事業について、予防接種はこの事業の対象になるのかと質したのに対し、執行部から、予防接種法に定められている法定予防接種は、無料となっているが、任意の予防接種については、保険適用外となるため、この事業の対象とはならないとの答弁がありました。これに対し委員から、任意の予防接種についても助成できるよう検討してほしいと要望が出されました。

また委員から、4款、2項、5目、廃棄物対策費のうち市道石丸小崎線バイパス開設事業の内容について質したのに対し、執行部から、産業廃棄物処理施設の周辺環境整備事業ということで、県の補助事業で、弥生地区の市道石丸小崎線のバイパス改良道路の開設工事を、平成19年度から本年度まで3か年をかけ行う事業であるとの答弁がありました。これに対し他の委員から、市道石丸小崎線の蕨野橋の拡幅はこの事業で行えないのかと質したのに対し、執行部から、周辺環境整備事業ということもあり、通常は、道路の修復や、維持補修を中心とした事業なので、橋梁の改良については計画していないとの答弁がありました。委員から、将来的には、橋梁の掛け替えも行い、国道10号へ通じるような市道にしてほしいとの要望が出されました。

また、委員から、10款、5項、1目、社会教育総務費のうち歴史資料館建設事業の内容について質したのに対し、執行部から、賃金として、市が収集している資料の整理を行うための臨時職員の賃金、報償費として、基本構想策定委員の報酬、旅費として、県外から策定委員を招へいた場合の旅費や、毛利家との交渉を行う際の旅費、委託料として、基本構想、基本計画を策定するための委託料、使用料及び賃借料として、資料を整理する際の部屋の借上料を計上しているとの答弁がありました。これに対し委員から、この歴史資料館建設事業費はすべて一般財源からの持ち出しとなっているが、計画が認定されれば、一定の補助が受けられるのではないのかと質したのに対し、執行部から、基本構想、基本計画等については、補助対象となるもの、ならないものがあり詳細な協議を行わないと分からないが、補助に該当しないということが多いと考えているとの答弁がありました。

また委員から、土地の取得については、土地開発基金で先行取得したということだが、一般会計で基金から買い戻すときには補助対象となるのかと質したのに対し、執行部から、今年度策定中の計画が認可されれば補助対象となるとの答弁がありました。これに対し委員から、現状では事業区域が決まってなく、先行取得した土地は、急傾斜地等もありすべてが事業区域になるとは限らない。事業区域外になった土地は補助の対象外となるのではないのかと質したのに対し、執行部から、基本構想、基本計画の中で事業区域も決定するが、先行取得した土地すべてを事業区域とし、補助対象となるよう計画したいとの答弁がありました。

また委員から、歴史資料館の完成年度を質したのに対し、執行部から、合併特例債の有効期限である平成26年度までに完成したいとの答弁がありました。

また委員から、今なぜ歴史資料館が必要なのかと質したのに対し、執行部から、財政の厳しい中ではあるが、歴史資料館建設により、佐伯の歴史そのものが表に出る。文化薫るまち

づくりを行うことは、佐伯の格を上げるひとつの手法となると考える。また、合併特例債が使えるこの時期が歴史資料館建設の最後のチャンスであるとの答弁がありました。

また委員から、将来的には文化会館の建設も考えられる、歴史資料館だけでなく文化会館の機能も持った施設を計画できないのかと質したのに対し、執行部から、この基本構想、基本計画については、あくまでも歴史資料館建設にかかるものであるとの答弁がありました。これに対し他の委員から、市役所庁舎、文化会館、歴史資料館とこれから大型施設の建設が考えられるが、施設の建設については、建設費のみでなく完成後の維持管理費の増大も懸念される。文化会館と歴史資料館については、一つの施設として建設するなど、全体的な構想の中で少しでも維持管理費を抑えるよう検討してほしいとの要望が出されました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論に入り、まず賛成の立場から、施設建設については維持管理費の増大が懸念されるため、全体的な計画の中で十分検討することを要望し、賛成するとの意見が出されました。

次に反対の立場から、歴史資料館建設事業費について、歴史資料館建設のみの事業であり、その基本構想、基本計画だけに1,400万円あまりの一般財源を使うのは無駄な投資である、歴史資料館、美術館、文化会館などの建設を含め全体的な構想を策定することが必要だと考えるとの反対意見が出されたのち、挙手により採決を行い、賛成多数により、議案第83号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、佐伯市火葬場条例の一部改正については、執行部から、佐伯市火葬場紫翠苑の位置を改めようとするものである。佐伯市都市計画火葬場区域の一部変更に伴い、その位置を変更するものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正については、執行部から、敬老年金の給付をしないこととすることに伴い、佐伯市敬老年金条例を廃止しようとするものである。佐伯市敬老年金事業は、旧佐伯市の支給額により新市において継続事業とされていたが、財政面も含め事業の見直しを行う中で廃止しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、地域のお年寄りには、なるべくなら廃止しないでほしいという意見が大半だがそれでも敬老年金を廃止するのかと質したのに対し、執行部から、将来的には年間予算が5,000万円、6,000万円ということが予想される。限られた財源をもっと助成が必要な事業へ使うための発展的な廃止であるとの答弁がありました。

また他の委員から、対象者の増加による経費の増大が要因なら、一度に廃止するのではなく支給対象年齢を引き上げるなど検討してはどうかと質したのに対し、執行部から、現行の80歳を85歳や90歳に引き上げても、やはり対象者数は増加傾向にあるとの答弁がありました。

また他の委員から、この敬老年金事業と、敬老祝金事業を併用し、新しい支給要件等は検討できないのかと質したのに対し、執行部から、敬老祝金の支給についても、合併協議の中で77歳、88歳、100歳への支給を検討したが、最終的には77歳を除き、現行の88歳、100歳に調整した経緯もあり、特に検討はしなかったとの答弁がありました。

討論に入り、まず賛成の立場から、発展的な廃止ということであり賛成であるとの意見が出されました。

次に、反対の立場から、一度に廃止するのではなく、支給年齢を引き上げるなど検討する

べきである、また敬老会事業の助成の拡大は行われるものの、敬老年金事業の代わりにはなりにくいので反対であるとの意見が出されたのち、挙手により採決を行い、賛成多数により、議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号、佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の制定については、執行部から、小学校1年生から3年生までの児童の保護者に対し、その児童に要する医療費を助成することに関し、新たに条例を制定しようとするものである。助成額は、対象年齢の児童の保護者が保健医療機関等で児童に係る保険給付を受けた場合に、その一部負担金から国又は地方公共団体の負担による給付相当額及び付加給付等の額の合計額を差し引いた額とし、平成21年10月診療分からを対象とするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、佐伯市国民健康保険条例の一部改正については、執行部から、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に限り、出産育児一時金の額を増額しようとするものである。緊急の少子化対策として平成21年10月から、平成22年度末までの暫定措置として全国一律に支給額を4万円引き上げるもので、現行35万円を39万円とするものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第97号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ次に、経済産業常任委員長、吉良栄三君。

経済産業常任委員長（吉良栄三） 梅雨に入りまして農繁期を迎えましたが非常に雨が少ないということで農家の皆様大変苦慮されていることと思っております。今週のまとまった雨を切に願うところであります。経済産業常任委員長の吉良栄三でございます。

それでは今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案2件、計3件につきまして、去る6月16日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第83号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入では、特に質疑はなく、歳出に入り、委員から6款、2項、2目、林業振興費のうち有害鳥獣捕獲事業について、駆除促進のため報償金の増額はできないのか質したのに対し、執行部から、昨年度、秋の強化月間を設けたことにより捕獲頭数を伸ばし、一応の効果があった。これを踏まえ、引き続き状況を見ながら、予算についても検討していくとの答弁がありました。

引き続き、委員から、有害鳥獣の生息区域が隣接していれば、市町村の境界を越えて、隣接する他の自治体から有害鳥獣が入ってくるなどの問題点、及び狩猟者の高齢化等に関連し、猟銃の所持検査等非常に厳しくなっていることについて質したのに対し、執行部から、県に対し、隣接する他市と有害鳥獣捕獲について、連携し、財政面においても効果的な対策ができないか検討すること。また、狩猟者の高齢化等の問題については、市としても対策を検討していくとの答弁がありました。これに関連し、委員から、有害鳥獣の自然増加に捕獲頭数

が追いついていない現状から、捕獲頭数増加に向け、抜本的な対策がなされるよう要望が出されました。

次に、委員から6款、3項、2目、水産業振興費のうち不法投棄防止対策等支援事業（海岸漂着物等撤去事業）について、海岸部にゴミ等が漂着しているケースが見受けられることから、これらの撤去費用なのか質したのに対し、執行部から、市内全域を対象に台風・大雨などで漂着した分の処理費用を今回計上している。ただし、海岸線及び漁港区域内においては、それぞれ所管が分かれており、その管理者に撤去の要請をかけながら、実施していきたいとの答弁がありました。これに対し、委員から災害時等における漂着物の撤去について、早急に対応可能なゴミ処理の確立がなされるよう、要望が出されました。

次に、他の委員から7款、1項、2目、商工業振興費のうち宅配事業費について、この事業は商工会が中心となって行っているが、宇目地域は合併以前から、本匠地域は平成20年度から、そして直川地域は本年度からという事業実施状況の中、補助率については、宇目地域が全額市の一般財源から、本匠・直川地域が県及び市から2分の1となっている。これに関連し、本匠・直川地域については、県からの補助が3か年限りという期限付であることについてこの事業は市等からの補助がなければ、事業実施が厳しい状況であること、また、事業内容は、宅配事業だが高齢者の利用であれば、見守りや安否確認等、福祉的な部分が多分にあると考えられることから、この方面からの補助金の検討ができないかと質したのに対し、執行部から、財源については、市としての考え方の問題でもあり、この予算からとの限定はないが、この事業は、高齢者にとっても良い事業だと考えられることから、今後、商工会と事業状況等について引き続き協議をしながら、事業継続のための予算について、検討していきたいとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第83号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号、佐伯市バイオマス利活用推進協議会条例の制定については、執行部から、佐伯市バイオマスタウン構想に基づき本市におけるバイオマスの利活用の推進に関し、必要な事項を審議するため、佐伯市バイオマス利活用推進協議会を新たに設置しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から、エネルギー及び環境全般に関わる本事業を林業課が所管することの必然性を質したのに対し、執行部から、当初、林地残材のバイオマス利活用の研究からスタートしたため、林業課所管となっている。林業課以外の農業・清掃分野の各関係課においても、窓口を設置するとともに、今後、地域の中で企業が参入しようとする場合などの対応も含め、総合的に取り組みたいとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論に入り、賛成の立場で委員から、協議会機能の充実を求める要望を含む意見が出されました。採決の結果、議案第98号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号、字の区域の変更について（県営中山間地域総合整備事業蒲江地区第2花き団地工区）は、執行部から、土地改良事業のしゅん工に伴い、字の区域を変更する必要があるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明を

お願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 以上の各常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第83号、平成21年度佐伯市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） 反対の理由は、教育民生常任委員会の中で行われていた議論と同じであります。なによりも、議会の内部で歴史資料館の必要性が真剣に討論されることが無く、まず土地だけ買った。そして今回のように調査費を付けるそしてまた作る、何よりも計画性がないのであります。去年の12月歴史資料館を造った後、新庁舎も造りたいと言い出しかねんという発言を私はしておりましたが案の定今のままでは新庁舎も審議会の意見を尊重すれば合併特例債を使う間に今度の歴史資料館ともども合併特例債を利用するわけであります。去年は、市庁舎・文化会館・歴史資料館・東校区の公民館、どのような順序になっているのかと質問したのに対し、計画はありませんでした。まちづくりについてもランドデザインと申しまますか計画性はありません。そういう理由で私は反対をいたします。

議長（小野宗司） 次に、9番、和久博至君。

9番（和久博至） 9番議員の和久博至です。後藤議員と同じように第83号について反対の立場から意見を述べたいと思います。この歴史資料館というのは市民の悲願であるといわれておりますけれども、まだその賛否が定着しているとは思えません。ただ私は歴史資料館そのものに反対するわけではありません。やはり歴史資料館を造るとしたら一体どのようなものかそして、佐伯に見合うものというのはい体どんなのがいいのかと。その費用としても相応かどうか、そういうところをやはりきちっと精査することが必要だと思っています。先ほど後藤議員も言われましたように、まだこの歴史資料館がいいか悪いかについては一度私たちがこの議事に加わっただけですね、その加わった限りでは否決という形になっているわけです。その否決となっているにもかかわらずそれが議会にかけなくていいんだという形で土地が取得されそして、今度、この83号の中には更に調査費のような形が付いてきていると。そこがやっぱり問題なんですよ。やはり、議会の意思としては駄目だったと。ところが進められていると。そこのところがやはり一番の問題だろうと思います。そして、一つの問題点で言いますとやはりマスタープランというものがどうしても大きくかかわってきます。そのマスタープランにはやはり中心市街地活性化計画にのっとってということになっているわけですからその中心市街地活性化計画というのが変更されてないんですねまだ、変更した

と言ってますけども変更はしていないんですよね。そして、それが変更されないままにこの次の平成21年度に移ろうとしているわけですね。平成21年度にはこの中心市街地活性化計画を変更するんだと言っとるわけですね。そうするんだったら明確に計画が変更になったその後から動き始めるというのが私は基本じゃないかと思うんです。つまり、この中心市街地活性化計画のなかではやはり連動していると思われる歴史資料館だけではなくて、その大手前開発計画も出てくると思うんですよね。そして更に文化会館の建設が出てくるそして更に市庁舎の建設計画が出てくる。つまり、市の中心部を一体どのようにしようとするのか、大きなこれからものすごく大きなものがここでもうかかかってきているわけですねそれを一気にやっちゃって連動させようとする、その可能性がやっぱりあるからどうしてもここでは、もう一回見直してほしいと言わざるを得ないんですよね。つまりこれから文化会館を造るにしても、市庁舎を造るにしてもばく大な予算を食う事業が待っているわけですね。そしてそれに加えて更にこの三余館に絡んで大手前に中途半端な30億円ちかくの施設を造ろうとしている。じゃあ一体佐伯市は何をしようとしているのかそこのところを基本的にまず計画を作って皆さんに納得してもらって動き始める。これが基本じゃないかと思います。そこのところの手順をちょっと踏んでないような気がします。で、このような中に入り込んできているわけですね。いくら入っているのかといいますと1,400万ほど入っている。その中で900万ほどが基本計画の作成費になるんだというようなことを言ってますけども、これはやはり表に堂々と出してきて議論してもらおうというのが私は筋じゃないかと思います。その意味で文化会館そのものは、やはり毛利家の関係もあると思います。やはり急いでるという理由も分ります。けどそこのところは一年待って別に不思議はないわけですね、この平成21年度という年ですからこの一年待ってそして出してくるそしてみんなの了解を得て皆さんのやはり資料館というのは心の問題ですから佐伯の資料、佐伯の歴史を残したいという気持ちややはりみんな一つにならないとなかなかいいものがないと思うんです。その意味でもう少し待ってやってほしいと思います。だから、どうしてもここに上がってる限りは、これ否決せざるを得ませんので、残念ながら今年度の補正予算については第83号、否決の立場から意見を述べさせていただきました。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、佐伯市固定資産評価員の選任について(候補者児玉修一)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、児玉修一君に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市固定資産評価員に児玉修一君が同意されました。

次に、議案第87号、佐伯都市計画事業脇津留土地画整理事業施行条例の一部改正について、第88号、佐伯市手数料条例の一部改正について、第89号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字海崎)、第90号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字片神浦、大字塩内浦)、第91号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(蒲江大字竹野浦河内)、第92号、佐伯市土地開発公社の定款の変更について、以上6件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、訴えの提起についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、佐伯市火葬場条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので発言を許します。

3番、高司政文君

3番（高司政文） 3番議員、日本共産党の高司政文です。私は議案第95号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、教育民生常任委員会では賛成多数でしたが私は反対ですのでその立場で討論を行います。この議案は80歳以上の非課税の高齢者に年6,000円の敬老年金を支給していたものを廃止しようとするものです。敬老年金は合併前旧町村部では、佐伯のような非課税という条件もなく年齢も上浦や鶴見の75歳以上など、支給額も1万2,000円から、鶴見の100歳以上の12万円まで幅広く取り組まれ、高齢者に喜ばれていました。それが合併により額が減らされたばかりかとうとう無くなってしまいます。なんともやりきれない話であります。先日の市議選の際、旧町村部を回りますと、敬老年金が減らされたことへの不満や充実させてほしいという要望を多く聞きました。中には西嶋市長はこんなに冷たいのか、と憤っていらしたかたもいました。選挙後この問題を取り上げようと考えていましたが、まさか廃止する議案がこんなに早く出るとは思いもしませんでした。高齢者は、年金の引き下げ、高齢者非課税制度の後退による負担増、後期高齢者医療制度による負担増や医療の制限など命と暮らしを脅かされているもとの、額は少なくとも高齢者が生きてきて良かったという施策は必要なものであります。支給月の3月は、年金支給の空白月でもあり、卒業や入学など高齢者にとってもお祝いなどの出費が重なるときで適切だと考えます。浮いた財源を旧佐伯市の敬老会事業、子どもの医療費助成に回すという話ですが、敬老会事業は、参加する人しか恩恵が無く子どもの医療

費助成についてはその事業そのものは必要なことですが、高齢者へのお金を回すというやりかたは高齢者対策と少子化対策を対立させるとどちらも弱者である高齢者と子どもを対立させどちらかを選択させるやり方は、構造改革と称し格差と貧困を増大させた小泉内閣以来の常とう手段であり、問題です。財源は、今年度では臨時交付金、来年度以降は地域福祉基金などを活用すれば廃止する必要はありません。また委員会の質疑で明らかのように敬老年金を受給している高齢者の声も聞いておらず合併後5年目になるのに合併協議を受けてという理由は通用しないと思います。他市は廃止しているという理由については、逆に佐伯市だけになれば市の独自性という点からも評価されるし、他市の模範ともなるもので誇れるものになり、他市に追随する必要はありません。以上反対の理由を述べましたが、西嶋市長が本当に高齢者へ優しい市政を行うなら、この議案は撤回するしかないことを訴え反対討論にします。

議長（小野宗司） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号、佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の制定について、第97号、佐伯市国民健康保険条例の一部改正について、第98号、佐伯市バイオマス活用推進協議会条例の制定について、第99号、字の区域の変更について（県営中山間地域総合整備事業蒲江地区第2花き団地工区）、以上4件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより4件を一括して採決いたします。

教育民生、経済産業、各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者坪矢妙子)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第4号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 83 号	平成21年度佐伯市一般会計補正予算(第1号)	分 割	原案可決
第 84 号	平成21年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第 85 号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総 務	原案可決
第 86 号	佐伯市固定資産評価員の選任について(候補者児玉修一)		原案同意
第 87 号	佐伯都市計画事業脇津留土地区画整理事業施行条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 88 号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 89 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字海崎)	建 設	原案可決
第 90 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字片神浦、大字塩内浦)	建 設	原案可決
第 91 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(蒲江大字竹野浦河内)	建 設	原案可決
第 92 号	佐伯市土地開発公社の定款の変更について	建 設	原案可決
第 93 号	訴えの提起について	建 設	原案可決
第 94 号	佐伯市火葬場条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 95 号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 96 号	佐伯市さいきっ子医療費の助成に関する条例の制定について	教育民生	原案可決
第 97 号	佐伯市国民健康保険条例の一部改正について	教育民生	原案可決

第98号	佐伯市バイオマス利活用推進協議会条例の制定について	経済産業	原案可決
第99号	字の区域の変更について（県営中山間地域総合整備事業蒲江地区第2花き団地工区）	経済産業	原案可決
第100号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総務	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第4号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者坪矢妙子）		異議がない

日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第101号、佐伯市副市長の選任について（候補者塩月厚信）、意見書案第1号、雇用と住居など国民生活の安定の確保を求める意見書、第2号、国直轄事業負担金の廃止を求める意見書、以上3件を一括して議題といたします。

まず、議案第101号について、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） おはようございます。ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第101号「佐伯市副市長の選任」につきましては、塩月厚信副市長の任期が平成21年7月18日で満了するため、同氏を再度佐伯市副市長に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第1号及び第2号について、一括して提案者の説明を求めます。

21番、渡邊一晴君。

21番（渡邊一晴） おはようございます。21番議員、渡邊一晴でございます。意見書案第1号及び意見書案第2号、2件をそれぞれ意見書を読み上げて提案理由の説明に変えさせていただきます。

意見書案第1号

雇用と住居など国民生活の安定の確保を求める意見書

現在、金融市場は百年に一度とも言われる危機に陥っている。

今後、正規雇用を含む大量失業者の発生が憂慮されているが、既に非正規雇用者を中心に失業者が急増しつつあり、国民の雇用不安・生活不安が広がっている。

大分県においても、昨年末より進出企業の非正規雇用労働者の大量解雇が行われたが、県を始めとする多くの関係自治体が臨時職員としての採用や公営住宅への入居のあっせん、民間企業においても求人などの支援策を打ち出し、さらに一般の市民からも寄附の申し出があるなど、解雇された労働者の生活を支援する動きが報じられている。

政府は、このような事態に対し、離職者の住居など生活の安定の確保、円滑な再就職、職業訓練の実施など必要な支援を機動的に行うとともに、生活保護制度等の活用について、緊急に全力で取り組む必要がある。

政府においては、厳しい経営環境においても、必死で雇用の維持を図ろうとしている地場中小零細企業に対する支援策を講じるとともに、大企業の安易な解雇や内定取り消しに対しても指導・監督を強化し、雇用の維持・確保に全力で取り組むとともに、国民生活の安定に向けた十分な支援を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月23日

大分県佐伯市議会

意見書案第2号

国直轄事業負担金の廃止を求める意見書

国の直轄事業は、法律により事業範囲を定め、国自らが直接行う事業であり、全国的な見地から必要とされる広域的事業等であるが、その実施に当たっては、地方が国に直轄事業負担金を支出している。

しかし、地方が国庫補助負担金の交付を受ける場合に、国への事前説明や提出書類の作成といった膨大な事務手続が求められるのに対して、国直轄事業負担金の支出の際には、前年度に翌年度分の事業計画が通知されるようにはなったが、事前協議は行われず、その内訳明細も示されないまま地方が請求された額を支払うだけという、地方分権にもとる手続となっている。

それゆえ地方六団体を始め地方の側からは、かねてから国直轄事業負担金の縮減・廃止や現行制度の早急な改善を進めることが要求され、また地方分権推進委員会や地方分権改革推進会議などでも、その見直しが提起されてきた。

特に、今回、国直轄事業負担金に、国道事務所等の庁舎改修費や国家公務員の人件費、退職手当、一般旅費、さらに上級機関である地方整備局の人件費まで含まれていることが明らかになることなどを契機に、国直轄事業負担金のあり方が大きく分権の課題としてクローズアップされている。

そこで、参議院総務委員会は3月27日、「地方分権改革を推進するための地方税財政基盤の確立に関する決議」において、「国の直轄事業については、国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、抜本的に見直すこと。また、直轄事業負担金については、役割分担の明確化等に応じ、廃止を含む見直しを行うこと。」としている。

また、地方分権改革推進委員会も4月24日、「国直轄事業負担金に関する意見」において、直轄事業の縮減、透明性の確保・充実及び維持管理費負担金の廃止を打ち出した。

したがって、大分県佐伯市議会として、国直轄事業負担金のあり方について、地方の意見に真摯に耳を傾け、地方の自主性・裁量性を拡大し、分権型社会にふさわしい制度の構築の方向で見直すよう、国会及び政府に対し、求めるものである。

記

1. 地方の予算編成等に支障を生じないように、国は、負担金の基準や内訳明細について、

早期に十分な説明や詳細な情報提供を徹底し、事業主体として、地方への説明責任を果たすこと。負担金の対象とし得る経費の範囲について、明確な線引きを行うこと。

2．直轄事業の実施に当たっては、事前協議制度を導入するなど、地方の意見が十分反映できるよう現行制度を改善すること。

3．直轄事業の維持管理費に係る負担金については、本来、その管理水準を決定する管理者である国が負担すべきであること、国庫補助事業には維持管理に対する補助負担制度がない一方で、直轄事業では維持管理費に対する負担金が課せられるなど著しく均衡を欠いていること、建設費と比較して地方負担の割合が高くなっていること、維持管理費は将来にわたり、継続し地方財政にとって大きな負担となることなどから、早急に廃止すること。

4．直轄事業制度の根幹の見直しに向け、国が責任を持つべき事業の縮減や地方に移譲すべき事業の拡大を始め、制度にかかわる根幹的な問題について、十分に協議していくこと。地方が担うべき事業は、権限と財源を地方へ一体的に移譲した上で、地方が自らの判断で自主的、主体的に事業実施できるようにすること。

5．国と地方の役割と財政負担のあり方を一致させる観点から、社会資本整備に関する国と地方の役割分担を明確化した上で、最終的に国直轄事業負担金制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月23日

大分県佐伯市議会

平成21年第4回佐伯市議会定例会追加上程議案等一覧表

議案

番号	件名
第101号	佐伯市副市長の選任について（候補者塩月厚信）

意見書案

番号	件名
第1号	雇用と住居など国民生活の安定の確保を求める意見書
第2号	国直轄事業負担金の廃止を求める意見書

議長（小野宗司） ここで、副市長塩月厚信君から、退席願いの申し出がありますので、これを許可いたします。

（塩月厚信副市長退席）

議長（小野宗司） これより、以上3件を一括して質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第101号並びに意見書案第1号及び第2号、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号並びに意見書案第1号及び第2号、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

議案第101号、佐伯市副市長の選任について（候補者塩月厚信）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

議案第101号については、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（小野宗司） ただいまの出席議員数は、29人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

議長（小野宗司） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なし）

議長（小野宗司） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議長（小野宗司） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

(点呼、投票)

議長(小野宗司) 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(小野宗司) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、7番、井上清三君、25番浅利美知子さん、以上の2名を指名いたします。

よって、以上2名の立ち会いを願います。

(開票)

議長(小野宗司) 投票の結果を報告いたします。

投票総数、29票。

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、賛成、27票。

反対、2票。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市副市長に塩月厚信君が同意されました。

ここで、副市長塩月厚信君の入場を許可いたします。

(塩月厚信副市長復席)

議長(小野宗司) 次に、意見書案第1号、雇用と住居など国民生活の安定の確保を求める意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、国直轄事業負担金の廃止を求める意見書を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第101号	佐伯市副市長の選任について（候補者塩月厚信）		原案同意

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	雇用と住居など国民生活の安定の確保を求める意見書		原案可決
第 2 号	国直轄事業負担金の廃止を求める意見書		原案可決

日程第4 所管事務調査の閉会中継続調査について

議長（小野宗司） 日程第4、所管事務調査の閉会中継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、市役所本庁舎の建設に関することについて、会議規則第104条の規定により、調査終了まで閉会中継続調査といたしたい旨の申し出があります。

おはかりいたします。

総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、市役所本庁舎の建設に関することについて、調査終了まで閉会中継続調査に付することに決しました。

日程第5 会議録署名議員の指名

議長（小野宗司） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、清田哲也君、6番、井野上準君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

この際、おはかりいたします。

先ほど副市長に選任同意されました塩月厚信君から、特に発言の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認め、発言を許可いたします。

塩月厚信君。

副市長（塩月厚信） 一言御あいさついたします。この度の私の人事案件、御同意いただきまして本当にありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

議会そして執行部この両輪の一員として、佐伯市市政発展に参画できる喜びと、責任の大

きさを改めて感じております。どうぞ議員皆様方におかれましては、なお一層の御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますようお願い申し上げまして私のあいさつとさせていただきます。この度は本当にありがとうございました。

(拍手)

議長(小野宗司) おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、平成21年第4回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成21年6月23日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 清 田 哲 也

署 名 議 員 井 野 上 準